

VI-1-1-4-8 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
(その他発電用原子炉の附属施設)

## 目 次

- VI-1-1-4-8-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（その他発電用原子炉の附属施設  
（非常用電源設備））
- VI-1-1-4-8-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（その他発電用原子炉の附属施設  
（火災防護設備））
- VI-1-1-4-8-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（その他発電用原子炉の附属施設  
（浸水防護施設））
- VI-1-1-4-8-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（その他発電用原子炉の附属施設  
（補機駆動用燃料設備））
- VI-1-1-4-8-5 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（その他発電用原子炉の附属施設  
（非常用取水設備））

VI-1-1-4-8-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
(その他発電用原子炉の附属施設 (非常用電源設備))

## 目 次

- VI-1-1-4-8-1-1 非常用発電装置に係る設定根拠に関する説明書
- VI-1-1-4-8-1-2 その他の電源装置に係る設定根拠に関する説明書

VI-1-1-4-8-1-1 非常用発電装置に係る設定根拠に関する説明書

## 目 次

- VI-1-1-4-8-1-1-1 非常用ディーゼル発電設備
- VI-1-1-4-8-1-1-2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備
- VI-1-1-4-8-1-1-3 ガスタービン発電設備
- VI-1-1-4-8-1-1-4 可搬型代替交流電源設備
- VI-1-1-4-8-1-1-5 緊急時対策所ディーゼル発電設備
- VI-1-1-4-8-1-1-6 可搬型窒素ガス供給装置発電設備

VI-1-1-4-8-1-1-1 非常用ディーゼル発電設備

## 目 次

- VI-1-1-4-8-1-1-1-1 非常用ディーゼル機関
- VI-1-1-4-8-1-1-1-2 機関付清水ポンプ
- VI-1-1-4-8-1-1-1-3 空気だめ（自動）
- VI-1-1-4-8-1-1-1-4 非常用ディーゼル機関 空気だめの安全弁
- VI-1-1-4-8-1-1-1-5 燃料デイトンク
- VI-1-1-4-8-1-1-1-6 燃料移送ポンプ
- VI-1-1-4-8-1-1-1-7 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク
- VI-1-1-4-8-1-1-1-8 非常用ディーゼル発電設備 主配管（常設）
- VI-1-1-4-8-1-1-1-9 非常用ディーゼル発電機
- VI-1-1-4-8-1-1-1-10 励磁装置



VI-1-1-4-8-1-1-1-1 設定根拠に関する説明書  
(非常用ディーゼル発電設備 非常用ディーゼル機関)

名 称		非常用ディーゼル機関
機 関 個 数	—	2
過 給 機 個 数	—	4(ディーゼル機関1台につき2)
—		
<p><b>【設定根拠】</b>            (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計基準対象施設               <p>非常用ディーゼル機関は、非常用ディーゼル発電設備の一部として、設計基準事故時に発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために必要な電力を供給し、工学的安全施設等の設備が必要とする電源が所定の時間内に所定の電圧に到達し、継続的に電力を供給する非常用ディーゼル発電機を運転するために設置する。</p> </li> <li>・ 重大事故等対処設備               <p>重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する非常用ディーゼル機関は、以下の機能を有する。</p> <p>非常用ディーゼル機関は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な設備に電力を供給する非常用ディーゼル発電機を運転するために設置する。</p> <p>系統構成は、非常用ディーゼル機関の出力を非常用ディーゼル発電機へ供給し、必要な設備に電力を供給する非常用ディーゼル発電機を運転できる設計とする。</p> </li> </ul> <p>1. 個数の設定根拠</p> <p>非常用ディーゼル機関は、設計基準対象施設として工学的安全施設等の設備が必要とする電力を供給するために必要な個数として各系列に1台とし、合計2台設置する。また、過給機をディーゼル機関1台につき2個、合計4個設置する。</p> <p>重大事故等時に使用する非常用ディーゼル機関は、設計基準対象施設としてディーゼル機関2台及び過給機4個を設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-8-1-1-1-2 設定根拠に関する説明書  
(非常用ディーゼル発電設備 機関付清水ポンプ)

名	称	機関付清水ポンプ	
容	量	m <sup>3</sup> /h/個	<input type="text"/> 以上 (230)
個	数	—	2(ディーゼル機関 1 台につき 1)
—			
<p><b>【設定根拠】</b>            (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象施設                機関付清水ポンプは、設計基準対象施設として非常用ディーゼル発電設備のうち、ディーゼル機関（シリンダ部）を直接冷却する冷却水設備であり、ディーゼル機関運転時に燃料の燃焼により発熱するディーゼル機関高温部への冷却水を確保するために設置する。</li> <li>重大事故等対処設備                重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する機関付清水ポンプは、以下の機能を有する。                 機関付清水ポンプは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な設備に電力を供給する非常用ディーゼル発電設備のディーゼル機関を冷却するために設置する。                系統構成は、機関付清水ポンプにて冷却水をディーゼル機関（シリンダ部）へ供給し、シリンダ部を直接冷却できる設計とする。</li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠                設計基準対象施設として使用する機関付清水ポンプの容量は、<input type="text"/> m<sup>3</sup>/h の冷却水容量であれば、ディーゼル機関高温部の冷却に十分な容量であり、性能上問題ないことを確認している。                以上より、機関付清水ポンプの必要容量は<input type="text"/> m<sup>3</sup>/h/個以上とする。                 機関付清水ポンプを重大事故等時ににおいて使用する場合の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、<input type="text"/> m<sup>3</sup>/h/個以上とする。                 公称値については、<input type="text"/> 230m<sup>3</sup>/h/個とする。</p> <p>2. 個数の設定根拠                機関付清水ポンプは、設計基準対象施設としてディーゼル機関高温部への冷却水を確保するために必要な個数としてディーゼル機関 1 台につき 1 個とし、合計 2 個設置する。                 重大事故等時に使用する機関付清水ポンプは、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>			

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-4-8-1-1-1-3 設定根拠に関する説明書  
(非常用ディーゼル発電設備 空気だめ(自動))

名	称	空気だめ(自動)
容	量 m <sup>3</sup> /個	<input type="text"/> 以上(3)
最	高 使 用 圧 力 MPa	3.24
最	高 使 用 温 度 ℃	90
個	数	2

—

**【設定根拠】**

(概要)

・設計基準対象施設

空気だめ(自動)は、非常用ディーゼル機関の自動始動が定格圧力から8回以上可能な圧縮空気を蓄えるために設置する。

・重大事故等対処設備

重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する空気だめ(自動)は、以下の機能を有する。

空気だめ(自動)は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な設備に電力を供給する非常用ディーゼル発電機の自動始動を可能とするために設置する。

系統構成は、空気だめ(自動)にディーゼル機関を始動できる圧力及び容量の圧縮空気を貯蔵し、自動始動時にディーゼル機関へ始動空気を送ることができる設計とする。

なお、バックアップ用として各系列に1個、合計2個設置する空気だめ(手動)は、重大事故等対処設備として使用しない。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用する空気だめ(自動)の容量は、非常用ディーゼル機関の自動始動が定格圧力から8回可能な容量とする。

上記の条件を満足する空気だめ(自動)の必要容量は、下記のように求める。

$$V = \frac{Q \cdot N}{\left(\frac{P_2 - P_1}{P_0}\right)} = \frac{\text{} \times 8}{\left(\frac{2.94 - \text{}}{0.1013}\right)} = \text{} \text{ m}^3$$

- V : 空気だめ容量(m<sup>3</sup>)
- Q : 自動始動1回に要する平均空気消費量(m<sup>3</sup>) =
- N : 始動回数(回) = 8
- P<sub>2</sub> : 空気だめ定格圧力(MPa) = 2.94
- P<sub>1</sub> : 8回始動後の空気だめ圧力(MPa) =
- P<sub>0</sub> : 大気圧(MPa[abs]) = 0.1013

以上より、空気だめ(自動)の必要容量は、 m<sup>3</sup>を上回る容量として m<sup>3</sup>/個以上とする。

空気だめ(自動)を重大事故等時に使用する場合の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 m<sup>3</sup>/個以上とする。

公称値については、 m<sup>3</sup>/個を上回るものとし、3m<sup>3</sup>/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する空気だめ(自動)の最高使用圧力は、空気圧縮機自動停止圧力である  MPa を上回る 3.24MPa とする。

空気だめ(自動)を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、3.24MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する空気だめ(自動)の最高使用温度は、空気圧縮機の通常運転温度  °C を上回る 90°C とする。

空気だめ(自動)を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、90°C とする。

4. 個数の設定根拠

空気だめ(自動)は、設計基準対象施設として非常用ディーゼル機関の自動始動が定格圧力から 8 回以上可能な圧縮空気を蓄えるために必要な個数として各系列に 1 個、合計 2 個設置する。

重大事故等時に使用する空気だめ(自動)は、設計基準対象施設として各系列に 1 個とし、合計 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

VI-1-1-4-8-1-1-1-4 設定根拠に関する説明書  
(非常用ディーゼル発電設備 非常用ディーゼル機関 空気だめの安全弁)



名	称	R43-F318
吹 出 圧 力	MPa	3.24
個 数	—	2(空気だめ 1 個につき 1)
—		
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計基準対象施設 R43-F318 は、非常用ディーゼル発電設備の空気だめ(自動)に設置する安全弁である。 R43-F318 は、設計基準対象施設として非常用ディーゼル発電設備の空気だめ(自動)の圧力が、最高使用圧力となった場合に開動作して最高使用圧力以下に維持する。</li> <li>・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する R43-F318 は、以下の機能を有する。  重大事故等対処設備としては、重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電設備の空気だめ(自動)の圧力が、重大事故等対処設備として使用する場合の最高使用圧力となった場合に開動作して最高使用圧力以下に維持する。 なお、バックアップ用の非常用ディーゼル発電設備の空気だめ(手動)に設置する R43-F319 は、重大事故等対処設備として使用しない。</li> </ul> <p>1. 吹出圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する R43-F318 の吹出圧力は、非常用ディーゼル発電設備の空気だめ(自動)の最高使用圧力と同じ 3.24MPa とする。  R43-F318 を重大事故等時において使用する場合の吹出圧力は、重大事故等時における非常用ディーゼル発電設備の空気だめ(自動)の最高使用圧力と同じ 3.24MPa とする。</p> <p>2. 個数の設定根拠 R43-F318 は、設計基準対象施設として非常用ディーゼル発電設備の空気だめ(自動)の圧力を最高使用圧力以下に維持するために必要な個数として空気だめ(自動)1 個につき 1 個とし、合計 2 個設置する。  重大事故等時に使用する R43-F318 は、設計基準対象施設として合計 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-8-1-1-1-5 設定根拠に関する説明書  
(非常用ディーゼル発電設備 燃料デイトンク)

名 称	燃料デイトンク	
容 量	m <sup>3</sup> /個	□ 以上 (20)
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	45
個 数	—	2 (ディーゼル機関 1 台につき 1)

【設定根拠】

(概要)

・設計基準対象施設

燃料デイトンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクより供給された燃料を貯蔵するとともに、非常用ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を確保するために設置する。

・重大事故等対処設備

重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する燃料デイトンクは、以下の機能を有する。

燃料デイトンクは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な設備に電力を供給する非常用ディーゼル発電機の連続運転を可能とするために設置する。

系統構成は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクより供給された燃料を貯蔵し、ディーゼル機関の連続運転に必要な燃料を供給できる設計とする。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用する燃料デイトンクの容量は、非常用ディーゼル発電機の定格出力にて□時間の連続運転が可能な容量とする。

上記の条件を満足する燃料デイトンクの必要容量は、下記のように求める。

$$V = \frac{N \cdot C \cdot H}{1000} = \frac{6100 \times \square \times \square}{1000} = \square \text{ m}^3$$

V : 燃料デイトンク必要容量 (m<sup>3</sup>)

N : 非常用ディーゼル発電機定格出力 (kW) = 6100

C : 燃料消費率 (ℓ/kW・h)

メーカー実績の燃料消費率 □ (kg/kW・h),

燃料の密度 □ (g/cm<sup>3</sup>), マージン □ % を考慮し

C = □ とする

H : 連続運転時間 (h) = □

以上より、燃料デイトンクの必要容量は、□ m<sup>3</sup> を上回る容量として □ m<sup>3</sup>/個以上とする。

燃料デイトンクを重大事故等時ににおいて使用する場合の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、□ m<sup>3</sup>/個以上とする。

公称値については、□ m<sup>3</sup>/個を上回るものとし、20m<sup>3</sup>/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する燃料デイトンクの最高使用圧力は、燃料デイトンクが大気開放であることから静水頭とする。

燃料デイトンクを重大事故等時において使用する場合の圧力は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、静水頭とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する燃料デイトンクの最高使用温度は、ディーゼル発電設備室の最高温度と同じ 45℃とする。

燃料デイトンクを重大事故等時において使用する場合の温度は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、45℃とする。

4. 個数の設定根拠

燃料デイトンクは、設計基準対象施設として非常用ディーゼル機関の連続運転するために必要な個数として各系列に 1 個とし、合計 2 個設置する。

重大事故等時に使用する燃料デイトンクは、設計基準対象施設として各系列に 1 個とし、合計 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

VI-1-1-4-8-1-1-1-6 設定根拠に関する説明書  
(非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ)

名 称		燃料移送ポンプ
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	□ 以上(4)
揚 程	m	□ 以上(60)
最高使用圧力	MPa	0.98
最高使用温度	℃	66
原 動 機 出 力	kW/個	2.2
個 数	—	2

—

**【設定根拠】**  
(概要)

- 設計基準対象施設  
燃料移送ポンプは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクから非常用ディーゼル機関の連続運転に必要な燃料を供給するために設置する。
- 重大事故等対処設備  
重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する燃料移送ポンプは、以下の機能を有する。

燃料移送ポンプは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する非常用ディーゼル発電機へ非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの燃料を移送するために設置する。

系統構成は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクから燃料移送ポンプを用いて、燃料デイトンクへ燃料を移送できる設計とする。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する燃料移送ポンプの容量は、機関 100%負荷運転で消費する燃料の 2 倍以上の量が移送できる容量とする。  
上記の条件を満足する燃料移送ポンプの必要容量は、下記のように求める。

$$V = \frac{N \cdot C}{1000} \cdot 2 = \frac{6100 \times \square}{1000} \times 2 = \square \text{ m}^3/\text{h}$$

V : 燃料移送ポンプ容量 (m<sup>3</sup>/h)  
N : 非常用ディーゼル発電機定格出力 (kW) = 6100  
C : 燃料消費率 (ℓ/kW・h)  
メーカー実績の燃料消費率 □ (kg/kW・h),  
燃料の密度 □ (kg/m<sup>3</sup>), マージン □ % を考慮し  
C = □ (ℓ/kW・h) とする

以上より、燃料移送ポンプの必要容量は、□ m<sup>3</sup>/h/個以上とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

燃料移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 m<sup>3</sup>/h/個以上とする。

公称値については、 m<sup>3</sup>/h/個を上回るものとし、4m<sup>3</sup>/h/個とする。

## 2. 揚程の設定根拠

設計基準対象施設として使用する燃料移送ポンプの揚程は、下記を考慮する。

非常用ディーゼル発電設備軽油タンクから	:	<input type="text"/> MPa
燃料デイタンクまでの液位差	:	<input type="text"/> MPa
配管及び弁類の圧力損失	:	<input type="text"/> MPa
合 計	:	<input type="text"/> MPa

以上より、燃料移送ポンプの揚程は、必要全圧力の合計に燃料である軽油の密度  (kg/m<sup>3</sup>) にて換算した  m を上回る揚程として  m 以上とする。

燃料移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の揚程は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 m 以上とする。

公称値については、 m を上回るものとし、60m とする。

## 3. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する燃料移送ポンプの最高使用圧力は、燃料移送系の最高使用圧力と同じとする。ここで燃料移送系の最高使用圧力は、燃料移送ポンプの逃し弁全開時の設定圧に系統最下端に加わる圧力を考慮し、0.98MPa とする。従って、燃料移送ポンプの最高使用圧力は系統の最高使用圧力と同じ 0.98MPa とする。

燃料移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の圧力は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、0.98MPa とする。

## 4. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する燃料移送ポンプの最高使用温度は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの最高使用温度と同じ 66℃ とする。

燃料移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、66℃ とする。

## 5. 原動機出力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する燃料移送ポンプの原動機出力は、軸動力を基に設定する。下記の式により容量及び全圧力を基に、燃料移送ポンプの必要軸動力を決定する。

$$P_w = 10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H$$

$$\eta = \frac{P_w}{P} \cdot 100$$

(引用文献：日本工業規格 J I S B 0 1 3 1 (2002) 「ターボポンプ用語」)

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H}{\eta / 100}$$

- P : 軸動力 (kW)
- P<sub>w</sub> : 水動力 (kW)
- ρ : 密度 (kg/m<sup>3</sup>) =
- g : 重力加速度 (m/s<sup>2</sup>) = 9.80665
- Q : 容量 (m<sup>3</sup>/s) = 4/3600
- H : 揚程 (m) = 60
- η : ポンプ効率 (%) =

$$P = \frac{10^{-3} \times \text{} \times 9.80665 \times (4/3600) \times 60}{\text{} / 100} = \text{} \text{ kW}$$

以上より、燃料移送ポンプの原動機出力は、必要軸動力を上回る出力とし、2.2kW/個とする。

燃料移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、2.2kW/個とする。

6. 個数の設定根拠

燃料移送ポンプ（原動機含む）は、設計基準対象施設として非常用ディーゼル発電設備軽油タンクから燃料デイトンクまで燃料を移送するために必要な個数として各系列に1個とし、合計2個設置する。

重大事故等時に使用する燃料移送ポンプ（原動機含む）は、設計基準対象施設として各系列に1個とし、合計2個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



VI-1-1-4-8-1-1-1-7 設定根拠に関する説明書  
(非常用ディーゼル発電設備 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク)

名 称	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク*	
容 量	m <sup>3</sup> /個	<input type="text" value=""/> 以上(110)
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	66
個 数	—	6

注記\*：非常用電源設備の非常用発電装置（ガスタービン発電設備，可搬型代替交流電源設備，可搬型代替直流電源設備，可搬型窒素ガス供給装置発電設備），補機駆動用燃料設備のうち燃料設備と兼用。

**【設定根拠】**

(概要)

・設計基準対象施設

非常用ディーゼル発電設備軽油タンクは，設計基準事故時に非常用ディーゼル発電機へ燃料を供給するために設置する。

・重大事故等対処設備

重大事故等時に，その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する非常用ディーゼル発電設備軽油タンクは，以下の機能を有する。

非常用ディーゼル発電設備軽油タンクは，設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な設備に電力を供給する非常用ディーゼル発電機，ガスタービン発電機，電源車及び可搬型窒素ガス供給装置発電設備の燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は，非常用ディーゼル発電機へ非常用ディーゼル発電設備軽油タンクから燃料移送ポンプを用いて燃料を供給できる設計とする。

また，非常用ディーゼル発電設備軽油タンクは，タンクローリを用いてガスタービン発電設備軽油タンク，電源車(燃料タンク)及び可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク)へ燃料を補給し，ガスタービン発電機，電源車及び可搬型窒素ガス供給装置発電設備が連続運転できる設計とする。

重大事故等時に，その他発電用原子炉の附属施設のうち補機駆動用燃料設備として使用する非常用ディーゼル発電設備軽油タンクは，以下の機能を有する。

非常用ディーゼル発電設備軽油タンクは，重大事故等が発生した場合において，炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な設備の補機駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は，非常用ディーゼル発電設備軽油タンクからタンクローリを用いて大容量送水ポンプ(タイプⅠ)(燃料タンク)，大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)へ燃料を補給し，各機器が運転できる設計とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの容量は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク 6 個で非常用ディーゼル機関 2 台の定格出力で 7 日間連続運転が可能な容量とする。

上記の条件を満足する非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの必要容量は、下記のように求める。

$$V = \frac{N \cdot C \cdot H}{1000} \cdot \frac{n_1}{n_2} = \frac{6100 \times \square \times 7 \times 24}{1000} \times \frac{2}{6} = \square \text{ m}^3$$

- V : 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク容量(m<sup>3</sup>)
- N : 非常用ディーゼル発電機定格出力(kW) =6100
- C : 燃料消費率(l/kW・h)  
 メーカー実績の燃料消費率  $\square$  (kg/kW・h),  
 燃料の密度  $\square$  (g/cm<sup>3</sup>), マージン  $\square$  % を考慮し  
 C =  $\square$  とする
- H : 連続運転時間(h) =7×24
- n<sub>1</sub> : 非常用ディーゼル機関個数 =2
- n<sub>2</sub> : 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク個数 =6

以上より、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの必要容量は、 $\square$  m<sup>3</sup>を上回る容量として  $\square$  m<sup>3</sup>/個以上とする。

重大事故等対処設備として使用する非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの容量は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの必要容量と合わせ、必要な各機器を 7 日間運転継続可能な必要容量を基に設定する。

重大事故対策の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)において想定した事故シーケンスにおいて、同時にその機能を要求される燃料補給を必要とする機器及び燃料消費量を表 1-1 に示す。

表 1-1 より、使用する設備に対して、燃料を補給した場合の 7 日間の運転継続に必要な燃料は約 234m<sup>3</sup>となる。ここで、設計基準対象施設の非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの必要容量は  $\square$  m<sup>3</sup>/個×6 個、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの必要容量は  $\square$  m<sup>3</sup>であることから、重大事故等対処設備の必要容量である約 234m<sup>3</sup>を上回る。

以上より、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの必要容量は、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 $\square$  m<sup>3</sup>とする。

公称値については、要求される  $\square$  m<sup>3</sup>を上回るものとし、110m<sup>3</sup>/個とする。

表 1-1 使用機器及び燃料消費量

使用機器	①個数	②燃料消費率 (m <sup>3</sup> /h)	①×②燃料消費量 (m <sup>3</sup> /7 日間)
ガスタービン発電機	2	$\square$	約 160*
大容量送水ポンプ(タイプ I)	2	0.188	約 64
原子炉補機代替冷却水系 熱交換器ユニット	1	0.056	約 10
計			約 234

\* : ガスタービン発電機の燃料消費量は約  $\square$  m<sup>3</sup>であるが、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクからタンクローリによるガスタービン発電設備軽油タンクへの燃料補給量である約 160m<sup>3</sup>を記載。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの最高使用圧力は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクが大気開放であることから静水頭とする。

非常用ディーゼル発電設備軽油タンクを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、静水頭とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの最高使用温度は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクが大気開放であり、屋外で使用する設備であることから、外気の温度\*を上回る 66℃とする。

非常用ディーゼル発電設備軽油タンクを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、66℃とする。

注記 \*：外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す女川原子力発電所における日最高気温である 8 月の 37.0℃（大船渡特別地域気象観測所 37.0℃（8 月）、石巻特別地域気象観測所 36.8℃（8 月））とする。

4. 個数の設定根拠

非常用ディーゼル発電設備軽油タンクは、設計基準対象施設として機器の運転に必要な燃料を貯蔵し、供給するために必要な個数として各系列に 3 個とし、合計 6 個設置する。

重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電設備軽油タンクは、設計基準対象施設として各系列に 3 個とし、合計 6 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

VI-1-1-4-8-1-1-1-8 設定根拠に関する説明書  
(非常用ディーゼル発電設備 非常用ディーゼル発電設備 主配管(常設))

名 称	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク ～ 燃料移送ポンプ入口配管分岐点						*1													
最高使用圧力	MPa	0.98																		
最高使用温度	℃	66																		
外 径	mm	60.5																		
注記 *1：非常用電源設備の非常用発電装置（ガスタービン発電設備，可搬型代替交流電源設備，可搬型代替直流電源設備，可搬型窒素ガス供給装置発電設備），補機駆動用燃料設備のうち燃料設備と兼用。																				
<b>【設定根拠】</b> （概要） 本配管は，非常用ディーゼル発電設備軽油タンクから燃料移送ポンプ入口配管分岐点までを接続する配管であり，設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として，非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの燃料を燃料移送ポンプにより燃料デイトンクに移送するために設置する。																				
1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は，非常用ディーゼル発電設備軽油タンクが大気開放されているため，静水頭を上回る 0.98MPa とする。  本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は，重大事故等時における非常用ディーゼル発電設備軽油タンクが静水頭であるため，それを上回る 0.98MPa とする。																				
2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は，非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの最高使用温度と同じ 66℃ とする。  本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は，重大事故等時における非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの最高使用温度と同じ 66℃ とする。																				
3. 外径の設定根拠 本配管を設計基準対象施設として使用する場合の外径は，非常用ディーゼル発電設備軽油タンクから供給される燃料は油であるため，エロージョン，圧力損失・施工性等を考慮し，先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し，60.5mm とする。  重大事故等対処設備として使用する本配管の外径は，設計基準対象施設と同じ 60.5mm とする。																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">外径 A (mm)</th> <th style="width: 10%;">厚さ B (mm)</th> <th style="width: 10%;">呼び径 (A)</th> <th style="width: 10%;">流路面積 C (m<sup>2</sup>)</th> <th style="width: 10%;">流量 D (m<sup>3</sup>/h)</th> <th style="width: 10%;">流速*2 E (m/s)</th> <th style="width: 10%;">標準流速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">60.5</td> <td style="text-align: center;">5.5</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">0.00192</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">0.6</td> <td style="border: 2px solid black; width: 50px;"></td> </tr> </tbody> </table>							外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速*2 E (m/s)	標準流速 (m/s)	60.5	5.5	50	0.00192	4	0.6	
外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速*2 E (m/s)	標準流速 (m/s)														
60.5	5.5	50	0.00192	4	0.6															
注記 *2：流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。																				

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)^2}{1000} \right\}$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

名 称	燃料移送ポンプ入口配管分岐点 ～ 燃料移送ポンプ	
最高使用圧力	MPa	0.98
最高使用温度	℃	66
外 径	mm	60.5, 76.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、燃料移送ポンプ入口配管分岐点から燃料移送ポンプまでを接続する配管であり、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの燃料を燃料移送ポンプにより燃料デイトンクに移送するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクが大気開放されているため、静水頭を上回る 0.98MPa とする。

本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における非常用ディーゼル発電設備軽油タンクが静水頭であるため、それを上回る 0.98MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの最高使用温度と同じ 66℃ とする。

本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの最高使用温度と同じ 66℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管を設計基準対象施設として使用する場合の外径は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクから供給される燃料は油であるため、エロージョン、圧力損失・施工性等を考慮し、先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し、60.5mm, 76.3mm とする。

重大事故等対処設備として使用する本配管の外径は、設計基準対象施設と同じ 60.5mm, 76.3mm とする。

外径	厚さ	呼び径	流路面積	流量	流速*	標準流速
A	B		C	D	E	
(mm)	(mm)	(A)	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>3</sup> /h)	(m/s)	(m/s)
60.5	5.5	50	0.00192	4	0.6	
76.3	5.2	65	0.00341	4	0.3	

注記 \*：流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

名	称	燃料移送ポンプ ～ 燃料デイトンク
最高使用圧力	MPa	0.98
最高使用温度	℃	66
外	径	mm
		60.5

【設定根拠】

(概要)

本配管は、燃料移送ポンプから燃料デイトンクまでを接続する配管であり、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの燃料を燃料移送ポンプにより燃料デイトンクに移送するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、燃料移送ポンプの逃し弁全開時の設定圧に系統最下端に加わる圧力を考慮し、0.98MPaとする。

本配管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における燃料移送ポンプの逃し弁全開時の設定圧に系統最下端に加わる圧力を考慮し、0.98MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、燃料移送ポンプの最高使用温度と同じ66℃とする。

本配管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における燃料移送ポンプの最高使用温度と同じ66℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管を設計基準対象施設として使用する場合は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクから供給される燃料は油であるため、エロージョン、圧力損失・施工性等を考慮し、先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し、60.5mmとする。

重大事故等対処設備として使用する本配管の外径は、設計基準対象施設と同じ60.5mmとする。

外径	厚さ	呼び径	流路面積	流量	流速*	標準流速
A	B		C	D	E	
(mm)	(mm)	(A)	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>3</sup> /h)	(m/s)	(m/s)
60.5	5.5	50	0.00192	4	0.6	

注記 \*：流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-4-8-1-1-1-9 設定根拠に関する説明書  
(非常用ディーゼル発電設備 非常用ディーゼル発電機)

名	称	非常用ディーゼル発電機	
容	量	kVA/個	7625
個	数	—	2 (ディーゼル機関1個につき1)
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設 非常用ディーゼル発電機は、設計基準事故時に発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために必要な電力を供給し、工学的安全施設等の設備が必要とする電源が所定の時間内に所定の電圧に到達し、継続的に電力を供給するために設置する。</li> <li>・重大事故等対処設備 重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する非常用ディーゼル発電機は、以下の機能を有する。  非常用ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するために設置する。 非常用ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備へ給電できる設計とする。</li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠 非常用ディーゼル発電機の容量に関しては、添付書類「VI-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて説明する。</p> <p>2. 個数の設定根拠 非常用ディーゼル発電機は、設計基準対象施設として工学的安全施設等の設備が必要とする電力を供給するために必要な個数である各系列に1個とし、合計2個(ディーゼル機関1個につき1個)設置する。 非常用ディーゼル発電機は、設計基準対象施設として設置しているものを重大事故等時における設計条件にて使用するため設計基準対象施設として2個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>			

VI-1-1-4-8-1-1-1-10 設定根拠に関する説明書  
(非常用ディーゼル発電設備 励磁装置)

名	称	励磁装置
容	量	42.9
個	数	2 (発電機 1 個につき 1)
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象施設 励磁装置は、設計基準事故時に発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために必要な電力を供給し、工学的安全施設等の設備が必要とする電源が所定の時間内に所定の電圧に到達し、継続的に電力を供給する非常用ディーゼル発電機を励磁するために設置する。</li> <li>重大事故等対処設備 重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する励磁装置は、以下の機能を有する。  励磁装置は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な設備に電力を供給する非常用ディーゼル発電機を励磁するために設置する。 励磁装置は、重大事故等対処設備へ給電する非常用ディーゼル発電機を励磁できる設計とする。</li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠 設計基準事故時に使用する励磁装置の容量は、発電機メーカーによる開発段階で、42.9kW の容量であれば、発電機の励磁に十分な容量であり、性能上問題ないことを確認している。 以上より、励磁装置の容量は 42.9kW/個とする。 重大事故等時に使用する励磁装置の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、42.9kW/個とする。</p> <p>2. 個数の設定根拠 励磁装置は、設計基準対象施設として非常用ディーゼル発電機を励磁するために必要な個数である発電機 1 個当たり 1 個とし、合計 2 個設置する。 重大事故等時に使用する励磁装置は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-8-1-1-2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備

## 目 次

- VI-1-1-4-8-1-1-2-1 高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関
- VI-1-1-4-8-1-1-2-2 機関付清水ポンプ
- VI-1-1-4-8-1-1-2-3 空気だめ（自動）
- VI-1-1-4-8-1-1-2-4 高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関 空気だめの安全弁
- VI-1-1-4-8-1-1-2-5 燃料デイトンク
- VI-1-1-4-8-1-1-2-6 燃料移送ポンプ
- VI-1-1-4-8-1-1-2-7 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク
- VI-1-1-4-8-1-1-2-8 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 主配管（常設）
- VI-1-1-4-8-1-1-2-9 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機
- VI-1-1-4-8-1-1-2-10 励磁装置



VI-1-1-4-8-1-1-2-1 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系  
ディーゼル機関)

名 称		高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関
機 関 個 数	—	1
過 給 機 個 数	—	2
—		
<p><b>【設定根拠】</b>            (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計基準対象施設               <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の一部として、設計基準事故時に発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設である高圧炉心スプレイ系がその機能を確保するために必要な電力を供給し、高圧炉心スプレイ系が必要とする電源が所定の時間内に所定の電圧に到達し、継続的に電力を供給する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を運転するために設置する。</p> </li> <li>・ 重大事故等対処設備               <p>重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関は、以下の機能を有する。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な設備に電力を供給する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を運転するために設置する。</p> <p>系統構成は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関の出力を高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機へ供給し、必要な設備に電力を供給する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を運転できる設計とする。</p> </li> </ul> <p>1. 個数の設定根拠</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関は、設計基準対象施設として高圧炉心スプレイ系が必要とする電源を供給するために必要な個数として1台設置する。また、過給機をディーゼル機関1台につき2個設置する。</p> <p>重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関は、設計基準対象施設としてディーゼル機関1台及び過給機2個を設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-8-1-1-2-2 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 機関付清水ポンプ)

名	称	機関付清水ポンプ	
容	量	m <sup>3</sup> /h/個	<input type="text"/> 以上(150)
個	数	—	1
—			
<p><b>【設定根拠】</b>            (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象施設              機関付清水ポンプは、設計基準対象施設として高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備のうち、ディーゼル機関（シリンダ部）を直接冷却する冷却水設備であり、ディーゼル機関運転時に燃料の燃焼により発熱するディーゼル機関高温部への冷却水を確保するために設置する。</li> <li>重大事故等対処設備              重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する機関付清水ポンプは、以下の機能を有する。</li> </ul> <p>機関付清水ポンプは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な設備に電力を供給する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備のディーゼル機関を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、機関付清水ポンプにて冷却水をディーゼル機関（シリンダ部）へ供給し、シリンダ部を直接冷却できる設計とする。</p> <p>1. 容量の設定根拠              設計基準対象施設として使用する機関付清水ポンプの容量は、<input type="text"/>m<sup>3</sup>/h の冷却水容量であれば、ディーゼル機関高温部の冷却に十分な容量であり、性能上問題ないことを確認している。              以上より、機関付清水ポンプの必要容量は<input type="text"/> m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>機関付清水ポンプを重大事故等時ににおいて使用する場合の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、<input type="text"/> m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>公称値については、<input type="text"/> 150m<sup>3</sup>/h/個とする。</p> <p>2. 個数の設定根拠              機関付清水ポンプは、設計基準対象施設としてディーゼル機関高温部への冷却水を確保するために必要な個数として1個設置する。</p> <p>重大事故等時に使用する機関付清水ポンプは、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>			

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-4-8-1-1-2-3 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 空気だめ(自動))

名	称	空気だめ(自動)
容	量	m <sup>3</sup> /個
		<input type="text"/> 以上(3)
最	高	使用
圧	力	MPa
		3.24
最	高	使用
温	度	℃
		90
個	数	—
		1

—

**【設定根拠】**

(概要)

・設計基準対象施設

空気だめ(自動)は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関の自動始動が定格圧力から8回以上可能な圧縮空気を蓄えるために設置する。

・重大事故等対処設備

重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する空気だめ(自動)は、以下の機能を有する。

空気だめ(自動)は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な設備に電力を供給する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の自動始動を可能とするために設置する。

系統構成は、空気だめ(自動)にディーゼル機関を自動始動できる圧力及び容量の圧縮空気を貯蔵し、自動始動時にディーゼル機関へ始動空気を送ることができる設計とする。

なお、バックアップ用として1個設置する空気だめ(手動)は、重大事故等対処設備として使用しない。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用する空気だめ(自動)の容量は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関の自動始動が定格圧力から8回可能な容量とする。

上記の条件を満足する空気だめ(自動)の必要容量は、下記のように求める。

$$V = \frac{Q \cdot N}{\left(\frac{P_2 - P_1}{P_0}\right)} = \frac{\text{} \times 8}{\left(\frac{2.94 - \text{}}{0.1013}\right)} = \text{} \text{ m}^3$$

- V : 空気だめ容量(m<sup>3</sup>)
- Q : 自動始動1回に要する平均空気消費量(m<sup>3</sup>) =
- N : 始動回数(回) = 8
- P<sub>2</sub> : 空気だめ定格圧力(MPa) = 2.94
- P<sub>1</sub> : 8回始動後の空気だめ圧力(MPa) =
- P<sub>0</sub> : 大気圧(MPa[abs]) = 0.1013

以上より、空気だめ(自動)の必要容量は、 m<sup>3</sup>を上回る容量として m<sup>3</sup>/個以上とする。

空気だめ(自動)を重大事故等時に使用する場合の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 m<sup>3</sup>/個以上とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

公称値については、m<sup>3</sup>/個を上回るものとし、3m<sup>3</sup>/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する空気だめ(自動)の最高使用圧力は、空気圧縮機自動停止圧力であるMPaを上回る3.24MPaとする。

空気だめ(自動)を重大事故等時において使用する場合の圧力は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、3.24MPaとする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する空気だめ(自動)の最高使用温度は、空気圧縮機の通常運転温度°Cを上回る90°Cとする。

空気だめ(自動)を重大事故等時において使用する場合の温度は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、90°Cとする。

4. 個数の設定根拠

空気だめ(自動)は、設計基準対象施設として高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関の自動始動が定格圧力から8回以上可能な圧縮空気を蓄えるために必要な個数として1個設置する。

重大事故等時に使用する空気だめ(自動)は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

VI-1-1-4-8-1-1-2-4 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系  
ディーゼル機関 空気だめの安全弁)



名	称	R44-F318
吹出圧力	MPa	3.24
個数	—	1
—		
<p><b>【設定根拠】</b>  (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設  R44-F318 は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の空気だめ(自動)に設置する安全弁である。  R44-F318 は、設計基準対象施設として高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の空気だめ(自動)の圧力が、最高使用圧力となった場合に開動作して最高使用圧力以下に維持する。</li> <li>・重大事故等対処設備  重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する R44-F318 は、以下の機能を有する。   重大事故等対処設備としては、重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の空気だめ(自動)の圧力が、重大事故等対処設備として使用する場合の最高使用圧力となった場合に開動作して最高使用圧力以下に維持する。  なお、バックアップ用の高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の空気だめ(手動)に設置する R44-F319 は、重大事故等対処設備として使用しない。</li> </ul> <p>1. 吹出圧力の設定根拠  設計基準対象施設として使用する R44-F318 の吹出圧力は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の空気だめ(自動)の最高使用圧力と同じ 3.24MPa とする。   R44-F318 を重大事故等時において使用する場合の吹出圧力は、重大事故等時における高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の空気だめ(自動)の最高使用圧力と同じ 3.24MPa とする。</p> <p>2. 個数の設定根拠  R44-F318 は、設計基準対象施設として高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の空気だめ(自動)の圧力を最高使用圧力以下に維持するために必要な個数として 1 個設置する。   重大事故等時に使用する R44-F318 は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-8-1-1-2-5 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料デイトンク)

名 称	燃料デイトンク	
容 量	m <sup>3</sup> /個	□以上(14)
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	45
個 数	—	1

—

**【設定根拠】**

(概要)

・設計基準対象施設

燃料デイトンクは、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備軽油タンクより供給された燃料を貯蔵するとともに、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を確保するために設置する。

・重大事故等対処設備

重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する燃料デイトンクは、以下の機能を有する。

燃料デイトンクは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な設備に電力を供給する高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機の連続運転を可能とするために設置する。

系統構成は、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備軽油タンクより供給された燃料を貯蔵し、ディーゼル機関の連続運転に必要な燃料を供給できる設計とする。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用する燃料デイトンクの必要容量は、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機が定格出力にて□時間の連続運転が可能な容量とする。

上記の条件を満足する燃料デイトンクの必要容量は、下記のように求める。

$$V = \frac{N \cdot C \cdot H}{1000} = \frac{3000 \times \square \times \square}{1000} = \square \text{ m}^3$$

V : 燃料デイトンク必要容量(m<sup>3</sup>)

N : 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機定格出力(kW) = 3000

C : 燃料消費率(ℓ/kW・h)

メーカー実績の燃料消費率 □ (kg/kW・h),

燃料の密度 □ (g/cm<sup>3</sup>), マージン □ %を考慮し

C = □ (ℓ/kW・h)とする

H : 連続運転時間(h)

= □

以上より、燃料デイトンクの必要容量は、□ m<sup>3</sup>を上回る容量として □ m<sup>3</sup>/個以上とする。

燃料デイトンクを重大事故等時ににおいて使用する場合の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、□ m<sup>3</sup>/個以上とする。

公称値については、□ m<sup>3</sup>を上回るものとして、14m<sup>3</sup>/個とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する燃料デイトンクの最高使用圧力は、燃料デイトンクが大気開放であることから静水頭とする。

燃料デイトンクを重大事故等時において使用する場合の圧力は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、静水頭とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する燃料デイトンクの最高使用温度は、ディーゼル発電設備室の最高温度と同じ 45℃とする。

燃料デイトンクを重大事故等時において使用する場合の温度は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、45℃とする。

4. 個数の設定根拠

燃料デイトンクは、設計基準対象施設として高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関の連続運転するために必要な個数として 1 個設置する。

重大事故等時に使用する燃料デイトンクは、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

VI-1-1-4-8-1-1-2-6 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ)

名 称		燃料移送ポンプ
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	□以上(4)
揚 程	m	□以上(60)
最高使用圧力	MPa	0.98
最高使用温度	℃	66
原 動 機 出 力	kW/個	2.2
個 数	—	1

**【設定根拠】**

(概要)

・設計基準対象施設

燃料移送ポンプは、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクから高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関の連続運転に必要な燃料を供給するために設置する。

・重大事故等対処設備

重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する燃料移送ポンプは、以下の機能を有する。

燃料移送ポンプは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機へ高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの燃料を移送するために設置する。

系統構成は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクから燃料移送ポンプを用いて、燃料デイトンクへ燃料を移送できる設計とする。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用する燃料移送ポンプの容量は、機関 100%負荷運転で消費する燃料の 2 倍以上の量が移送できる容量とする。

上記の条件を満足する燃料移送ポンプの必要容量は、下記のように求める。

$$V = \frac{N \cdot C}{1000} \cdot 2 = \frac{3000 \times \square}{1000} \times 2 = \square \text{ m}^3/\text{h}$$

V : 燃料移送ポンプ容量(m<sup>3</sup>/h)

N : 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機定格出力(kW) = 3000

C : 燃料消費率(l/kW・h)

メーカー実績の燃料消費率 □ (kg/kW・h),

燃料の密度 □ (kg/m<sup>3</sup>), マージン □ %を考慮し

C = □ (l/kW・h) とする

以上より、燃料移送ポンプの必要容量は、□ m<sup>3</sup>/h/個以上とする。

燃料移送ポンプを重大事故等時ににおいて使用する場合の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、□ m<sup>3</sup>/h/個以上とする。

公称値については、□ m<sup>3</sup>/h/個を上回るものとし、4m<sup>3</sup>/h/個とする。

2. 揚程の設定根拠

設計基準対象施設として使用する燃料移送ポンプの揚程は、下記を考慮する。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクから		: <input style="width: 40px;" type="text"/> MPa
燃料デイトankまでの液位差		
配管及び弁類の圧力損失		: <input style="width: 40px;" type="text"/> MPa
合 計		: <input style="width: 40px;" type="text"/> MPa

以上より、燃料移送ポンプの揚程は、必要全圧力の合計に燃料である軽油の密度  (kg/m<sup>3</sup>) にて換算した  m を上回る揚程として  m 以上とする。

燃料移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の揚程は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 m 以上とする。

公称値については、 m を上回るものとし、60m とする。

3. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する燃料移送ポンプの最高使用圧力は、燃料移送系の最高使用圧力と同じとする。ここで燃料移送系の最高使用圧力は、燃料移送ポンプの逃し弁全開時の設定圧力に系統最下端に加わる圧力を考慮し、0.98MPa とする。従って、燃料移送ポンプの最高使用圧力は系統の最高使用圧力と同じ 0.98MPa とする。

燃料移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の圧力は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、0.98MPa とする。

4. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する燃料移送ポンプの最高使用温度は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの最高使用温度と同じ 66℃ とする。

燃料移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、66℃ とする。

5. 原動機出力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する燃料移送ポンプの原動機出力は、軸動力を基に設定する。下記の式により容量及び全圧力を基に、燃料移送ポンプの必要軸動力を決定する。

$$P_w = 10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H$$

$$\eta = \frac{P_w}{P} \cdot 100$$

(引用文献：日本工業規格 J I S B 0 1 3 1 (2002) 「ターボポンプ用語」)

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H}{\eta / 100}$$

- P : 軸動力 (kW)
- P<sub>w</sub> : 水動力 (kW)
- ρ : 密度 (kg/m<sup>3</sup>) =
- g : 重力加速度 (m/s<sup>2</sup>) = 9.80665
- Q : 容量 (m<sup>3</sup>/s) = 4/3600
- H : 揚程 (m) = 60
- η : ポンプ効率 (%) =

$$P = \frac{10^{-3} \times \text{} \times 9.80665 \times (4/3600) \times 60}{\text{} / 100} = \text{} \text{ kW}$$

以上より、燃料移送ポンプの原動機出力は、必要軸動力を上回る出力とし、2.2kW/個とする。

燃料移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、2.2kW/個とする。

6. 個数の設定根拠

燃料移送ポンプ（原動機含む）は、設計基準対象施設として高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクから燃料デイトンクまで燃料を移送するために必要な個数として1個設置する。

重大事故等時に使用する燃料移送ポンプ（原動機含む）は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



VI-1-1-4-8-1-1-2-7 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系  
ディーゼル発電設備軽油タンク)

名 称	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク*	
容 量	m <sup>3</sup> /個	<input type="text" value=""/> 以上(170)
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	66
個 数	—	1
<p>注記*：非常用電源設備の非常用発電装置（ガスタービン発電設備，可搬型代替交流電源設備，可搬型代替直流電源設備，可搬型窒素ガス供給装置発電設備），補機駆動用燃料設備のうち燃料設備と兼用。</p> <p><b>【設定根拠】</b>  (概要)  ・設計基準対象施設  高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクは，設計基準事故時に高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機へ燃料を供給するために設置する。</p> <p>・重大事故等対処設備  重大事故等時に，その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクは，以下の機能を有する。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクは，設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な設備に電力を供給する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機，ガスタービン発電機，電源車及び可搬型窒素ガス供給装置発電設備の燃料を貯蔵するために設置する。</p> <p>系統構成は，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機へ高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクから燃料移送ポンプを用いて燃料を供給できる設計とする。</p> <p>また，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクは，タンクローリを用いてガスタービン発電設備軽油タンク，電源車(燃料タンク)及び可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク)へ燃料を補給し，ガスタービン発電機，電源車及び可搬型窒素ガス供給装置発電設備が連続運転できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に，その他発電用原子炉の附属施設のうち補機駆動用燃料設備として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクは，以下の機能を有する。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクは，重大事故等が発生した場合において，炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な設備の補機駆動用燃料を貯蔵するために設置する。</p> <p>系統構成は，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクからタンクローリを用いて大容量送水ポンプ(タイプⅠ)(燃料タンク)，大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)へ燃料を補給し，各機器が運転できる設計とする。</p>		

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの容量は、軽油タンク1個で高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関1台の定格出力で7日間連続運転が可能な容量とする。

上記の条件を満足する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの必要容量は、下記のように求める。

$$V = \frac{N \cdot C \cdot H}{1000} = \frac{3000 \times \square \times 7 \times 24}{1000} = \square \text{ m}^3$$

V : 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク容量(m<sup>3</sup>)

N : 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機定格出力(kW) = 3000

C : 燃料消費率(ℓ/kW・h)

メーカー実績の燃料消費率  $\square$  (kg/kW・h), 燃料の密度  $\square$  (g/cm<sup>3</sup>), マージン  $\square$  % を考慮し, C =  $\square$  (ℓ/kW・h) とする

H : 連続運転時間(h) = 7×24

以上より、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの必要容量は、 $\square$  m<sup>3</sup>を上回る容量として  $\square$  m<sup>3</sup>/個以上とする。

重大事故等対処設備として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの容量は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの必要容量と合わせ、必要な各機器を7日間運転継続可能な必要容量を基に設定する。

重大事故対策の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)において想定した事故シーケンスにおいて、同時にその機能を要求される燃料補給を必要とする機器及び燃料消費量を表1-1に示す。

表1-1より、使用する設備に対して、燃料を補給した場合の7日間の運転継続に必要な燃料は約234m<sup>3</sup>となる。ここで、設計基準対象施設の高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの必要容量は  $\square$  m<sup>3</sup>、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの必要容量は  $\square$  m<sup>3</sup>/個×6個であることから、重大事故等対処設備の必要容量である約234m<sup>3</sup>を上回る。

以上より、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの必要容量は、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 $\square$  m<sup>3</sup>とする。

公称値については、要求される  $\square$  m<sup>3</sup>を上回るものとし、170m<sup>3</sup>/個とする。

表 1-1 使用機器及び燃料消費量

使用機器	①個数	②燃料消費率 (m <sup>3</sup> /h)	①×②燃料消費量 (m <sup>3</sup> /7日間)
ガスタービン発電機	2	$\square$	約160*
大容量送水ポンプ(タイプI)	2	0.188	約64
原子炉補機代替冷却水系 熱交換器ユニット	1	0.056	約10
計			約234

\* : ガスタービン発電機の燃料消費量は約  $\square$  m<sup>3</sup>であるが、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクからタンクローリによるガスタービン発電設備軽油タンクへの燃料補給量である約160m<sup>3</sup>を記載。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの最高使用圧力は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクが大気開放であることから静水頭とする。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、静水頭とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの最高使用温度は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクが大気開放であり、屋外で使用する設備であることから、外気の温度\*を上回る 66℃とする。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、66℃とする。

注記 \* : 外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す女川原子力発電所における日最高気温である 8 月の 37.0℃（大船渡特別地域気象観測所 37.0℃（8 月）、石巻特別地域気象観測所 36.8℃（8 月））とする。

4. 個数の設定根拠

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクは、設計基準対象施設として機器の運転に必要な燃料を貯蔵し、供給するために必要な個数として 1 個設置する。

重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクは、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

VI-1-1-4-8-1-1-2-8 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心  
スプレイ系ディーゼル発電設備 主配管(常設))

名 称		*1
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク ～ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 入口配管分岐点
最高使用圧力	MPa	0.98
最高使用温度	℃	66
外 径	mm	60.5
注記 *1：非常用電源設備の非常用発電装置（ガスタービン発電設備，可搬型代替交流電源設備，可搬型代替直流電源設備，可搬型窒素ガス供給装置発電設備），補機駆動用燃料設備のうち燃料設備と兼用。		

**【設定根拠】**  
(概要)

本配管は，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクから高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ入口配管分岐点までを接続する配管であり，設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの燃料を燃料移送ポンプにより燃料デイトンクに移送するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠  
 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクが大気開放されているため，静水頭を上回る 0.98MPa とする。

本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は，重大事故等時における高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクが静水頭であるため，それを上回る 0.98MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠  
 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの最高使用温度と同じ 66℃ とする。

本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は，重大事故等時における高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの最高使用温度と同じ 66℃ とする。

3. 外径の設定根拠  
 本配管を設計基準対象施設として使用する場合の外径は，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクから供給される燃料は油であるため，エロージョン，圧力損失・施工性等を考慮し，先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し，60.5mm とする。

重大事故等対処設備として使用する本配管の外径は，設計基準対象施設と同じ 60.5mm とする。

外径	厚さ	呼び径	流路面積	流量	流速*2	標準流速
A	B		C	D	E	
(mm)	(mm)	(A)	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>3</sup> /h)	(m/s)	(m/s)
60.5	5.5	50	0.00192	4	0.6	

注記 \*2：流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

名 称	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 入口配管分岐点 ～ 燃料移送ポンプ	
最高使用圧力	MPa	0.98
最高使用温度	℃	66
外 径	mm	60.5, 76.3

—

**【設定根拠】**  
(概要)

本配管は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ入口配管分岐点から燃料移送ポンプまでを接続する配管であり、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの燃料を燃料移送ポンプにより燃料デイトンクに移送するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠  
 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクが大気開放されているため、静水頭を上回る 0.98MPa とする。

本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクが静水頭であるため、それを上回る 0.98MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠  
 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの最高使用温度と同じ 66℃ とする。

本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの最高使用温度と同じ 66℃ とする。

3. 外径の設定根拠  
 本配管を設計基準対象施設として使用する場合の外径は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクから供給される燃料は油であるため、エロージョン、圧力損失・施工性等を考慮し、先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し、60.5mm, 76.3mm とする。

重大事故等対処設備として使用する本配管の外径は、設計基準対象施設と同じ 60.5mm, 76.3mm とする。

外径	厚さ	呼び径	流路面積	流量	流速*	標準流速
A	B	(A)	C	D	E	
(mm)	(mm)		(m <sup>2</sup> )	(m <sup>3</sup> /h)	(m/s)	(m/s)
60.5	5.5	50	0.00192	4	0.6	
76.3	5.2	65	0.00341	4	0.3	

注記 \* : 流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

名 称		燃料移送ポンプ ～ 燃料デイトンク
最高使用圧力	MPa	0.98
最高使用温度	℃	66
外 径	mm	60.5

—

**【設定根拠】**  
(概要)

本配管は、燃料移送ポンプから燃料デイトンクまでを接続する配管であり、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの燃料を燃料移送ポンプにより燃料デイトンクに移送するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、燃料移送ポンプの逃し弁全開時の設定圧に系統最下端に加わる圧力を考慮し、0.98MPaとする。

本配管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における燃料移送ポンプの逃し弁全開時の設定圧に系統最下端に加わる圧力を考慮し、0.98MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、燃料移送ポンプの最高使用温度と同じ66℃とする。

本配管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における燃料移送ポンプの最高使用温度と同じ66℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管を設計基準対象施設として使用する場合は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクから供給される燃料は油であるため、エロージョン、圧力損失・施工性等を考慮し、先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し、60.5mmとする。

重大事故等対処設備として使用する本配管の外径は、設計基準対象施設と同じ60.5mmとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速* E (m/s)	標準流速
60.5	5.5	50	0.00192	4	0.6	

注記 \*：流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-4-8-1-1-2-9 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心  
スプレイ系ディーゼル発電機)

名	称	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	
容	量	kVA/個	3750
個	数	—	1
<p>【設定根拠】            (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設                高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、設計基準事故時に発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設である高圧炉心スプレイ系がその機能を確保するために必要な電力を供給し、高圧炉心スプレイ系が必要とする電源が所定の時間内に所定の電圧に到達し、継続的に電力を供給するために設置する。</li> <li>・重大事故等対処設備                重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、以下の機能を有する。                 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するために設置する。                高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備へ給電できる設計とする。</li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠                高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の容量に関しては、添付書類「VI-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて説明する。</p> <p>2. 個数の設定根拠                高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、設計基準対象施設として工学的安全施設等の設備が必要とする電力を供給するために必要な個数として、1個設置する。                高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、設計基準対象施設として設置しているものを重大事故等時における設計条件にて使用するため設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>			

VI-1-1-4-8-1-1-2-10 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 励磁装置)

名 称		励磁装置	
容 量	kW/個	34.1	
個 数	—	1	
<p><b>【設定根拠】</b>            (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設                励磁装置は、設計基準事故時に発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置を維持するため、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設である高圧炉心スプレイ系がその機能を確保するために必要な電力を供給し、高圧炉心スプレイ系が必要とする電源が所定の時間内に所定の電圧に到達し、継続的に電力を供給する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を励磁するために設置する。</li> <li>・重大事故等対処設備                重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する励磁装置は、以下の機能を有する。                 励磁装置は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するために設置する。                励磁装置は、重大事故等対処設備へ給電する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を励磁できる設計とする。</li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠                設計基準事故時に使用する励磁装置の容量は、発電機メーカーによる開発段階で、34.1kWの容量であれば、発電機の励磁に十分な容量であり、性能上問題ないことを確認している。                以上より、励磁装置の容量は34.1kW/個とする。                重大事故等時に使用する励磁装置の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、34.1kW/個とする。</p> <p>2. 個数の設定根拠                励磁装置は、設計基準対象施設として高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を励磁するために必要な個数である発電機1個当たり1個とする。                重大事故等時に使用する励磁装置は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>			

VI-1-1-4-8-1-1-3 ガスタービン発電設備

## 目 次

- VI-1-1-4-8-1-1-3-1 ガスタービン機関
- VI-1-1-4-8-1-1-3-2 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ
- VI-1-1-4-8-1-1-3-3 ガスタービン発電設備軽油タンク
- VI-1-1-4-8-1-1-3-4 ガスタービン発電設備燃料小出槽
- VI-1-1-4-8-1-1-3-5 ガスタービン発電設備 主配管（常設）
- VI-1-1-4-8-1-1-3-6 ガスタービン発電機
- VI-1-1-4-8-1-1-3-7 ガスタービン発電機励磁装置



VI-1-1-4-8-1-1-3-1 設定根拠に関する説明書  
(ガスタービン発電設備 ガスタービン機関)

名	称	ガスタービン機関
個	数	2

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するガスタービン機関は、以下の機能を有する。

ガスタービン機関は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するガスタービン発電機を駆動するために設置する。

ガスタービン機関は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、ガスタービン発電機接続盤に接続し、重大事故等の対処に必要な負荷へ電力を供給するガスタービン発電機を駆動できる設計とする。

1. 個数の設定根拠

ガスタービン機関は、重大事故等対処設備としてガスタービン発電機を駆動するために必要な個数である発電機1個当たり1個とし、合計2個設置する。

VI-1-1-4-8-1-1-3-2 設定根拠に関する説明書  
(ガスタービン発電設備 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ)

名 称	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	□以上(3)
揚 程	m	□以上(61)
最高使用圧力	MPa	0.95
最高使用温度	℃	50
原 動 機 出 力	kW/個	1.5
個 数	—	2

**【設定根拠】**

(概要)

・ 重大事故等対処設備

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、以下の機能を有する。

ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な設備に電力を供給するガスタービン機関へガスタービン発電設備軽油タンクの燃料を移送するために設置する。

系統構成は、ガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いてガスタービン発電設備燃料小出槽へ燃料を移送できる設計とする。

1. 容量の設定根拠

重大事故等対処設備として使用するガスタービン発電設備燃料移送ポンプの容量は、ガスタービン発電機の燃料消費量□m<sup>3</sup>/h/個を上回る□m<sup>3</sup>/h/個以上とする。  
公称値については、□m<sup>3</sup>/h/個を上回るものとし、3m<sup>3</sup>/h/個とする。

2. 揚程の設定根拠

重大事故等対処設備として使用する燃料移送ポンプの揚程は、下記を考慮する。

ガスタービン発電設備軽油タンクから	:	□	MPa
ガスタービン発電設備燃料小出槽までの液位差	:	□	MPa
配管及び弁類の圧力損失	:	□	MPa
合 計	:	□	MPa

以上より、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの揚程は、必要全圧力の合計に燃料である軽油の密度□(kg/m<sup>3</sup>)にて換算した□mを上回る揚程として□m以上とする。

公称値については、□mを上回るものとし、61mとする。

3. 最高使用圧力の設定根拠

重大事故等対処設備として使用するガスタービン発電設備燃料移送ポンプの圧力は、燃料移送系の最高使用圧力と同じとする。ここで燃料移送系の最高使用圧力は、燃料移送ポンプの逃し弁全開時の設定圧力に系統最下端に加わる圧力を考慮し、0.95MPa とする。従って、燃料移送ポンプの最高使用圧力は系統の最高使用圧力と同じ 0.95MPa とする。

4. 最高使用温度の設定根拠

重大事故等対処設備として使用するガスタービン発電設備燃料移送ポンプの温度は、ガスタービン発電設備軽油タンクの最高使用温度と同じ 50℃ とする。

5. 原動機出力の設定根拠

重大事故等対処設備として使用するガスタービン発電設備燃料移送ポンプの原動機出力は軸動力を基に設定する。

下記の式により容量及び全圧力を基に、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの必要軸動力を決定する。

$$P_w = 10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H$$

$$\eta = \frac{P_w}{P} \cdot 100$$

(引用文献：日本工業規格 J I S B 0 1 3 1 (2002)「ターボポンプ用語」)

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H}{\eta / 100}$$

- P : 軸動力 (kW)
- P<sub>w</sub> : 水動力 (kW)
- ρ : 密度 (kg/m<sup>3</sup>) =
- g : 重力加速度 (m/s<sup>2</sup>) = 9.80665
- Q : 容量 (m<sup>3</sup>/s) = 3/3600
- H : 揚程 (m) = 61
- η : ポンプ効率 (%) =

$$P = \frac{10^{-3} \times \text{} \times 9.80665 \times (3/3600) \times 61}{\text{} / 100} = \text{} \div \text{} \text{ kW}$$

以上より、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの原動機出力は、必要軸動力を上回る出力とし、1.5kW/個とする。

6. 個数の設定根拠

ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ（原動機含む）は、重大事故等対処設備としてガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電設備燃料小出槽まで燃料を移送するために必要な個数として、燃料小出槽 1 個当たり 1 個とし、合計 2 個設置する。

VI-1-1-4-8-1-1-3-3 設定根拠に関する説明書  
(ガスタービン発電設備 ガスタービン発電設備軽油タンク)

名 称	ガスタービン発電設備軽油タンク*	
容 量	m <sup>3</sup> /個	<input type="checkbox"/> 以上(110)
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	50
個 数	—	3
* : 非常用電源設備の非常用発電装置 (可搬型代替交流電源設備, 可搬型代替直流電源設備, 可搬型窒素ガス供給装置発電設備), 補機駆動用燃料設備のうち燃料設備と兼用。		

**【設定根拠】**

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するガスタービン発電設備軽油タンクは、以下の機能を有する。

ガスタービン発電設備軽油タンクは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な設備に電力を供給するガスタービン発電機、電源車及び可搬型窒素ガス供給装置発電設備の燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、ガスタービン機関へガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて燃料を供給できる設計とする。

また、タンクローリを用いて電源車(燃料タンク)及び可搬型窒素ガス供給装置(燃料タンク)へ燃料を補給し、電源車及び可搬型窒素ガス供給装置発電設備を連続運転するとき使用する燃料を貯蔵できる設計とする。

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち補機駆動用燃料設備として使用するガスタービン発電設備軽油タンクは、以下の機能を有する。

ガスタービン発電設備軽油タンクは、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な設備の燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、タンクローリを用いて大容量送水ポンプ(タイプⅠ)(燃料タンク)、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)へ燃料を補給し、各機器が運転するとき使用する燃料を貯蔵できる設計とする。

1. 容量の設定根拠

重大事故等対処設備として使用するガスタービン発電設備軽油タンクの容量は、ガスタービン発電設備軽油タンク 3 個でガスタービン発電機 2 個を、定格出力で 7 日間連続運転が可能な容量とする。

なお、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて補給する容量を考慮する。

上記の条件を満足するガスタービン発電設備軽油タンクの必要容量は、下記のように求める。

$$V = V_1 - V_2 = \boxed{\phantom{000}} - 53.34 = \boxed{\phantom{000}} \text{ m}^3$$

$$V_1 = C \cdot H \cdot \frac{n_1}{n_2} = \boxed{\phantom{000}} \times 7 \times 24 \times \frac{2}{3} = \boxed{\phantom{000}} \text{ m}^3$$

$$V_2 = 160 \div n_2 = 160 \div 3 = 53.34 \text{ m}^3$$

V : ガスタービン発電設備軽油タンク容量(m<sup>3</sup>)

V<sub>1</sub> : ガスタービン発電機の燃料消費容量(m<sup>3</sup>)

V<sub>2</sub> : 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクからの燃料補給容量(m<sup>3</sup>)  
 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクからの補給は、事象発生 10 時間に 1 回の補給を開始し、その後 4 時間に 1 回 4m<sup>3</sup>を補給し、7 日間 (168h) で合計 160m<sup>3</sup>を軽油タンク 3 個に補給するものとする。

C : 燃料消費率 (m<sup>3</sup>/h) =  $\boxed{\phantom{000}}$

H : 連続運転時間 (h) = 7 × 24

n<sub>1</sub> : ガスタービン機関個数 = 2

n<sub>2</sub> : ガスタービン発電設備軽油タンク個数 = 3

以上より、ガスタービン発電設備軽油タンクの必要容量は、 $\boxed{\phantom{000}}$  m<sup>3</sup>を上回る容量として  $\boxed{\phantom{000}}$  m<sup>3</sup>/個以上とする。

公称値については、 $\boxed{\phantom{000}}$  m<sup>3</sup>/個を上回るものとし、110m<sup>3</sup>/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

重大事故等対処設備として使用するガスタービン発電設備軽油タンクの圧力は、軽油タンクが大気開放であることから静水頭とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

重大事故等対処設備として使用するガスタービン発電設備軽油タンクの温度は、屋外で使用する設備であることから、外気の温度を上回る 50℃とする。

4. 個数の設定根拠

ガスタービン発電設備軽油タンクは、重大事故等対処設備として機器の運転に必要な燃料を貯蔵し、供給するために必要な個数として、合計 3 個設置する。



VI-1-1-4-8-1-1-3-4 設定根拠に関する説明書  
(ガスタービン発電設備 ガスタービン発電設備燃料小出槽)

名 称	ガスタービン発電設備燃料小出槽	
容 量	m <sup>3</sup> /個	□以上(0.6)
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	50
個 数	—	2

**【設定根拠】**

(概要)

・ 重大事故等対処設備

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するガスタービン発電設備燃料小出槽は、以下の機能を有する。

ガスタービン発電設備燃料小出槽は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な設備に電力を供給するガスタービン発電機の連続運転を可能とするために設置する。

系統構成は、ガスタービン発電設備軽油タンクより供給された燃料を貯蔵し、ガスタービン発電機の連続運転に必要な燃料を供給できる設計とする。

1. 容量の設定根拠

重大事故等対処設備として使用するガスタービン発電設備燃料小出槽の必要容量は、ガスタービン発電機の定格出力にて□分間の連続運転が可能な容量とする。

上記の条件を満足するガスタービン発電設備燃料小出槽の必要容量は、下記のように求める。

$$V = \frac{C \cdot H}{60} = \frac{\square \times \square}{60} = \square \text{ m}^3$$

V : 燃料小出槽容量(m<sup>3</sup>)

C : 燃料消費率(m<sup>3</sup>/h)

H : 運転時間(min)

以上より、ガスタービン発電設備燃料小出槽の必要容量は、□ m<sup>3</sup>を上回る容量として□ m<sup>3</sup>/個以上とする。

公称値については、□ m<sup>3</sup>/個以上を上回るものとして、0.6 m<sup>3</sup>/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

重大事故等対処設備として使用するガスタービン発電設備燃料小出槽の圧力は、燃料小出槽が大気開放であることから静水頭とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

重大事故等対処設備として使用するガスタービン発電設備燃料小出槽の温度は、ガスタービン発電設備軽油タンクの最高使用温度と同じ50℃とする。

4. 個数の設定根拠

ガスタービン発電設備燃料小出槽は、重大事故等対処設備としてガスタービン発電機の連続運転に必要な燃料を貯蔵し、供給するために必要な個数として、発電機1個当たり1個とし、合計2個設置する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-4-8-1-1-3-5 設定根拠に関する説明書  
(ガスタービン発電設備 ガスタービン発電設備 主配管(常設))

名 称		ガスタービン発電設備軽油タンク給油口 ～ ガスタービン発電設備軽油タンク
最高使用圧力	MPa	0.95
最高使用温度	℃	50
外 径	mm	60.5, 89.1
—		

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、ガスタービン発電設備軽油タンク給油口からガスタービン発電設備軽油タンクまでを接続する配管であり、重大事故等対処設備として、タンクローリの燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに移送するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管を重大事故等対処設備として使用する場合の圧力は、タンクローリの最高使用圧力 24 kPa を上回る 0.95MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管を重大事故等対処設備として使用する場合の温度は、ガスタービン発電設備軽油タンクの最高使用温度と同じ 50℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管を重大事故等対処設備として使用する場合の外径は、タンクローリから供給される燃料は油であるため、エロージョン、圧力損失・施工性等を考慮し、先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し、60.5mm, 89.1mm とする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速* E (m/s)	標準流速 (m/s)
60.5	5.5	50	0.00192	18	2.6	
89.1	5.5	80	0.00479	18	1.0	

注記 \* : 流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

名 称		*1
		ガスタービン発電設備軽油タンク ～ ガスタービン発電設備軽油タンク出口配管分岐点
最高使用圧力	MPa	0.95
最高使用温度	℃	50
外 径	mm	60.5
注記 *1: 非常用電源設備の非常用発電装置 (可搬型代替交流電源設備, 可搬型代替直流電源設備, 可搬型窒素ガス供給装置発電設備), 補機駆動用燃料設備のうち燃料設備と兼用。		

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、ガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電設備軽油タンク出口配管分岐点までを接続する配管であり、重大事故等対処設備として、ガスタービン発電設備軽油タンクの燃料をガスタービン発電設備燃料移送ポンプによりガスタービン発電設備燃料小出槽に移送するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠  
重大事故等対処設備として使用する本配管の圧力は、ガスタービン発電設備軽油タンクが大気開放されているため、静水頭を上回る 0.95MPa とする。
2. 最高使用温度の設定根拠  
重大事故等対処設備として使用する本配管の温度は、ガスタービン発電設備軽油タンクの最高使用温度と同じ 50℃ とする。
3. 外径の設定根拠  
本配管を重大事故等対処設備として使用する場合の外径は、ガスタービン発電設備軽油タンクから供給される燃料は油であるため、エロージョン、圧力損失・施工性等を考慮し、先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し、60.5mm とする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速*2 E (m/s)	標準流速 (m/s)
60.5	5.5	50	0.00192	3	0.4	

注記 \*2: 流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

名 称		ガスタービン発電設備軽油タンク 出口配管分岐点 ～ ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ
最高使用圧力	MPa	0.95
最高使用温度	℃	50
外 径	mm	60.5, 76.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、ガスタービン発電設備軽油タンク 出口配管分岐点からガスタービン発電設備燃料移送ポンプまでを接続する配管であり、重大事故等対処設備として、ガスタービン発電設備軽油タンクの燃料をガスタービン発電設備燃料移送ポンプによりガスタービン発電設備燃料小出槽に移送するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

重大事故等対処設備として使用する本配管の圧力は、ガスタービン発電設備軽油タンクが大気開放されているため、静水頭を上回る 0.95MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

重大事故等対処設備として使用する本配管の温度は、ガスタービン発電設備軽油タンクの最高使用温度と同じ 50℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管を重大事故等対処設備として使用する場合の外径は、ガスタービン発電設備軽油タンクから供給される燃料は油であるため、エロージョン、圧力損失・施工性等を考慮し、先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し、60.5mm, 76.3mm とする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速* E (m/s)	標準流速 (m/s)
60.5	5.5	50	0.00192	3	0.4	
76.3	5.2	65	0.00341	3	0.2	

注記 \* : 流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

名 称		ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ～ ガスタービン発電設備燃料小出槽	
最高使用圧力	MPa	0.95	
最高使用温度	℃	50	
外 径	mm	60.5, 34.0	
—			

**【設定根拠】**  
(概要)

本配管（フレキシブルホース含む）は、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプからガスタービン発電設備燃料小出槽までを接続する配管であり、重大事故等対処設備として、ガスタービン発電設備軽油タンクの燃料をガスタービン発電設備燃料移送ポンプによりガスタービン発電設備燃料小出槽に移送するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠  
重大事故等対処設備として使用する本配管の圧力は、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの最高使用圧力と同じ0.95MPaとする。
2. 最高使用温度の設定根拠  
重大事故等対処設備として使用する本配管の温度は、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの最高使用温度と同じ50℃とする。
3. 外径の設定根拠  
本配管を重大事故等対処設備として使用する場合の外径は、ガスタービン発電設備軽油タンクから供給される燃料は油であるため、エロージョン、圧力損失・施工性等を考慮し、先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し、60.5mm, 34.0mmとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速* E (m/s)	標準流速 (m/s)
60.5	5.5	50	0.00192	3	0.4	
60.5	3.9	50	0.00218	3	0.4	
34.0	3.4	25	0.00058	3	1.4	

注記 \* : 流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-4-8-1-1-3-6 設定根拠に関する説明書  
(ガスタービン発電設備 ガスタービン発電機)



名	称	ガスタービン発電機
容	量	kVA/個
		4500
個	数	—
		2 (ガスタービン機関 1 個につき 1)
<p><b>【設定根拠】</b>  (概要)</p> <p>重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するガスタービン発電機は、以下の機能を有する。</p> <p>ガスタービン発電機は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>ガスタービン発電機は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、ガスタービン発電機接続盤に接続し、重大事故等の対処に必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>1. 容量の設定根拠  ガスタービン発電機の容量に関しては、添付書類「VI-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて説明する。</p> <p>2. 個数の設定根拠  ガスタービン発電機は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保に必要な個数である 2 個を設置する。</p>		

VI-1-1-4-8-1-1-3-7 設定根拠に関する説明書  
(ガスタービン発電設備 ガスタービン発電機励磁装置)

名	称	ガスタービン発電機励磁装置	
容	量	kW/個	□
個	数	—	2 (発電機 1 個につき 1)
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <p>重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するガスタービン発電機励磁装置は、以下の機能を有する。</p> <p>ガスタービン発電機励磁装置は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するガスタービン発電機を励磁するために設置する。</p> <p>ガスタービン発電機励磁装置は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、ガスタービン発電機接続盤に接続し、重大事故等の対処に必要な負荷へ電力を供給するガスタービン発電機を励磁できる設計とする。</p> <p>1. 容量の設定根拠 ガスタービン発電機励磁装置の容量は、発電機メーカーによる開発段階で、□kW の容量であれば、発電機の励磁に十分な容量であり、性能上問題ないことを確認している。 以上より、励磁装置の容量は□kW/個とする。</p> <p>2. 個数の設定根拠 ガスタービン発電機励磁装置は、重大事故等対処設備としてガスタービン発電機を励磁するために必要な個数である発電機 1 個当たり 1 個とし、合計 2 個設置する。</p>			

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-4-8-1-1-4 可搬型代替交流電源設備

## 目 次

- VI-1-1-4-8-1-1-4-1 電源車 (内燃機関)
- VI-1-1-4-8-1-1-4-2 電源車 (冷却水ポンプ)
- VI-1-1-4-8-1-1-4-3 電源車 (燃料タンク)
- VI-1-1-4-8-1-1-4-4 電源車 (発電機)
- VI-1-1-4-8-1-1-4-5 電源車 (励磁装置)

VI-1-1-4-8-1-1-4-1 設定根拠に関する説明書  
(電源車 (内燃機関))

名 称		電源車（内燃機関）*1
機 関 個 数	—	1
過 給 機 個 数	—	1

注記\*1：可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として4個を兼用。可搬型代替交流電源設備,可搬型代替直流電源設備及び緊急時対策所ディーゼル発電設備として予備1個を兼用。

**【設定根拠】**

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（可搬型代替交流電源設備）として使用する電源車（内燃機関）は、以下の機能を有する。

電源車（内燃機関）は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する電源車の発電機を駆動するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、電源車接続口（原子炉建屋）に接続し、重大事故等の対処に必要な交流負荷へ電力を供給する電源車の発電機を駆動できる設計とする。

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（可搬型代替直流電源設備）として使用する電源車（内燃機関）は、以下の機能を有する。

電源車（内燃機関）は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する電源車の発電機を駆動するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に、電源車接続口（原子炉建屋）に接続し、重大事故等の対処に必要な直流負荷へ充電器を介して電力を供給する電源車の発電機を駆動できる設計とする。

1. 個数の設定根拠

1.1 機関個数

電源車（内燃機関）は、電源車付きの内燃機関であるため、重大事故等対処設備として電源車の発電機を駆動するために必要な個数である発電機1個当たり1個とする。

1.2 過給機個数

電源車（内燃機関）の過給機は、電源車付きの内燃機関であるため、重大事故等対処設備として電源車の発電機を駆動する内燃機関に必要な個数である機関1個当たり1個とする。

VI-1-1-4-8-1-1-4-2 設定根拠に関する説明書  
(電源車 (冷却水ポンプ))



名	称	電源車（冷却水ポンプ）*1	
容	量	m <sup>3</sup> /h/個	□
個	数	—	1
<p>注記*1：可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として4個を兼用。可搬型代替交流電源設備，可搬型代替直流電源設備及び緊急時対策所ディーゼル発電設備として予備1個を兼用。</p> <p><b>【設定根拠】</b>  (概要)</p> <p>重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（可搬型代替交流電源設備）として使用する電源車（冷却水ポンプ）は，以下の機能を有する。</p> <p>電源車（冷却水ポンプ）は，設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する電源車の内燃機関を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は，設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に，電源車接続口（原子炉建屋）に接続し，重大事故等の対処に必要な交流負荷へ電力を供給する電源車の内燃機関を冷却できる設計とする。</p> <p>重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（可搬型代替直流電源設備）として使用する電源車（冷却水ポンプ）は，以下の機能を有する。</p> <p>電源車（冷却水ポンプ）は，設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する電源車の内燃機関を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は，設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に，電源車接続口（原子炉建屋）に接続し，重大事故等の対処に必要な直流負荷へ充電器を介して電力を供給する電源車の内燃機関を冷却できる設計とする。</p> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>電源車（冷却水ポンプ）の容量は，ディーゼル機関メーカーによる開発段階で，□ m<sup>3</sup>/h/個の冷却水容量であれば，ディーゼル機関高温部の冷却に十分な容量であり，性能上問題ないことを確認している。</p> <p>以上より，電源車（冷却水ポンプ）の容量は□ m<sup>3</sup>/h/個とする。</p> <p>2. 個数の設定根拠</p> <p>電源車（冷却水ポンプ）は，電源車付きの冷却水ポンプであるため，重大事故等対処設備として電源車の内燃機関を冷却するために必要な個数である機関1個当たり1個とする。</p>			

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-4-8-1-1-4-3 設定根拠に関する説明書  
(電源車 (燃料タンク))

名	称	電源車（燃料タンク）*1
容	量	L/個
		200 以上（250）
最高使用圧力	MPa	大気圧
最高使用温度	℃	60
個	数	—
		1
注記*1：可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として4個を兼用。可搬型代替交流電源設備，可搬型代替直流電源設備及び緊急時対策所ディーゼル発電設備として予備1個を兼用。		

**【設定根拠】**

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（可搬型代替交流電源設備）として使用する電源車（燃料タンク）は，以下の機能を有する。

電源車（燃料タンク）は，設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する電源車の内燃機関の燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は，設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に，電源車接続口（原子炉建屋）に接続し，重大事故等の対処に必要な交流負荷へ電力を供給する電源車の内燃機関の燃料を貯蔵できる設計とする。

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（可搬型代替直流電源設備）として使用する電源車（燃料タンク）は，以下の機能を有する。

電源車（燃料タンク）は，設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する電源車の内燃機関の燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は，設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に，電源車接続口（原子炉建屋）に接続し，重大事故等の対処に必要な直流負荷へ充電器を介して電力を供給する電源車の内燃機関の燃料を貯蔵できる設計とする。

1. 容量の設定根拠

電源車（燃料タンク）の容量は，電源車の100%負荷連続運転時の燃料消費量を基に設定する。

タンクローリからの燃料補給時間は，電源車の運転開始から約2時間後であることから，この間の電源車の燃料消費量は以下のとおり200Lである。

$$V = C \times H = 100 \times 2 = 200$$

V：燃料消費量（L）

H：運転時間（h） = 2

C：燃料消費率（L/h） = 100

以上より電源車（燃料タンク）の容量は，200L/個以上とする。

なお，公称値については要求される容量200L/個を上回る250L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

電源車（燃料タンク）を重大事故等時に使用する場合の圧力は，大気開放タンクであることから，大気圧とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

電源車（燃料タンク）を重大事故等時に使用する場合の温度は、屋外で使用する可搬型設備であることから、外気の温度\*を上回る 60℃とする。

注記 \*：外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す女川原子力発電所における日最高気温である 8 月の 37.0℃（大船渡特別地域気象観測所 37.0℃（8 月）、石巻特別地域気象観測所 36.8℃（8 月））とする。

4. 個数の設定根拠

電源車（燃料タンク）は、電源車付きの燃料タンクであるため、重大事故等対処設備として電源車の内燃機関の燃料を貯蔵するために必要な個数である機関 1 個当たり 1 個とする。

VI-1-1-4-8-1-1-4-4 設定根拠に関する説明書  
(電源車 (発電機))

名	称	電源車（発電機）*1
容	量	kVA/個
		400
個	数	—
		4（予備 1）
注記*1：可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として4個を兼用。可搬型代替交流電源設備，可搬型代替直流電源設備及び緊急時対策所ディーゼル発電設備として予備1個を兼用。		
<b>【設定根拠】</b> （概要） 重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（可搬型代替交流電源設備）として使用する電源車（発電機）は，以下の機能を有する。 電源車（発電機）は，設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。 系統構成は，設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に，電源車接続口（原子炉建屋）に接続し，重大事故等の対処に必要な交流負荷へ電力を供給できる設計とする。  重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（可搬型代替直流電源設備）として使用する電源車（発電機）は，以下の機能を有する。 電源車（発電機）は，設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。 系統構成は，設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に，電源車接続口（原子炉建屋）に接続し，重大事故等の対処に必要な直流負荷へ充電器を介して電力を供給できる設計とする。		
1. 容量の設定根拠 電源車（発電機）の容量に関しては，添付書類「VI-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて説明する。		
2. 個数の設定根拠 電源車（発電機）は，重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保に必要な個数である2個を2セット合計4個並びに故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1個とし，分散して保管する。		

VI-1-1-4-8-1-1-4-5 設定根拠に関する説明書  
(電源車 (励磁装置))

名	称	電源車（励磁装置）*1
容	量	kW/個
個	数	—
<p>注記*1：可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として4個を兼用。可搬型代替交流電源設備，可搬型代替直流電源設備及び緊急時対策所ディーゼル発電設備として予備1個を兼用。</p>		
<p><b>【設定根拠】</b>  <b>（概要）</b>            重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（可搬型代替交流電源設備）として使用する電源車（励磁装置）は，以下の機能を有する。            電源車（励磁装置）は，設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する電源車を励磁するために設置する。            システム構成は，設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に，電源車接続口（原子炉建屋）に接続し，重大事故等の対処に必要な交流負荷へ電力を供給する電源車を励磁できる設計とする。</p> <p>重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（可搬型代替直流電源設備）として使用する電源車（励磁装置）は，以下の機能を有する。            電源車（励磁装置）は，設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する電源車を励磁するために設置する。            システム構成は，設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に，電源車接続口（原子炉建屋）に接続し，重大事故等の対処に必要な直流負荷へ充電器を介して電力を供給する電源車を励磁できる設計とする。</p> <p>1. 容量の設定根拠            電源車（励磁装置）の容量は，発電機メーカーによる開発段階で，13 kW/個の容量であれば，発電機の励磁に十分な容量であり，性能上問題ないことを確認している。            以上より，電源車（励磁装置）の容量は13 kW/個とする。</p> <p>2. 個数の設定根拠            電源車（励磁装置）は，電源車付きの励磁装置であるため，重大事故等対処設備として電源車の発電機を励磁するために必要な個数である発電機1個当たり1個とする。</p>		



VI-1-1-4-8-1-1-5 緊急時対策所ディーゼル発電設備

## 目次

- VI-1-1-4-8-1-1-5-1 緊急時対策所軽油タンク
- VI-1-1-4-8-1-1-5-2 緊急時対策所ディーゼル発電設備 主配管（常設）
- VI-1-1-4-8-1-1-5-3 緊急時対策所ディーゼル発電設備 主配管（可搬型）
- VI-1-1-4-8-1-1-5-4 電源車（緊急時対策所用）（内燃機関）
- VI-1-1-4-8-1-1-5-5 電源車（緊急時対策所用）（冷却水ポンプ）
- VI-1-1-4-8-1-1-5-6 電源車（緊急時対策所用）（燃料タンク）
- VI-1-1-4-8-1-1-5-7 電源車（緊急時対策所用）（発電機）
- VI-1-1-4-8-1-1-5-8 電源車（緊急時対策所用）（励磁装置）

VI-1-1-4-8-1-1-5-1 設定根拠に関する説明書  
(緊急時対策所ディーゼル発電設備 緊急時対策所軽油タンク)

名 称	緊急時対策所軽油タンク	
容 量	m <sup>3</sup> /個	□以上(10)
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	50
個 数	—	2 (予備1)

**【設定根拠】**

(概要)

重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急時対策所軽油タンクは、以下の機能を有する。

緊急時対策所軽油タンクは、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な設備に電力を供給する電源車(緊急時対策所用)(内燃機関)の燃料油を貯蔵するために設置する。

系統構成は、緊急時対策所軽油タンクにて電源車(緊急時対策所用)(内燃機関)の燃料油を貯蔵し、必要な設備に電力を供給する電源車(緊急時対策所用)(内燃機関)を運転できる設計とする。

1. 容量の設定根拠

重大事故等時に使用する緊急時対策所軽油タンクの容量は、緊急時対策所軽油タンク 2 個で電源車(緊急時対策所用)1 個の定格出力で7 日間連続運転が可能な容量とする。

上記の条件を満足する緊急時対策所軽油タンクの必要容量は、下記のように求める。

$$V = C \cdot H \cdot \frac{n_1}{n_2} = \square \times 7 \times 24 \times \frac{1}{2} = \square \text{ m}^3$$

V : 緊急時対策所軽油タンク容量 (m<sup>3</sup>)

C : 燃料消費率 (m<sup>3</sup>/h) = □

H : 連続運転時間 (h) = 7 × 24

n<sub>1</sub> : 電源車(緊急時対策所用) 個数 = 1

n<sub>2</sub> : 緊急時対策所軽油タンク 個数 = 2

以上より、緊急時対策所軽油タンクの必要容量は、□m<sup>3</sup>を上回る容量として□m<sup>3</sup>/個以上とする。

公称値については、要求される□m<sup>3</sup>を上回るものとし、10m<sup>3</sup>/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

重大事故等時に使用する緊急時対策所軽油タンクの最高使用圧力は、緊急時対策所軽油タンクが大気開放であることから静水頭とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

3. 最高使用温度の設定根拠

重大事故等時に使用する緊急時対策所軽油タンクの最高使用温度は、設置場所での環境温度を上回る 50℃とする。

4. 個数の設定根拠

緊急時対策所軽油タンクは、重大事故等対処設備として電源車(緊急時対策所用)の連続運転に必要な燃料油を貯蔵するために必要な個数として計 2 個とし、予備 1 個を加えて、合計 3 個設置する。

VI-1-1-4-8-1-1-5-2 設定根拠に関する説明書  
(緊急時対策所ディーゼル発電設備 主配管(常設))

名 称	緊急時対策所軽油タンク ～ 給油口	
最高使用圧力	MPa	0.05
最高使用温度	℃	50
外 径	mm	34.0, 60.5

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、緊急時対策所軽油タンクから給油口を接続する配管であり、重大事故等対処設備として、緊急時対策所軽油タンクから電源車（緊急時対策所用）（内燃機関）に燃料油を移送するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、重大事故等時における緊急時対策所軽油タンクが大気開放されているため、静水頭を上回る 0.05MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、重大事故等時における緊急時対策所軽油タンクの最高使用温度と同じ 50℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管を重大事故等対処設備として使用する場合の外径は、緊急時対策所軽油タンクから供給される燃料は油であるため、エロージョン、圧力損失等を考慮し、先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し、34.0mm, 60.5mm とする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速* E (m/s)	標準流速 (m/s)
34.0	4.5	25	0.00049	0.335 以下	0.2 以下	
60.5	5.5	50	0.00192	0.335 以下	0.1 以下	

注記 \*：流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-4-8-1-1-5-3 設定根拠に関する説明書  
(緊急時対策所ディーゼル発電設備 主配管(可搬型))



名 称	給油用ホース (20A:7m)	
最高使用圧力	MPa	1.0
最高使用温度	℃	80
外 径	mm	30.0
個 数	—	1

**【設定根拠】**

(概要)

本ホースは、緊急時対策所軽油タンクと電源車（緊急時対策所用）（内燃機関）を接続するホースであり、重大事故等対処設備として、電源車（緊急時対策所用）（内燃機関）に燃料油を移送するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本ホースを重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、重大事故等時における緊急時対策所軽油タンクが大気開放されているため、静水頭を上回る 1.0MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本ホースを重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、重大事故等時における緊急時対策所軽油タンクの最高使用温度を上回る 80℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本ホースを重大事故等対処設備として使用する場合の外径は、緊急時対策所軽油タンクから供給される燃料は油であるため、エロージョン、圧力損失等を考慮し、先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し、30.0mm とする。

外径	内径	流路面積	流量	流速*	標準流速
(mm)	A (mm)	B (m <sup>2</sup> )	C (m <sup>3</sup> /h)	D (m/s)	(m/s)
30.0	19.0	0.00028	0.335 以下	0.1 以下	

注記 \* : 流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$B = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{A}{1000} \right\}^2$$

$$D = \frac{C}{3600 \cdot B}$$

4. 個数の設定根拠

本ホースは、重大事故等対処設備として緊急時対策所軽油タンクと電源車（緊急時対策所用）（内燃機関）を接続するホースであり、電源車（緊急時対策所用）に燃料を移送するために必要な本数である 1 本を保管する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-4-8-1-1-5-4 設定根拠に関する説明書  
(電源車 (緊急時対策所用) (内燃機関))

名 称		電源車（緊急時対策所用）（内燃機関）*1
機 関 個 数	—	1
過 給 機 個 数	—	1
注記*1：可搬型代替交流電源設備，可搬型代替直流電源設備及び緊急時対策所ディーゼル発電設備として予備1個を兼用。		
<p><b>【設定根拠】</b>            (概要)</p> <p>重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する電源車（緊急時対策所用）（内燃機関）は，以下の機能を有する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（内燃機関）は，重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な設備に電力を供給する電源車（緊急時対策所用）（発電機）を駆動するために設置する。</p> <p>系統構成は，重大事故等が発生した場合に，電源車接続口（緊急時対策建屋北側）に接続し，緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な設備に電力を供給する電源車（緊急時対策所用）（発電機）を駆動できる設計とする。</p> <p>1. 個数の設定根拠</p> <p>1.1 機関個数</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（内燃機関）は，電源車（緊急時対策所用）付きの内燃機関であるため，重大事故等対処設備として電源車（緊急時対策所用）（発電機）を駆動するために必要な個数である発電機1個当たり1個とし，合計で1（予備1）個を保管する。</p> <p>1.2 過給機個数</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（内燃機関）の過給機は，電源車（緊急時対策所用）付きの内燃機関であるため，重大事故等対処設備として電源車（緊急時対策所用）（発電機）を駆動する内燃機関に必要な個数である機関1個当たり1個とする。</p>		

VI-1-1-4-8-1-1-5-5 設定根拠に関する説明書  
(電源車 (緊急時対策所用) (冷却水ポンプ))

名 称	電源車（緊急時対策所用）（冷却水ポンプ）*1	
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	□
個 数	—	1
注記*1：可搬型代替交流電源設備，可搬型代替直流電源設備及び緊急時対策所ディーゼル発電設備として予備1個を兼用。		
<p><b>【設定根拠】</b>  (概要)</p> <p>重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する電源車（緊急時対策所用）（冷却水ポンプ）は，以下の機能を有する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（冷却水ポンプ）は，重大事故等が発生した場合において緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な設備に電力を供給する電源車（緊急時対策所用）（内燃機関）を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は，重大事故等が発生した場合に，電源車接続口（緊急時対策建屋北側）に接続し，緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な設備に電力を供給する電源車（緊急時対策所用）（内燃機関）を冷却できる設計とする。</p> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（冷却水ポンプ）の容量は，ディーゼル機関メーカーによる開発段階で，□ m<sup>3</sup>/h/個の冷却水容量であれば，ディーゼル機関高温部の冷却に十分な容量であり，性能上問題ないことを確認している。</p> <p>以上より，電源車（緊急時対策所用）（冷却水ポンプ）の容量は□ m<sup>3</sup>/h/個とする。</p> <p>2. 個数の設定根拠</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（冷却水ポンプ）は，電源車付きの冷却水ポンプであるため，重大事故等対処設備として電源車（緊急時対策所用）（内燃機関）を冷却するために必要な個数である機関1個当たり1個とする。</p>		

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-4-8-1-1-5-6 設定根拠に関する説明書  
(電源車 (緊急時対策所用) (燃料タンク))

名 称	電源車（緊急時対策所用）（燃料タンク）*1	
容 量	L/個	200 以上（250）
最高使用圧力	MPa	大気圧
最高使用温度	℃	60
個 数	—	1

注記\*1：可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び緊急時対策所ディーゼル発電設備として予備1個を兼用。

**【設定根拠】**  
 （概要）  
 重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する電源車（緊急時対策所用）（燃料タンク）は、以下の機能を有する。  
 電源車（緊急時対策所用）（燃料タンク）は、重大事故等が発生した場合において緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な設備に電力を供給する電源車（緊急時対策所用）（内燃機関）の燃料を貯蔵するために設置する。  
 システム構成は、重大事故等が発生した場合に、電源車接続口（緊急時対策建屋北側）に接続し、緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な設備に電力を供給する電源車（緊急時対策所用）（内燃機関）の燃料を貯蔵できる設計とする。

1. 容量の設定根拠  
 電源車（緊急時対策所用）（燃料タンク）の容量は、緊急時対策所軽油タンクから電磁弁を自動で開閉させ燃料補給することとしており、自動制御範囲\*2である40Lを上回る200Lとする。なお、公称値については要求される容量200L/個を上回る250L/個とする。  
 注記\*2：自動制御範囲 105L～145L

2. 最高使用圧力の設定根拠  
 電源車（緊急時対策所用）（燃料タンク）を重大事故等時に使用する場合は、大気開放タンクであることから、大気圧とする。

3. 最高使用温度の設定根拠  
 電源車（緊急時対策所用）（燃料タンク）を重大事故等時に使用する場合は、屋外で使用する可搬型設備であることから、外気の温度\*3を上回る60℃とする。  
 注記\*3：外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す女川原子力発電所における日最高気温である8月の37.0℃（大船渡特別地域気象観測所37.0℃（8月）、石巻特別地域気象観測所36.8℃（8月））とする。

4. 個数の設定根拠  
 電源車（緊急時対策所用）（燃料タンク）は、電源車付きの燃料タンクであるため、重大事故等対処設備として電源車（緊急時対策所用）（内燃機関）の燃料を貯蔵するために必要な個数である機関1個当たり1個とする。

VI-1-1-4-8-1-1-5-7 設定根拠に関する説明書  
(電源車 (緊急時対策所用) (発電機))



名	称	電源車（緊急時対策所用）（発電機）*1	
容	量	kVA/個	400
個	数	—	1（予備 1）
注記*1：可搬型代替交流電源設備，可搬型代替直流電源設備及び緊急時対策所ディーゼル発電設備として予備 1 個を兼用。			
<p><b>【設定根拠】</b>  (概要)  重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する電源車（緊急時対策所用）（発電機）は，以下の機能を有する。  電源車（緊急時対策所用）（発電機）は，重大事故等が発生した場合において緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な設備に電力を供給するために設置する。  系統構成は，重大事故等が発生した場合に，電源車接続口（緊急時対策建屋北側）に接続し，緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な設備に電力を供給できる設計とする。</p> <p>1. 容量の設定根拠  電源車（緊急時対策所用）（発電機）の容量に関しては，添付書類「VI-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて説明する。</p> <p>2. 個数の設定根拠  電源車（緊急時対策所用）（発電機）は，重大事故等対処設備として緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な設備に電力を供給するために必要な個数である 1 個並びに故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備 1 個とし，分散して保管する。</p>			

VI-1-1-4-8-1-1-5-8 設定根拠に関する説明書  
(電源車 (緊急時対策所用) (励磁装置))

名	称	電源車（緊急時対策所用）（励磁装置）*1	
容	量	kW/個	13
個	数	—	1

注記\*1：可搬型代替交流電源設備，可搬型代替直流電源設備及び緊急時対策所ディーゼル発電設備として予備1個を兼用。

**【設定根拠】**  
**（概要）**  
 重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する電源車（緊急時対策所用）（励磁装置）は，以下の機能を有する。  
 電源車（緊急時対策所用）（励磁装置）は，重大事故等が発生した場合において緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な設備に電力を供給する電源車（緊急時対策所用）（発電機）を励磁するために設置する。  
 系統構成は，重大事故等が発生した場合に，電源車接続口（緊急時対策建屋北側）に接続し，緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な設備に電力を供給する電源車（緊急時対策所用）（発電機）を励磁できる設計とする。

1. 容量の設定根拠  
 電源車（緊急時対策所用）（励磁装置）の容量は，発電機メーカーによる開発段階で，13kW/個の容量であれば，発電機の励磁に十分な容量であり，性能上問題ないことを確認している。  
 以上より，電源車（緊急時対策所用）（励磁装置）の容量は13kW/個とする。

2. 個数の設定根拠  
 電源車（緊急時対策所用）（励磁装置）は，電源車（緊急時対策所用）付きの励磁装置であるため，重大事故等対処設備として電源車（緊急時対策所用）（発電機）を励磁するために必要な個数である発電機1個当たり1個とする。

VI-1-1-4-8-1-1-6 可搬型窒素ガス供給装置発電設備

## 目 次

- VI-1-1-4-8-1-1-6-1 可搬型窒素ガス供給装置発電設備（内燃機関）
- VI-1-1-4-8-1-1-6-2 可搬型窒素ガス供給装置発電設備（燃料タンク）
- VI-1-1-4-8-1-1-6-3 可搬型窒素ガス供給装置発電設備（発電機）
- VI-1-1-4-8-1-1-6-4 可搬型窒素ガス供給装置発電設備（励磁装置）

VI-1-1-4-8-1-1-6-1 設定根拠に関する説明書  
(可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関))

名	称	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)
機 関 個 数	—	1

【設定根拠】  
 (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)は、以下の機能を有する。

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよう、原子炉格納容器内を不活性化するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)を駆動するために設置する。

系統構成は、可搬型窒素ガス供給装置と接続口を可搬型ホースで接続し、原子炉格納容器調気系を介して原子炉格納容器に窒素を注入することにより、原子炉格納容器を不活性化及び原子炉格納容器の負圧破損防止するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)を駆動できる設計とする。

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送する原子炉格納容器フィルタベント系を不活性化するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)を駆動するために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する原子炉格納容器フィルタベント系のベント停止に向け、可搬型窒素ガス供給装置と接続口を可搬型ホースで接続し、原子炉格納容器調気系を介して原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内に窒素を注入することにより、原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内を不活性化及び原子炉格納容器の負圧破損防止するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)を駆動できる設計とする。

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる原子炉格納容器フィルタベント系を不活性化するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)を駆動するために設置する。

系統構成は、可燃性ガスが系統内に滞留し、可燃限界に至ることを防止するため、可搬型窒素ガス供給装置と接続口を可搬型ホースで接続し、原子炉格納容器調気系を介して原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内に窒素を注入することにより、原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内を不活性化及び原子炉格納容器の負圧破損防止するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)を駆動できる設計とする。

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止する原子炉格納容器フィルタベント系を不活性化するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)を駆動するために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内の水素及び酸素の濃度を可燃限界未満にするために、可搬型窒素ガス供給装置と接続口を可搬型ホースで接続し、原子炉格納容器調気系を介して原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内に窒素を注入することにより、原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内を不活性化及び原子炉格納容器の負圧破損防止するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)を駆動

できる設計とする。

1. 個数の設定根拠

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)は、重大事故等対処設備として可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)を駆動するために必要な個数である、可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)1個当たり1個とする。



VI-1-1-4-8-1-1-6-2 設定根拠に関する説明書  
(可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク))

名 称	可搬型窒素ガス供給装置発電設備 (燃料タンク)		
容 量	L/個	<input type="text"/>	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	静水頭	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	1	2

—

**【設定根拠】**  
**(概要)**

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク)は、以下の機能を有する。

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよう、原子炉格納容器内を不活性化するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)の燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、可搬型窒素ガス供給装置と接続口を可搬型ホースで接続し、原子炉格納容器調気系を介して原子炉格納容器に窒素を注入することにより、原子炉格納容器を不活性化及び原子炉格納容器の負圧破損防止するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)の燃料を貯蔵できる設計とする。

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク)は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送する原子炉格納容器フィルタベント系を不活性化するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)の燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する原子炉格納容器フィルタベント系のベント停止に向け、可搬型窒素ガス供給装置と接続口を可搬型ホースで接続し、原子炉格納容器調気系を介して原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内に窒素を注入することにより、原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内を不活性化及び原子炉格納容器の負圧破損防止するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)の燃料を貯蔵できる設計とする。

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる原子炉格納容器フィルタベント系を不活性化するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)の燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、可燃性ガスが系統内に滞留し、可燃限界に至ることを防止するため、可搬型窒素ガス供給装置と接続口を可搬型ホースで接続し、原子炉格納容器調気系を介して原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内に窒素を注入することにより、原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内を不活性化及び原子炉格納容器の負圧破損防止するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)の燃料を貯蔵できる設計とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止する原子炉格納容器フィルタベント系を不活性化するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)の燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内の水素及び酸素の濃度を可燃限界未満にするために、可搬型窒素ガス供給装置と接続口を可搬型ホースで接続し、原子炉格納容器調気系を介して原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内に窒素を注入することにより、原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内を不活性化及び原子炉格納容器の負圧破損防止するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)の燃料を貯蔵できる設計とする。

1. 容量の設定根拠

重大事故等対処設備として使用する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク)の容量は、可搬型窒素ガス供給装置の100%負荷連続運転時の燃料消費量を基に設計する。

タンクローリからの燃料補給時間は、可搬型窒素ガス供給装置の運転開始から約19時間後であることから、この間の可搬型窒素ガス供給装置発電設備の燃料消費量は以下のとおり824.6Lである。

$$V = C \times H = \boxed{\phantom{000}} \times 19 = \boxed{\phantom{000}}$$

V : 燃料消費量(L)

H : 運転時間(h) = 19

C : 燃料消費率 (L/h) =  $\boxed{\phantom{000}}$

よって、可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク)の容量は、燃料補給までの燃料消費量である $\boxed{\phantom{000}}$ Lを上回る $\boxed{\phantom{000}}$ L以上とし、 $\boxed{\phantom{000}}$ L/個以上(1個)、 $\boxed{\phantom{000}}$ L/個以上(2個)とする。

公称値については、要求される容量と同仕様として $\boxed{\phantom{000}}$ L/個(1個)、 $\boxed{\phantom{000}}$ L/個(2個)とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク)を重大事故等時に使用する場合は、大気開放タンクであることから、静水頭とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク)を重大事故等時に使用する場合は、可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク)が大気開放であり、屋外で使用することから、外気の温度\*を上回る40℃とする。

注記 \* : 外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す女川原子力発電所における日最高気温である8月の37.0℃(大船渡特別地域気象観測所37.0℃(8月)、石巻特別地域気象観測所36.8℃(8月))とする。

4. 個数の設定根拠

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク)は、重大事故等対処設備として可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)の燃料を貯蔵するために必要な個数である、可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)1個当たり $\boxed{\phantom{000}}$ L(1個)、 $\boxed{\phantom{000}}$ L(2個)とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-4-8-1-1-6-3 設定根拠に関する説明書  
(可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機))

名	称	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)	
容	量	kVA/個	200
個	数	—	1 (予備 1)
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <p>重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよう、原子炉格納容器内を不活性化するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型窒素ガス供給装置と接続口を可搬型ホースで接続し、原子炉格納容器調気系を介して原子炉格納容器に窒素を注入することにより、原子炉格納容器を不活性化及び原子炉格納容器の負圧破損防止するために必要な電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送する原子炉格納容器フィルタベント系を不活性化するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する原子炉格納容器フィルタベント系のベント停止に向け、可搬型窒素ガス供給装置と接続口を可搬型ホースで接続し、原子炉格納容器調気系を介して原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内に窒素を注入することにより、原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内を不活性化及び原子炉格納容器の負圧破損防止するために必要な電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる原子炉格納容器フィルタベント系を不活性化するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、可燃性ガスが系統内に滞留し、可燃限界に至ることを防止するため、可搬型窒素ガス供給装置と接続口を可搬型ホースで接続し、原子炉格納容器調気系を介して原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内に窒素を注入することにより、原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内を不活性化及び原子炉格納容器の負圧破損防止するために必要な電力を供給できる設計とする。</p>			
<p>1. 容量の設定根拠</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)の容量に関しては、添付書類「VI-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて説明する。</p>			
<p>2. 個数の設定根拠</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)は、重大事故等対処設備として可搬型窒素ガス供給装置の駆動用電力を確保するために必要な個数である1個、並びに故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1個とし、分散して保管する。</p>			

VI-1-1-4-8-1-1-6-4 設定根拠に関する説明書  
(可搬型窒素ガス供給装置発電設備(励磁装置))

名	称	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(励磁装置)	
容	量	kVA/個	□
個	数	—	1

**【設定根拠】**  
(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(励磁装置)は、以下の機能を有する。

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(励磁装置)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよう、原子炉格納容器内を不活性化するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)を励磁するために設置する。

系統構成は、可搬型窒素ガス供給装置と接続口を可搬型ホースで接続し、原子炉格納容器調気系を介して原子炉格納容器に窒素を注入することにより、原子炉格納容器を不活性化及び原子炉格納容器の負圧破損防止するために必要な電力を供給する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)を励磁できる設計とする。

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(励磁装置)は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送する原子炉格納容器フィルタベント系を不活性化するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)を励磁するために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する原子炉格納容器フィルタベント系のベント停止に向け、可搬型窒素ガス供給装置と接続口を可搬型ホースで接続し、原子炉格納容器調気系を介して原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内に窒素を注入することにより、原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内を不活性化及び原子炉格納容器の負圧破損防止するために必要な電力を供給する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)を励磁できる設計とする。

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(励磁装置)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる原子炉格納容器フィルタベント系を不活性化するために必要な電力を確保する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)を励磁するために設置する。

系統構成は、可燃性ガスが系統内に滞留し、可燃限界に至ることを防止するため、可搬型窒素ガス供給装置と接続口を可搬型ホースで接続し、原子炉格納容器調気系を介して原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内に窒素を注入することにより、原子炉格納容器及び原子炉格納容器フィルタベント系の系統内を不活性化及び原子炉格納容器の負圧破損防止するために必要な電力を供給する可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)を励磁できる設計とする。

1. 容量の設定根拠

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(励磁装置)の容量は、発電機メーカーによる開発段階で、□kVAの容量であれば、発電機の励磁に十分な容量であり、性能上問題ないことを確認している。

以上より、可搬型窒素ガス供給装置発電設備(励磁装置)の容量は□kVA/個とする。

2. 個数の設定根拠

可搬型窒素ガス供給装置発電設備(励磁装置)は、可搬型窒素ガス供給装置発電設備付きの励磁装置であるため、重大事故等対処設備として可搬型窒素ガス供給装置発電設備の発電機を励磁するために必要な個数である発電機 1 個当たり 1 個とする。



VI-1-1-4-8-1-2 その他の電源装置に係る設定根拠に関する説明書

目次

VI-1-1-4-8-1-2-1 電力貯蔵装置

## VI-1-1-4-8-1-2-1 電力貯蔵装置

## 目 次

- VI-1-1-4-8-1-2-1-1 125V蓄電池
- VI-1-1-4-8-1-2-1-2 125V代替蓄電池
- VI-1-1-4-8-1-2-1-3 250V蓄電池
- VI-1-1-4-8-1-2-1-4 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池

VI-1-1-4-8-1-2-1-1 設定根拠に関する説明書  
(電力貯蔵装置 125V 蓄電池)

名 称		125V 蓄電池 2A 及び 2B	
容 量	Ah/組	8000 (10時間率)	6000 (10 時間率)
個 数	組	1 (1 組当たり 180 個)	1 (1 組当たり 120 個)
<p><b>【設定根拠】</b>            (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象施設               <p>125V 蓄電池 2A 及び 2B は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの約 15 分を包絡した 8 時間にわたり、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性の確保のための設備（原子炉格納容器圧力及びサブレーションプール水温度等）が動作することが可能な容量を有する設計とする。</p> </li> <li>重大事故等対処設備               <p>重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 125V 蓄電池 2A 及び 2B は、以下の機能を有する。</p> <p>125V 蓄電池 2A 及び 2B は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、所内常設蓄電式直流電源設備として 125V 蓄電池 2A 及び 2B を使用し、1 時間以内に中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流負荷を切り離すことにより 8 時間、その後、中央制御室外において必要な負荷以外を切り離すことにより、残り 16 時間の合計 24 時間にわたり、重大事故等時の対応に必要な設備に直流電力の供給を行うことが可能な設計とする。</p> </li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>1.1 125V 蓄電池 2A</p> <p>設計基準事故時に使用する 125V 蓄電池 2A の容量は、8 時間以上、直流負荷へ電力を供給できる容量を以下の通り算出し、8000Ah/組とする。</p> <p>重大事故等時に使用する 125V 蓄電池 2A の容量は、必要な負荷以外を切り離すことにより 24 時間以上、直流負荷へ電力を供給できる容量を以下の通り算出し、8000Ah/組とする。</p> <p>125V 蓄電池 2A の容量の算出に用いる負荷を表 1-1 に示す。また、切離しを行う直流負荷リストを表 1-2～表 1-4 に示す。</p>			

表 1-1 125V 蓄電池 2A 負荷

負荷名称	負荷電流 (A) と運転時間 (分)			
	0～ 1分	1～ 60分	60～ 570分*1	570～ 1440分
原子炉隔離時冷却系真空ポンプ	89.0	45.0	45.0	45.0
原子炉隔離時冷却系復水ポンプ	113.0	57.0	57.0	57.0
原子炉隔離時冷却系制御	3.0	3.0	3.0	3.0
原子炉格納容器フィルタベント系制御	7.0	7.0	7.0	7.0
中央制御室直流照明	2.0	2.0	2.0	2.0
主蒸気逃がし安全弁制御	1.0	1.0	1.0	1.0
直流駆動低圧注水系制御	8.0	8.0	8.0	8.0
非常用ディーゼル発電機初期励磁	(177.0)*2	-	-	-
メタルクラッドスイッチギア並びに パワーセンタの投入及び引外し	215.0	-	-	-
直流主母線盤の投入及び引外し	(6.4)*2	-	-	-
直流電動弁	966.0	-	-	-
計測制御装置 (格納容器内雰囲気モニタ盤区分(I), 原子炉圧力, 原子炉水位(広帯域), 原子炉水位(狭帯域)等)	10.2	10.2	10.2	10.2
安全パラメータ表示システム(SPDS)等	77.4	77.4	77.4	77.4
無停電交流電源用静止形無停電電源装置 2A*3	350.0	350.0	-	-
タービン系制御等*3	65.7	65.7	-	-
タービン系多重伝送等*3	34.4	34.4	34.4	-
非常用ガス処理系(A)制御等*3	6.1	6.1	6.1	-
所内変圧器冷却制御等*3	30.0	30.0	30.0	-
負荷余裕*4	6.9	5.9	5.9	5.9
合計	1984.7	702.7	287.0	216.5

注記\*1 : 事象発生後 8 時間(480 分)から不要な負荷を順次切り離すが, 作業時間を考慮し, 容量計算では 9 時間 30 分(570 分)まで給電を継続するものとする。

\*2 : 非常用ディーゼル発電機初期励磁並びに直流主母線盤の投入及び引外しは, メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外しと同時に発生することはない, 各動作時間は 1 分未満である。また, 非常用ディーゼル発電機初期励磁電流(177A)並びに直流主母線盤の投入及び引外し電流(6.4A)はメタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し電流(215A)より小さいため, 電流値の大きいメタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し電流が 1 分間継続するものとして蓄電池容量を計算する。

\*3 : 使用を想定しない負荷を切り離す。切離し対象の負荷リストは表 1-2～表 1-4 に示す。

\*4 : 将来負荷増加等を考慮し, 評価上, 0～1440 分に負荷余裕を見込んでいる。

表 1-1 の負荷電流により下記の式を用いて必要容量を計算する。

$$C_t = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})]$$

$C_t$  : 必要容量(Ah)

$L$  : 保守率 = 0.8(単位なし)

$K_n$  : 容量換算時間 (時)

$I_n$  : 負荷電流(A)

サフィックス 1, 2, 3, ..., n : 負荷電流の変化の順に付番する。

(参考文献：電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014))

125V 蓄電池 2A の必要容量は、計算すると以下の通りとなる。

・ 125V 蓄電池 2A の容量計算結果

$$C_1 = \frac{1}{0.8} [0.58 \times 1984.7] = 1438.9 \doteq 1439\text{Ah}$$

$$C_{60} = \frac{1}{0.8} [1.85 \times 1984.7 + 1.83 \times (702.7 - 1984.7)] = 1657.1 \doteq 1658\text{Ah}$$

$$C_{570} = \frac{1}{0.8} [9.55 \times 1984.7 + 9.54 \times (702.7 - 1984.7) + 8.81 \times (287.0 - 702.7)] = 3826.7 \doteq 3827\text{Ah}$$

$$C_{1440} = \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1984.7 + 23.87 \times (702.7 - 1984.7) + 22.89 \times (287.0 - 702.7) + 14.39 \times (216.5 - 287.0)] = 7854.1 \doteq 7855\text{Ah}$$

よって、設計基準事故時に使用する 125V 蓄電池 2A の容量は、7855Ah を上回る 8000Ah を有することで、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの約 15 分を包絡した 480 分以上 (8 時間以上) 直流負荷へ電力を供給することが可能である。

重大事故等時に使用する 125V 蓄電池 2A の容量は、7855Ah を上回る 8000Ah を有することで、1 時間以内に中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流負荷を切り離すことにより 8 時間、その後、中央制御室外において必要な負荷以外を切り離すことにより、残り 16 時間の合計 1440 分以上 (24 時間以上)、直流負荷へ電力を供給することが可能である。



表 1-2 125V 蓄電池 2A 切離し対象負荷リスト

操作場所	用途名称	使用時間 (容量計算上の運転時間)	分類*
125V 直流主母線盤 2A	無停電交流電源用 CVCF 2A	1 時間 (0~60 分)	①
125V 直流分電盤 2A-2	励磁制御盤		②
	統括 AVQC 盤		②
	タービン系制御盤 (1)		②
	湿分分離加熱器制御盤		②
	補助ボイラー制御盤 (A)		③
	PLR-VVVF (A) 制御		②
	タービン系計装伝送補助盤		②
	原子炉再循環流量制御系盤		②
	給水流量制御系盤		②
	RFP-T 制御系盤		②
	2 号 AVQC 盤		②
	原子炉系補助盤		③
	タービン系制御盤 (2)		②
	AVC 盤		③
	励磁制御共通電源		②

注記\* : 切離し負荷の分類は以下のとおり。

- ①パラメータ確認終了後は使用しないため。
- ②原子炉・タービントリップしているため。
- ③全交流動力電源喪失状態であり、使用を期待しないため。
- ④常用系負荷のため。
- ⑤事象発生 8 時間以降の対策で使用を想定しないため。

表 1-3 125V 蓄電池 2A 切離し対象負荷リスト

操作場所	用途名称	使用時間 (容量計算上の運転時間)	分類*
125V 直流主母線盤 2A	非常用ディーゼル発電機 2A 制御	8 時間 (0~570 分)	③
	タービン系多重伝送現場盤(C)		②
	発電機・変圧器保護盤 A 系電源		②
	タービン系多重伝送現場盤(E)		②
	発電機界磁しゃ断器		②
	タービン系多重伝送現場盤(G)		②
	起動変圧器ロックアウトリレー		③
	2A 主復水器連続洗浄装置制御盤		④
	常用 HVAC 故障表示		③
	S/R 弁 LVDT 用変換器		⑤
	シールキャビティ圧力制御流止弁(A)		②
	純水・復水移送ポンプ論理		③
	HNCW 冷凍機故障表示		③
	M/C 補助継電器盤(2A・2SA-1・2SA-2)		③
	主タービン EHC 盤		②
	屋外変圧器消火装置		③
GIS 主変ユニット制御盤	②		
125V 直流分電盤 2A-1	RHR (A) 論理	③	
	RSS 制御(RCIC)	⑤	
	LPCS 論理	③	
	RCW・RSW(A) 制御	③	
	原子炉補機(A)室 HVAC 論理	③	
	M/C 補助継電器盤(2C)	③	
	非常用 HVAC(I) 制御	③	
	RPS バックアップスクラム弁(A)	②	
	燃料移送ポンプ(A)室換気空調系 現場操作箱 警報用電源	③	
	FCS (A) 制御	③	
	SGTS (A) 制御	③	

注記\* : 切離し負荷の分類は以下のとおり。

- ①パラメータ確認終了後は使用しないため。
- ②原子炉・タービントリップしているため。
- ③全交流動力電源喪失状態であり、使用を期待しないため。
- ④常用系負荷のため。
- ⑤事象発生 8 時間以降の対策で使用を想定しないため。

表 1-4 125V 蓄電池 2A 切離し対象負荷リスト

操作場所	用途名称	使用時間 (容量計算上の運転時間)	分類*
125V 直流分電盤 2A-3	所内変圧器 2A 冷却制御盤	8 時間 (0~570 分)	②
	AUX B/B MCC 2S-1 MCC 母線接地装置		③
	2 号起動変圧器冷却制御盤		③
	BOP 温度記録計盤		③
	消火ポンプ制御盤		③
	タービン系多重伝送現場盤(A)		②
	OF ケーブル洞道監視制御盤		③
	PLR ポンプ停止検出用不足電圧継電器 盤(1)		②
	タービン系多重伝送補助盤(1)		②
	起動変圧器 NGR 盤 2-1		③
	CUW F/D 故障表示		③
	HECW(A)(C) 冷凍機故障表示		③
	IA 空気圧縮機制御盤故障表示		③
	SA 空気圧縮機制御盤故障表示		③
	IA 除湿装置制御盤(A) 故障表示		③
	床漏えい検出表示盤		③
	PLR-VVVF 冷却装置制御盤(A)		②
	PCV 所員用エアロック非常用照明 (No. 4 TBX)		⑤
	サンプポンプ制御		③
	原子炉系多重伝送補助盤		③
	サンプ制御盤故障表示		③
	除塵装置制御盤		④
	原子炉系多重伝送現場盤(A)		③
	タービン系多重伝送補助盤(2)		②
	廃棄物処理運転状態監視盤故障表示		④
	補助ボイラー変圧器クーラ盤(A)		③
アクセス・コントロール警報(A)	③		
補助ボイラーOLTC 盤(A)	③		

注記\* : 切離し負荷の分類は以下のとおり。

- ①パラメータ確認終了後は使用しないため。
- ②原子炉・タービントリップしているため。
- ③全交流動力電源喪失状態であり、使用を期待しないため。
- ④常用系負荷のため。
- ⑤事象発生 8 時間以降の対策で使用を想定しないため。

1.2 125V 蓄電池 2B

設計基準事故時に使用する 125V 蓄電池 2B の容量は、8 時間以上、直流負荷へ電力を供給できる容量を以下の通り算出し、6000Ah/組とする。

重大事故等時に使用する 125V 蓄電池 2B の容量は、必要な負荷以外を切り離すことにより 24 時間以上、直流負荷へ電力を供給できる容量を以下の通り算出し、6000Ah/組とする。

125V 蓄電池 2B の容量の算出に用いる負荷を表 1-5 に示す。また、切離しを行う直流負荷リストを表 1-6～表 1-8 に示す。

表 1-5 125V 蓄電池 2B 負荷

負荷名称	負荷電流 (A) と運転時間 (分)			
	0～ 1 分	1～ 60 分	60～ 570 分 <sup>*1</sup>	570～ 1440 分
高圧代替注水系制御	18.5	7.0	7.0	7.0
原子炉格納容器フィルタベント系制御	5.0	5.0	5.0	5.0
中央制御室直流照明	22.0	22.0	22.0	22.0
主蒸気逃がし安全弁制御	0.4	0.4	0.4	0.4
非常用ディーゼル発電機初期励磁	(177.0) <sup>*2</sup>	-	-	-
メタルクラッドスイッチギア並びに パワーセンタの投入及び引外し	215.0	-	-	-
直流主母線盤の投入及び引外し	(3.2) <sup>*2</sup>	-	-	-
直流電動弁	442.2	-	-	-
廃棄物処理系多重伝送等	45.1	-	-	-
計測制御装置 (格納容器内雰囲気モニタ盤区分(Ⅱ), 原子炉圧力, 原子炉水位(広帯域), 原子炉水位(狭帯域)等)	9.4	9.4	9.4	9.4
安全パラメータ表示システム(SPDS)等	55.7	55.7	55.7	55.7
直流照明兼非常用照明	28.0	28.0	28.0	28.0
無停電交流電源用静止形無停電電源装置 2B <sup>*3</sup>	350.0	350.0	-	-
タービン系制御等 <sup>*3</sup>	77.0	77.0	-	-
タービン系多重伝送等 <sup>*3</sup>	41.7	41.7	41.7	-
非常用ガス処理系(B)制御等 <sup>*3</sup>	4.8	4.8	4.8	-
所内変圧器冷却制御等 <sup>*3</sup>	19.7	19.7	19.7	-
廃棄物処理系制御等 <sup>*3</sup>	5.0	5.0	5.0	-
負荷余裕 <sup>*4</sup>	6.4	5.8	5.8	5.8
合計	1345.9	631.5	204.5	133.3

注記\*1 : 事象発生後 8 時間(480 分)から不要な負荷を順次切り離すが、作業時間を考慮し、容量計算では 9 時間 30 分(570 分)まで給電を継続するものとする。

\*2 : 非常用ディーゼル発電機初期励磁並びに直流主母線盤の投入及び引外しは、メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外しと同時に発生することはない、各動作時間は 1 分未満である。また、非常用ディーゼル発電機初期励磁電流(177A)並びに直流主母線盤の投入及び引外し(3.2A)はメタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し電流(215A)より小さいため、電流値の大きいメタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し電流が 1 分間継続するものとして蓄電池容量を計算する。

\*3 : 使用を想定しない負荷を切り離す。切離し対象の負荷リストは表 1-6～表 1-8 に示す。

\*4 : 将来負荷増加等を考慮し、評価上、0～1440 分に負荷余裕を見込んでいる。

表 1-5 の負荷電流により下記の式を用いて必要容量を計算する。

$$C_t = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})]$$

$C_t$  : 必要容量(Ah)

$L$  : 保守率 = 0.8(単位なし)

$K_n$  : 容量換算時間 (時)

$I_n$  : 負荷電流(A)

サフィックス 1, 2, 3, ..., n : 負荷電流の変化の順に付番する。

(参考文献：電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014))

125V 蓄電池 2B の必要容量は、計算すると以下の通りとなる。

・ 125V 蓄電池 2B の容量計算結果

$$C_{1} = \frac{1}{0.8} [0.58 \times 1345.9] = 975.8 \approx 976\text{Ah}$$

$$C_{60} = \frac{1}{0.8} [1.85 \times 1345.9 + 1.83 \times (631.5 - 1345.9)] = 1478.2 \approx 1479\text{Ah}$$

$$C_{570} = \frac{1}{0.8} [9.55 \times 1345.9 + 9.54 \times (631.5 - 1345.9) + 8.81 \times (204.5 - 631.5)] = 2845.2 \approx 2846\text{Ah}$$

$$C_{1440} = \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1345.9 + 23.87 \times (631.5 - 1345.9) + 22.89 \times (204.5 - 631.5) + 14.39 \times (133.3 - 204.5)] = 5377.8 \approx 5378\text{Ah}$$

よって、設計基準事故時に使用する 125V 蓄電池 2B の容量は、5378Ah を上回る 6000Ah を有することで、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの約 15 分を包絡した 480 分以上 (8 時間以上) 直流負荷へ電力を供給することが可能である。

重大事故等時に使用する 125V 蓄電池 2B の容量は、5378Ah を上回る 6000Ah を有することで、1 時間以内に中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流負荷を切り離すことにより 8 時間、その後、中央制御室外において必要な負荷以外を切り離すことにより、残り 16 時間の合計 1440 分以上 (24 時間以上)、直流負荷へ電力を供給することが可能である。

表 1-6 125V 蓄電池 2B 切離し対象負荷リスト

操作場所	用途名称	使用時間 (容量計算上の運転時間)	分類*
125V 直流主母線盤 2B	無停電交流電源用 CVCF 2B	1 時間 (0~60 分)	①
125V 直流分電盤 2B-2	励磁制御盤		②
	タービン系制御盤 (3)		②
	補助ボイラー制御盤 (B)		③
	タービン系制御盤 (4)		②
	統括 AVQC 盤		②
	PLR-VVVF (B) 制御		②
	タービン系計装制御盤		②
	RFP-T 制御系盤		②
	BOP アナランジェータ盤		③
	気体廃棄物処理系盤		②

注記\* : 切離し負荷の分類は以下のとおり。

- ①パラメータ確認終了後は使用しないため。
- ②原子炉・タービントリップしているため。
- ③全交流動力電源喪失状態であり，使用を期待しないため。
- ④常用系負荷のため。
- ⑤事象発生 8 時間以降の対策で使用を想定しないため。

表 1-7 125V 蓄電池 2B 切離し対象負荷リスト

操作場所	用途名称	使用時間 (容量計算上の運転時間)	分類*
125V 直流主母線盤 2B	タービン系多重伝送現場盤(B)	8 時間 (0~570 分)	②
	発電機・変圧器保護盤 B 系電源		②
	タービン系多重伝送現場盤(D)		②
	タービン系制御盤(5)(補機制御)		②
	タービン系多重伝送現場盤(F)		②
	2B 主復水器連続洗浄装置制御盤		④
	タービン系多重伝送現場盤(H)		②
	湿分分離加熱器伝送補助盤		②
	制御棒駆動水温度故障表示		③
	タービン発電機軸連続振動監視盤		②
	非常用ディーゼル発電機 2B 制御		③
	排ガス乾燥器制御盤		②
	排ガス真空ポンプ設備制御盤		②
	M/C 補助継電器盤(2B・2SB-1・2SB-2)		③
	MSH・SC・TGS 制御盤故障表示		②
	タービン系制御盤(5)(給復水系・ANN)		②
	シールキャビティ圧力制御流止弁(B)		②
GIS 起変ユニット制御盤	③		
125V 直流分電盤 2B-1	RHR(B) 論理	③	
	RCW・RSW(B) 制御	③	
	原子炉補機(B)室 HVAC 論理	③	
	M/C 補助継電器盤(2D)	③	
	非常用 HVAC(Ⅱ) 制御	③	
	RPS バックアップスクラム弁(B)	②	
	燃料移送ポンプ(B)室換気空調系 現場操作箱 警報用電源	③	
	FCS(B) 制御	③	
	SGTS(B) 制御	③	

注記\* : 切離し負荷の分類は以下のとおり。

- ①パラメータ確認終了後は使用しないため。
- ②原子炉・タービントリップしているため。
- ③全交流動力電源喪失状態であり、使用を期待しないため。
- ④常用系負荷のため。
- ⑤事象発生 8 時間以降の対策で使用を想定しないため。

表 1-8 125V 蓄電池 2B 切離し対象負荷リスト

操作場所	用途名称	使用時間 (容量計算上の運転時間)	分類*
125V 直流分電盤 2B-3	所内変圧器 2B 冷却制御盤	8 時間 (0~570 分)	②
	CW 溢水検知盤		③
	TSW 溢水検知盤		③
	主変圧器冷却装置盤		②
	電気室直流 125V 分電盤 (C/B-B1-3)		④
	発電機水素ガス固定子冷却水制御		②
	PLR ポンプ停止検出用不足電圧継電器盤 (2)		②
	2 号 SPC・SO 事故検出装置		②
	発電機・変圧器保護盤共通電源		②
	起動変圧器 NGR 盤 2-2		③
	HECW (B) (D) 冷凍機故障表示		③
	復水脱塩装置故障表示		②
	FPC 故障表示		③
	復水ろ過装置故障表示		②
	FPC F/D 故障表示		③
	タービン監視計器盤		②
	PLR-VVVF 冷却装置制御盤 (B)		②
	補助ボイラー故障表示		③
	TIP 制御盤		⑤
	計算機トランスジューサ盤 (2)		②
	IA 除湿装置制御盤 (B) 故障表示		③
	タービン監視計器盤		②
	原子炉系多重伝送現場盤 (B)		③
	タービン発電機試験盤		②
補助ボイラー変圧器クーラ盤 (B)	③		
循環水ポンプ可動翼制御盤	②		
アクセス・コントロール警報 (B)	③		
補助ボイラー OLTC 盤 (B)	③		
125V 直流分電盤 2B-4	RW 制御室 HVAC 故障表示	④	
	RW 補助継電器盤	④	
	RW/A MCC 2S-1 母線接地装置	④	
	RW/A MCC 2S-2 母線接地装置	④	
	プラスチック固化 (固化・薬剤) 制御回路	④	
	ドラムハンドリング装置制御回路	④	

注記\* : 切離し負荷の分類は以下のとおり。

- ①パラメータ確認終了後は使用しないため。
- ②原子炉・タービントリップしているため。
- ③全交流動力電源喪失状態であり、使用を期待しないため。
- ④常用系負荷のため。
- ⑤事象発生 8 時間以降の対策で使用を想定しないため。



## 2. 個数の設定根拠

### 2.1 125V 蓄電池 2A

125V 蓄電池 2A は、設計基準対象施設として全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでに必要な容量を有するために必要な個数である 1 組（1 組当たり 180 個）設置する。

125V 蓄電池 2A は、設計基準対処施設として設置しているものを重大事故等時における設計条件にて使用するため、設計基準対象設備として 1 組（1 組当たり 180 個）設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

### 2.2 125V 蓄電池 2B

125V 蓄電池 2B は、設計基準対象施設として全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでに必要な容量を有するために必要な個数である 1 組（1 組当たり 120 個）設置する。

125V 蓄電池 2B は、設計基準対処施設として設置しているものを重大事故等時における設計条件にて使用するため、設計基準対象設備として 1 組（1 組当たり 120 個）設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

名	称	125V 蓄電池 2H
容	量	Ah/組
個	数	組
		400(10時間率)
		1(1組当たり 60 個)

**【設定根拠】**

(概要)

・設計基準対象施設

125V 蓄電池 2H は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの約 15 分を包絡した 8 時間にわたり、高圧炉心スプレイ系の直流負荷が動作することが可能な容量を有する設計とする。

・重大事故等対処設備

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 125V 蓄電池 2H は、以下の機能を有する。

125V 蓄電池 2H は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、非常用直流電源設備として 125V 蓄電池 2H を使用し、外部電源喪失により高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が自動起動し、メタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）が受電する時間に余裕を考慮した 1 時間にわたり、重大事故等時の対応に必要な設備に直流電力の供給を行うことが可能な設計とする。

1. 容量の設定根拠

設計基準事故時に使用する 125V 蓄電池 2H の容量は、8 時間以上、直流負荷へ電力を供給できる容量を以下の通り算出し、400Ah/組とする。

重大事故等時に使用する 125V 蓄電池 2H の容量は、1 時間以上、直流負荷へ電力を供給できる容量を以下の通り算出し、400Ah/組とする。

125V 蓄電池 2H の容量の算出に用いる負荷を表 1-9 に示す。

表 1-9 125V 蓄電池 2H 負荷

負荷名称	負荷電流 (A) と運転時間 (分)	
	0～ 1 分	1～ 480 分
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機初期励磁	220	-
メタルクラッドスイッチギアの投入及び引外し	(200)*1	-
直流主母線盤の投入及び引外し	(3.2)*1	-
計測制御装置 (ドライウェル圧力, 原子炉水位(広帯域)(HPCS), 原子炉水位(狭帯域)(HPCS)等)	5.0	5.0
合計	225.0	5.0

注記\*1 : メタルクラッドスイッチギアの投入及び引外し並びに直流主母線盤の投入及び引外しは、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機初期励磁と同時に発生することはない、各動作時間は 1 分未満である。また、メタルクラッドスイッチギアの投入及び引外し電流(200A)並びに直流主母線盤の投入及び引外し電流(3.2A)は高圧炉心スプレイ

系ディーゼル発電機初期励磁電流(220A)より小さいため、電流値の大きい高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機初期励磁電流が1分間継続するものとして蓄電池容量を計算する。

表 1-9 の負荷電流により下記の式を用いて必要容量を計算する。

$$C_t = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})]$$

$C_t$  : 必要容量(Ah)

$L$  : 保守率 = 0.8(単位なし)

$K_n$  : 容量換算時間(時)

$I_n$  : 負荷電流(A)

サフィックス 1, 2, 3, ..., n : 負荷電流の変化の順に付番する。

(参考文献: 電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA-6001(1982))

125V 蓄電池 2H の必要容量は、計算すると以下の通りとなる。

・ 125V 蓄電池 2H の容量計算結果

$$C_1 = \frac{1}{0.8} [1.13 \times 225] = 317.9 \approx 318\text{Ah}$$

$$\begin{aligned} C_{480} &= \frac{1}{0.8} [9.50 \times 225 + 9.50 \times (5.0 - 225)] \\ &= 59.4 \approx 60\text{Ah} \end{aligned}$$

よって、設計基準事故時に使用する 125V 蓄電池 2H の容量は、318Ah を上回る 400Ah を有することで、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの約 15 分を包絡した 480 分以上(8 時間以上) 直流負荷へ電力を供給することが可能である。

重大事故等に使用する 125V 蓄電池 2H の容量は、318Ah を上回る 400Ah を有することで、外部電源喪失により高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が自動起動し、メタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)が受電する時間に余裕を考慮した 60 分以上(1 時間以上) 直流負荷へ電力を供給することが可能である。

## 2. 個数の設定根拠

125V 蓄電池 2H は、設計基準事故対象施設として全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでに必要な容量を有するために必要な個数である 1 組(1 組当たり 60 個) 設置する。

125V 蓄電池 2H は、設計基準事故対処施設として設置しているものを重大事故等時における設計条件にて使用するため、設計基準事故対処設備として 1 組(1 組当たり 60 個) 設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

VI-1-1-4-8-1-2-1-2 設定根拠に関する説明書  
(電力貯蔵装置 125V 代替蓄電池)

名	称	125V 代替蓄電池
容	量	Ah/組
		2000(10時間率)
個	数	組
		1(1組当たり 60 個)
<p><b>【設定根拠】</b>  (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備 <p>重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 125V 代替蓄電池は、以下の機能を有する。</p> <p>125V 代替蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び直流電源喪失）した場合に、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として 125V 代替蓄電池を使用し、8 時間後に中央制御室外において必要な負荷以外を切り離すことにより、24 時間にわたり、重大事故等時の対応に必要な設備に直流電力の供給を行うことが可能な設計とする。</p> </li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>重大事故等時に使用する 125V 代替蓄電池の容量は、必要な負荷以外を切り離すことにより 24 時間以上、直流負荷へ電力を供給できる容量を以下の通り算出し、2000Ah/組とする。</p> <p>125V 代替蓄電池の容量の算出に用いる負荷を表 1-1 に示す。また、切離しを行う直流負荷リストを表 1-2 に示す。</p>		

表 1-1 125V 代替蓄電池負荷

負荷名称	負荷電流 (A) と運転時間 (分)		
	0～ 1 分	1～ 510 分 <sup>*1</sup>	510～ 1440 分
高圧代替注水系制御	18.5	7.0	7.0
中央制御室直流照明	2.0	2.0	2.0
主蒸気逃がし安全弁制御	0.4	0.4	0.4
メタルクラッドスイッチギア並びに パワーセンタの投入及び引外し	470.0	-	-
直流主母線盤の投入及び引外し	(9.6) <sup>*2</sup>	-	-
直流電動弁	442.2	-	-
計測制御装置 (格納容器内雰囲気モニタ盤区分(Ⅱ), 原子炉圧力, 原子炉水位(広帯域), 原子炉水位(狭帯域)等)	14.6	14.6	14.6
安全パラメータ表示システム(SPDS) <sup>*3</sup>	22.0	22.0	-
重大事故時監視 (使用済燃料プール放射線モニタ, 使用済燃料プール温度/水位, 重大事故等故障表示盤等)	19.6	19.6	19.6
負荷余裕 <sup>*4</sup>	13.4	11.7	11.7
合計	1002.7	77.3	55.3

注記\*1 : 事象発生後 8 時間(480 分)から不要な負荷を順次切り離すが, 作業時間を考慮し, 容量計算では 8 時間 30 分(510 分)まで給電を継続するものとする。

\*2 : 直流主母線盤の投入及び引外しは, メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外しと同時に発生することはなく, 各動作時間は 1 分未満である。また, 直流主母線盤の投入及び引外し (9.6A) はメタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し電流 (470A) より小さいため, 電流値の大きいメタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し電流が 1 分間継続するものとして蓄電池容量を計算する。

\*3 : 使用を想定しない負荷を切り離す。切離し対象の負荷リストは表 1-2 に示す。

\*4 : 将来負荷増加等を考慮し, 評価上, 0～1440 分に負荷余裕を見込んでいる。

表 1-1 の負荷電流により下記の式を用いて必要容量を計算する。

$$C_t = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})]$$

$C_t$  : 必要容量(Ah)

$L$  : 保守率 = 0.8(単位なし)

$K_n$  : 容量換算時間 (時)

$I_n$  : 負荷電流(A)

サフィックス 1, 2, 3, ..., n : 負荷電流の変化の順に付番する。

(参考文献：電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014))

125V 代替蓄電池の必要容量は、計算すると以下の通りとなる。

・ 125V 代替蓄電池の容量計算結果

$$C_1 = \frac{1}{0.8} [0.58 \times 1002.7] = 727.0 \approx 727\text{Ah}$$

$$C_{510} = \frac{1}{0.8} [8.81 \times 1002.7 + 8.80 \times (77.3 - 1002.7)] = 862.9 \approx 863\text{Ah}$$

$$C_{1440} = \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1002.7 + 23.87 \times (77.3 - 1002.7) + 15.39 \times (55.3 - 77.3)] = 1908.3 \approx 1909\text{Ah}$$

よって、重大事故等時に使用する 125V 代替蓄電池の容量は、1909Ah を上回る 2000Ah を有することで、8 時間後に中央制御室外において必要な負荷以外を切り離すことにより、1440 分以上(24 時間以上)、直流負荷へ電力を供給することが可能である。

表 1-2 125V 代替蓄電池切離し対象負荷リスト

操作場所	用途名称	使用時間 (容量計算上の運転時間)	分類*
125V 直流主母線盤 2A-1	2号 SPDS 緊急時伝送盤(1)	8 時間 (0~510 分)	⑤
	2号 SPDS 緊急時伝送盤(3)		⑤
125V 直流主母線盤 2B-1	2号 SPDS 緊急時伝送盤(2)		⑤
	2号 SPDS 緊急時伝送盤(4)		⑤
	2号 SPDS サーバ筐体(B)		⑤

注記\*：切離し負荷の分類は以下のとおり。

- ①パラメータ確認終了後は使用しないため。
- ②原子炉・タービントリップしているため。
- ③全交流動力電源喪失状態であり、使用を期待しないため。
- ④常用系負荷のため。
- ⑤事象発生 8 時間以降の対策で使用を想定しないため。

## 2. 個数の設定根拠

125V 代替蓄電池は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数として 1 組 (1 組当たり 60 個) 設置する。

VI-1-1-4-8-1-2-1-3 設定根拠に関する説明書  
(電力貯蔵装置 250V 蓄電池)



名	称	250V 蓄電池
容	量	Ah/組
		6000(10時間率)
個	数	組
		1(1組当たり 232 個)
<p><b>【設定根拠】</b>  (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備 <p>重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 250V 蓄電池は、以下の機能を有する。</p> <p>250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合に、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として 250V 蓄電池を使用し、1 時間後に中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流負荷を切り離すことにより、24 時間にわたり、重大事故等時の対応に必要な設備に直流電力の供給を行うことが可能な設計とする。</p> </li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>重大事故等時に使用する 250V 蓄電池の容量は、必要な負荷以外を切り離すことにより 24 時間以上、直流負荷へ電力を供給できる容量を以下の通り算出し、6000Ah/組とする。</p> <p>250V 蓄電池の容量の算出に用いる負荷を表 1-1 に示す。また、切離しを行う直流負荷リストを表 1-2 に示す。</p>		

表 1-1 250V 蓄電池負荷

負荷名称	負荷電流 (A) と運転時間 (分)							
	0～ 1分	1～ 30分	30～ 31分	31～ 70分*1	70～ 270分	270～ 340分	340～ 341分	341～ 400分
直流駆動低圧注水系ポンプ	—	—	412	206	206	—	412	206
その他負荷*2	1641	771	771	771	—	—	—	—
合計	1641	771	1183	977	206	—	412	206
負荷名称	負荷電流 (A) と運転時間 (分)							
	400～ 470分	470～ 471分	471～ 530分	530～ 600分	600～ 601分	601～ 660分	660～ 730分	730～ 731分
直流駆動低圧注水系ポンプ	—	412	206	—	412	206	—	412
その他負荷*2	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	412	206	—	412	206	—	412
負荷名称	負荷電流 (A) と運転時間 (分)							
	731～ 790分	790～ 860分	860～ 861分	861～ 920分	920～ 990分	990～ 991分	991～ 1050分	1050～ 1120分
直流駆動低圧注水系ポンプ	206	—	412	206	—	412	206	—
その他負荷*2	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	206	—	412	206	—	412	206	—
負荷名称	負荷電流 (A) と運転時間 (分)							
	1120～ 1121分	1121～ 1180分	1180～ 1250分	1250 1251分	1251～ 1310分	1310～ 1380分	1380～ 1381分	1381～ 1440分
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	—	412	206	—	412	206
その他負荷*2	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	412	206	—	412	206	—	412	206

注記\*1 : 事象発生後 1 時間(60 分) から不要な負荷を順次切り離すが, 作業時間を考慮し, 容量計算では 1 時間 10 分(70 分) まで給電を継続するものとする。

\*2 : 使用を想定しない負荷を切り離す。切離し対象の負荷リストは表 1-2 に示す。

表 1-1 の負荷電流により下記の式を用いて必要容量を計算する。

$$C_t = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})]$$

$C_t$  : 必要容量(Ah)

$L$  : 保守率 = 0.8(単位なし)

$K_n$  : 容量換算時間 (時)

$I_n$  : 負荷電流(A)

サフィックス 1, 2, 3, …, n : 負荷電流の変化の順に付番する。

(参考文献: 電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014))

250V 蓄電池の必要容量は、計算すると以下の通りとなる。

・250V 蓄電池の容量計算結果

$$C_{1440} = \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1641 + 23.87 \times (771 - 1641) + 23.39 \times (1183 - 771) + 23.37 \times (977 - 1183) + 22.72 \times (206 - 977) + 19.39 \times (0 - 206) + 18.22 \times (412 - 0) + 18.21 \times (206 - 412) + 17.22 \times (0 - 206) + 16.06 \times (412 - 0) + 16.04 \times (206 - 412) + 15.06 \times (0 - 206) + 13.89 \times (412 - 0) + 13.87 \times (206 - 412) + 12.89 \times (0 - 206) + 11.72 \times (412 - 0) + 11.71 \times (206 - 412) + 10.72 \times (0 - 206) + 9.67 \times (412 - 0) + 9.66 \times (206 - 412) + 8.94 \times (0 - 206) + 7.99 \times (412 - 0) + 7.97 \times (206 - 412) + 7.2 \times (0 - 206) + 6.16 \times (412 - 0) + 6.14 \times (206 - 412) + 5.3 \times (0 - 206) + 4.21 \times (412 - 0) + 4.2 \times (206 - 412) + 3.2 \times (0 - 206) + 1.85 \times (412 - 0) + 1.83 \times (206 - 412)]$$

$$= 4599.9 \approx 4600\text{Ah}$$

よって、重大事故等時に使用する 250V 蓄電池の容量は、4600Ah を上回る 6000Ah を有することで、1 時間後に中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない直流負荷を切り離すことにより、1440 分以上(24 時間以上)、直流負荷へ電力を供給することが可能である。

表 1-2 250V 蓄電池切離し対象負荷リスト

操作場所	用途名称	使用時間 (容量計算上の運転時間)	分類*
250V 直流主母線盤	主タービン非常用油ポンプ	1 時間 (0~70 分)	②
	プロセス計算機用 CVCF 2A		③
	プロセス計算機用 CVCF 2B		③
	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A) 非常用油ポンプ		②
	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B) 非常用油ポンプ		②
	非常用密封油ポンプ		②
	タービン発電機初期励磁電源		②

注記\*：切離し負荷の分類は以下のとおり。

- ①パラメータ確認終了後は使用しないため。
- ②原子炉・タービントリップしているため。
- ③全交流動力電源喪失状態であり、使用を期待しないため。
- ④常用系負荷のため。
- ⑤事象発生 8 時間以降の対策で使用を想定しないため。

## 2. 個数の設定根拠

250V 蓄電池は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数として 1 組 (1 組当たり 232 個) 設置する。

VI-1-1-4-8-1-2-1-4 設定根拠に関する説明書  
(電力貯蔵装置 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池)

名	称	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池
容	量	Ah/組
個	数	組
		24(20時間率)
		1(予備1)(1組当たり10個)
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備           <p>重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための可搬型電源設備として使用する主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は、以下の機能を有する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び直流電源喪失）した場合に、直流電源の入力箇所に主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を接続することにより、主蒸気逃がし安全弁2個の作動に必要な電力を供給できる設計とする。</p> </li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池の容量は、主蒸気逃がし安全弁の作動に用いる電磁弁を作動させるために必要な容量を基に設定する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁を差動させるために必要な容量は、常設直流電源系統に要求している24時間の容量とし、以下の通り、24Ah/組となる。</p> $C = \frac{1}{L} K I$ <p>C : 必要容量(Ah) L : 保守率 = 0.8(単位なし) K : 容量換算時間(時) I : 負荷電流(A) (参考文献：電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014))</p> $C = \frac{1}{0.8} [26 \times 0.4] = 13Ah$ <p>以上より、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池の容量は、13Ahを上回る24Ah/組とする。</p> <p>2. 個数の設定根拠</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は、重大事故等対処設備として自動減圧機能付き主蒸気逃がし安全弁2個の作動に必要な電力を確保するために必要な個数として1組(1組当たり10個)に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1組を保管する。</p>		

VI-1-1-4-8-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
(その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備))

目 次

VI-1-1-4-8-2-1 消火設備に係る設定根拠に関する説明書

VI-1-1-4-8-2-1 消火設備に係る設定根拠に関する説明書



## 目 次

- VI-1-1-4-8-2-1-1 水消火設備
- VI-1-1-4-8-2-1-2 ハロンガス消火設備
- VI-1-1-4-8-2-1-3 ケーブルトレイ消火設備

VI-1-1-4-8-2-1-1 水消火設備

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-1-1 屋内水消火系

VI-1-1-4-8-2-1-1-2 屋外水消火系

VI-1-1-4-8-2-1-1-1 屋内水消火系

## 目 次

- VI-1-1-4-8-2-1-1-1-1 電動機駆動消火ポンプ（第 1, 2 号機共用）
- VI-1-1-4-8-2-1-1-1-2 消火水タンク
- VI-1-1-4-8-2-1-1-1-3 消火水槽（第 1, 2 号機共用）
- VI-1-1-4-8-2-1-1-1-4 屋内水消火系 主配管（常設）（第 1, 2 号機共用）
- VI-1-1-4-8-2-1-1-1-5 屋内水消火系 主配管（常設）

VI-1-1-4-8-2-1-1-1-1 設定根拠に関する説明書  
(電動機駆動消火ポンプ (第 1, 2 号機共用))







VI-1-1-4-8-2-1-1-1-2 設定根拠に関する説明書  
(消火水タンク)

名	称	消火水タンク
容	量	m <sup>3</sup> /個
最高使用圧力	MPa	110以上 (130)
最高使用温度	°C	静水頭
個	数	40
		1

【設定根拠】

(概要)

火災防護設備として使用する消火水タンクは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する消火水タンクは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うための水源として設置する。

系統構成は、消火水タンクを水源として、電動機駆動消火ポンプにより、火災防護設備（屋内水消火系）へ消火用水を供給できる設計とする。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用する消火水タンクの容量は、消防法施行令第11条<sup>\*1</sup>及び実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準<sup>\*2</sup>に基づく31.2 m<sup>3</sup>/個を上回る 110 m<sup>3</sup>/個以上とする。

公称値については、要求される容量を上回る 130 m<sup>3</sup>/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する消火水タンクの最高使用圧力は、開放タンクであるため静水頭とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する消火水タンクの最高使用温度は、設置場所が屋外であり開放タンクであることから、外気の温度<sup>\*3</sup>を上回る 40 °Cとする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用する消火水タンクは、発電所内で発生した火災を早期に消火するために必要な個数として 1 個設置する。また、多重性を備えた設計とするため消火水槽（第1,2号機共用）を設置する。

注記 \*1 : 屋内消火栓設備必要水量 (消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニ)

$$\begin{aligned} \text{屋内消火栓必要水量} &= 130 \text{ L/min} \times 2 \text{ (個の消火栓)} = 260 \text{ L/min} \\ &= 15.6 \text{ m}^3/\text{h} \end{aligned}$$

\*2 : 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準

連続放水能力 2 時間以上 (31.2 m<sup>3</sup>)

$$\text{屋内消火栓設備必要水源量} = 15.6 \text{ m}^3/\text{h} \times 2\text{h} = 31.2 \text{ m}^3$$

\*3 : 外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す日最高気温である 8 月の 37℃ (石巻特別地域気象観測所 36.8 ℃ (8 月), 大船渡特別地域気象観測所 37.0 ℃ (8 月)) とする。

VI-1-1-4-8-2-1-1-1-3 設定根拠に関する説明書  
(消火水槽 (第 1, 2 号機共用))

名	称	消火水槽（第1,2号機共用）
容	量	m <sup>3</sup> /個
個	数	—
		110以上（110）
		1

【設定根拠】

（概要）

火災防護設備として使用する消火水槽（第1,2号機共用）は、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する消火水槽は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うための水源として設置する。

系統構成は、消火水槽を水源として、電動機駆動消火ポンプにより、火災防護設備（屋内水消火系）へ消火用水を供給できる設計とする。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用する消火水槽の容量は、消防法施行令第11条<sup>\*1</sup>及び実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準<sup>\*2</sup>に基づき31.2 m<sup>3</sup>/個とする。また、屋内の消火用水供給系の水源は第1号機、第2号機で共用であるため、第1号機、第2号機においてそれぞれで単一の火災が同時に発生し、屋内消火栓による放水を実施した場合に必要な水量62.4 m<sup>3</sup><sup>\*3</sup>を上回る 110 m<sup>3</sup>/個以上とする。

公称値については、要求される容量を上回る 110 m<sup>3</sup>/個とする。

2. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用する消火水槽（第1,2号機共用）は、発電所内で発生した火災を早期に消火するために必要な個数として 1 個設置する。また、多重性を備えた設計とするため消火水タンクを設置する。

注記 \*1：屋内消火栓設備必要水量（消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニ）

$$\begin{aligned}
 \text{屋内消火栓必要水量} &= 130 \text{ L/min} \times 2 \text{ (個の消火栓)} = 260 \text{ L/min} \\
 &= 15.6 \text{ m}^3/\text{h}
 \end{aligned}$$

\*2：実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準

連続放水能力 2 時間以上 (31.2 m<sup>3</sup>)

$$\text{屋内消火栓設備必要水量} = 15.6 \text{ m}^3/\text{h} \times 2\text{h} = 31.2 \text{ m}^3$$

\*3：第1号機、第2号機においてそれぞれ単一の火災が同時に発生し、屋内消火栓による放水を実施した場合に必要な水量

$$\text{第1号機 } 31.2 \text{ m}^3 + \text{第2号機 } 31.2 \text{ m}^3 = \text{必要水量 } 62.4 \text{ m}^3$$

VI-1-1-4-8-2-1-1-1-4 設定根拠に関する説明書  
(屋内水消火系 主配管 (常設) (第 1, 2 号機共用))

名	称	消火水槽 ～ 電動機駆動消火ポンプ (A) (第 1, 2 号機共用)
最高使用圧力	MPa	1.07
最高使用温度	℃	40
外	径	mm
		216.3

【設定根拠】

(概要)

本配管は、消火水槽と電動機駆動消火ポンプ (A) を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備 (屋内水消火系) の消火用水を送水するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、電動機駆動消火水ポンプの最高使用圧力と同じ、1.07 MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、消火水槽の最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。

3. 外径の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニで定める屋内消火栓の当該配管に要求される必要流量  $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  を上回るものとして決定する。

なお、配管の外径は、日本産業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。

3.1 外径 216.3 mm

本配管の流量は、 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 216.3 mm (200A) とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第 1 表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1: 消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニで定める屋内消火栓の放水量 15.6 m<sup>3</sup>/h (屋内消火栓設備に関する基準: 放水量 130 L/min (= 7.8 m<sup>3</sup>/h) 以上の 2 個分) を示す。

\*2: 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1000} \right)^2$$

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



名	称	消火水槽 ～ 電動機駆動消火ポンプ (B) (第 1, 2 号機共用)
最高使用圧力	MPa	1.07
最高使用温度	℃	40
外	径	mm
		216.3

【設定根拠】

(概要)

本配管は、消火水槽と電動機駆動消火ポンプ (B) を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備 (屋内水消火系) の消火用水を送水するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、電動機駆動消火水ポンプの最高使用圧力と同じ、1.07 MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、消火水槽の最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。

3. 外径の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニで定める屋内消火栓の当該配管に要求される必要流量  $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  を上回るものとして決定する。

なお、配管の外径は、日本産業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。

3.1 外径 216.3 mm

本配管の流量は、 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 216.3 mm (200A) とする。

第 1 表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1: 消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニで定める屋内消火栓の放水量 15.6 m<sup>3</sup>/h (屋内消火栓設備に関する基準: 放水量 130 L/min (= 7.8 m<sup>3</sup>/h) 以上の 2 個分) を示す。

\*2: 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3600 \times \frac{\pi}{4} \times \left(\frac{C}{1000}\right)^2$$

名	称	電動機駆動消火ポンプ (A) ～ 消火水ヘッダ分岐点 (第 1, 2 号機共用)
最高使用圧力	MPa	1.07
最高使用温度	℃	40
外	径	mm 216.3, 318.5

【設定根拠】

(概要)

本配管は、電動機駆動消火ポンプ (A) と消火水ヘッダ分岐点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備 (屋内水消火系) の消火用水を送水するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、電動機駆動消火水ポンプの最高使用圧力と同じ、1.07 MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、消火水槽の最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。

3. 外径の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニで定める屋内消火栓の当該配管に要求される必要流量  $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  を上回るものとして決定する。

なお、配管の外径は、日本産業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。

3.1 外径 216.3 mm

本配管の流量は、 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 216.3 mm (200A) とする。

3.2 外径 318.5 mm

本配管の流量は、 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 318.5 mm (300A) とする。

第 1 表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速 <sup>*2</sup> における流量 E ( $\text{m}^3/\text{h}$ )
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1: 消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニで定める屋内消火栓の放水量  $15.6 \text{ m}^3/\text{h}$  (屋内消火栓設備に関する基準: 放水量  $130 \text{ L}/\text{min}$  ( $= 7.8 \text{ m}^3/\text{h}$ ) 以上の 2 個分) を示す。

\*2: 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1000} \right)^2$$

名	称	電動機駆動消火ポンプ (B) ～ 電動機駆動消火ポンプ (A) 出口配管合流点 (第 1, 2 号機共用)
最高使用圧力	MPa	1.07
最高使用温度	℃	40
外	径	mm
		216.3

【設定根拠】

(概要)

本配管は、電動機駆動消火ポンプ (B) と電動機駆動消火ポンプ (A) 出口配管合流点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備 (屋内水消火系) の消火用水を送水するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、電動機駆動消火水ポンプの最高使用圧力と同じ、1.07 MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、消火水槽の最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。

3. 外径の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニで定める屋内消火栓の当該配管に要求される必要流量  $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  を上回るものとして決定する。

なお、配管の外径は、日本産業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。

3.1 外径 216.3 mm

本配管の流量は、 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 216.3 mm (200A) とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第 1 表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1: 消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニで定める屋内消火栓の放水量 15.6 m<sup>3</sup>/h (屋内消火栓設備に関する基準: 放水量 130 L/min (= 7.8 m<sup>3</sup>/h) 以上の 2 個分) を示す。

\*2: 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1000} \right)^2$$

名	称	消火水ヘッダ ～ 制御建屋供給配管分岐点 (第 1, 2 号機共用)
最高使用圧力	MPa	1.07
最高使用温度	℃	40
外	径	mm
		114.3

【設定根拠】

(概要)

本配管は、消火水ヘッダ分岐点と制御建屋供給配管分岐点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（屋内水消火系）の消火用水を送水するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、電動機駆動消火水ポンプの最高使用圧力と同じ、1.07 MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、消火水槽の最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。

3. 外径の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニで定める屋内消火栓の当該配管に要求される必要流量  $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  を上回るものとして決定する。

なお、配管の外径は、日本産業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。

3.1 外径 216.3 mm

本配管の流量は、 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 216.3 mm (200A) とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第 1 表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1: 消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニで定める屋内消火栓の放水量 15.6 m<sup>3</sup>/h (屋内消火栓設備に関する基準: 放水量 130 L/min (= 7.8 m<sup>3</sup>/h) 以上の 2 個分) を示す。

\*2: 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1000} \right)^2$$



VI-1-1-4-8-2-1-1-1-5 設定根拠に関する説明書  
(屋内水消火系 主配管 (常設))

名	称	消火水タンク ～ 電動機駆動消火ポンプ(A)入口配管合流点
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	40
外	径	mm
		216.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、消火水タンクと電動機駆動消火ポンプ(A)入口配管を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（屋内水消火系）の消火用水を送水するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、消火水タンクの最高使用圧力と同じ静水頭とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、消火水タンクの最高使用温度と同じ40℃とする。

3. 外径の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第11条第3項第一号ニで定める屋内消火栓の当該配管に要求される必要流量  $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^*1$ を上回るものとして決定する。

なお、配管の外径は、日本産業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第1表に示す。

3.1 外径 216.3 mm

本配管の流量は、 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^*1$ であるため、第1表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 216.3 mm (200A) とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第 1 表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1: 消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニで定める屋内消火栓の放水量 15.6 m<sup>3</sup>/h (屋内消火栓設備に関する基準: 放水量 130 L/min (= 7.8 m<sup>3</sup>/h) 以上の 2 個分) を示す。

\*2: 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1000} \right)^2$$

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

名	称	消火水タンク ～ 電動機駆動消火ポンプ(B)入口配管合流点
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	40
外	径	mm
		216.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、消火水タンクと電動機駆動消火ポンプ(B)入口配管を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（屋内水消火系）の消火用水を送水するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、消火水タンクの最高使用圧力と同じ静水頭とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、消火水タンクの最高使用温度と同じ40℃とする。

3. 外径の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第11条第3項第一号ニで定める屋内消火栓の当該配管に要求される必要流量 15.6 m<sup>3</sup>/h\*1を上回るものとして決定する。

なお、配管の外径は、日本産業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第1表に示す。

3.1 外径 216.3 mm

本配管の流量は、15.6 m<sup>3</sup>/h\*1であるため、第1表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 216.3 mm (200A) とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第 1 表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1: 消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニで定める屋内消火栓の放水量 15.6 m<sup>3</sup>/h (屋内消火栓設備に関する基準: 放水量 130 L/min (= 7.8 m<sup>3</sup>/h) 以上の 2 個分) を示す。

\*2: 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1000} \right)^2$$

名	称	制御建屋供給配管分岐点 ～ タービン建屋供給配管分岐点
最高使用圧力	MPa	1.07
最高使用温度	℃	40
外	径	mm
		114.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、制御建屋供給配管分岐点とタービン建屋供給配管分岐点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（屋内水消火系）の消火用水を送水するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、電動機駆動消火水ポンプの最高使用圧力と同じ、1.07 MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、消火水槽の最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。

3. 外径の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニで定める屋内消火栓の当該配管に要求される必要流量  $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  を上回るものとして決定する。

なお、配管の外径は、日本産業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。

3.1 外径 114.3 mm

本配管の流量は、 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 114.3 mm (100A) とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第 1 表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1: 消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニで定める屋内消火栓の放水量 15.6 m<sup>3</sup>/h (屋内消火栓設備に関する基準: 放水量 130 L/min (= 7.8 m<sup>3</sup>/h) 以上の 2 個分) を示す。

\*2: 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3600 \times \frac{\pi}{4} \times \left(\frac{C}{1000}\right)^2$$

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

名	称	タービン建屋供給配管分岐点 ～ 原子炉建屋供給配管分岐点
最高使用圧力	MPa	1.07
最高使用温度	℃	40
外	径	mm
		114.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、タービン建屋供給配管分岐点と原子炉建屋供給配管分岐点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（屋内水消火系）の消火用水を送水するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、電動機駆動消火水ポンプの最高使用圧力と同じ、1.07 MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、消火水槽の最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。

3. 外径の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニで定める屋内消火栓の当該配管に要求される必要流量  $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  を上回るものとして決定する。

なお、配管の外径は、日本産業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。

3.1 外径 114.3 mm

本配管の流量は、 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 114.3 mm (100A) とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



第 1 表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1: 消防法施行令第 11 条第 3 項第一号ニで定める屋内消火栓の放水量 15.6 m<sup>3</sup>/h (屋内消火栓設備に関する基準: 放水量 130 L/min (= 7.8 m<sup>3</sup>/h) 以上の 2 個分) を示す。

\*2: 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1000} \right)^2$$

VI-1-1-4-8-2-1-1-2 屋外水消火系

## 目 次

- VI-1-1-4-8-2-1-1-2-1 屋外消火系電動機駆動消火ポンプ
- VI-1-1-4-8-2-1-1-2-2 屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ
- VI-1-1-4-8-2-1-1-2-3 屋外消火系消火水タンク
- VI-1-1-4-8-2-1-1-2-4 屋外水消火系 主配管（常設）

VI-1-1-4-8-2-1-1-2-1 設定根拠に関する説明書  
(屋外消火系電動機駆動消火ポンプ)

名 称	屋外消火系電動機駆動消火ポンプ	
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	48 以上 (76)
揚 程	m	32.5以上 (50)
最高使用圧力	MPa	1.37
最高使用温度	℃	40
原 動 機 出 力	kW/個	22
個 数	—	1

【設定根拠】

(概要)

火災防護設備として使用する屋外消火系電動機駆動消火ポンプは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する屋外消火系電動機駆動消火ポンプは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

系統構成は、No.1屋外消火系消火水タンク及びNo.2屋外消火系消火水タンクを水源として火災防護設備（屋外水消火系）へ消火用水を供給できる設計とする。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用する屋外消火系電動機駆動消火ポンプの容量は、消防法施行規則第 22 条第十号ハ(イ)にて必要なポンプ吐出量を 48 m<sup>3</sup>/h としていることから、48 m<sup>3</sup>/h/個以上とする。

公称値については、要求される容量 48 m<sup>3</sup>/h/個を上回る 76 m<sup>3</sup>/h/個とする。

2. 揚程の設定根拠

設計基準対象施設として使用する屋外消火系電動機駆動消火ポンプの揚程は、必要揚程が最も大きい屋外消火栓における下記①～④を基に設定する。

① 静水頭 : -0.2 m

(屋外消火系電動機駆動消火ポンプ吸込口と消火栓設置位置が最も高い屋外消火栓の標高差)

② 吐出水頭 : 25.0 m

③ 配管・機器圧力損失 : 7.7 m

④ 合計 : 32.5 m

以上より，設計基準対象施設として使用する屋外消火系電動機駆動消火ポンプの揚程は，④の合計以上とし，32.5 m 以上とする。

公称値については，要求される揚程 32.5 m を上回る 50 m とする。

3. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する屋外消火系電動機駆動消火ポンプの最高使用圧力は，ポンプ許容締切全揚程 55 m に静水頭 3.4 m（屋外消火系消火水タンクオーバーフロー高さ）を加えた 58.4 m（=約 0.59 MPa）を上回る圧力 1.37 MPa とする。

4. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する屋外消火系電動機駆動消火ポンプの最高使用温度は，水源であるNo.1屋外消火系消火水タンク及びNo.2屋外消火系消火水タンクの最高使用温度と同じ 40 °Cとする。

5. 原動機出力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する屋外消火系電動機駆動消火ポンプの原動機出力は，定格流量 76 m<sup>3</sup>/h 時点の軸動力を基に設定する。

$$P_w = 10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H$$

$$\eta = \frac{P_w}{P} \cdot 100$$

（引用文献：日本産業規格 JIS B 0131（2017）「ターボポンプ用語」）

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot \left(\frac{Q}{3600}\right) \cdot H}{\eta / 100}$$

P : 軸動力 (kW)

P<sub>w</sub> : 水動力 (kW)

ρ : 密度 (kg/m<sup>3</sup>) = 1000

g : 重力加速度 (m/s<sup>2</sup>) = 9.80665

Q : ポンプ容量 (m<sup>3</sup>/h) = 76

H : ポンプ揚程 (m) = 50

η : ポンプ効率 (%) = 56

$$P = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{76}{3600}\right) \times 50}{56/100} \doteq 18.5 \text{ kW}$$

以上より、屋外消火系電動機駆動消火ポンプの原動機出力は、軸動力 18.5 kW を上回る出力とし、22 kW/個とする。

6. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用する屋外消火系電動機駆動消火ポンプ（原動機含む）は、発電所内で発生した火災を早期に消火するために必要な個数として 1 個とし、屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプと合わせて多様性を確保する。

VI-1-1-4-8-2-1-1-2-2 設定根拠に関する説明書  
(屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ)



名 称		屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	48 以上 (76)
揚 程	m	32.5以上 (50)
最高使用圧力	MPa	1.37
最高使用温度	℃	40
原 動 機 出 力	kW/個	44
個 数	—	1

【設定根拠】

(概要)

火災防護設備として使用する屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

系統構成は、No.1屋外消火系消火水タンク及びNo.2屋外消火系消火水タンクを水源として火災防護設備（屋外水消火系）へ消火用水を供給できる設計とする。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用する屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの容量は、消防法施行規則第 22 条第十号ハ(イ)にて必要なポンプ吐出量を 48 m<sup>3</sup>/h としていることから、48 m<sup>3</sup>/h/個以上とする。

公称値については、要求される容量 48 m<sup>3</sup>/h/個を上回る 76 m<sup>3</sup>/h/個とする。

2. 揚程の設定根拠

設計基準対象施設として使用する屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの揚程は、必要揚程が最も大きい屋外消火栓における下記①～④を基に設定する。

① 静水頭 : -0.2 m

(屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ吸込口と消火栓設置位置が最も高い屋外消火栓の標高差)

② 吐出水頭 : 25.0 m

③ 配管・機器圧力損失 : 7.7 m

④ 合計 : 32.5 m

以上より，設計基準対象施設として使用する屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの揚程は，④の合計以上とし，32.5 m 以上とする。

公称値については，要求される揚程 32.5 m を上回る 50 m とする。

### 3. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの最高使用圧力は，ポンプ許容締切全揚程 55 m に静水頭 3.4 m（屋外消火系消火水タンクオーバーフロー高さ）を加えた 58.4 m（=約 0.59 MPa）を上回る圧力 1.37 MPa とする。

### 4. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの最高使用温度は，水源であるNo.1屋外消火系消火水タンク及びNo.2屋外消火系消火水タンクの最高使用温度と同じ 40 ℃とする。

### 5. 原動機出力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの原動機出力は，定格流量 76 m<sup>3</sup>/h 時点の軸動力を基に設定する。

$$P_w = 10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H$$

$$\eta = \frac{P_w}{P} \cdot 100$$

（引用文献：日本産業規格 JIS B 0131（2017）「ターボポンプ用語」）

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot \left(\frac{Q}{3600}\right) \cdot H}{\eta / 100}$$

P : 軸動力 (kW)

P<sub>w</sub> : 水動力 (kW)

ρ : 密度 (kg/m<sup>3</sup>) = 1000

g : 重力加速度 (m/s<sup>2</sup>) = 9.80665

Q : ポンプ容量 (m<sup>3</sup>/h) = 76

H : ポンプ揚程 (m) = 50

η : ポンプ効率 (%) = 56

$$P = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{76}{3600}\right) \times 50}{56/100} \doteq 18.5 \text{ kW}$$

以上より、屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの原動機出力は、軸動力 18.5 kW を上回る出力とし、44 kW/個とする。

#### 6. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用する屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ（原動機含む）は、発電所内で発生した火災を早期に消火するために必要な個数として 1 個とし、屋外消火系電動機駆動消火ポンプと合わせて多様性を確保する。

#### 7. 屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプに付属する燃料タンク容量の設定根拠（参考）

屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプは、ポンプに付属する燃料タンクを有しており、100%負荷連続運転時の燃料消費量を基に燃料タンクの容量を設定する。

実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に基づく 2 時間の運転に必要な屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの燃料消費量は、以下の通り 0.03 m<sup>3</sup>である。

$$V = \frac{e \times H}{1000} = \frac{11.93 \times 2}{1000} = 0.024 \approx 0.03$$

V : 燃料消費量 (m<sup>3</sup>)

e : ポンプ定格運転時の燃料消費率 (L/h) = 11.93

H : 運転時間 (h) = 2

以上より、屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプに付属する燃料タンクの容量は、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に基づく 2 時間の連続運転に必要な燃料消費量である 0.03 m<sup>3</sup>を上回る 0.04 m<sup>3</sup>とする。

VI-1-1-4-8-2-1-1-2-3 設定根拠に関する説明書  
(屋外消火系消火水タンク)

名 称	屋外消火系消火水タンク	
容 量	m <sup>3</sup> /個	100以上 (130)
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2

【設定根拠】

(概要)

火災防護設備として使用する屋外消火系消火水タンクは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する屋外消火系消火水タンクは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うための水源として設置する。

系統構成は、屋外消火系消火水タンクを水源として、屋外消火系電動機駆動消火ポンプ及び屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプにより、火災防護設備（屋外水消火系）へ消火用水を供給できる設計とする。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用する屋外消火系消火水タンクの容量は、消防法施行令第19条\*<sup>1</sup>及び実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準\*<sup>2</sup>に基づく84 m<sup>3</sup>/個を上回る 100 m<sup>3</sup>/個以上とする。

公称値については、要求される容量を上回る 130 m<sup>3</sup>/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する屋外消火系消火水タンクの最高使用圧力は、開放タンクであるため静水頭とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する屋外消火系消火水タンクの最高使用温度は、設置場所が屋外であり開放タンクであることから、外気の温度\*<sup>3</sup>を上回る 40 ℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用する屋外消火系消火水タンクは、発電所内で発生した火災を早期に消火するために、また、多重性を確保できるよう 2 個設置する。

注記 \*1: 屋外消火栓設備必要水量 (消防法施行令第 19 条第 3 項第四号)

屋外消火栓必要水量 =  $350 \text{ L/min} \times 2$  (個の消火栓)

=  $700 \text{ L/min} = 42 \text{ m}^3/\text{h}$

\*2: 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準

連続放水能力 2 時間以上 ( $84 \text{ m}^3$ )

屋外消火栓設備必要水源量 =  $42 \text{ m}^3/\text{h} \times 2\text{h} = 84 \text{ m}^3$

\*3: 外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す日最高気温である 8 月の  $37^\circ\text{C}$  (石巻特別地域気象観測所  $36.8^\circ\text{C}$  (8 月), 大船渡特別地域気象観測所  $37.0^\circ\text{C}$  (8 月)) とする。

VI-1-1-4-8-2-1-1-2-4 設定根拠に関する説明書  
(屋外水消火系 主配管 (常設))

名	称	No. 1 屋外消火系消火水タンク ～ 屋外消火系電動機駆動消火ポンプ
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	40
外	径	165.2

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、No. 1屋外消火系消火水タンクと屋外消火系電動機駆動消火ポンプを接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（屋外水消火系）の消火用水を送水するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、No. 1屋外消火系消火水タンクの最高使用圧力と同じ静水頭とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、No. 1屋外消火系消火水タンクの最高使用温度と同じ 40 ℃とする。

3. 外径の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項第四号で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^*1$ を上回るものとして決定する。

なお、配管の外径は、日本産業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。

3.1 外径 165.2 mm

本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



第 1 表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第 19 条第 3 項第四号で定める屋外消火栓の放水量 42 m<sup>3</sup>/h  
 (屋外消火栓設備に関する基準：放水量 350 L/min (= 21 m<sup>3</sup>/h) 以上の  
 2 個分) を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりと  
 する。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1000} \right)^2$$

名	称	No.2 屋外消火系消火水タンク ～ 屋外消火系電動機駆動消火ポンプ入口配管合流点
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	40
外	径	165.2

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、No.2屋外消火系消火水タンクと屋外消火系電動機駆動消火ポンプ入口配管合流点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（屋外水消火系）の消火用水を送水するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、No.2屋外消火系消火水タンクの最高使用圧力と同じ静水頭とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、No.2屋外消火系消火水タンクの最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項第四号で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^*1$ を上回るものとして決定する。

なお、配管の外径は、日本産業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。

3.1 外径 165.2 mm

本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第 1 表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第 19 条第 3 項第四号で定める屋外消火栓の放水量 42 m<sup>3</sup>/h  
 (屋外消火栓設備に関する基準：放水量 350 L/min (= 21 m<sup>3</sup>/h) 以上の  
 2 個分) を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりと  
 する。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1000} \right)^2$$

名	称	No. 1 屋外消火系消火水タンク ～ 屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	40
外	径	165.2

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、No. 1屋外消火系消火水タンクと屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプを接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（屋外水消火系）の消火用水を送水するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、No. 1屋外消火系消火水タンクの最高使用圧力と同じ静水頭とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、No. 1屋外消火系消火水タンクの最高使用温度と同じ 40 ℃とする。

3. 外径の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項第四号で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^*1$ を上回るものとして決定する。

なお、配管の外径は、日本産業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。

3.1 外径 165.2 mm

本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第 1 表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第 19 条第 3 項第四号で定める屋外消火栓の放水量 42 m<sup>3</sup>/h  
 (屋外消火栓設備に関する基準：放水量 350 L/min (= 21 m<sup>3</sup>/h) 以上の  
 2 個分) を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりと  
 する。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3600 \times \frac{\pi}{4} \times \left(\frac{C}{1000}\right)^2$$

名	称	No.2 屋外消火系消火水タンク ～ 屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ入口配管合流点
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	40
外	径	165.2

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、No.2屋外消火系消火水タンクと屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ入口配管を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（屋外水消火系）の消火用水を送水するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、No.2屋外消火系消火水タンクの最高使用圧力と同じ静水頭とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、No.2屋外消火系消火水タンクの最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速    m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項第四号で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^*1$ を上回るものとして決定する。

なお、配管の外径は、日本産業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。

3.1 外径 165.2 mm

本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第 1 表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第 19 条第 3 項第四号で定める屋外消火栓の放水量 42 m<sup>3</sup>/h  
 （屋外消火栓設備に関する基準：放水量 350 L/min (= 21 m<sup>3</sup>/h) 以上の  
 2 個分) を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりと  
 する。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1000} \right)^2$$

名 称	屋外消火系電動機駆動消火ポンプ ～ 海水ポンプ室及び復水貯蔵タンク／軽油タンクエリア供給 配管分岐点	
最高使用圧力	MPa	1.37
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	114.3, 165.2

【設定根拠】

(概要)

本配管は、屋外消火系電動機駆動消火ポンプと海水ポンプ室及び復水貯蔵タンク／軽油タンクエリア供給配管を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（屋外水消火系）の消火用水を送水するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、屋外消火系電動機駆動消火ポンプ及び屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの最高使用圧力と同じ 1.37 MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、屋外消火系消火水タンクの最高使用温度と同じ 40 ℃とする。

3. 外径の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吐出管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項第四号で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^*1$ を上回るものとして決定する。

なお、配管の外径は、日本産業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。

3.1 外径 114.3 mm

本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 114.3 mm (100A) とする。



3.2 外径 165.2 mm

本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。

第 1 表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速 <sup>*2</sup> における流量 E ( $\text{m}^3/\text{h}$ )
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第 19 条第 3 項第四号で定める屋外消火栓の放水量  $42 \text{ m}^3/\text{h}$  (屋外消火栓設備に関する基準：放水量  $350 \text{ L}/\text{min}$  (=  $21 \text{ m}^3/\text{h}$ ) 以上の 2 個分) を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1000} \right)^2$$

名 称	屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ ～ 屋外消火系電動機駆動消火ポンプ出口配管合流点	
最高使用圧力	MPa	1.37
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	114.3, 165.2

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプと屋外消火系電動機駆動消火ポンプ出口配管を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（屋外水消火系）の消火用水を送水するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ及び屋外消火系電動機駆動消火ポンプの最高使用圧力と同じ 1.37 MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、屋外消火系消火水タンクの最高使用温度と同じ 40 ℃とする。

3. 外径の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吐出管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項第四号で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^*1$ を上回るものとして決定する。

なお、配管の外径は、日本産業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。

3.1 外径 114.3 mm

本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^*1$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 114.3 mm (100A) とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

3.2 外径 165.2 mm

本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。

第 1 表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速 <sup>*2</sup> における流量 E ( $\text{m}^3/\text{h}$ )
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第 19 条第 3 項第四号で定める屋外消火栓の放水量  $42 \text{ m}^3/\text{h}$  (屋外消火栓設備に関する基準：放水量  $350 \text{ L}/\text{min}$  (=  $21 \text{ m}^3/\text{h}$ ) 以上の 2 個分) を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1000} \right)^2$$

VI-1-1-4-8-2-1-2 ハロンガス消火設備

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-1	RHR (A) 室／RHR (B) 室／B3F 通路・サンプ室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-2	LPCS ポンプ・ラック室／HPCS ポンプ・ラック室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-3	RCW (B) (D)／HPCW／NSD／B2F ハッチ室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-4	RHR (C) 室／RCIC タービンポンプ室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-5	RCW 熱交換器・ポンプ (A) (C) 室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-6	B2F 南側通路／バルブラッピング室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-7	IA・SA 空気圧縮機室／B2F 東側通路消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-8	CRD ポンプ室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-9	MUWC ポンプ室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-10	B2F／B1F／1F 西側通路／排風機室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-11	PLR-VVVF 室／区分Ⅱ非常用電気品室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-12	B1F インナー通路消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-13	DC RCIC MCC 室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-14	区分Ⅰ非常用電気品室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-15	D/G (A) 室／(B) 室／D/G 補機 (A) 室／(B) 室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-16	B1F ハッチ室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-17	区分ⅢHPCS 電気品室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-18	区分Ⅱ非常用 MCC 室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-19	導電率計ラック室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-20	FPC ポンプ (A) (B) 室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-21	HWH 熱交換器・ポンプ室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-22	緊急用電気品室 (1)／(2) 消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-23	区分Ⅰ非常用 D/G 制御盤室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-24	区分Ⅲ非常用 D/G 制御盤室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-25	ディーゼル発電機 (HPCS) 室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-26	区分Ⅱ非常用 D/G 制御盤室／R-12 階段室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-27	区分Ⅲバッテリー室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-28	送風機・緊急用電気品室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-29	燃料デイトンク (B) 室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-30	SOL 冷凍機室消火系
VI-1-1-4-8-2-1-2-31	HECW 冷凍機・ポンプ (A) (C) 室消火系

- VI-1-1-4-8-2-1-2-32 燃料デイトンク (A) 室消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-33 燃料デイトンク (HPCS) 室消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-34 空調機械 (A) 室 / (B) 室消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-35 250V 直流主母線盤室 / 125V (A) -1 室消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-36 DC250V バッテリ室消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-37 計測制御電源 (B) 室消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-38 代替充電器盤室 / RSS 盤室 / DC125V (A) 室 / (B) 室消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-39 常用・共通 M/C・P/C 室消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-40 計測制御電源 (A) 室消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-41 T. S (計測制御電源 (B) 室北) 消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-42 T. S (更衣室北) 消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-43 T. S (更衣室西) 消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-44 区分 I / II / 常用系ケーブル処理室消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-45 区分 III ケーブル処理室消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-46 DC125V 代替バッテリー室消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-47 T. S (区分 II ケーブル処理室北) 消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-48 PCPS 区分 I エリア消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-49 PCPS 区分 II エリア消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-50 PCPS 区分 III エリア消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-51 PCPS 区分 NON エリア消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-52 緊急対策室他消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-53 緊急時対策所軽油タンク (A) 室消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-54 緊急時対策所軽油タンク (B) 室消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-55 緊急時対策所軽油タンク (C) 室消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-56 E/B 電気品室消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-57 R/B MCC 2SB-1 消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-58 SLC ポンプ (A) / (B) 消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-59 HECW 冷凍機 (B) / (D) 消火系
- VI-1-1-4-8-2-1-2-60 HECW 冷水ポンプ (B) / (D) 消火系

VI-1-1-4-8-2-1-2-1 RHR(A)室／RHR(B)室／B3F 通路・サンプル室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-1-1	RHR(A)室/RHR(B)室/B3F 通路・サンプ室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-1-2	RHR(A)室/RHR(B)室/B3F 通路・サンプ室消火系	主配管 (常設)



VI-1-1-4-8-2-1-2-1-1 設定根拠に関する説明書  
(RHR(A)室／RHR(B)室／B3F 通路・サンプル室消火系  
ハロン 1301 貯蔵容器)

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	8

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する RHR(A)室/RHR(B)室/B3F 通路・サンプル室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。また、容器弁の

単一故障を考慮し，消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より 1 個多く貯蔵容器を設置する設計とする。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表 1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(RHR(A)室/RHR(B)室/B3F 通路・サンプル室消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
RHR(A)室	3	8
RHR(B)室	3	
B3F 南側通路・R/A HCW・ LCW サンプル室	7	

注記\*：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-1-2 設定根拠に関する説明書  
(RHR(A)室／RHR(B)室／B3F 通路・サンプル室消火系  
主配管(常設))

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ RHR ポンプ (B) 室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	42.7, 60.5, 89.1

【設定根拠】

(概要)

本配管は、RHR(A)室／RHR(B)室／B3F 通路・サンプル室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と RHR ポンプ (B) 室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm, 60.5mm, 89.1mm とする。

注記\*<sup>1</sup>：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*<sup>2</sup>：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*<sup>3</sup>：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		RHRポンプ(A)室分岐点 ～ RHR ポンプ(A)室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7

【設定根拠】

(概要)

本配管は、RHR ポンプ(A)室分岐点と RHR ポンプ(A)室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup>を 30 秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		B3F 南側通路, R/A HCW・LCW サンプ室分岐点 ～ B3F 南側通路, R/A HCW・LCW サンプ室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	60.5

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、B3F 南側通路, R/A HCW・LCW サンプ室分岐点と B3F 南側通路, R/A HCW・LCW サンプ室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-2 LPCS ポンプ・ラック室/HPCS ポンプ・ラック室  
消火系



## 目 次

- VI-1-1-4-8-2-1-2-2-1 LPCS ポンプ・ラック室/HPCS ポンプ・ラック室消火系 ハロン 1301 貯蔵  
容器
- VI-1-1-4-8-2-1-2-2-2 LPCS ポンプ・ラック室/HPCS ポンプ・ラック室消火系 主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-2-1 設定根拠に関する説明書  
(LPCS ポンプ・ラック室／HPCS ポンプ・ラック室消火系  
ハロン 1301 貯蔵容器)

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	5

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する LPCS ポンプ・ラック室/HPCS ポンプ・ラック室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。また、容器弁の

単一故障を考慮し、消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より 1 個多く貯蔵容器を設置する設計とする。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表 1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(LPCS ポンプ・ラック室/HPCS ポンプ・ラック室消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
LPCS ポンプ・ラック室	4	5
HPCS ポンプ・ラック室	4	

注記\*：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-2-2 設定根拠に関する説明書  
(LPCS ポンプ・ラック室／HPCS ポンプ・ラック室消火系  
主配管(常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ LPCSポンプ室, LPCS計装ラック室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	76.3, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、LPCS ポンプ・ラック室/HPCS ポンプ・ラック室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と LPCS ポンプ室, LPCS 計装ラック室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 76.3mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		HPCS ポンプ室，HPCS 計装ラック室分岐点 ～ HPCSポンプ室，HPCS計装ラック室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	76.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は，HPCS ポンプ室，HPCS 計装ラック室分岐点と HPCS ポンプ室，HPCS 計装ラック室を接続する配管であり，発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は，ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は，ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は，噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし，メーカー社内基準に基づき定めた 76.3mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-3 RCW(B)(D)／HPCW／NSD／B2F ハッチ室消火系



## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-3-1	RCW(B)(D)／HPCW／NSD／B2F ハッチ室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-3-2	RCW(B)(D)／HPCW／NSD／B2F ハッチ室消火系	主配管（常設）

VI-1-1-4-8-2-1-2-3-1 設定根拠に関する説明書

(RCW(B)(D)／HPCW／NSD／B2F ハッチ室消火系

ハロン 1301 貯蔵容器)

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	13

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する RCW(B)(D)／HPCW／NSD／B2F ハッチ室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。また、容器弁の

単一故障を考慮し、消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より 1 個多く貯蔵容器を設置する設計とする。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表 1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(RCW(B) (D) / HPCW / NSD / B2F ハッチ室消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
HPCW 熱交換器・ポンプ室	6	13
RCW 熱交換器(B) (D) 室 RCW ポンプ (B) (D) 室	12	
R/B NSD サンプ室	3	
B2F ハッチ室	3	

注記\*：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-3-2 設定根拠に関する説明書

(RCW(B) (D) / HPCW / NSD / B2F ハッチ室消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン1301貯蔵容器 ～ HPCW 熱交換器・ポンプ室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	76.3, 89.1, 114.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、RCW(B)(D)／HPCW／NSD／B2F ハッチ室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と HPCW 熱交換器・ポンプ室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 76.3mm, 89.1mm, 114.3mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称	B2F ハッチ室分岐点 ～ B2F ハッチ室	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、B2F ハッチ室分岐点と B2F ハッチ室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		R/B NSD サンプ室分岐点 ～ R/B NSD サンプ室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、R/B NSD サンプ室分岐点と R/B NSD サンプ室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。



名 称		RCW熱交換器(B)(D)室, RCWポンプ(B)(D)室分岐点 ～ RCW熱交換器(B)(D)室, RCWポンプ(B)(D)室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	114.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、RCW熱交換器(B)(D)室, RCWポンプ(B)(D)室分岐点とRCW熱交換器(B)(D)室, RCWポンプ(B)(D)室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用圧力と同じ5.2MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9MPa以上<sup>\*1</sup>及び消火に必要なハロン1301ガス量<sup>\*2</sup>を30秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた114.3mmとする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン1301ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第1項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-4 RHR(C)室/RCIC タービンポンプ室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-4-1	RHR(C)室/RCIC タービンポンプ室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-4-2	RHR(C)室/RCIC タービンポンプ室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-4-1 設定根拠に関する説明書

(RHR(C)室/RCIC タービンポンプ室消火系

ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		5

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する RHR(C)室/RCIC タービンポンプ室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。また、容器弁の

単一故障を考慮し，消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より 1 個多く貯蔵容器を設置する設計とする。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表 1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(RHR(C)室/RCIC タービンポンプ室消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
RHR ポンプ(C)室	3	5
RCIC タービンポンプ室	4	

注記\*：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-4-2 設定根拠に関する説明書  
(RHR(C)室／RCIC タービンポンプ室消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ RCIC タービンポンプ室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	48.6, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、RHR(C)室/RCIC タービンポンプ室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と RCIC タービンポンプ室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 48.6mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。



名 称	RHRポンプ(C)室分岐点 ～ RHR ポンプ(C)室	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	48.6

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、RHR ポンプ(C)室分岐点と RHR ポンプ(C)室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup>を 30 秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 48.6mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-5 RCW 熱交換器・ポンプ(A)(C)室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-5-1	RCW 熱交換器・ポンプ(A)(C)室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-5-2	RCW 熱交換器・ポンプ(A)(C)室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-5-1 設定根拠に関する説明書

(RCW 熱交換器・ポンプ(A)(C)室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		13

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する RCW 熱交換器・ポンプ(A)(C)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 13 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-5-2 設定根拠に関する説明書  
(RCW 熱交換器・ポンプ(A)(C)室消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ RCW 熱交換器・ポンプ(A)(C)室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm 89.1, 114.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、RCW 熱交換器・ポンプ(A)(C)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と RCW 熱交換器・ポンプ(A)(C)室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup>を 30 秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 114.3mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。



VI-1-1-4-8-2-1-2-6 B2F 南側通路／バルブラッピング室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-6-1	B2F 南側通路／バルブラッピング室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-6-2	B2F 南側通路／バルブラッピング室消火系	主配管（常設）

VI-1-1-4-8-2-1-2-6-1 設定根拠に関する説明書

(B2F 南側通路／バルブラッピング室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最	高	使用
圧	力	MPa
		5.2
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		10

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する B2F 南側通路／バルブラッピング室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。また、容器弁の

単一故障を考慮し，消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より 1 個多く貯蔵容器を設置する設計とする。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表 1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(B2F 南側通路／バルブラッピング室消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
B2F 南側通路 RHR(A)計装ラック室	9	10
バルブラッピング室	6	

注記\*：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-6-2 設定根拠に関する説明書

(B2F 南側通路／バルブラッピング室消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ バルブラッピング室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	60.5, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、B2F 南側通路／バルブラッピング室消火系のハロン 1301 貯蔵容器とバルブラッピング室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		B2F南側通路, RHR(A)計装ラック室分岐点 ～ B2F 南側通路, RHR(A)計装ラック室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	60.5

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、B2F 南側通路, RHR(A)計装ラック室分岐点と B2F 南側通路, RHR(A)計装ラック室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup>を 30 秒以内\*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。



VI-1-1-4-8-2-1-2-7 IA・SA 空気圧縮機室／B2F 東側通路消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-7-1	IA・SA 空気圧縮機室／B2F 東側通路消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-7-2	IA・SA 空気圧縮機室／B2F 東側通路消火系	主配管（常設）

VI-1-1-4-8-2-1-2-7-1 設定根拠に関する説明書

(IA・SA 空気圧縮機室／B2F 東側通路消火系

ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最	高	使用
圧	力	MPa
		5.2
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		8

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する IA・SA 空気圧縮機室／B2F 東側通路消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(IA・SA 空気圧縮機室／B2F 東側通路消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
IA・SA 空気圧縮機 (A) (B) 室	8	8
B2F 東側通路	2	

注記\*：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-7-2 設定根拠に関する説明書

(IA・SA 空気圧縮機室／B2F 東側通路消火系 主配管(常設))

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ IA・SA 空気圧縮機 (A) (B) 室	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	76.3, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、IA・SA 空気圧縮機室／B2F 東側通路消火系のハロン 1301 貯蔵容器と IA・SA 空気圧縮機 (A) (B) 室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 76.3mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称	B2F 東側通路分岐点 ～ B2F 東側通路	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7

【設定根拠】

(概要)

本配管は、B2F 東側通路分岐点と B2F 東側通路を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup>を 30 秒以内\*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。



VI-1-1-4-8-2-1-2-8 CRD ポンプ室消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-8-1 CRD ポンプ室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器

VI-1-1-4-8-2-1-2-8-2 CRD ポンプ室消火系 主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-8-1 設定根拠に関する説明書  
(CRD ポンプ室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		5

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する CRD ポンプ室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 5 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-8-2 設定根拠に関する説明書  
(CRD ポンプ室消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ CRD ポンプ室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm
		89.1, 76.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、CRD ポンプ室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と CRD ポンプ室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*1 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*2 を 30 秒以内\*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 76.3mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-9 MUWC ポンプ室消火系



## 目 次

- VI-1-1-4-8-2-1-2-9-1 MUWC ポンプ室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器
- VI-1-1-4-8-2-1-2-9-2 MUWC ポンプ室消火系 主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-9-1 設定根拠に関する説明書  
(MUWC ポンプ室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		3

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する MUWC ポンプ室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 3 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-9-2 設定根拠に関する説明書

(MUWC ポンプ室消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ MUWC ポンプ室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm 89.1, 48.6

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、MUWC ポンプ室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と MUWC ポンプ室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*1 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*2 を 30 秒以内\*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 48.6mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-10 B2F/B1F/1F 西側通路/排風機室消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-10-1	B2F／B1F／1F	西側通路／排風機室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-10-2	B2F／B1F／1F	西側通路／排風機室消火系	主配管（常設）



VI-1-1-4-8-2-1-2-10-1 設定根拠に関する説明書

(B2F／B1F／1F 西側通路／排風機室消火系

ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最	高	使用
圧	力	MPa
		5.2
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		32

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する B2F/B1F/1F 西側通路/排風機室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。また、容器弁の

単一故障を考慮し，消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より 1 個多く貯蔵容器を設置する設計とする。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表 1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(B2F/B1F/1F 西側通路/排風機室消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
B2F 西側通路	7	32
B1F 西側通路	13	
1F 西側通路	12	
排風機室	31	

注記\*：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-10-2 設定根拠に関する説明書

(B2F／B1F／1F 西側通路／排風機室消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 排風機室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1, 114.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、B2F/B1F/1F 西側通路/排風機室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と排風機室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 114.3mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		B1F 西側通路分岐点 ～ B1F 西側通路
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	76.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、B1F 西側通路分岐点と B1F 西側通路を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 76.3mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		B2F 西側通路分岐点 ～ B2F 西側通路
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	60.5

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、B2F 西側通路分岐点と B2F 西側通路を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		1F 西側通路分岐点1 ～ 1F 西側通路
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	76.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、1F 西側通路分岐点 1 と 1F 西側通路を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 76.3mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。



名 称	1F 西側通路分岐点2 ～ 1F 西側通路	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、1F 西側通路分岐点2と1F 西側通路を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称	1F 西側通路分岐点3 ～ 1F 西側通路	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、1F 西側通路分岐点3と1F 西側通路を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup>及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup>を 30 秒以内\*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名	称	1F 西側通路分岐点4 ～ 1F 西側通路
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	42.7

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、1F 西側通路分岐点4と1F 西側通路を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		1F 西側通路分岐点5 ～ 1F 西側通路
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、1F 西側通路分岐点5と1F 西側通路を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-11 PLR-VVVF 室／区分Ⅱ非常用電気品室消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-11-1	PLR-VVVF 室／区分Ⅱ非常用電気品室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-11-2	PLR-VVVF 室／区分Ⅱ非常用電気品室消火系	主配管（常設）

VI-1-1-4-8-2-1-2-11-1 設定根拠に関する説明書

(PLR-VVVF 室／区分Ⅱ非常用電気品室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	15

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する PLR-VVVF 室／区分Ⅱ非常用電気品室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。また、容器弁の



単一故障を考慮し、消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より 1 個多く貯蔵容器を設置する設計とする。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表 1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(PLR-VVVF 室/区分Ⅱ非常用電気品室消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
静止型 PLR ポンプ電源装置 室	14	15
区分Ⅱ非常用電気品室	7	

注記\*：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-11-2 設定根拠に関する説明書

(PLR-VVVF 室／区分Ⅱ非常用電気品室消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン1301貯蔵容器 ～ 区分Ⅱ非常用電気品室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	76.3, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、PLR-VVVF 室／区分Ⅱ非常用電気品室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と区分Ⅱ非常用電気品室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 76.3mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		静止型PLRポンプ電源装置室分岐点 ～ 静止型 PLR ポンプ電源装置室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、静止型 PLR ポンプ電源装置室分岐点と静止型 PLR ポンプ電源装置室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-12 B1F インナー通路消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-12-1 B1F インナー通路消火系 ハロン 1301 貯蔵容器

VI-1-1-4-8-2-1-2-12-2 B1F インナー通路消火系 主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-12-1 設定根拠に関する説明書  
(B1F インナー通路消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最	高	使用
圧	力	MPa
		5.2
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		67

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する B1F インナー通路消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の単一故障を考慮し、消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より多く貯蔵容器を設置する設計とする。



注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-12-2 設定根拠に関する説明書

(B1F インナー通路消火系 主配管(常設))

名 称	ハロン1301貯蔵容器 ～ B1F インナー通路(1)	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、B1F インナー通路消火系のハロン 1301 貯蔵容器と B1F インナー通路(1) を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロン1301貯蔵容器 ～ B1F インナー通路(2)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、B1F インナー通路消火系のハロン 1301 貯蔵容器と B1F インナー通路(2) を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロン1301貯蔵容器 ～ B1F インナー通路(3)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1, 114.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、B1F インナー通路消火系のハロン 1301 貯蔵容器と B1F インナー通路(3)を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 114.3mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称	ハロン1301貯蔵容器 ～ B1F インナー通路(4)	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、B1F インナー通路消火系のハロン 1301 貯蔵容器と B1F インナー通路(4)を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup>を 30 秒以内\*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-13 DC RCIC MCC 室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-13-1	DC RCIC MCC 室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-13-2	DC RCIC MCC 室消火系	主配管 (常設)



VI-1-1-4-8-2-1-2-13-1 設定根拠に関する説明書

(DC RCIC MCC 室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最	高	使用
圧	力	MPa
		5.2
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する DC RCIC MCC 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-13-2 設定根拠に関する説明書

(DC RCIC MCC 室消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ DC RCIC MCC 室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1, 34.0
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、DC RCIC MCC 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と DC RCIC MCC 室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*<sup>2</sup> を 30 秒以内*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 34.0mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

VI-1-1-4-8-2-1-2-14 区分 I 非常用電気品室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-14-1	区分 I 非常用電気品室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-14-2	区分 I 非常用電気品室消火系	主配管（常設）

VI-1-1-4-8-2-1-2-14-1 設定根拠に関する説明書  
(区分 I 非常用電気品室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)



名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		13

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する区分 I 非常用電気品室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 13 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-14-2 設定根拠に関する説明書  
(区分Ⅰ非常用電気品室消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 区分 I 非常用電気品室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm
		89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、区分 I 非常用電気品室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と区分 I 非常用電気品室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup>を 30 秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-15 D/G (A)室／(B)室／D/G 補機(A)室／(B)室消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-15-1	D/G (A)室／(B)室／D/G 補機(A)室／(B)室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-15-2	D/G (A)室／(B)室／D/G 補機(A)室／(B)室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-15-1 設定根拠に関する説明書

(D/G(A)室／(B)室／D/G 補機(A)室／(B)室消火系

ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		11

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する D/G(A)室／(B)室／D/G 補機(A)室／(B)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。また、容器弁の



単一故障を考慮し，消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より 1 個多く貯蔵容器を設置する設計とする。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表 1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(D/G(A)室／(B)室／D/G 補機(A)室／(B)室消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
ディーゼル発電機(A)室	10	11
ディーゼル発電機(B)室	10	
D/G 補機(A)室	5	
D/G 補機(B)室	5	

注記\*：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-15-2 設定根拠に関する説明書

(D/G(A)室／(B)室／D/G 補機(A)室／(B)室消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン1301貯蔵容器 ～ D/G 補機(B)室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	60.5, 76.3, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、D/G(A)室／(B)室／D/G 補機(A)室／(B)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と D/G 補機(B)室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5mm, 76.3mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ディーゼル発電機(B)室分岐点 ～ ディーゼル発電機(B)室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	76.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、ディーゼル発電機(B)室分岐点とディーゼル発電機(B)室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup>を 30 秒以内\*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 76.3mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称	ディーゼル発電機(A)室分岐点 ～ ディーゼル発電機(A)室	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	76.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、ディーゼル発電機(A)室分岐点とディーゼル発電機(A)室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup>を 30 秒以内\*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 76.3mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		D/G補機(A)室分岐点 ～ D/G 補機(A)室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	60.5

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、D/G 補機(A)室分岐点と D/G 補機(A)室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*1 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*2 を 30 秒以内\*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-16 B1F ハッチ室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-16-1	B1F ハッチ室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-16-2	B1F ハッチ室消火系	主配管（常設）



VI-1-1-4-8-2-1-2-16-1 設定根拠に関する説明書  
(B1F ハッチ室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		4

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する B1F ハッチ室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 4 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-16-2 設定根拠に関する説明書

(B1F ハッチ室消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ B1F ハッチ室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm
		89.1, 76.3
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、B1F ハッチ室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と B1F ハッチ室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*<sup>2</sup> を 30 秒以内*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 76.3mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

VI-1-1-4-8-2-1-2-17 区分ⅢHPCS 電気品室消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-17-1	区分ⅢHPCS 電気品室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-17-2	区分ⅢHPCS 電気品室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-17-1 設定根拠に関する説明書  
(区分ⅢHPCS 電気品室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)



名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最	高	使用
圧	力	MPa
		5.2
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		6

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する区分ⅢHPCS電気品室消火系のハロン1301貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 6 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-17-2 設定根拠に関する説明書

(区分ⅢHPCS 電気品室消火系 主配管(常設))

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 区分ⅢHPCS 電気品室	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、区分ⅢHPCS 電気品室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と区分ⅢHPCS 電気品室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-18 区分Ⅱ非常用 MCC 室消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-18-1	区分Ⅱ非常用 MCC 室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-18-2	区分Ⅱ非常用 MCC 室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-18-1 設定根拠に関する説明書

(区分Ⅱ非常用 MCC 室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		4

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する区分Ⅱ非常用 MCC 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 4 個の貯蔵容器を設置する設計とする。



注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-18-2 設定根拠に関する説明書

(区分Ⅱ非常用 MCC 室消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 区分Ⅱ非常用 MCC 室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm 89.1, 76.3
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、区分Ⅱ非常用 MCC 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と区分Ⅱ非常用 MCC 室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*<sup>2</sup>を 30 秒以内*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 76.3mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

VI-1-1-4-8-2-1-2-19 導電率計ラック室消火系

## 目 次

- VI-1-1-4-8-2-1-2-19-1 導電率計ラック室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器
- VI-1-1-4-8-2-1-2-19-2 導電率計ラック室消火系 主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-19-1 設定根拠に関する説明書  
(導電率計ラック室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する導電率計ラック室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。



VI-1-1-4-8-2-1-2-19-2 設定根拠に関する説明書

(導電率計ラック室消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 導電率計ラック室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1, 34.0
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、導電率計ラック室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と導電率計ラック室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*1 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 34.0mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

VI-1-1-4-8-2-1-2-20 FPC ポンプ(A)(B)室消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-20-1 FPC ポンプ(A)(B)室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器

VI-1-1-4-8-2-1-2-20-2 FPC ポンプ(A)(B)室消火系 主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-20-1 設定根拠に関する説明書  
(FPC ポンプ(A)(B)室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		2

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する FPC ポンプ (A) (B) 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 2 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-20-2 設定根拠に関する説明書

(FPC ポンプ (A) (B) 室消火系 主配管 (常設))



名	称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ FPC ポンプ (A) (B) 室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm 89.1, 34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、FPC ポンプ (A) (B) 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と FPC ポンプ (A) (B) 室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*1 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*2 を 30 秒以内\*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 34.0mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-21 HWH 熱交換器・ポンプ室消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-21-1	HWH 熱交換器・ポンプ室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-21-2	HWH 熱交換器・ポンプ室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-21-1 設定根拠に関する説明書  
(HWH 熱交換器・ポンプ室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		4

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する HWH 熱交換器・ポンプ室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 4 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-21-2 設定根拠に関する説明書  
(HWH 熱交換器・ポンプ室消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ HWH 熱交換器・ポンプ室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm
		89.1, 60.5
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、HWH 熱交換器・ポンプ室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と HWH 熱交換器・ポンプ室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*<sup>2</sup>を 30 秒以内*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 60.5mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		



VI-1-1-4-8-2-1-2-22 緊急用電気品室(1)／(2)消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-22-1 緊急用電気品室(1)／(2)消火系 ハロン 1301 貯蔵容器

VI-1-1-4-8-2-1-2-22-2 緊急用電気品室(1)／(2)消火系 主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-22-1 設定根拠に関する説明書

(緊急用電気品室(1)／(2)消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	4

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する緊急用電気品室(1)／(2)消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。また、容器弁の

単一故障を考慮し，消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より 1 個多く貯蔵容器を設置する設計とする。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表 1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(緊急用電気品室(1)／(2)消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
緊急用電気品室(1)	3	4
緊急用電気品室(2)	3	

注記\*：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-22-2 設定根拠に関する説明書  
(緊急用電気品室(1)／(2)消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 緊急用電気品室(2)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	60.5, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、緊急用電気品室(1)／(2)消火系のハロン 1301 貯蔵容器と緊急用電気品室(2)を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		緊急用電気品室(1)分岐点 ～ 緊急用電気品室(1)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	60.5

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、緊急用電気品室(1)分岐点と緊急用電気品室(1)を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。



VI-1-1-4-8-2-1-2-23 区分 I 非常用 D/G 制御盤室消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-23-1	区分 I 非常用 D/G 制御盤室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-23-2	区分 I 非常用 D/G 制御盤室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-23-1 設定根拠に関する説明書

(区分Ⅰ非常用 D/G 制御盤室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する区分 I 非常用 D/G 制御盤室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-23-2 設定根拠に関する説明書  
(区分 I 非常用 D/G 制御盤室消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 区分 I 非常用 D/G 制御盤室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm
		89.1, 34.0
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、区分 I 非常用 D/G 制御盤室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と区分 I 非常用 D/G 制御盤室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*<sup>2</sup>を 30 秒以内*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 34.0mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

VI-1-1-4-8-2-1-2-24 区分Ⅲ非常用 D/G 制御盤室消火系



## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-24-1	区分Ⅲ非常用 D/G 制御盤室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-24-2	区分Ⅲ非常用 D/G 制御盤室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-24-1 設定根拠に関する説明書

(区分Ⅲ非常用 D/G 制御盤室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		4

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する区分Ⅲ非常用 D/G 制御盤室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 4 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-24-2 設定根拠に関する説明書  
(区分Ⅲ非常用 D/G 制御盤室消火系 主配管(常設))

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 区分Ⅲ非常用 D/G 制御盤室	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1, 60.5
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、区分Ⅲ非常用 D/G 制御盤室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と区分Ⅲ非常用 D/G 制御盤室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*<sup>2</sup>を 30 秒以内*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 60.5mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

VI-1-1-4-8-2-1-2-25 ディーゼル発電機(HPCS)室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-25-1	ディーゼル発電機(HPCS)室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-25-2	ディーゼル発電機(HPCS)室消火系	主配管 (常設)



VI-1-1-4-8-2-1-2-25-1 設定根拠に関する説明書

(ディーゼル発電機(HPCS)室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	9

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置するディーゼル発電機(HPCS)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 9 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-25-2 設定根拠に関する説明書  
(ディーゼル発電機(HPCS)室消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン1301貯蔵容器 ～ ディーゼル発電機(HPCS)室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	60.5, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、ディーゼル発電機(HPCS)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器とディーゼル発電機(HPCS)室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-26 区分Ⅱ非常用 D/G 制御盤室／R-12 階段室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-26-1	区分Ⅱ非常用 D/G 制御盤室/R-12 階段室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-26-2	区分Ⅱ非常用 D/G 制御盤室/R-12 階段室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-26-1 設定根拠に関する説明書

(区分Ⅱ非常用 D/G 制御盤室／R-12 階段室消火系

ハロン 1301 貯蔵容器)



名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	5

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する区分Ⅱ非常用D/G制御盤室/R-12階段室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(区分Ⅱ非常用 D/G 制御盤室/R-12 階段室消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
区分Ⅱ非常用 D/G 制御盤室 窒素ポンベ設置スペース	5	5
R-12 階段室	3	

注記\*：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-26-2 設定根拠に関する説明書

(区分Ⅱ非常用 D/G 制御盤室／R-12 階段室消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン1301貯蔵容器 ～ R-12 階段室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm 42.7, 76.3, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、区分Ⅱ非常用 D/G 制御盤室／R-12 階段室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と R-12 階段室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm, 76.3mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		区分Ⅱ非常用D/G制御盤室，窒素ポンベ設置スペース分岐点 ～ 区分Ⅱ非常用D/G制御盤室，窒素ポンベ設置スペース
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	76.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は，区分Ⅱ非常用 D/G 制御盤室，窒素ポンベ設置スペース分岐点と区分Ⅱ非常用 D/G 制御盤室，窒素ポンベ設置スペースを接続する配管であり，発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は，ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は，ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は，噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし，メーカー社内基準に基づき定めた 76.3mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-27 区分Ⅲバッテリー室消火系

## 目 次

- VI-1-1-4-8-2-1-2-27-1 区分Ⅲバッテリー室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器
- VI-1-1-4-8-2-1-2-27-2 区分Ⅲバッテリー室消火系 主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-27-1 設定根拠に関する説明書  
(区分Ⅲバッテリー室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)



名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する区分Ⅲバッテリー室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-27-2 設定根拠に関する説明書

(区分Ⅲバッテリー室消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 区分Ⅲバッテリー室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1, 34.0, 27.2

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、区分Ⅲバッテリー室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と区分Ⅲバッテリー室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 34.0mm, 27.2mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-28 送風機・緊急用電気品室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-28-1	送風機・緊急用電気品室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-28-2	送風機・緊急用電気品室消火系	主配管（常設）

VI-1-1-4-8-2-1-2-28-1 設定根拠に関する説明書

(送風機・緊急用電気品室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		24

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する送風機・緊急用電気品室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 24 個の貯蔵容器を設置する設計とする。



注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-28-2 設定根拠に関する説明書  
(送風機・緊急用電気品室消火系 主配管(常設))

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 送風機・緊急用電気品室	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1, 114.3
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、送風機・緊急用電気品室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と送風機・緊急用電気品室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*<sup>2</sup>を 30 秒以内*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 114.3mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

VI-1-1-4-8-2-1-2-29 燃料デイトンク(B)室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-29-1	燃料デイトンク(B)室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-29-2	燃料デイトンク(B)室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-29-1 設定根拠に関する説明書  
(燃料デイトンク(B)室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する燃料デイトンク(B)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。



VI-1-1-4-8-2-1-2-29-2 設定根拠に関する説明書

(燃料デイトンク(B)室消火系 主配管(常設))

名 称	ハロン1301貯蔵容器 ～ 燃料デイトンク (B) 室	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0, 60.5, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、燃料デイトンク (B) 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と燃料デイトンク (B) 室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm, 60.5mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-30 SOL 冷凍機室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-30-1 SOL 冷凍機室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器

VI-1-1-4-8-2-1-2-30-2 SOL 冷凍機室消火系 主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-30-1 設定根拠に関する説明書  
(SOL 冷凍機室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		3

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する SOL 冷凍機室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 3 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-30-2 設定根拠に関する説明書  
(SOL 冷凍機室消火系 主配管(常設))



名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ SOL 冷凍機室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1, 42.7
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、SOL 冷凍機室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と SOL 冷凍機室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*<sup>2</sup> を 30 秒以内*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 42.7mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

VI-1-1-4-8-2-1-2-31 HECW 冷凍機・ポンプ (A) (C) 室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-31-1	HECW 冷凍機・ポンプ(A)(C)室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-31-2	HECW 冷凍機・ポンプ(A)(C)室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-31-1 設定根拠に関する説明書

(HECW 冷凍機・ポンプ(A)(C)室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最	高	使用
圧	力	MPa
		5.2
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		5

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する HECW 冷凍機・ポンプ(A)(C)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 5 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-31-2 設定根拠に関する説明書  
(HECW 冷凍機・ポンプ(A)(C)室消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ HECW 冷凍機・ポンプ (A) (C) 室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm 89.1, 76.3
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、HECW 冷凍機・ポンプ (A) (C) 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と HECW 冷凍機・ポンプ (A) (C) 室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*<sup>2</sup> を 30 秒以内*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 76.3mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		



VI-1-1-4-8-2-1-2-32 燃料デイトンク(A)室消火系

## 目 次

- VI-1-1-4-8-2-1-2-32-1 燃料デイトンク(A)室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器  
VI-1-1-4-8-2-1-2-32-2 燃料デイトンク(A)室消火系 主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-32-1 設定根拠に関する説明書  
(燃料デイトンク(A)室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する燃料デイトンク(A)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記\*：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-32-2 設定根拠に関する説明書

(燃料デイトンク(A)室消火系 主配管(常設))

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 燃料デイトンク (A) 室	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0, 60.5, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、燃料デイトンク (A) 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と燃料デイトンク (A) 室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm, 60.5mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-33 燃料デイトンク (HPCS) 室消火系



## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-33-1	燃料デイトンク (HPCS) 室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-33-2	燃料デイトンク (HPCS) 室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-33-1 設定根拠に関する説明書  
(燃料デイトンク (HPCS) 室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する燃料デイトンク (HPCS) 室消火系用のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-33-2 設定根拠に関する説明書  
(燃料デイトンク (HPCS) 室消火系 主配管 (常設))

名 称		ハロン1301貯蔵容器 ～ 燃料デイトンク (HPCS) 室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0, 60.5, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、燃料デイトンク (HPCS) 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と燃料デイトンク (HPCS) 室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm, 60.5mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-34 空調機械(A)室／(B)室消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-34-1	空調機械(A)室／(B)室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-34-2	空調機械(A)室／(B)室消火系	主配管 (常設)



VI-1-1-4-8-2-1-2-34-1 設定根拠に関する説明書  
(空調機械(A)室／(B)室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	20

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する空調機械(A)室／(B)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。また、容器弁の

単一故障を考慮し，消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より 1 個多く貯蔵容器を設置する設計とする。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表 1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(空調機械(A)室／(B)室消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
空調機械(A)室	17	20
空調機械(B)室	19	

注記\*：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-34-2 設定根拠に関する説明書

(空調機械(A)室／(B)室消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン1301貯蔵容器 ～ 空調機械(A)室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、空調機械(A)室／(B)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と空調機械(A)室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup>を 30 秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称	空調機械(B)室分岐点 ～ 空調機械(B)室	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、空調機械(B)室分岐点と空調機械(B)室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-35 250V 直流主母線盤室／125V(A)-1 室消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-35-1	250V 直流主母線盤室／125V(A)-1 室消火系	ハロソ 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-35-2	250V 直流主母線盤室／125V(A)-1 室消火系	主配管 (常設)



VI-1-1-4-8-2-1-2-35-1 設定根拠に関する説明書

(250V 直流主母線盤室／125V(A)-1 室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	6

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する 250V 直流主母線盤室／125V(A)-1 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。また、容器弁の単一故障を考慮し、消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より 1 個多く貯蔵容器を設置する設計とする。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表 1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(250V 直流主母線盤室 / 125V(A)-1 室消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
250V 直流主母線盤室	5	6
DC125V バッテリ (A)-1 室	2	

注記\* : 消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-35-2 設定根拠に関する説明書

(250V 直流主母線盤室／125V(A)-1 室消火系 主配管(常設))

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ DC125V バッテリ (A)-1 室	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7, 60.5, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、250V 直流主母線盤室／125V (A)-1 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と DC125V バッテリ (A)-1 室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm, 60.5mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称	250V 直流主母線盤室分岐点 ～ 250V 直流主母線盤室	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7, 60.5

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、250V 直流主母線盤室分岐点と 250V 直流主母線盤室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm, 60.5mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-36 DC250V バッテリ室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-36-1	DC250V バッテリ室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-36-2	DC250V バッテリ室消火系	主配管 (常設)



VI-1-1-4-8-2-1-2-36-1 設定根拠に関する説明書  
(DC250V バッテリ室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する DC250V バッテリ室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 2 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-36-2 設定根拠に関する説明書

(DC250V バッテリ室消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ DC250Vバッテリー室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7, 60.5, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、DC250V バッテリー室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と DC250V バッテリー室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm, 60.5mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-37 計測制御電源(B)室消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-37-1 計測制御電源(B)室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器

VI-1-1-4-8-2-1-2-37-2 計測制御電源(B)室消火系 主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-37-1 設定根拠に関する説明書  
(計測制御電源(B)室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)



名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	8

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する計測制御電源(B)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数\*を設置する。また、容器弁の単一故障を考慮し、消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より多く貯蔵容器を設置する設計とする。

注記\*：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-37-2 設定根拠に関する説明書

(計測制御電源(B)室消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 計測制御電源 (B) 室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	60.5, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、計測制御電源 (B) 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と計測制御電源 (B) 室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5mm, 89.1mm とする。

注記\*<sup>1</sup>：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*<sup>2</sup>：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*<sup>3</sup>：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-38 代替充電器盤室／RSS 盤室／DC125V (A) 室／(B) 室  
消火系

## 目 次

- VI-1-1-4-8-2-1-2-38-1 代替充電器盤室／RSS 盤室／DC125V(A)室／(B)室消火系  
ハロン 1301 貯蔵容器
- VI-1-1-4-8-2-1-2-38-2 代替充電器盤室／RSS 盤室／DC125V(A)室／(B)室消火系  
主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-38-1 設定根拠に関する説明書  
(代替充電器盤室／RSS 盤室／DC125V(A)室／(B)室消火系  
ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		40以上(40)
最	高	使用
圧	力	MPa
		5.2
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		5

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する代替充電器盤室／RSS 盤室／DC125V(A)室／(B)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 40L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 40L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。また、容器弁の単一故障を考慮し、消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より 1 個多く貯蔵容器を設置する設計とする。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表 1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(代替充電器盤室/RSS 盤室/DC125V(A)室/(B)室消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
DC125V 代替充電器盤室	4	5
RSS 盤室	3	
DC125V バッテリ (A) 室	4	
DC125V バッテリ (B) 室	3	

注記\*：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。



VI-1-1-4-8-2-1-2-38-2 設定根拠に関する説明書  
(代替充電器盤室／RSS 盤室／DC125V(A)室／(B)室消火系  
主配管(常設))

名 称		ハロン1301貯蔵容器 ～ DC125Vバッテリー(B)室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0, 60.5, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、代替充電器盤室／RSS 盤室／DC125V(A)室／(B)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と DC125V バッテリ(B)室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm, 60.5mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		125V代替充電器盤室分岐点 ～ 125V代替充電器盤室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、125V 代替充電器盤室分岐点と 125V 代替充電器盤室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		RSS盤室分岐点 ～ RSS盤室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、RSS 盤室分岐点と RSS 盤室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		DC125Vバッテリー(A)室分岐点 ～ DC125Vバッテリー(A)室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、DC125V バッテリー(A)室分岐点と DC125V バッテリー(A)室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-39 常用・共通 M/C・P/C 室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-39-1	常用・共通 M/C・P/C 室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-39-2	常用・共通 M/C・P/C 室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-39-1 設定根拠に関する説明書  
(常用・共通 M/C・P/C 室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)



名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		24

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する常用・共通 M/C・P/C 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、系統分離対策として容器弁の単一故障を考慮し、消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より 1 個多い 24 個の貯蔵容器を設置する設計と

する。

注記\* : 消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン  
1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-39-2 設定根拠に関する説明書

(常用・共通 M/C・P/C 室消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 常用・共通 M/C・P/C 室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm
		89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、常用・共通 M/C・P/C 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と常用・共通 M/C・P/C 室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup>を 30 秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-40 計測制御電源(A)室消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-40-1 計測制御電源(A)室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器

VI-1-1-4-8-2-1-2-40-2 計測制御電源(A)室消火系 主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-40-1 設定根拠に関する説明書  
(計測制御電源(A)室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		11

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する計測制御電源(A)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、系統分離対策として容器弁の単一故障を考慮し、消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より 1 個多い 11 個の貯蔵容器を設置する設計と



する。

注記\* : 消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン  
1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-40-2 設定根拠に関する説明書

(計測制御電源(A)室消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 計測制御電源(A)室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1, 60.5
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、計測制御電源(A)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と計測制御電源(A)室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*1 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 60.5mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

VI-1-1-4-8-2-1-2-41 T.S (計測制御電源(B)室北) 消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-41-1	T.S (計測制御電源(B)室北) 消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-41-2	T.S (計測制御電源(B)室北) 消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-41-1 設定根拠に関する説明書

(T.S(計測制御電源(B)室北)消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する T.S(計測制御電源(B)室北)消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 2 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記\*：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。



VI-1-1-4-8-2-1-2-41-2 設定根拠に関する説明書  
(T.S(計測制御電源(B)室北)消火系 主配管(常設))

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ T.S(計測制御電源(B)室北)	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0, 60.5, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、T.S(計測制御電源(B)室北)消火系のハロン 1301 貯蔵容器と T.S(計測制御電源(B)室北)を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm, 60.5mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-42 T.S (更衣室北) 消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-42-1 T.S (更衣室北) 消火系 ハロン 1301 貯蔵容器

VI-1-1-4-8-2-1-2-42-2 T.S (更衣室北) 消火系 主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-42-1 設定根拠に関する説明書  
(T.S (更衣室北) 消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		40以上(40)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する T.S (更衣室北) 消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 40L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 40L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-42-2 設定根拠に関する説明書

(T.S (更衣室北) 消火系 主配管(常設))



名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ T.S (更衣室北)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1, 34.0
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、T.S (更衣室北) 消火系のハロン 1301 貯蔵容器と T.S (更衣室北) を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*1 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 34.0mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

VI-1-1-4-8-2-1-2-43 T.S (更衣室西) 消火系

## 目 次

- VI-1-1-4-8-2-1-2-43-1 T.S (更衣室西) 消火系 ハロン 1301 貯蔵容器  
VI-1-1-4-8-2-1-2-43-2 T.S (更衣室西) 消火系 主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-43-1 設定根拠に関する説明書  
(T.S (更衣室西) 消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最	高	使用
圧	力	MPa
		5.2
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する T.S (更衣室西) 消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-43-2 設定根拠に関する説明書

(T.S (更衣室西) 消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ T.S (更衣室西)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1, 34.0
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、T.S (更衣室西) 消火系のハロン 1301 貯蔵容器と T.S (更衣室西) を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*1 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 34.0mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		



VI-1-1-4-8-2-1-2-44 区分Ⅰ／Ⅱ／常用系ケーブル処理室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-44-1	区分Ⅰ／Ⅱ／常用系ケーブル処理室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-44-2	区分Ⅰ／Ⅱ／常用系ケーブル処理室消火系	主配管（常設）

VI-1-1-4-8-2-1-2-44-1 設定根拠に関する説明書

(区分Ⅰ／Ⅱ／常用系ケーブル処理室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		6

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する区分Ⅰ／Ⅱ／常用系ケーブル処理室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。また、容器弁の

単一故障を考慮し，消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より1個多く貯蔵容器を設置する設計とする。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表 1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(区分Ⅰ／Ⅱ／常用系ケーブル処理室消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
常用系ケーブル処理室	5	6
区分Ⅰケーブル処理室	5	
区分Ⅱケーブル処理室	5	

注記\*：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-44-2 設定根拠に関する説明書

(区分Ⅰ／Ⅱ／常用系ケーブル処理室消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン1301貯蔵容器 ～ 常用系ケーブル処理室	
最高使用圧力	MPa	5.2	
最高使用温度	℃	40	
外	径	mm	42.7, 48.6, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、区分Ⅰ／Ⅱ／常用系ケーブル処理室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と常用系ケーブル処理室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm, 48.6mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名	称	区分 I ケーブル処理室分岐点1 ~ 区分 I ケーブル処理室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	48.6

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、区分 I ケーブル処理室分岐点 1 と区分 I ケーブル処理室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 48.6mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。



名 称		区分 I ケーブル処理室分岐点2 ～ 区分 I ケーブル処理室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	48.6

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、区分 I ケーブル処理室分岐点 2 と区分 I ケーブル処理室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 48.6mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名	称	区分Ⅱケーブル処理室分岐点 ~ 区分Ⅱケーブル処理室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	48.6

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、区分Ⅱケーブル処理室分岐点と区分Ⅱケーブル処理室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 48.6mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-45 区分Ⅲケーブル処理室消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-45-1	区分Ⅲケーブル処理室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-45-2	区分Ⅲケーブル処理室消火系	主配管（常設）

VI-1-1-4-8-2-1-2-45-1 設定根拠に関する説明書  
(区分Ⅲケーブル処理室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		19以上(19)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する区分Ⅲケーブル処理室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 19L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 19L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-45-2 設定根拠に関する説明書  
(区分Ⅲケーブル処理室消火系 主配管(常設))



名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 区分Ⅲケーブル処理室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0, 60.5, 89.1

【設定根拠】

(概要)

本配管は、区分Ⅲケーブル処理室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と区分Ⅲケーブル処理室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm, 60.5mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-46 DC125V 代替バッテリー室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-46-1	DC125V 代替バッテリー室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-46-2	DC125V 代替バッテリー室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-46-1 設定根拠に関する説明書  
(DC125V 代替バッテリー室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		2

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する DC125V 代替バッテリー室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 2 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-46-2 設定根拠に関する説明書  
(DC125V 代替バッテリー室消火系 主配管(常設))

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ DC125V 代替バッテリー室	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1, 34.0
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、DC125V 代替バッテリー室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と DC125V 代替バッテリー室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*1 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 34.0mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		



VI-1-1-4-8-2-1-2-47 T.S (区分Ⅱケーブル処理室北) 消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-47-1	T.S (区分Ⅱケーブル処理室北) 消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-47-2	T.S (区分Ⅱケーブル処理室北) 消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-47-1 設定根拠に関する説明書

(T.S (区分Ⅱケーブル処理室北) 消火系

ハロン 1301 貯蔵容器)

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	40以上(40)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する T.S (区分Ⅱケーブル処理室北) 消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 40L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 40L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-47-2 設定根拠に関する説明書

(T.S (区分Ⅱケーブル処理室北) 消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ T.S (区分Ⅱケーブル処理室北)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm 89.1, 27.2
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、T.S (区分Ⅱケーブル処理室北) 消火系のハロン 1301 貯蔵容器と T.S (区分Ⅱケーブル処理室北) を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*<sup>2</sup>を 30 秒以内*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 27.2mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

VI-1-1-4-8-2-1-2-48 PCPS 区分 I エリア消火系



## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-48-1	PCPS 区分 I エリア消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-48-2	PCPS 区分 I エリア消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-48-1 設定根拠に関する説明書  
(PCPS 区分 I エリア消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	40以上(40)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する PCPS 区分 I エリア消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 40L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 40L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-48-2 設定根拠に関する説明書  
(PCPS 区分 I エリア消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ PCPS 区分 I エリア
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、PCPS 区分 I エリア消火系のハロン 1301 貯蔵容器と PCPS 区分 I エリアを接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*1 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

VI-1-1-4-8-2-1-2-49 PCPS 区分Ⅱエリア消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-49-1 PCPS 区分Ⅱエリア消火系 ハロン 1301 貯蔵容器

VI-1-1-4-8-2-1-2-49-2 PCPS 区分Ⅱエリア消火系 主配管（常設）



VI-1-1-4-8-2-1-2-49-1 設定根拠に関する説明書  
(PCPS 区分Ⅱエリア消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		40以上(40)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する PCPS 区分Ⅱエリア消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 40L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 40L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-49-2 設定根拠に関する説明書  
(PCPS 区分Ⅱエリア消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ PCPS 区分Ⅱエリア
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、PCPS 区分Ⅱエリア消火系のハロン 1301 貯蔵容器と PCPS 区分Ⅱエリアを接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*<sup>2</sup>を 30 秒以内*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

VI-1-1-4-8-2-1-2-50 PCPS 区分Ⅲエリア消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-50-1 PCPS 区分Ⅲエリア消火系 ハロン 1301 貯蔵容器

VI-1-1-4-8-2-1-2-50-2 PCPS 区分Ⅲエリア消火系 主配管（常設）

VI-1-1-4-8-2-1-2-50-1 設定根拠に関する説明書  
(PCPS 区分Ⅲエリア消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)



名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		40以上(40)
最	高	使用
圧	力	MPa
		5.2
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する PCPS 区分Ⅲエリア消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 40L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 40L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-50-2 設定根拠に関する説明書

(PCPS 区分Ⅲエリア消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ PCPS 区分Ⅲエリア
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	27.2

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、PCPS 区分Ⅲエリア消火系のハロン 1301 貯蔵容器と PCPS 区分Ⅲエリアを接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*1 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*2 を 30 秒以内\*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 27.2mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-51 PCPS 区分 NON エリア消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-51-1	PCPS 区分 NON エリア消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-51-2	PCPS 区分 NON エリア消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-51-1 設定根拠に関する説明書  
(PCPS 区分 NON エリア消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		68以上(68)
最	高	使用
圧	力	MPa
		5.2
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		7

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する PCPS 区分 NON エリア消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 68L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 68L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 7 個の貯蔵容器を設置する設計とする。



注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-51-2 設定根拠に関する説明書

(PCPS 区分 NON エリア 消火系 主配管(常設))

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ PCPS 区分 NON エリア	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	48.6, 34.0
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、PCPS 区分 NON エリア消火系のハロン 1301 貯蔵容器と PCPS 区分 NON エリアを接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*<sup>2</sup>を 30 秒以内*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 48.6mm, 34.0mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

VI-1-1-4-8-2-1-2-52 緊急対策室他消火系

## 目 次

- VI-1-1-4-8-2-1-2-52-1 緊急対策室他消火系 ハロン 1301 貯蔵容器
- VI-1-1-4-8-2-1-2-52-2 緊急対策室他消火系 主配管（常設）

VI-1-1-4-8-2-1-2-52-1 設定根拠に関する説明書  
(緊急対策室他消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上 (70)
最	高	使用
圧	力	MPa
		5.2
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		8

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する緊急対策室他消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設置する設計とする。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(緊急対策室他消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
緊急対策室	8	8
SPDS 室	4	
緊急対策エリア用空調機械室	2	
電気品 (A) 室	5	
電気品 (B) 室	6	
通信機械室	4	
非常用フィルタ室	4	
予備品保管室	3	

注記\* : 消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。



VI-1-1-4-8-2-1-2-52-2 設定根拠に関する説明書

(緊急対策室他消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 非常用フィルタ室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1, 76.3, 48.6
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は、緊急対策室他消火系のハロン 1301 貯蔵容器と非常用フィルタ室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*<sup>2</sup> を 30 秒以内*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 76.3mm, 48.6mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。 *3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

名	称	通信機械室分岐点 ～ 通信機械室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm
		48.6
<p><b>【設定根拠】</b>  (概要)</p> <p>本配管は、緊急対策室他消火系の通信機械室分岐点と通信機械室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠  本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠  本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠  本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*<sup>2</sup>を 30 秒以内*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 48.6mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  *2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。  *3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

名 称		予備品保管室分岐点 ～ 予備品保管室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	48.6

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、緊急対策室他消火系の予備品保管室分岐点と予備品保管室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup>を 30 秒以内\*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 48.6mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		緊急対策室分岐点 ～ 緊急対策室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	76.3
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、緊急対策室他消火系の緊急対策室分岐点と緊急対策室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*<sup>2</sup>を 30 秒以内*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 76.3mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

名 称		緊急対策エリア用空調機械室分岐点 ～ 緊急対策エリア用空調機械室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は、緊急対策室他消火系の緊急対策エリア用空調機械室分岐点と緊急対策エリア用空調機械室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*1 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。 *3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

名	称	SPDS 室分岐点 ～ SPDS 室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm 60.5

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、緊急対策室他消火系の SPDS 室分岐点と SPDS 室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*1 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*2 を 30 秒以内\*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		電気品(A)室分岐点 ～ 電気品(A)室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	48.6

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、緊急対策室他消火系の電気品(A)室分岐点と電気品(A)室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 48.6mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。



名 称		電気品(B)室分岐点 ～ 電気品(B)室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	48.6

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、緊急対策室他消火系の電気品(B)室分岐点と電気品(B)室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 48.6mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-53 緊急時対策所軽油タンク(A)室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-53-1	緊急時対策所軽油タンク(A)室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-53-2	緊急時対策所軽油タンク(A)室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-53-1 設定根拠に関する説明書  
(緊急時対策所軽油タンク(A)室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上 (70)
最	高	使用
圧	力	MPa
		5.2
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する緊急時対策所軽油タンク (A) 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記\*：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-53-2 設定根拠に関する説明書  
(緊急時対策所軽油タンク(A)室消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 軽油タンク (A) 室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm 89.1, 48.6, 34.0

【設定根拠】

(概要)

本配管は、緊急時対策所軽油タンク (A) 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と軽油タンク (A) 室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 48.6mm, 34.0mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。



VI-1-1-4-8-2-1-2-54 緊急時対策所軽油タンク (B) 室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-54-1	緊急時対策所軽油タンク(B)室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-54-2	緊急時対策所軽油タンク(B)室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-54-1 設定根拠に関する説明書

(緊急時対策所軽油タンク(B)室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上 (70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する緊急時対策所軽油タンク (B) 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-54-2 設定根拠に関する説明書  
(緊急時対策所軽油タンク(B)室消火系 主配管(常設))

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 軽油タンク (B) 室	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1, 48.6, 34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、緊急時対策所軽油タンク (B) 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と軽油タンク (B) 室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 48.6mm, 34.0mm とする。

注記\*<sup>1</sup>：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*<sup>2</sup>：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*<sup>3</sup>：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-55 緊急時対策所軽油タンク(C)室消火系



目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-55-1	緊急時対策所軽油タンク(C)室消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-55-2	緊急時対策所軽油タンク(C)室消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-55-1 設定根拠に関する説明書

(緊急時対策所軽油タンク(C)室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	70以上 (70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する緊急時対策所軽油タンク(C)室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周辺最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 1 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-55-2 設定根拠に関する説明書  
(緊急時対策所軽油タンク(C)室消火系 主配管(常設))

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ 軽油タンク (C) 室	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1, 48.6, 34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、緊急時対策所軽油タンク (C) 室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と軽油タンク (C) 室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 48.6mm, 34.0mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-56 E/B 電気品室消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-56-1 E/B 電気品室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器

VI-1-1-4-8-2-1-2-56-2 E/B 電気品室消火系 主配管 (常設)



VI-1-1-4-8-2-1-2-56-1 設定根拠に関する説明書  
(E/B 電気品室消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最	高	使用
圧	力	MPa
		5.2
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		10

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する E/B 電気品室消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 10 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-56-2 設定根拠に関する説明書

(E/B 電気品室消火系 主配管(常設))

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ E/B 電気品室
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	mm 89.1, 76.3

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、E/B 電気品室消火系のハロン 1301 貯蔵容器と E/B 電気品室を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*1 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*2 を 30 秒以内\*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 76.3mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-57 R/B MCC 2SB-1 消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-57-1	R/B	MCC	2SB-1 消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-57-2	R/B	MCC	2SB-1 消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-57-1 設定根拠に関する説明書  
(R/B MCC 2SB-1 消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)



名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個	数	—
		2

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する R/B MCC 2SB-1 消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*である 2 個の貯蔵容器を設置する設計とする。

注記＊：消防法施行規則第二十条第3項第二号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-57-2 設定根拠に関する説明書

(R/B MCC 2SB-1 消火系 主配管(常設))

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ R/B MCC 2SB-1 噴射ヘッド 1	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	89.1, 42.7, 34.0
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、R/B MCC 2SB-1 消火系のハロン 1301 貯蔵容器と R/B MCC 2SB-1 噴射ヘッド 1 を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量*<sup>2</sup> を 30 秒以内*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1mm, 42.7mm, 34.0mm とする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。</p>		

名 称		R/B MCC 2SB-1 分岐点 ～ R/B MCC 2SB-1 噴射ヘッド 2
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、R/B MCC 2SB-1 消火系の R/B MCC 2SB-1 分岐点と R/B MCC 2SB-1 噴射ヘッド 2 を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*1 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*2 を 30 秒以内\*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-58 SLC ポンプ (A) / (B) 消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-58-1	SLC ポンプ(A)／(B)消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-58-2	SLC ポンプ(A)／(B)消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-58-1 設定根拠に関する説明書  
(SLC ポンプ(A)／(B)消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)



名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最	高	使用
圧	力	MPa
		5.2
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		3

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する SLC ポンプ(A)／(B)消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。また、容器弁の単一故障を考慮し、消防法で要求される必要な貯蔵容器個数\*より 1 個多く貯蔵容器を設置する設計とする。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表 1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(SLC ポンプ(A) / (B) 消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
SLC ポンプ(A)	2	3
SLC ポンプ(B)	2	

注記\* : 消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-58-2 設定根拠に関する説明書

(SLC ポンプ (A) / (B) 消火系 主配管 (常設))

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器 ～ SLCポンプ(A)噴射ヘッド2	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0, 42.7, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、SLC ポンプ(A)／(B)消火系のハロン 1301 貯蔵容器と SLC ポンプ(A)噴射ヘッド2を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup>及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup>を 30 秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm, 42.7mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		SLC(A)分岐点2 ～ SLCポンプ(A)噴射ヘッド1
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、SLC(A)分岐点2とSLCポンプ(A)噴射ヘッド1を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用圧力と同じ5.2MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9MPa以上<sup>\*1</sup>及び消火に必要なハロン1301ガス量<sup>\*2</sup>を30秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた34.0mmとする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン1301ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第1項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称	SLC(A)分岐点1 ~ SLCポンプ(A)噴射ヘッド4	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0, 42.7

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、SLC(A)分岐点1とSLCポンプ(A)噴射ヘッド4を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用圧力と同じ5.2MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9MPa以上\*<sup>1</sup>及び消火に必要なハロン1301ガス量\*<sup>2</sup>を30秒以内\*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた34.0mm, 42.7mmとする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン1301ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第1項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		SLC(A)分岐点3 ～ SLCポンプ(A)噴射ヘッド3
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、SLC(A)分岐点3とSLCポンプ(A)噴射ヘッド3を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用圧力と同じ5.2MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9MPa以上<sup>\*1</sup>及び消火に必要なハロン1301ガス量<sup>\*2</sup>を30秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた34.0mmとする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン1301ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第1項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		SLC(B)分岐点1 ～ SLCポンプ(B)噴射ヘッド2
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0, 42.7

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、SLC(B)分岐点1とSLCポンプ(B)噴射ヘッド2を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用圧力と同じ5.2MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9MPa以上<sup>\*1</sup>及び消火に必要なハロン1301ガス量<sup>\*2</sup>を30秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた34.0mm, 42.7mmとする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン1301ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第1項第三号において定められている放射時間を示す。



名	称	SLC(B)分岐点3 ～ SLCポンプ(B)噴射ヘッド1
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、SLC(B)分岐点3とSLCポンプ(B)噴射ヘッド1を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用圧力と同じ5.2MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9MPa以上<sup>\*1</sup>及び消火に必要なハロン1301ガス量<sup>\*2</sup>を30秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた34.0mmとする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン1301ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第1項第三号において定められている放射時間を示す。

名	称	SLC(B)分岐点2 ～ SLCポンプ(B)噴射ヘッド4
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外	径	34.0, 42.7

【設定根拠】

(概要)

本配管は、SLC(B)分岐点2とSLCポンプ(B)噴射ヘッド4を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用圧力と同じ5.2MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9MPa以上<sup>\*1</sup>及び消火に必要なハロン1301ガス量<sup>\*2</sup>を30秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた34.0mm, 42.7mmとする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン1301ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第1項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		SLC(B)分岐点4 ～ SLCポンプ(B)噴射ヘッド3
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、SLC(B)分岐点4とSLCポンプ(B)噴射ヘッド3を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用圧力と同じ5.2MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9MPa以上\*<sup>1</sup>及び消火に必要なハロン1301ガス量\*<sup>2</sup>を30秒以内\*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた34.0mmとする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン1301ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第1項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-59 HECW 冷凍機(B) / (D) 消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-59-1	HECW 冷凍機(B)／(D)消火系	ハロン 1301 貯蔵容器
VI-1-1-4-8-2-1-2-59-2	HECW 冷凍機(B)／(D)消火系	主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-59-1 設定根拠に関する説明書  
(HECW 冷凍機(B) / (D) 消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名	称	ハロン 1301 貯蔵容器
容	量	L/個
		70以上(70)
最	高	使用
圧	力	MPa
		5.2
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		8

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する HECW 冷凍機(B)／(D)消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表 1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(HECW 冷凍機 (B) / (D) 消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
HECW 冷凍機 (B)	8	8
HECW 冷凍機 (D)	8	

注記\* : 消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。



VI-1-1-4-8-2-1-2-59-2 設定根拠に関する説明書

(HECW 冷凍機(B) / (D) 消火系 主配管(常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ HECW冷凍機 (D)噴射ヘッド2
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7, 60.5, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、HECW 冷凍機 (B) / (D) 消火系のハロン 1301 貯蔵容器と HECW 冷凍機 (D) 噴射ヘッド 2 を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm, 60.5mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称	HECW (D) 分岐点2 ～ HECW冷凍機 (D) 噴射ヘッド1	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、HECW (D) 分岐点 2 と HECW 冷凍機 (D) 噴射ヘッド 1 を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		HECW (D)分岐点1 ～ HECW冷凍機 (D)噴射ヘッド4
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、HECW (D)分岐点 1 と HECW 冷凍機 (D)噴射ヘッド 4 を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称	HECW (D) 分岐点3 ～ HECW冷凍機 (D) 噴射ヘッド3	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、HECW (D) 分岐点 3 と HECW 冷凍機 (D) 噴射ヘッド 3 を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称	HECW (B) 分岐点1 ~ HECW 冷凍機 (B) 噴射ヘッド2	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7, 76.3, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、HECW (B) 分岐点 1 と HECW 冷凍機 (B) 噴射ヘッド 2 を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm, 76.3mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		HECW(B)分岐点3 ～ HECW冷凍機(B)噴射ヘッド1
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7

【設定根拠】

(概要)

本配管は、HECW(B)分岐点3とHECW冷凍機(B)噴射ヘッド1を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用圧力と同じ5.2MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9MPa以上\*<sup>1</sup>及び消火に必要なハロン1301ガス量\*<sup>2</sup>を30秒以内\*<sup>3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた42.7mmとする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン1301ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第1項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称	HECW (B) 分岐点2 ～ HECW冷凍機 (B) 噴射ヘッド4	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、HECW (B) 分岐点 2 と HECW 冷凍機 (B) 噴射ヘッド 4 を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。



名 称	HECW (B) 分岐点 4 ～ HECW 冷凍機 (B) 噴射ヘッド 3	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	42.7

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、HECW (B) 分岐点 4 と HECW 冷凍機 (B) 噴射ヘッド 3 を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7mm とする。

注記\*<sup>1</sup>：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*<sup>2</sup>：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*<sup>3</sup>：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-60 HECW 冷水ポンプ(B) / (D) 消火系

目 次

VI-1-1-4-8-2-1-2-60-1 HECW 冷水ポンプ(B)／(D)消火系 ハロン 1301 貯蔵容器

VI-1-1-4-8-2-1-2-60-2 HECW 冷水ポンプ(B)／(D)消火系 主配管 (常設)

VI-1-1-4-8-2-1-2-60-1 設定根拠に関する説明書

(HECW 冷水ポンプ (B) / (D) 消火系 ハロン 1301 貯蔵容器)

名 称	ハロン 1301 貯蔵容器	
容 量	L/個	70以上(70)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	1

**【設定根拠】**

(概要)

火災防護設備として設置する HECW 冷水ポンプ(B)／(D)消火系のハロン 1301 貯蔵容器は、以下の機能を有する。

本容器は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロン 1301 貯蔵容器を使用することから、当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である 70L/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ 70L/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力は、貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内部圧力と同じ 5.2MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度は、消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するハロン 1301 貯蔵容器の個数は、ハロン 1301 貯蔵容器にて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロン 1301 ガス量を必要とする火災区域又は火災区画の必要貯蔵容器本数を基に設定する。

ハロン 1301 貯蔵容器の設置個数を表 1 に示す。

表 1 ハロン 1301 貯蔵容器設置個数  
(HECW 冷水ポンプ (B) / (D) 消火系)

消火対象	消防法で要求される 必要貯蔵容器個数*	設置個数
HECW 冷水ポンプ (B)	1	1
HECW 冷水ポンプ (D)	1	

注記\* : 消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量に基づき算出した個数を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-2-60-2 設定根拠に関する説明書  
(HECW 冷水ポンプ (B) / (D) 消火系 主配管 (常設))

名 称		ハロン 1301 貯蔵容器 ～ HECW冷水ポンプ(D)噴射ヘッド2
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0, 89.1

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、HECW 冷水ポンプ(B)／(D)消火系のハロン 1301 貯蔵容器と HECW 冷水ポンプ(D)噴射ヘッド 2 を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm, 89.1mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。



名 称 HECW (D) 分岐点2 ~ HECW冷水ポンプ (D) 噴射ヘッド1		
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、HECW(D)分岐点2とHECW冷水ポンプ(D)噴射ヘッド1を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用圧力と同じ5.2MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9MPa以上*1及び消火に必要なハロン1301ガス量*2を30秒以内*3に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた34.0mmとする。</p> <p>注記*1：消防法施行規則第二十条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン1301ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第二十条第1項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

名 称		HECW (D) 分岐点1 ～ HECW冷水ポンプ (D) 噴射ヘッド4
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、HECW (D) 分岐点 1 と HECW 冷水ポンプ (D) 噴射ヘッド 4 を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm とする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		HECW (D) 分岐点3 ～ HECW冷水ポンプ (D) 噴射ヘッド3
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、HECW (D) 分岐点 3 と HECW 冷水ポンプ (D) 噴射ヘッド 3 を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm とする。

注記\*<sup>1</sup>：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*<sup>2</sup>：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*<sup>3</sup>：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		HECW (B) 分岐点1 ～ HECW冷水ポンプ (B) 噴射ヘッド2
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、HECW(B)分岐点1とHECW冷水ポンプ(B)噴射ヘッド2を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用圧力と同じ5.2MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9MPa以上<sup>\*1</sup>及び消火に必要なハロン1301ガス量<sup>\*2</sup>を30秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた34.0mmとする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン1301ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第1項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		HECW (B) 分岐点3 ～ HECW冷水ポンプ (B) 噴射ヘッド1
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、HECW (B) 分岐点 3 と HECW 冷水ポンプ (B) 噴射ヘッド 1 を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 5.2MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン 1301 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロン 1301 ガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0mm とする。

注記\*<sup>1</sup>：消防法施行規則第二十条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*<sup>2</sup>：消防法施行規則第二十条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロン 1301 ガス量を示す。

\*<sup>3</sup>：消防法施行規則第二十条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称	HECW (B) 分岐点2 ～ HECW冷水ポンプ (B) 噴射ヘッド4	
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、HECW(B)分岐点2とHECW冷水ポンプ(B)噴射ヘッド4を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用圧力と同じ5.2MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9MPa以上<sup>\*1</sup>及び消火に必要なハロン1301ガス量<sup>\*2</sup>を30秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた34.0mmとする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン1301ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第1項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		HECW (B) 分岐点4 ～ HECW冷水ポンプ (B) 噴射ヘッド3
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	34.0

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、HECW(B)分岐点4とHECW冷水ポンプ(B)噴射ヘッド3を接続する配管であり、発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管の最高使用圧力は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用圧力と同じ5.2MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管の最高使用温度は、ハロン1301貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。

3. 外径の設定根拠

本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9MPa以上\*1及び消火に必要なハロン1301ガス量\*2を30秒以内\*3に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた34.0mmとする。

注記\*1：消防法施行規則第二十条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第二十条第3項第一号において定められている消火に必要なハロン1301ガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第二十条第1項第三号において定められている放射時間を示す。

VI-1-1-4-8-2-1-3 ケーブルトレイ消火設備



目 次

VI-1-1-4-8-2-1-3-1 ケーブルトレイ消火系

VI-1-1-4-8-2-1-3-1 ケーブルトレイ消火系

## 目 次

VI-1-1-4-8-2-1-3-1-1 ケーブルトレイ消火系 FK-5-1-12 貯蔵容器

VI-1-1-4-8-2-1-3-1-2 ケーブルトレイ消火系 主配管（常設）

VI-1-1-4-8-2-1-3-1-1 設定根拠に関する説明書  
(ケーブルトレイ消火系 FK-5-1-12 貯蔵容器)

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P800用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(P800用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(P800)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P401, P404, P801, P803用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P401, P404, P801, P803 用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P401, P404, P801, P803) の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P802用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(P802用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(P802)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S100②用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S100②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S100②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C400②用)
容 量	L/個	□
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C400②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C400②)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P400用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(P400用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である  以上とする。

公称値については,要求される容量と同じ  とする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケーブトレイ(P400)の消火に必要な貯蔵容器個数である  の貯蔵容器を配置する設計とする。

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S100①用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>

**【【設 定 根 拠】】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S100①用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である  以上とする。

公称値については,要求される容量と同じ  とする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S100①)の消火に必要な貯蔵容器個数である  の貯蔵容器を配置する設計とする。

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(C400①用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C400①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C400①)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S605用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S605 用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S605)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C608用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C608 用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C608)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P607用)
容 量	L/個	□
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(P607用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(P607)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C300②用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C300②用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である  以上とする。

公称値については,要求される容量と同じ  とする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C300②)の消火に必要な貯蔵容器個数である  の貯蔵容器を配置する設計とする。



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S300②用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S300②用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。

公称値については,要求される容量と同じ□とする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケーブトレイ(S300②)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S300③用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S300③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S300③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C300③用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C300③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C300③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑧, P101⑥用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P403⑧, P101⑥用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P403⑧, P101⑥)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403⑧, C100⑧用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C403⑧, C100⑧用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケーブトレイ (C403⑧, C100⑧)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S101④用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S101④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S101④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S101③用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S101③用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である以上とする。

公称値については,要求される容量と同じとする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S101③)の消火に必要な貯蔵容器個数であるの貯蔵容器を配置する設計とする。

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(C403⑦, C100⑦用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器(C403⑦, C100⑦用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C403⑦, C100⑦)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑦, P101⑤用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P403⑦, P101⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P403⑦, P101⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑦, C403⑨, C100⑨用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P101⑦, C403⑨, C100⑨用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P101⑦, C403⑨, C100⑨)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑧, C403⑩, C100⑩用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P101⑧, C403⑩, C100⑩用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P101⑧, C403⑩, C100⑩)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S101⑤用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S101⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S101⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403⑥, C100⑥用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C403⑥, C100⑥用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は, 高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから, 当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については, 要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は, 貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は, 消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は, 試験結果に基づき, ケーブルトレイ (C403⑥, C100⑥)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑥, P101④用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P403⑥, P101④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P403⑥, P101④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S101②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S101②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S101②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(C100⑤用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C100⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C100⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403⑤用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C403⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C403⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P101③用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(P101③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(P101③)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑤用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(P403⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(P403⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S101①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S101①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である<input type="text"/>以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ<input type="text"/>とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S101①)の消火に必要な貯蔵容器個数である<input type="text"/>の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403④, C403④, C100④用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P403④, C403④, C100④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P403④, C403④, C100④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403③, C403③, C100③用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P403③, C403③, C100③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P403③, C403③, C100③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(C403②, C100②用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器(C403②, C100②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C403②, C100②)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403②, P101②, C749用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P403②, P101②, C749 用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P403②, P101②, C749)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403①, P101①用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P403①, P101①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P403①, P101①)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403①, C100①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C403①, C100①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C403①, C100①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P503①, C501①用)
容 量	L/個	□
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P503①, C501①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し, 早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は, 高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから, 当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については, 要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は, 貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は, 消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は, 試験結果に基づき, ケーブルトレイ (P503①, C501①)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S202①用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S202①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S202①)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P502①, P503②, C501②用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P502①, P503②, C501②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P502①, P503②, C501②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S300④用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S300④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S300④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C300④用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C300④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C300④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P202①用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(P202①用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である  以上とする。

公称値については,要求される容量と同じ  とする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(P202①)の消火に必要な貯蔵容器個数である  の貯蔵容器を配置する設計とする。



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C202①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C202①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C202①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P502②用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(P502②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(P502②)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P503③用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(P503③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(P503③)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501③用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C501③用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である  以上とする。

公称値については,要求される容量と同じ  とする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C501③)の消火に必要な貯蔵容器個数である  の貯蔵容器を配置する設計とする。

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S202②用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S202②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S202②)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P502③, P503⑤, P202③用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P502③, P503⑤, P202③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P502③, P503⑤, P202③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501④, C202②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C501④, C202②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C501④, C202②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P502⑤, P503⑦, P202⑤用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P502⑤, P503⑦, P202⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P502⑤, P503⑦, P202⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P502④, P503⑥, P202④用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P502④, P503⑥, P202④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P502④, P503⑥, P202④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑥, C202④用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C501⑥, C202④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C501⑥, C202④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とす。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S202④用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S202④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S202④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S202⑤用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S202⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S202⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑦, C202⑤用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C501⑦,C202⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C501⑦,C202⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P502⑥, P503⑧, P202⑥用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P502⑥, P503⑧, P202⑥用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P502⑥, P503⑧, P202⑥)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P769用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P769 用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P769)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501-1用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C501-1用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C501-1)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S703用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S703用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S703)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C736用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C736用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C736)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C729用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C729 用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C729)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S704用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S704用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S704)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S202③用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S202③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S202③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑤, C202③用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C501⑤, C202③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C501⑤, C202③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P503④, P202②用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P503④, P202②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P503④, P202②)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C300①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C300①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C300①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S300①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S300①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である<input type="text"/>以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ<input type="text"/>とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S300①)の消火に必要な貯蔵容器個数である<input type="text"/>の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S101㊸用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S101㊸用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である以上とする。

公称値については,要求される容量と同じとする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S101㊸)の消火に必要な貯蔵容器個数であるの貯蔵容器を配置する設計とする。

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403㊸用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C403㊸用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である  以上とする。

公称値については,要求される容量と同じ  とする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C403㊸)の消火に必要な貯蔵容器個数である  の貯蔵容器を配置する設計とする。

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S101⑩用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S101⑩用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S101⑩)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑪, C403⑱, C100⑲用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P101⑪, C403⑱, C100⑲用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P101⑪, C403⑱, C100⑲)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑫, C403⑳, C100㉑用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P101⑫, C403⑳, C100㉑用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P101⑫, C403⑳, C100㉑)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S101⑩用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S101⑩用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S101⑩)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403®用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	°C	40
個 数	—	<input type="text"/>

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C403®用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である以上とする。

公称値については,要求される容量と同じとする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40°Cにおける貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40°Cとする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C403®)の消火に必要な貯蔵容器個数であるの貯蔵容器を配置する設計とする。



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C100®用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C100®用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C100®)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S101⑨用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S101⑨用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である<input type="text"/>以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ<input type="text"/>とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S101⑨)の消火に必要な貯蔵容器個数である<input type="text"/>の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C100⑰用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C100⑰用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C100⑰)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403⑰用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C403⑰用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C403⑰)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S101⑦用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S101⑦用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S101⑦)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S101⑧用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S101⑧用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S101⑧)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑬, C403⑮, C100⑯用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P403⑬, C403⑮, C100⑯用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P403⑬, C403⑮, C100⑯)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403①, C403③, C100③用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P403①, C403③, C100③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P403①, C403③, C100③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑫, C403⑭, C100⑰用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P403⑫, C403⑭, C100⑰用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P403⑫, C403⑭, C100⑰)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403 <sup>㊤</sup> , C100 <sup>㊤</sup> 用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C403<sup>㊤</sup>, C100<sup>㊤</sup>用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケーブルトレイ (C403<sup>㊤</sup>, C100<sup>㊤</sup>)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑨, C403⑩, C100⑪用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P403⑨, C403⑩, C100⑪用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P403⑨, C403⑩, C100⑪)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S101⑥用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S101⑥用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S101⑥)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑩, C403⑫, C100⑬用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P403⑩, C403⑫, C100⑬用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P403⑩, C403⑫, C100⑬)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P503⑨, P202⑦用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P503⑨, P202⑦用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P503⑨, P202⑦)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑧, C202⑥用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C501⑧, C202⑥用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C501⑧, C202⑥)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S202⑥用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S202⑥用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S202⑥)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P503⑩用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P503⑩用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P503⑩)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P503⑩, P202⑧用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P503⑩, P202⑧用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P503⑩, P202⑧)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑨, C202⑦用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C501⑨, C202⑦用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C501⑨, C202⑦)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S202⑦用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S202⑦用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S202⑦)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑩, C202⑨用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C501⑩, C202⑨用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C501⑩, C202⑨)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P503 <sup>㊚</sup> , P202 <sup>㊚</sup> 用)	
容 量	L/個	<input type="text"/>	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	<input type="text"/>	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P503<sup>㊚</sup>, P202<sup>㊚</sup>用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P503<sup>㊚</sup>, P202<sup>㊚</sup>)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S202⑧用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S202⑧用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S202⑧)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P202⑨, C501⑩, C202⑧用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P202⑨, C501⑩, C202⑧用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P202⑨, C501⑩, C202⑧)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P202①, C501②, C202⑩用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P202①, C501②, C202⑩用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P202①, C501②, C202⑩)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S709①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S709①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S709①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S708用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S708用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S708)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(C403②④, C809用)
容 量	L/個	□
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C403②④, C809用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C403②④, C809)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑨, C403⑳, C100㉔用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P101⑨, C403⑳, C100㉔用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P101⑨, C403⑳, C100㉔)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑩, C403②, C100①用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P101⑩, C403②, C100①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P101⑩, C403②, C100①)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S101⑬, S709②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器(S101⑬, S709②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S101⑬, S709②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P201①, C201用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器 (P201①, C201用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P201①, C201)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P701⑨, P700⑨, P610⑥用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P701⑨, P700⑨, P610⑥用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P701⑨, P700⑨, P610⑥)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K702⑧, K706⑧用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702⑧, K706⑧用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケーブトレイ (K702⑧, K706⑧)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K602②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K602②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K602②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P602⑥, C606④, C601②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P602⑥, C606④, C601②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P602⑥, C606④, C601②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P701⑧, P700⑧, P610⑤用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P701⑧, P700⑧, P610⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P701⑧, P700⑧, P610⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C606③用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C606③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C606③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S602③用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S602③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S602③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(K702⑦, K706⑦, P701⑦用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器(K702⑦, K706⑦, P701⑦用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(K702⑦, K706⑦, P701⑦)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P700⑦, P610④, P602④用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700⑦, P610④, P602④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P700⑦, P610④, P602④)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P602⑤用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P602⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P602⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(K702⑥, K706⑥, P701⑥用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器(K702⑥, K706⑥, P701⑥用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(K702⑥, K706⑥, P701⑥)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P700⑥, P610③, P602③用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700⑥, P610③, P602③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P700⑥, P610③, P602③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(C606②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C606②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である<input type="text"/>以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ<input type="text"/>とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C606②)の消火に必要な貯蔵容器個数である<input type="text"/>の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S602②用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S602②用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である  以上とする。

公称値については,要求される容量と同じ  とする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S602②)の消火に必要な貯蔵容器個数である  の貯蔵容器を配置する設計とする。

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(K702⑤, K706⑤, P701⑤用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器(K702⑤, K706⑤, P701⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(K702⑤, K706⑤, P701⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P700⑤, P610②, P602②用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700⑤, P610②, P602②用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である  以上とする。

公称値については,要求される容量と同じ  とする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P700⑤, P610②, P602②)の消火に必要な貯蔵容器個数である  の貯蔵容器を配置する設計とする。



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K601, P600, P601用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K601, P600, P601 用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K601, P600, P601)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S601②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S601②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S601②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(K702④, K706④, P701④用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器(K702④, K706④, P701④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(K702④, K706④, P701④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P700④, P610①, P602①用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700④, P610①, P602①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P700④, P610①, P602①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P201⑥用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P201⑥用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P201⑥)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K702①, K706①, P701①用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702①, K706①, P701①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K702①, K706①, P701①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P700①, P500①, P501①用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700①, P500①, P501①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P700①, P500①, P501①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K702②, K706②, P701②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702②, K706②, P701②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K702②, K706②, P701②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P700②, P500②, P501②用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700②, P500②, P501②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P700②, P500②, P501②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C606①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C606①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C606①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K702③, K706③, P701③用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702③, K706③, P701③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K702③, K706③, P701③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P700③, P500③, P501③用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700③, P500③, P501③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P700③, P500③, P501③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S602①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S602①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S602①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C602①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C602①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C602①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C603②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C603②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C603②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S600①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S600①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S600①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C601①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C601①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C601①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C602②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C602②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C602②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S600④用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S600④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S600④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S600③用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S600③用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である  以上とする。

公称値については,要求される容量と同じ  とする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S600③)の消火に必要な貯蔵容器個数である  の貯蔵容器を配置する設計とする。

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S601③用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S601③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S601③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S600②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S600②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S600②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P300①, C300⑤用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P300①, C300⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケージブレイ (P300①, C300⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S300⑤用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S300⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S300⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P300③, C300⑦用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P300③, C300⑦用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P300③, C300⑦)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S300㊸用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S300㊸用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S300㊸)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P300②, C300⑥用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P300②, C300⑥用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケージブレイ (P300②, C300⑥)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P300④, C300⑧用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P300④, C300⑧用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P300④, C300⑧)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100③, P402③用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K100③, P402③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K100③, P402③)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102⑤, C100⑦用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P102⑤, C100⑦用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P102⑤, C100⑦)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S100③用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S100③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S100③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100⑥, P402⑥用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K100⑥, P402⑥用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K100⑥, P402⑥)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102⑥, C100⑳用)
容 量	L/個	□
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P102⑥, C100⑳用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケージブレイ (P102⑥, C100⑳)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S100④用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S100④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S100④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100⑦, P402⑦用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K100⑦, P402⑦用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K100⑦, P402⑦)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102⑦, C100⑳用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P102⑦, C100⑳用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P102⑦, C100⑳)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K201②, P502⑧用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K201②, P502⑧用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K201②, P502⑧)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P201③, C200②用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P201③, C200②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P201③, C200②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P201④, C200③用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P201④, C200③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P201④, C200③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K201③, P502⑨用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K201③, P502⑨用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケージブレイ (K201③, P502⑨)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S200②用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S200②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケージブレイ(S200②)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C200④用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C200④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C200④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P201⑤用)
容 量	L/個	□
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(P201⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(P201⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S100⑤用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S100⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S100⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102②, C100④用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P102②, C100④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P102②, C100④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100②, P402②用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K100②, P402②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K100②, P402②)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102①, C100②用)
容 量	L/個	□
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P102①, C100②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケージブレイ (P102①, C100②)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100①, P402①用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K100①, P402①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K100①, P402①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S200①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S200①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S200①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S601①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S601①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S601①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K602①, P603, C603①用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K602①, P603, C603①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K602①, P603, C603①)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P201②, C200①用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P201②, C200①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケージブレイ (P201②, C200①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K201①, P502⑦用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K201①, P502⑦用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K201①, P502⑦)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102④, C100⑥用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P102④, C100⑥用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケージブレイ (P102④, C100⑥)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100⑤, P402⑤用)
容 量	L/個	□
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K100⑤, P402⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K100⑤, P402⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S100⑦用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S100⑦用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S100⑦)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102③, C100⑤用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P102③, C100⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P102③, C100⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100④, P402④用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K100④, P402④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K100④, P402④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S100㊸用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S100㊸用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S100㊸)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100⑧, P402⑧用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K100⑧, P402⑧用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K100⑧, P402⑧)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102⑧, C100⑩用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P102⑧, C100⑩用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P102⑧, C100⑩)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S100㊸用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S100㊸用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である<input type="text"/>以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ<input type="text"/>とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S100㊸)の消火に必要な貯蔵容器個数である<input type="text"/>の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S100⑧用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S100⑧用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S100⑧)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102⑨, C100⑩用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P102⑨, C100⑩用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P102⑨, C100⑩)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100㊟, P402㊟用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K100㊟, P402㊟用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケージブレイ (K100㊟, P402㊟)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P502⑩用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (P502⑩用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (P502⑩)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K201④用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(K201④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(K201④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S300⑦用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S300⑦用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S300⑦)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C300㊸用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C300㊸用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C300㊸)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K610③, K611③, K612③用)
容 量	L/個	□
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	□

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(K610③,K611③,K612③用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。

公称値については,要求される容量と同じ □ とする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃ とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケーブルトレイ (K610③, K611③, K612③) の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K610②, K611②, K612②用)
容 量	L/個	□
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K610②, K611②, K612②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケーブルトレイ (K610②, K611②, K612②)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K610①, K611①, K612①用)
容 量	L/個	□
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K610①, K611①, K612①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である □ 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ □ とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケーブルトレイ (K610①, K611①, K612①)の消火に必要な貯蔵容器個数である □ の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K003①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(K003①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(K003①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K003②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (K003②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (K003②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K003③用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(K003③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(K003③)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S003③用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S003③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S003③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C008③用)	
容 量	L/個		
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C008③用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である  以上とする。

公称値については,要求される容量と同じ  とする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C008③)の消火に必要な貯蔵容器個数である  の貯蔵容器を配置する設計とする。

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S003②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S003②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S003②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C008②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C008②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (C008②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S003①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S003①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S003①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C008①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C008①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C008①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C004用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C004用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C004)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C001②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C001②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である<input type="text"/>以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ<input type="text"/>とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C001②)の消火に必要な貯蔵容器個数である<input type="text"/>の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S001②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S001②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S001②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K002用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(K002用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(K002)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C001①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C001①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である<input type="text"/>以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ<input type="text"/>とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C001①)の消火に必要な貯蔵容器個数である<input type="text"/>の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S001①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S001①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である<input type="text"/>以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ<input type="text"/>とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S001①)の消火に必要な貯蔵容器個数である<input type="text"/>の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S751①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S751①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S751①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S750①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S750①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である<input type="text"/>以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ<input type="text"/>とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S750①)の消火に必要な貯蔵容器個数である<input type="text"/>の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S750②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S750②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S750②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S751②用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S751②用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である以上とする。

公称値については,要求される容量と同じとする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S751②)の消火に必要な貯蔵容器個数であるの貯蔵容器を配置する設計とする。

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S750③用)	
容 量	L/個	□	
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	□	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S750③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である□以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ□とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S750③)の消火に必要な貯蔵容器個数である□の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S751③用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S751③用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S751③)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S750④用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S750④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S750④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S751④用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S751④用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S751④)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S750⑤用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S750⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S750⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(C002②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C002②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である<input type="text"/>以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ<input type="text"/>とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C002②)の消火に必要な貯蔵容器個数である<input type="text"/>の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C003用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C003用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C003)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S002用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S002用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S002)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S750⑥用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S750⑥用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である  以上とする。

公称値については,要求される容量と同じ  とする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S750⑥)の消火に必要な貯蔵容器個数である  の貯蔵容器を配置する設計とする。

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(C002①用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(C002①用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である以上とする。

公称値については,要求される容量と同じとする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(C002①)の消火に必要な貯蔵容器個数であるの貯蔵容器を配置する設計とする。

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S750⑦用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S750⑦用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S750⑦)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S751⑥用)
容 量	L/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	<input type="text"/>

**【設 定 根 拠】**

(概要)

火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S751⑥用)は,以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である  以上とする。

公称値については,要求される容量と同じ  とする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S751⑥)の消火に必要な貯蔵容器個数である  の貯蔵容器を配置する設計とする。

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S751⑤用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S751⑤用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S751⑤)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S754用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S754 用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S754)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S755用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S755 用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S755)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S752①用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S752①用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S752①)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S752②用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12貯蔵容器(S752②用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度40℃における貯蔵容器内圧と同じ4.6MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第4項第四号に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するFK-5-1-12貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ(S752②)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S753用)	
容 量	L/個		<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—		<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満,放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S753 用)は,以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう,火災の影響を限定し,早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の貯蔵容器を使用することから,当該貯蔵容器の容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> 以上とする。</p> <p>公称値については,要求される容量と同じ <input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力は,貯蔵容器を設置する場所の周囲最高温度 40℃における貯蔵容器内圧と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度は,消防法施行規則第二十条第 4 項第四号に基づき 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用する FK-5-1-12 貯蔵容器は,試験結果に基づき,ケープトレイ (S753)の消火に必要な貯蔵容器個数である <input type="text"/> の貯蔵容器を配置する設計とする。</p>			

VI-1-1-4-8-2-1-3-1-2 設定根拠に関する説明書  
(ケーブルトレイ消火系 主配管(常設))

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P800用) ～ ケーブルトレイ (P800)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P800用)とケーブルトレイ (P800)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P401, P404, P801, P803用) ～ ケーブルトレイ (P401, P404, P801, P803)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P401, P404, P801, P803用)とケーブルトレイ (P401, P404, P801, P803)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P802用) ～ ケーブルトレイ (P802)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P802用)とケーブルトレイ (P802)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12 貯蔵容器 (S100②用) ～ ケーブルトレイ (S100②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S100②用)とケーブルトレイ (S100②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <input type="text"/> とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12 貯蔵容器 (C400②用) ～ ケーブルトレイ (C400②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C400②用)とケーブルトレイ (C400②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <input type="text"/> とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P400用) ～ ケーブルトレイ (P400)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P400用)とケーブルトレイ (P400)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <input type="text"/> とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S100①用) ～ ケーブルトレイ (S100①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12 貯蔵容器 (S100①用)とケーブルトレイ (S100①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <input type="text"/> とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12 貯蔵容器 (C400①用) ～ ケーブルトレイ (C400①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12 貯蔵容器 (C400①用)とケーブルトレイ (C400①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用圧力と同じ 4.6MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12 貯蔵容器の最高使用温度と同じ 40℃ とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <input type="text"/> とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S605用) ～ ケーブルトレイ (S605)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S605用)とケーブルトレイ (S605)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C608用) ～ ケーブルトレイ (C608)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C608用)とケーブルトレイ (C608)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P607用) ～ ケーブルトレイ (P607)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P607用)とケーブルトレイ (P607)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C300②用) ～ ケーブルトレイ (C300②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C300②用)とケーブルトレイ (C300②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S300②用) ～ ケーブルトレイ (S300②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S300②用)とケーブルトレイ (S300②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S300③用) ～ ケーブルトレイ (S300③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S300③用)とケーブルトレイ (S300③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</li> <li>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</li> <li>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</li> </ol>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C300③用) ～ ケーブルトレイ (C300③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C300③用)とケーブルトレイ (C300③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑧, P101⑥用) ～ ケーブルトレイ (P403⑧, P101⑥)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑧, P101⑥用)とケーブルトレイ (P403⑧, P101⑥)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403⑧, C100⑧用) ～ ケーブルトレイ (C403⑧, C100⑧)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C403⑧, C100⑧用)とケーブルトレイ (C403⑧, C100⑧)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S101④用) ～ ケーブルトレイ (S101④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S101④用)とケーブルトレイ (S101④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S101③用) ～ ケーブルトレイ (S101③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S101③用)とケーブルトレイ (S101③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403⑦, C100⑦用) ～ ケーブルトレイ (C403⑦, C100⑦)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C403⑦, C100⑦用)とケーブルトレイ (C403⑦, C100⑦)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑦, P101⑤用) ～ ケーブルトレイ (P403⑦, P101⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑦, P101⑤用)とケーブルトレイ (P403⑦, P101⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称	FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑦, C403⑨, C100⑨用) ～ ケーブルトレイ (P101⑦, C403⑨, C100⑨)	
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑦, C403⑨, C100⑨用)とケーブルトレイ (P101⑦, C403⑨, C100⑨)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/> とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑧, C403⑩, C100⑩用) ～ ケーブルトレイ (P101⑧, C403⑩, C100⑩)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑧, C403⑩, C100⑩用)とケーブルトレイ (P101⑧, C403⑩, C100⑩)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S101⑤用) ～ ケーブルトレイ (S101⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S101⑤用)とケーブルトレイ (S101⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403⑥, C100⑥用) ～ ケーブルトレイ (C403⑥, C100⑥)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C403⑥, C100⑥用)とケーブルトレイ (C403⑥, C100⑥)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑥, P101④用) ～ ケーブルトレイ (P403⑥, P101④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑥, P101④用)とケーブルトレイ (P403⑥, P101④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S101②用) ～ ケーブルトレイ (S101②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S101②用)とケーブルトレイ (S101②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C100⑤用) ～ ケーブルトレイ (C100⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C100⑤用)とケーブルトレイ (C100⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</li> <li>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</li> <li>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</li> </ol>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403⑤用) ～ ケーブルトレイ (C403⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C403⑤用)とケーブルトレイ (C403⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P101③用) ～ ケーブルトレイ (P101③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P101③用)とケーブルトレイ (P101③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑤用) ～ ケーブルトレイ (P403⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑤用)とケーブルトレイ (P403⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</li> <li>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</li> <li>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</li> </ol>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S101①用) ～ ケーブルトレイ (S101①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S101①用)とケーブルトレイ (S101①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403④, C403④, C100④用) ～ ケーブルトレイ (P403④, C403④, C100④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P403④, C403④, C100④用)とケーブルトレイ (P403④, C403④, C100④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</li> <li>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</li> <li>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> とする。</li> </ol>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403③, C403③, C100③用) ～ ケーブルトレイ (P403③, C403③, C100③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P403③, C403③, C100③用)とケーブルトレイ (P403③, C403③, C100③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403②, C100②用) ～ ケーブルトレイ (C403②, C100②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C403②, C100②用)とケーブルトレイ (C403②, C100②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403②, P101②, C749用) ～ ケーブルトレイ (P403②, P101②, C749)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P403②, P101②, C749用)とケーブルトレイ (P403②, P101②, C749)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403①, P101①用) ～ ケーブルトレイ (P403①, P101①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P403①, P101①用)とケーブルトレイ (P403①, P101①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403①, C100①用) ～ ケーブルトレイ (C403①, C100①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C403①, C100①用)とケーブルトレイ (C403①, C100①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P503①, C501①用) ～ ケーブルトレイ (P503①, C501①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は, FK-5-1-12貯蔵容器 (P503①, C501①用) とケーブルトレイ (P503①, C501①) を接続する配管であり, 発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は, メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span> とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S202①用) ～ ケーブルトレイ (S202①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S202①用)とケーブルトレイ (S202①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P502①, P503②, C501②用) ～ ケーブルトレイ (P502①, P503②, C501②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P502①, P503②, C501②用)とケーブルトレイ (P502①, P503②, C501②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S300④用) ～ ケーブルトレイ (S300④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S300④用)とケーブルトレイ (S300④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C300④用) ～ ケーブルトレイ (C300④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C300④用)とケーブルトレイ (C300④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P202①用) ～ ケーブルトレイ (P202①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P202①用)とケーブルトレイ (P202①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C202①用) ～ ケーブルトレイ (C202①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C202①用)とケーブルトレイ (C202①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P502②用) ～ ケーブルトレイ (P502②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P502②用)とケーブルトレイ (P502②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P503③用) ～ ケーブルトレイ (P503③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P503③用)とケーブルトレイ (P503③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501③用) ～ ケーブルトレイ (C501③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C501③用)とケーブルトレイ (C501③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S202②用) ～ ケーブルトレイ (S202②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S202②用)とケーブルトレイ (S202②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P502③, P503⑤, P202③用) ～ ケーブルトレイ (P502③, P503⑤, P202③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P502③, P503⑤, P202③用)とケーブルトレイ (P502③, P503⑤, P202③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501④, C202②用) ～ ケーブルトレイ (C501④, C202②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C501④, C202②用)とケーブルトレイ (C501④, C202②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P502⑤, P503⑦, P202⑤用) ～ ケーブルトレイ (P502⑤, P503⑦, P202⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P502⑤, P503⑦, P202⑤用)とケーブルトレイ (P502⑤, P503⑦, P202⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P502④, P503⑥, P202④用) ～ ケーブルトレイ (P502④, P503⑥, P202④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P502④, P503⑥, P202④用)とケーブルトレイ (P502④, P503⑥, P202④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するため設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑥, C202④用) ～ ケーブルトレイ (C501⑥, C202④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑥, C202④用)とケーブルトレイ (C501⑥, C202④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S202④用) ～ ケーブルトレイ (S202④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S202④用)とケーブルトレイ (S202④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S202⑤用) ～ ケーブルトレイ (S202⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S202⑤用)とケーブルトレイ (S202⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑦, C202⑤用) ～ ケーブルトレイ (C501⑦, C202⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑦, C202⑤用)とケーブルトレイ (C501⑦, C202⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P502⑥, P503⑧, P202⑥用) ～ ケーブルトレイ (P502⑥, P503⑧, P202⑥)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P502⑥, P503⑧, P202⑥用)とケーブルトレイ (P502⑥, P503⑧, P202⑥)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するため設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P769用) ～ ケーブルトレイ (P769)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P769用)とケーブルトレイ (P769)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501-1用) ～ ケーブルトレイ (C501-1)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C501-1用)とケーブルトレイ (C501-1)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</li> <li>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</li> <li>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</li> </ol>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S703用) ～ ケーブルトレイ (S703)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S703用)とケーブルトレイ (S703)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C736用) ～ ケーブルトレイ (C736)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C736用)とケーブルトレイ (C736)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C729用) ～ ケーブルトレイ (C729)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C729用)とケーブルトレイ (C729)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S704用) ～ ケーブルトレイ (S704)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S704用)とケーブルトレイ (S704)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S202③用) ～ ケーブルトレイ (S202③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S202③用)とケーブルトレイ (S202③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</li> <li>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</li> <li>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</li> </ol>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑤, C202③用) ～ ケーブルトレイ (C501⑤, C202③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑤, C202③用)とケーブルトレイ (C501⑤, C202③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P503④, P202②用) ～ ケーブルトレイ (P503④, P202②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P503④, P202②用)とケーブルトレイ (P503④, P202②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C300①用) ～ ケーブルトレイ (C300①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C300①用)とケーブルトレイ (C300①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S300①用) ～ ケーブルトレイ (S300①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S300①用)とケーブルトレイ (S300①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S101⑫用) ～ ケーブルトレイ (S101⑫)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S101⑫用)とケーブルトレイ (S101⑫)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403㊸用) ～ ケーブルトレイ (C403㊸)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C403㊸用)とケーブルトレイ (C403㊸)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S101⑩用) ～ ケーブルトレイ (S101⑩)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S101⑩用)とケーブルトレイ (S101⑩)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑪, C403⑱, C100⑲用) ～ ケーブルトレイ (P101⑪, C403⑱, C100⑲)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑪, C403⑱, C100⑲用)とケーブルトレイ (P101⑪, C403⑱, C100⑲)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑫, C403⑳, C100㉑用) ～ ケーブルトレイ (P101⑫, C403⑳, C100㉑)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑫, C403⑳, C100㉑用)とケーブルトレイ (P101⑫, C403⑳, C100㉑)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S101⑩用) ～ ケーブルトレイ (S101⑩)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S101⑩用)とケーブルトレイ (S101⑩)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403 <sup>®</sup> 用) ～ ケーブルトレイ (C403 <sup>®</sup> )
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C403<sup>®</sup>用)とケーブルトレイ (C403<sup>®</sup>)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C100 <sup>®</sup> 用) ～ ケーブルトレイ (C100 <sup>®</sup> )
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C100<sup>®</sup>用)とケーブルトレイ (C100<sup>®</sup>)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S101㊸用) ～ ケーブルトレイ (S101㊸)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S101㊸用)とケーブルトレイ (S101㊸)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C100⑰用) ～ ケーブルトレイ (C100⑰)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C100⑰用)とケーブルトレイ (C100⑰)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403⑰用) ～ ケーブルトレイ (C403⑰)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C403⑰用)とケーブルトレイ (C403⑰)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S101⑦用) ～ ケーブルトレイ (S101⑦)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S101⑦用)とケーブルトレイ (S101⑦)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S101⑧用) ～ ケーブルトレイ (S101⑧)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S101⑧用)とケーブルトレイ (S101⑧)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑬, C403⑮, C100⑮用) ～ ケーブルトレイ (P403⑬, C403⑮, C100⑮)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑬, C403⑮, C100⑮用)とケーブルトレイ (P403⑬, C403⑮, C100⑮)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するため設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑪, C403⑬, C100⑬用) ～ ケーブルトレイ (P403⑪, C403⑬, C100⑬)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑪, C403⑬, C100⑬用)とケーブルトレイ (P403⑪, C403⑬, C100⑬)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</li> <li>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</li> <li>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</li> </ol>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑫, C403⑭, C100⑭用) ～ ケーブルトレイ (P403⑫, C403⑭, C100⑭)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑫, C403⑭, C100⑭用)とケーブルトレイ (P403⑫, C403⑭, C100⑭)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403 <sup>Ⓔ</sup> , C100 <sup>Ⓔ</sup> 用) ～ ケーブルトレイ (C403 <sup>Ⓔ</sup> , C100 <sup>Ⓔ</sup> )
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C403<sup>Ⓔ</sup>, C100<sup>Ⓔ</sup>用)とケーブルトレイ (C403<sup>Ⓔ</sup>, C100<sup>Ⓔ</sup>)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑨, C403⑩, C100⑪用) ～ ケーブルトレイ (P403⑨, C403⑩, C100⑪)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑨, C403⑩, C100⑪用)とケーブルトレイ (P403⑨, C403⑩, C100⑪)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S101⑥用) ～ ケーブルトレイ (S101⑥)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S101⑥用)とケーブルトレイ (S101⑥)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑩, C403⑫, C100⑬用) ～ ケーブルトレイ (P403⑩, C403⑫, C100⑬)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P403⑩, C403⑫, C100⑬用)とケーブルトレイ (P403⑩, C403⑫, C100⑬)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P503⑨, P202⑦用) ～ ケーブルトレイ (P503⑨, P202⑦)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P503⑨, P202⑦用)とケーブルトレイ (P503⑨, P202⑦)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑧, C202⑥用) ～ ケーブルトレイ (C501⑧, C202⑥)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑧, C202⑥用)とケーブルトレイ (C501⑧, C202⑥)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S202⑥用) ～ ケーブルトレイ (S202⑥)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S202⑥用)とケーブルトレイ (S202⑥)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P503①用) ～ ケーブルトレイ (P503①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P503①用)とケーブルトレイ (P503①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P503⑩, P202⑧用) ～ ケーブルトレイ (P503⑩, P202⑧)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P503⑩, P202⑧用)とケーブルトレイ (P503⑩, P202⑧)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑨, C202⑦用) ～ ケーブルトレイ (C501⑨, C202⑦)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は, FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑨, C202⑦用) とケーブルトレイ (C501⑨, C202⑦) を接続する配管であり, 発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は, メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span> とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S202⑦用) ～ ケーブルトレイ (S202⑦)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S202⑦用)とケーブルトレイ (S202⑦)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑩, C202⑨用) ～ ケーブルトレイ (C501⑩, C202⑨)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C501⑩, C202⑨用)とケーブルトレイ (C501⑩, C202⑨)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P503⑫, P202⑩用) ～ ケーブルトレイ (P503⑫, P202⑩)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P503⑫, P202⑩用)とケーブルトレイ (P503⑫, P202⑩)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S202⑧用) ～ ケーブルトレイ (S202⑧)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S202⑧用)とケーブルトレイ (S202⑧)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P202⑨, C501⑩, C202⑧用) ～ ケーブルトレイ (P202⑨, C501⑩, C202⑧)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P202⑨, C501⑩, C202⑧用)とケーブルトレイ (P202⑨, C501⑩, C202⑧)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するため設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P202⑪, C501⑫, C202⑩用) ～ ケーブルトレイ (P202⑪, C501⑫, C202⑩)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P202⑪, C501⑫, C202⑩用)とケーブルトレイ (P202⑪, C501⑫, C202⑩)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S709①用) ～ ケーブルトレイ (S709①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S709①用)とケーブルトレイ (S709①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S708用) ～ ケーブルトレイ (S708)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S708用)とケーブルトレイ (S708)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C403②, C809用) ～ ケーブルトレイ (C403②, C809)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C403②, C809用)とケーブルトレイ (C403②, C809)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑨, C403⑳, C100㉔用) ～ ケーブルトレイ (P101⑨, C403⑳, C100㉔)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑨, C403⑳, C100㉔用)とケーブルトレイ (P101⑨, C403⑳, C100㉔)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑩, C403㉔, C100㉕用) ～ ケーブルトレイ (P101⑩, C403㉔, C100㉕)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P101⑩, C403㉔, C100㉕用)とケーブルトレイ (P101⑩, C403㉔, C100㉕)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器(S101⑬, S709②用) ～ ケーブルトレイ(S101⑬, S709②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器(S101⑬, S709②用)とケーブルトレイ(S101⑬, S709②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span> とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P201①, C201用) ～ ケーブルトレイ (P201①, C201)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P201①, C201用)とケーブルトレイ (P201①, C201)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P701⑨, P700⑨, P610⑥用) ～ ケーブルトレイ (P701⑨, P700⑨, P610⑥)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P701⑨, P700⑨, P610⑥用)とケーブルトレイ (P701⑨, P700⑨, P610⑥)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K702⑧, K706⑧用) ～ ケーブルトレイ (K702⑧, K706⑧)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K702⑧, K706⑧用)とケーブルトレイ (K702⑧, K706⑧)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K602②用) ～ ケーブルトレイ (K602②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K602②用)とケーブルトレイ (K602②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P602⑥, C606④, C601②用) ～ ケーブルトレイ (P602⑥, C606④, C601②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P602⑥, C606④, C601②用)とケーブルトレイ (P602⑥, C606④, C601②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P701⑧, P700⑧, P610⑤用) ～ ケーブルトレイ (P701⑧, P700⑧, P610⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P701⑧, P700⑧, P610⑤用)とケーブルトレイ (P701⑧, P700⑧, P610⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C606③用) ～ ケーブルトレイ C606③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C606③用)とケーブルトレイ (C606③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S602③用) ～ ケーブルトレイ (S602③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S602③用)とケーブルトレイ (S602③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</li> <li>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</li> <li>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</li> </ol>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K702⑦, K706⑦, P701⑦用) ～ ケーブルトレイ (K702⑦, K706⑦, P701⑦)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K702⑦, K706⑦, P701⑦用)とケーブルトレイ (K702⑦, K706⑦, P701⑦)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P700⑦, P610④, P602④用) ～ ケーブルトレイ (P700⑦, P610④, P602④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P700⑦, P610④, P602④用)とケーブルトレイ (P700⑦, P610④, P602④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P602⑤用) ～ ケーブルトレイ (P602⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P602⑤用)とケーブルトレイ (P602⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K702⑥, K706⑥, P701⑥用) ～ ケーブルトレイ (K702⑥, K706⑥, P701⑥)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K702⑥, K706⑥, P701⑥用)とケーブルトレイ (K702⑥, K706⑥, P701⑥)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P700⑥, P610③, P602③用) ～ ケーブルトレイ (P700⑥, P610③, P602③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P700⑥, P610③, P602③用)とケーブルトレイ (P700⑥, P610③, P602③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するため設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C606②用) ～ ケーブルトレイ (C606②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C606②用)とケーブルトレイ (C606②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S602②用) ～ ケーブルトレイ (S602②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S602②用)とケーブルトレイ (S602②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K702⑤, K706⑤, P701⑤用) ～ ケーブルトレイ (K702⑤, K706⑤, P701⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K702⑤, K706⑤, P701⑤用)とケーブルトレイ (K702⑤, K706⑤, P701⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称	FK-5-1-12貯蔵容器 (P700⑤, P610②, P602②用) ～ ケーブルトレイ (P700⑤, P610②, P602②)	
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P700⑤, P610②, P602②用)とケーブルトレイ (P700⑤, P610②, P602②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K601, P600, P601用) ～ ケーブルトレイ (K601, P600, P601)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K601, P600, P601用)とケーブルトレイ (K601, P600, P601)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S601②用) ～ ケーブルトレイ (S601②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S601②用)とケーブルトレイ (S601②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K702④, K706④, P701④用) ～ ケーブルトレイ (K702④, K706④, P701④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K702④, K706④, P701④用)とケーブルトレイ (K702④, K706④, P701④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P700④, P610①, P602①用) ～ ケーブルトレイ (P700④, P610①, P602①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P700④, P610①, P602①用)とケーブルトレイ (P700④, P610①, P602①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P201⑥用) ～ ケーブルトレイ (P201⑥)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P201⑥用)とケーブルトレイ (P201⑥)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K702①, K706①, P701①用) ～ ケーブルトレイ (K702①, K706①, P701①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K702①, K706①, P701①用)とケーブルトレイ (K702①, K706①, P701①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P700①, P500①, P501①用) ～ ケーブルトレイ (P700①, P500①, P501①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P700①, P500①, P501①用)とケーブルトレイ (P700①, P500①, P501①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K702②, K706②, P701②用) ～ ケーブルトレイ (K702②, K706②, P701②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K702②, K706②, P701②用)とケーブルトレイ (K702②, K706②, P701②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 20px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P700②, P500②, P501②用) ～ ケーブルトレイ (P700②, P500②, P501②)
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P700②, P500②, P501②用)とケーブルトレイ (P700②, P500②, P501②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C606①用) ～ ケーブルトレイ (C606①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C606①用)とケーブルトレイ (C606①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K702③, K706③, P701③用) ～ ケーブルトレイ (K702③, K706③, P701③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K702③, K706③, P701③用)とケーブルトレイ (K702③, K706③, P701③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P700③, P500③, P501③用) ～ ケーブルトレイ (P700③, P500③, P501③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P700③, P500③, P501③用)とケーブルトレイ (P700③, P500③, P501③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S602①用) ～ ケーブルトレイ (S602①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S602①用)とケーブルトレイ (S602①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C602①用) ～ ケーブルトレイ (C602①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C602①用)とケーブルトレイ (C602①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px; vertical-align: middle;">□</span>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C603②用) ～ ケーブルトレイ (C603②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C603②用)とケーブルトレイ (C603②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S600①用) ～ ケーブルトレイ (S600①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S600①用)とケーブルトレイ (S600①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C601①用) ～ ケーブルトレイ (C601①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C601①用)とケーブルトレイ (C601①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C602②用) ～ ケーブルトレイ (C602②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C602②用)とケーブルトレイ (C602②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S600④用) ～ ケーブルトレイ (S600④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S600④用)とケーブルトレイ (S600④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S600③用) ～ ケーブルトレイ (S600③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S600③用)とケーブルトレイ (S600③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S601③用) ～ ケーブルトレイ (S601③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S601③用)とケーブルトレイ (S601③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S600②用) ～ ケーブルトレイ (S600②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S600②用)とケーブルトレイ (S600②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P300①, C300⑤用) ～ ケーブルトレイ (P300①, C300⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P300①, C300⑤用)とケーブルトレイ (P300①, C300⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S300⑤用) ～ ケーブルトレイ (S300⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S300⑤用)とケーブルトレイ (S300⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P300③, C300⑦用) ～ ケーブルトレイ (P300③, C300⑦)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P300③, C300⑦用)とケーブルトレイ (P300③, C300⑦)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S300⑥用) ～ ケーブルトレイ (S300⑥)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S300⑥用)とケーブルトレイ (S300⑥)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P300②, C300⑥用) ～ ケーブルトレイ (P300②, C300⑥)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P300②, C300⑥用)とケーブルトレイ (P300②, C300⑥)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P300④, C300⑧用) ～ ケーブルトレイ (P300④, C300⑧)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P300④, C300⑧用)とケーブルトレイ (P300④, C300⑧)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100③, P402③用) ～ ケーブルトレイ (K100③, P402③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K100③, P402③用)とケーブルトレイ (K100③, P402③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102⑤, C100②⑦用) ～ ケーブルトレイ (P102⑤, C100②⑦)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P102⑤, C100②⑦用)とケーブルトレイ (P102⑤, C100②⑦)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S100③用) ～ ケーブルトレイ (S100③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S100③用)とケーブルトレイ (S100③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100⑥, P402⑥用) ～ ケーブルトレイ (K100⑥, P402⑥)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K100⑥, P402⑥用)とケーブルトレイ (K100⑥, P402⑥)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102⑥, C100⑳用) ～ ケーブルトレイ (P102⑥, C100⑳)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P102⑥, C100⑳用)とケーブルトレイ (P102⑥, C100⑳)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 20px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S100④用) ～ ケーブルトレイ (S100④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S100④用)とケーブルトレイ (S100④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100⑦, P402⑦用) ～ ケーブルトレイ (K100⑦, P402⑦)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は, FK-5-1-12貯蔵容器 (K100⑦, P402⑦用) とケーブルトレイ (K100⑦, P402⑦) を接続する配管であり, 発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は, メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span> とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102⑦, C100⑳用) ～ ケーブルトレイ (P102⑦, C100⑳)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P102⑦, C100⑳用)とケーブルトレイ (P102⑦, C100⑳)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K201②, P502⑧用) ～ ケーブルトレイ (K201②, P502⑧)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K201②, P502⑧用)とケーブルトレイ (K201②, P502⑧)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P201③, C200②用) ～ ケーブルトレイ (P201③, C200②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は, FK-5-1-12貯蔵容器 (P201③, C200②用) とケーブルトレイ (P201③, C200②) を接続する配管であり, 発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は, メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 20px; display: inline-block;"></span> とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P201④, C200③用) ～ ケーブルトレイ (P201④, C200③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P201④, C200③用)とケーブルトレイ (P201④, C200③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K201③, P502⑨用) ～ ケーブルトレイ (K201③, P502⑨)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K201③, P502⑨用)とケーブルトレイ (K201③, P502⑨)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/> とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S200②用) ～ ケーブルトレイ (S200②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S200②用)とケーブルトレイ (S200②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C200④用) ～ ケーブルトレイ (C200④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C200④用)とケーブルトレイ (C200④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P201⑤用) ～ ケーブルトレイ (P201⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P201⑤用)とケーブルトレイ (P201⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S100⑤用) ～ ケーブルトレイ (S100⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S100⑤用)とケーブルトレイ (S100⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102②, C100④用) ～ ケーブルトレイ (P102②, C100④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P102②, C100④用)とケーブルトレイ (P102②, C100④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100②, P402②用) ～ ケーブルトレイ (K100②, P402②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は, FK-5-1-12貯蔵容器 (K100②, P402②用) とケーブルトレイ (K100②, P402②) を接続する配管であり, 発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は, メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102①, C100②用) ～ ケーブルトレイ (P102①, C100②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P102①, C100②用)とケーブルトレイ (P102①, C100②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100①, P402①用) ～ ケーブルトレイ (K100①, P402①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K100①, P402①用)とケーブルトレイ (K100①, P402①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S200①用) ～ ケーブルトレイ (S200①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S200①用)とケーブルトレイ (S200①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S601①用) ～ ケーブルトレイ (S601①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S601①用)とケーブルトレイ (S601①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K602①, P603, C603①用) ～ ケーブルトレイ (K602①, P603, C603①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K602①, P603, C603①用)とケーブルトレイ (K602①, P603, C603①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P201②, C200①用) ～ ケーブルトレイ (P201②, C200①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P201②, C200①用)とケーブルトレイ (P201②, C200①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 20px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K201①, P502⑦用) ～ ケーブルトレイ (K201①, P502⑦)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K201①, P502⑦用)とケーブルトレイ (K201①, P502⑦)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102④, C100⑥用) ～ ケーブルトレイ (P102④, C100⑥)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P102④, C100⑥用)とケーブルトレイ (P102④, C100⑥)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる□とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100⑤, P402⑤用) ～ ケーブルトレイ (K100⑤, P402⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は, FK-5-1-12貯蔵容器 (K100⑤, P402⑤用) とケーブルトレイ (K100⑤, P402⑤) を接続する配管であり, 発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は, メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span> とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S100⑦用) ～ ケーブルトレイ (S100⑦)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S100⑦用)とケーブルトレイ (S100⑦)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102③, C100⑤用) ～ ケーブルトレイ (P102③, C100⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P102③, C100⑤用)とケーブルトレイ (P102③, C100⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100④, P402④用) ～ ケーブルトレイ (K100④, P402④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K100④, P402④用)とケーブルトレイ (K100④, P402④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S100⑥用) ～ ケーブルトレイ (S100⑥)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S100⑥用)とケーブルトレイ (S100⑥)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100⑧, P402⑧用) ～ ケーブルトレイ (K100⑧, P402⑧)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K100⑧, P402⑧用)とケーブルトレイ (K100⑧, P402⑧)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102⑧, C100⑩用) ～ ケーブルトレイ (P102⑧, C100⑩)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は, FK-5-1-12貯蔵容器 (P102⑧, C100⑩用) とケーブルトレイ (P102⑧, C100⑩) を接続する配管であり, 発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は, メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span> とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S100㊸用) ～ ケーブルトレイ (S100㊸)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S100㊸用)とケーブルトレイ (S100㊸)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S100⑧用) ～ ケーブルトレイ (S100⑧)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S100⑧用)とケーブルトレイ (S100⑧)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P102⑨, C100⑩用) ～ ケーブルトレイ (P102⑨, C100⑩)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は, FK-5-1-12貯蔵容器 (P102⑨, C100⑩用) とケーブルトレイ (P102⑨, C100⑩) を接続する配管であり, 発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は, メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <input type="text"/> とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K100㊟, P402㊟用) ～ ケーブルトレイ (K100㊟, P402㊟)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は, FK-5-1-12貯蔵容器 (K100㊟, P402㊟用) とケーブルトレイ (K100㊟, P402㊟) を接続する配管であり, 発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は, メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/> とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (P502⑩用) ～ ケーブルトレイ (P502⑩)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (P502⑩用)とケーブルトレイ (P502⑩)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K201④用) ～ ケーブルトレイ (K201④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K201④用)とケーブルトレイ (K201④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S300⑦用) ～ ケーブルトレイ (S300⑦)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S300⑦用)とケーブルトレイ (S300⑦)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C300㊸用) ～ ケーブルトレイ (C300㊸)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C300㊸用)とケーブルトレイ (C300㊸)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K610③, K611③, K612③用) ～ ケーブルトレイ (K610③, K611③, K612③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は, FK-5-1-12貯蔵容器 (K610③, K611③, K612③用) とケーブルトレイ (K610③, K611③, K612③) を接続する配管であり, 発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は, FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は, メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span> とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K610②, K611②, K612②用) ～ ケーブルトレイ (K610②, K611②, K612②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K610②, K611②, K612②用)とケーブルトレイ (K610②, K611②, K612②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K610①, K611①, K612①用) ～ ケーブルトレイ (K610①, K611①, K612①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K610①, K611①, K612①用)とケーブルトレイ (K610①, K611①, K612①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K003①用) ～ ケーブルトレイ (K003①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K003①用)とケーブルトレイ (K003①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K003②用) ～ ケーブルトレイ (K003②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K003②用)とケーブルトレイ (K003②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K003③用) ～ ケーブルトレイ (K003③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K003③用)とケーブルトレイ (K003③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S003③用) ～ ケーブルトレイ (S003③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S003③用)とケーブルトレイ (S003③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C008③用) ～ ケーブルトレイ (C008③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C008③用)とケーブルトレイ (C008③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S003②用) ～ ケーブルトレイ (S003②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S003②用)とケーブルトレイ (S003②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C008②用) ～ ケーブルトレイ (C008②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C008②用)とケーブルトレイ (C008②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S003①用) ～ ケーブルトレイ (S003①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S003①用)とケーブルトレイ (S003①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C008①用) ～ ケーブルトレイ (C008①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C008①用)とケーブルトレイ (C008①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C004用) ～ ケーブルトレイ (C004)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C004用)とケーブルトレイ (C004)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C001②用) ～ ケーブルトレイ (C001②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C001②用)とケーブルトレイ (C001②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S001②用) ～ ケーブルトレイ (S001②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S001②用)とケーブルトレイ (S001②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (K002用) ～ ケーブルトレイ (K002)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (K002用)とケーブルトレイ (K002)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C001①用) ～ ケーブルトレイ (C001①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C001①用)とケーブルトレイ (C001①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S001①用) ～ ケーブルトレイ (S001①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S001①用)とケーブルトレイ (S001①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S751①用) ～ ケーブルトレイ (S751①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S751①用)とケーブルトレイ (S751①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S750①用) ～ ケーブルトレイ (S750①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S750①用)とケーブルトレイ (S750①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S750②用) ～ ケーブルトレイ (S750②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S750②用)とケーブルトレイ (S750②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S751②用) ～ ケーブルトレイ (S751②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S751②用)とケーブルトレイ (S751②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S750③用) ～ ケーブルトレイ (S750③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S750③用)とケーブルトレイ (S750③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S751③用) ～ ケーブルトレイ (S751③)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S751③用)とケーブルトレイ (S751③)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S750④用) ～ ケーブルトレイ (S750④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S750④用)とケーブルトレイ (S750④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S751④用) ～ ケーブルトレイ (S751④)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S751④用)とケーブルトレイ (S751④)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S750⑤用) ～ ケーブルトレイ (S750⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S750⑤用)とケーブルトレイ (S750⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C002②用) ～ ケーブルトレイ (C002②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C002②用)とケーブルトレイ (C002②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C003用) ～ ケーブルトレイ (C003)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C003用)とケーブルトレイ (C003)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S002用) ～ ケーブルトレイ (S002)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S002用)とケーブルトレイ (S002)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S750⑥用) ～ ケーブルトレイ (S750⑥)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S750⑥用)とケーブルトレイ (S750⑥)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (C002①用) ～ ケーブルトレイ (C002①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (C002①用)とケーブルトレイ (C002①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S750⑦用) ～ ケーブルトレイ (S750⑦)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S750⑦用)とケーブルトレイ (S750⑦)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		



名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S751⑥用) ～ ケーブルトレイ (S751⑥)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S751⑥用)とケーブルトレイ (S751⑥)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S751⑤用) ～ ケーブルトレイ (S751⑤)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S751⑤用)とケーブルトレイ (S751⑤)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S754用) ～ ケーブルトレイ (S754)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S754用)とケーブルトレイ (S754)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S755用) ～ ケーブルトレイ (S755)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S755用)とケーブルトレイ (S755)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S752①用) ～ ケーブルトレイ (S752①)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	<input type="text"/>
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S752①用)とケーブルトレイ (S752①)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる<input type="text"/>とする。</p>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S752②用) ～ ケーブルトレイ (S752②)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	□
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S752②用)とケーブルトレイ (S752②)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</li> <li>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</li> <li>3. 外径 本配管の外径は,メーカの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>とする。</li> </ol>		

名 称		FK-5-1-12貯蔵容器 (S753用) ～ ケーブルトレイ (S753)
最 高 使 用 圧 力	MPa	4.6
最 高 使 用 温 度	℃	40
外 径	mm	
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は,FK-5-1-12貯蔵容器 (S753用)とケーブルトレイ (S753)を接続する配管であり,発電所内で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最高使用圧力 本配管の最高使用圧力は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用圧力と同じ4.6MPaとする。</li> <li>2. 最高使用温度 本配管の最高使用温度は,FK-5-1-12貯蔵容器の最高使用温度と同じ40℃とする。</li> <li>3. 外径 本配管の外径は,メーカーの試験結果に基づき十分なFK-5-1-12ガス量を供給することができる <span style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span>とする。</li> </ol>		

VI-1-1-4-8-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
(その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設))



目 次

VI-1-1-4-8-3-1 外郭浸水防護設備に係る設定根拠に関する説明書

VI-1-1-4-8-3-1 外郭浸水防護設備に係る設定根拠に関する説明書

目 次

VI-1-1-4-8-3-1-1 取放水路流路縮小工 (第 1 号機取水路)

VI-1-1-4-8-3-1-2 取放水路流路縮小工 (第 1 号機放水路)

VI-1-1-4-8-3-1-1 設定根拠に関する説明書  
(取放水路流路縮小工 (第 1 号機取水路) (No. 1), (No. 2))

名	称	取放水路流路縮小工（第1号機取水路）(No. 1), (No. 2)
貫 通 部 径	m	

**【設定根拠】**

(概要)

取放水路流路縮小工（第1号機取水路）は、第1号機取水路から敷地への津波の流入を防止するため、第1号機取水路に設置する。

貫通部を設けたコンクリートにより流路を縮小する構造とし、第1号機取水路からの津波の流入を抑制し、第1号機取水路から敷地への津波の流入を防止する設計とする。

また、取放水路流路縮小工（第1号機取水路）は第1号機の取水路内に設置するため、第1号機非常用補機冷却海水系、残留熱除去海水系及び原子炉補機冷却海水系の運転に影響を及ぼさない設計とする。

1. 貫通部径の設定根拠

第2号機の津波防護施設である取放水路流路縮小工（第1号機取水路）の貫通部径は、外郭浸水防護設備として津波の流入を防止する設計確認値（上限値）及び第1号機の取水機能を確保するための設計確認値（下限値）を設定する。

設計確認値（上限値）については、基準津波の流入による第1号機海水ポンプ室での津波高さが、第1号機海水ポンプ室の天端高さを上回らない設計（表1）とし、貫通部径は  m 以下とする。

設計確認値（下限値）については、第1号機の取水機能に影響を及ぼさないよう、第1号機補機冷却海水ポンプ運転時に、第1号機海水ポンプ室水位の水位が、第1号機補機冷却海水ポンプ取水可能最低水位を下回らない設計（表2）とし、貫通部径は  m 以上とする。

公称値については、上記範囲内である  m とする。

表1 第2号機の津波防護機能に対する貫通部径の評価結果

貫通部径 (m)	流路面積 (m <sup>2</sup> )	第1号機海水ポンプ室での津波高さ (m)	第1号機海水ポンプ室の天端高さ (m)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	O. P. +10.38	O. P. +14.0*
<input type="text"/>	<input type="text"/>	O. P. +13.81	

注記\* : 東北地方太平洋沖地震による約1mの沈降を考慮した値。

表2 第1号機の取水機能に対する貫通部径の評価結果

貫通部径 (m)	流路面積 (m <sup>2</sup> )	第1号機海水ポンプ室の水位 (m)	第1号機補機冷却海水ポンプ取水可能最低水位 (m)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	O. P. -1.56	O. P. -2.43*
<input type="text"/>	<input type="text"/>	O. P. -0.16	

注記\* : 東北地方太平洋沖地震による約1mの沈降を考慮した値。

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

VI-1-1-4-8-3-1-2 設定根拠に関する説明書  
(取放水路流路縮小工 (第1号機放水路))

名	称	取放水路流路縮小工（第1号機放水路）
貫通部径	m	

**【設定根拠】**  
(概要)

取放水路流路縮小工（第1号機放水路）は、第1号機放水路から敷地への津波の流入を防止するため、第1号機放水路に設置する。

貫通部を設けたコンクリートにより流路を縮小する構造とし、第1号機放水路からの津波の流入を抑制し、第1号機放水路から敷地への津波の流入を防止する設計とする。

また、取放水路流路縮小工（第1号機放水路）は第1号機の放水路内に設置するため、第1号機非常用補機冷却海水系、残留熱除去海水系及び原子炉補機冷却海水系の運転に影響を及ぼさない設計とする。

1. 貫通部径の設定根拠

第2号機の津波防護施設である取放水路流路縮小工（第1号機放水路）の貫通部径は、外郭浸水防護設備として津波の流入を防止する設計確認値（上限値）及び第1号機補機冷却海水ポンプの運転に影響を及ぼさない設計とするための設計確認値（下限値）を設定する。

設計確認値（上限値）については、基準津波の流入による第1号機放水立坑での津波高さが、第1号機放水立坑の天端高さを上回らない設計（表1）とし、貫通部径は□ m以下とする。

設計確認値（下限値）については、第1号機の放水機能に影響を及ぼさないよう、第1号機補機冷却海水ポンプ運転時に、第1号機放水立坑の水位が、第1号機補機冷却海水ポンプの放水高さを上回らない設計（表2）とし、貫通部径は□ m以上とする。

公称値については、上記範囲内である□ mとする。

表1 第2号機の津波防護機能に対する貫通部径の評価結果

貫通部径 (m)	流路面積 (m <sup>2</sup> )	第1号機放水立坑での津波高さ (m)	第1号機放水立坑の天端高さ (m)
		0. P. +11. 79	0. P. +14. 0*
		0. P. +13. 03	

注記\* : 東北地方太平洋沖地震による約1mの沈降を考慮した値。

表2 第1号機の放水機能に対する貫通部径の評価結果

貫通部径 (m)	流路面積 (m <sup>2</sup> )	第1号機放水立坑の水位 (m)	第1号機補機冷却海水ポンプの放水高さ (m)
		0. P. +3. 21	0. P. +4. 6*
		0. P. +2. 08	

注記\* : 東北地方太平洋沖地震による約1mの沈降を考慮した値。

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

VI-1-1-4-8-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
(その他発電用原子炉の附属施設 (補機駆動用燃料設備))



目 次

VI-1-1-4-8-4-1 燃料設備に係る設定根拠に関する説明書

VI-1-1-4-8-4-1 燃料設備に係る設定根拠に関する説明書

## 目 次

- VI-1-1-4-8-4-1-1 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）（燃料タンク）
- VI-1-1-4-8-4-1-2 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）（燃料タンク）
- VI-1-1-4-8-4-1-3 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット（燃料タンク）
- VI-1-1-4-8-4-1-4 タンクローリ
- VI-1-1-4-8-4-1-5 補機駆動用燃料設備 主配管（常設）
- VI-1-1-4-8-4-1-6 補機駆動用燃料設備 主配管（可搬型）

VI-1-1-4-8-4-1-1 設定根拠に関する説明書  
(大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク))

名	称	大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)
容	量	L/個
		450以上 (495)
最	高	使用
圧	力	MPa
		静水頭
最	高	使用
温	度	℃
		40
個	数	—
		2

**【設定根拠】**

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち補機駆動用燃料設備として使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)は、大容量送水ポンプ(タイプ I)の付属機器であり、以下の機能を有する。

大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)は、冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、代替淡水源の水を燃料プール冷却浄化系配管等を経由して使用済燃料プールへ注水することで、使用済燃料プールの水位を維持するときに使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、代替淡水源の水を燃料プール冷却浄化系配管等を経由してスプレインゾルから使用済燃料プール内の燃料体等に直接スプレイすることにより、燃料損傷を緩和するとともに、環境への放射性物質の放出をできる限り低減できるよう、使用済燃料プール内に貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による蒸散量を上回る量をスプレイするときに使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすために使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、代替淡水源からフィルタ装置にスクラバ溶液を補給するときに使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器に注水することで炉心を冷却するときに使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

大容量送水ポンプ(タイプ I) (燃料タンク)は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、重大事故等の収束に必要な水源である復水貯蔵タンクへ淡水を供給するための代替淡水源である淡水貯水槽 (No. 1) 及び淡水貯水槽 (No. 2) の淡水を補給水系等を経由して復水貯蔵タンクへ供給するときに使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

また、淡水が枯渇した場合に、重大事故等の収束に必要な水源である復水貯蔵タンクへ海水を供給するための重大事故等対処設備として、大容量送水ポンプ(タイプ I) (燃料タンク)は、海水を補給水系等を経由して復水貯蔵タンクへ供給するときに使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

大容量送水ポンプ(タイプ I) (燃料タンク)は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損 (炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。) を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、大容量送水ポンプ (タイプ I) により非常用取水設備である貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室を通じて海水を取水し、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系熱交換器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送するときに使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

大容量送水ポンプ(タイプ I) (燃料タンク)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、熔融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、代替淡水源の水をあらかじめ敷設した補給水系配管を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、落下した熔融炉心を冷却するときに使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

大容量送水ポンプ(タイプ I) (燃料タンク)は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器内のドライウェルスプレイ管からドライウェル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるときに使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

大容量送水ポンプ(タイプ I) (燃料タンク)は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉压力容器に注水することで炉心を冷却するとき使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。また、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすために使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、代替淡水源からフィルタ装置にスクラバ溶液を補給するとき使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

#### 1. 容量の設定根拠

重大事故等対処設備として使用する大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)の容量は、大容量送水ポンプ(タイプ I)運転時の燃料消費量を基に設計する。

タンクローリからの燃料補給時間が最長で約 3.8 時間後であることから、この間の燃料消費量は以下のとおりとなる。

$$V = C \times H = 188 \times 3.8 = 714L$$

V : 燃料消費量 (L)

H : 運転時間 (h) = 3.8 (h)

C : 燃料消費率 (L/h) = 188 (L/h)

よって、大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)1組(2個)あたりの容量は 714L を上回る 900L/組以上とし、タンク 1 個当たりの容量は 450L/個以上とする。

公称値については、要求される容量 450L/個を上回る 495L/個とする。

#### 2. 最高使用圧力の設定根拠

大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)を重大事故等時に使用する場合は、大気開放タンクであることから静水頭とする。

#### 3. 最高使用温度の設定根拠

大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)を重大事故等時に使用する場合は、大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)が大気開放タンクであり屋外で使用することから、外気の温度\*を上回る 40℃とする。

注記 \* : 外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す女川原子力発電所における日最高気温である 8 月の 37.0℃ (大船渡特別地域気象観測所 37.0℃ (8 月)、石巻特別地域気象観測所 36.8℃ (8 月)) とする。

#### 4. 個数の設定根拠

大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)は、重大事故等対処設備として大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために必要な個数である、大容量送水ポンプ(タイプ I)1 個当たり 2 個設置する。

VI-1-1-4-8-4-1-2 設定根拠に関する説明書  
(大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク))



名 称	大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)	
容 量	L/個	450以上 (495)
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2

**【設定根拠】**

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち補機駆動用燃料設備として使用する大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)は、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)の付属機器であり、以下の機能を有する。

大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために使用する大容量送水ポンプ(タイプⅡ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)により海水を取水し、ホース等を経由して放水砲から原子炉建屋へ放水するときに使用する大容量送水ポンプ(タイプⅡ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵できる設計とする。

大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために使用する大容量送水ポンプ(タイプⅡ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)により海水を取水し、ホース等を経由して放水砲から原子炉建屋へ放水するときに使用する大容量送水ポンプ(タイプⅡ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵できる設計とする。

大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために使用する大容量送水ポンプ(タイプⅡ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)により海水を取水し、ホース等を経由して淡水貯水槽(No. 1)及び淡水貯水槽(No. 2)へ海水を供給するときに使用する大容量送水ポンプ(タイプⅡ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵できる設計とする。

大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために使用する大容量送水ポンプ(タイプⅡ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)により泡消火薬剤混合装置を通して、海水を泡消火薬剤と混合しながらホース等を経由して放水砲から原子炉建屋周辺へ放水するときに使用する大容量送水ポンプ(タイプⅡ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵できる設計とする。

#### 1. 容量の設定根拠

重大事故等対処設備として使用する大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)の容量は、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)運転時の燃料消費量を基に設計する。

タンクローリからの燃料補給時間が最長で3.8時間後であることから、この間の燃料消費量は以下のとおりとなる。

$$V = C \times H = 230 \times 3.8 = 874L$$

V : 燃料消費量 (L)

H : 運転時間 (h) = 3.8 (h)

C : 燃料消費率 (L/h) = 230 (L/h)

よって、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)1組(2個)あたりの容量は874Lを上回る950L/組以上とし、タンク1個当たりの容量は450L/個以上とする。

公称値については、要求される容量450L/個を上回る495L/個とする。

#### 2. 最高使用圧力の設定根拠

大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)を重大事故等時に使用する場合は、大気開放タンクであることから静水頭とする。

#### 3. 最高使用温度の設定根拠

大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)を重大事故等時に使用する場合は、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)が大気開放タンクであり屋外で使用することから、外気の温度\*を上回る40℃とする。

注記 \* : 外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す女川原子力発電所における日最高気温である8月の37.0℃(大船渡特別地域気象観測所37.0℃(8月)、石巻特別地域気象観測所36.8℃(8月))とする。

#### 4. 個数の設定根拠

大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)は、重大事故等対処設備として大容量送水ポンプ(タイプⅡ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために必要な個数である、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)1個当たり2個設置する。

VI-1-1-4-8-4-1-3 設定根拠に関する説明書  
(原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク))

名 称	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)	
容 量	L/個	810以上 (900)
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	40
個 数	—	1

**【設定根拠】**

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち補機駆動用燃料設備として使用する原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)は、以下の機能を有する。

原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準対象施設が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために使用する原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、淡水ポンプにて循環運転を行うとともに、大容量送水ポンプ(タイプI)により原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終ヒートシンクである海へ輸送するときに使用する原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために使用する原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)の故障又は全交流動力電源の喪失により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、サブプレッションチェンバへの熱の蓄積により原子炉冷却機能が確保できる一定の期間内に、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、淡水ポンプにて循環運転を行うとともに、大容量送水ポンプ(タイプI)により原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終ヒートシンクである海へ輸送するときに使用する原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)は、設計基準対象施設が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために使用する原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、淡水ポンプにて循環運転を行うとともに、大容量送水ポンプ(タイプI)により原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終ヒートシンクである海へ輸送するときに使用する原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために使用する原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、淡水ポンプにて循環運転を行うとともに、大容量送水ポンプ(タイプI)により原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終ヒートシンクである海へ輸送するときに使用する原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、熔融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために使用する原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、淡水ポンプにて循環運転を行うとともに、大容量送水ポンプ(タイプI)により原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終ヒートシンクである海へ輸送するときに使用する原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)は、使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において使用済燃料プール内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために使用する原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために設置する。

系統構成は、使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するために、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、淡水ポンプにて循環運転を行うとともに、大容量送水ポンプ(タイプI)により原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットに海水を送水することで、燃料プール冷却浄化系熱交換器等で発生した熱を最終ヒートシンクである海へ輸送するときに使用する原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵する設計とする。

#### 1. 容量の設定根拠

重大事故等対処設備として使用する原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)の容量は、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット運転時の燃料消費量を基に設計する。

タンクローリからの燃料補給時間が最長で約3.8時間後であることから、この間の燃料消費量は以下のとおりとなる。

$$V = C \times H = 55.5 \times 3.8 = 211$$

V : 燃料消費量 (L)

H : 運転時間 (h) = 3.8 (h)

C : 燃料消費率 (L/h) = 55.5 (L/h)

よって、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)の容量は 211L を上回る 810L とする。

公称値については、要求される容量 810L を上回る 900L とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)を重大事故等時に使用する場合の圧力は、大気開放タンクであることから静水頭とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)を重大事故等時に使用する場合の温度は、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)が大気開放タンクであり屋外で使用することから、外気の温度\*を上回る 40℃とする。

注記 \* : 外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す女川原子力発電所における日最高気温である 8 月の 37.0℃ (大船渡特別地域気象観測所 37.0℃ (8 月)), 石巻特別地域気象観測所 36.8℃ (8 月)) とする。

4. 個数の設定根拠

原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)は、重大事故等対処設備として原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)のポンプ駆動用燃料を貯蔵するために必要な個数である、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)1 個当たり 1 個設置する。

VI-1-1-4-8-4-1-4 設定根拠に関する説明書  
(タンクローリ)

名	称	タンクローリ*
容	量	kL/個
最高使用圧力	kPa	4.0以上(4.0)
最高使用温度	℃	24
個	数	40
	—	2 (予備 1)

注記 \* : 非常用電源設備の非常用発電装置 (ガスタービン発電設備, 可搬型代替交流電源設備, 可搬型代替直流電源設備, 可搬型窒素ガス供給装置発電設備) と兼用。

**【設定根拠】**

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するタンクローリは、以下の機能を有する。

タンクローリは、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する、非常用発電装置用の燃料を補給するために設置する。

系統構成は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから電源車(燃料タンク)及び可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク)へ燃料を補給できる設計とする。

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち補機駆動用燃料設備として使用するタンクローリは、以下の機能を有する。

タンクローリは、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な設備の補機駆動用燃料を供給するために設置する。

系統構成は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから大容量送水ポンプ(タイプⅠ)(燃料タンク)、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)へ燃料を補給し、各機器が運転できる設計とする。

1. 容量の設定根拠

重大事故等対処設備として使用するタンクローリの容量は、各機器へ燃料を給油するために必要な容量を基に設定する。

タンクローリは、重大事故等対策の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)において想定した重大事故シーケンスにおいて、同時にその機能を要求される燃料補給を必要とする機器が、7日間連続運転するときに必要な燃料を給油できる設計とする。

タンクローリによる各機器への給油が最も厳しくなるシーケンスにおける給油対象機器及び必要給油量を表 1-1 に示す。



各機器の起動のタイミング及び燃料消費量は、シーケンスグループ上異なるため、燃料補給は、適宜燃料の状況を確認し、枯渇する前に給油を行うが、本書類では、タンクローリの必要容量が厳しくなるように、全ての機器が同時に定格負荷で運転したものとす。また、作業時間については、訓練実績等から現実的に可能な時間を想定し、表 1-2 のとおりとする。

表 1-1 及び表 1-2 より、枯渇時間が連続給油間隔より長く、枯渇するより前に給油が可能なことから、これらを繰り返すことで各機器の継続した運転が可能となる。

したがって、タンクローリの容量は、給油に必要な容量である 4.0kL 以上/個とする。

公称値については、要求される容量と同仕様として 4.0kL/個とする。

## 2. 最高使用圧力の設定根拠

タンクローリを重大事故等時に使用する場合の圧力は、タンク内圧が上昇する 20kPa[gage] < タンク内圧 ≤ 24kPa[gage] の範囲内で安全装置が作動し、内圧の上昇が抑えられることから 24kPa[gage] とす。

## 3. 最高使用温度の設定根拠


タンクローリを重大事故等時に使用する場合の温度は、タンクローリが大気開放タンクであり屋外で使用するこから、外気の温度\*を上回る 40℃ とす。

注記 \* : 外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す女川原子力発電所における日最高気温である 8 月の 37.0℃ (大船渡特別地域気象観測所 37.0℃ (8 月), 石巻特別地域気象観測所 36.8℃ (8 月)) とす。

## 4. 個数の設定根拠

タンクローリは、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な燃料を供給するために必要な個数に十分な余裕を見込んで 2 個保管するとともに、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備 1 個を保管す。

表 1-1 給油対象機器及び必要給油量

対象機器	個数 A	燃料消費率 (L/h/個) B	燃料タンク容量 (公称値) (L) C	枯渇時間 (公称値の場合) D	連続給油間隔 E	必要最大給油量 (L) F
<b>【タンクローリ A】</b>						
注水用の大容量送水ポンプ(タイプ I)	1	188	900 以上 (990)	約 4 時間 47 分 (約 5 時間 15 分)	約 3 時間 50 分	721
原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット 用の大容量送水ポンプ(タイプ I)	1	188	900 以上 (990)	約 4 時間 47 分 (約 5 時間 15 分)	約 3 時間 50 分	721
原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット	1	55.5	810 以上 (900)	約 14 時間 35 分 (約 16 時間 12 分)	約 3 時間 50 分	213
<b>【タンクローリ B】</b>						
ガスタービン発電機*	2		160,000	—	約 2 時間 45 分	4,000
合計						<b>【タンクローリ A】</b> 1,655 <b>【タンクローリ B】</b> 4,000

注 : 各パラメータの算出及び関係は以下のとおりである。

$$D = C \div B$$

$$F = A \times B \times E$$

注記 \* : ガスタービン発電機で使用するガスタービン発電設備軽油タンクは、重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が 7 日間連続運転する場合に必要な燃料を、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクからの燃料補給量を考慮して保有する。このときの燃料補給量は 160,000L であり、タンクローリを用いた 7 日間の燃料補給を考慮すると、約 250 分毎に 4,000L の補給が必要となる。

表 1-2 給油作業に伴う各作業の所要時間

【タンクローリ A を使用する場合】		
No.	作業内容	所要時間
①	移動 (重大事故等対応要員 (緊急時対策所⇒保管エリア))	20 分
②	移動 (タンクローリ (保管エリア⇒軽油タンク))	10 分
③	補給 (軽油タンク⇒タンクローリ (4.0 kL))	105 分
④	移動 (タンクローリ (軽油タンク⇒注水用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 設置場所))	10 分
⑤	補給 (タンクローリ⇒注水用の大容量送水ポンプ (タイプ I))	30 分
⑥	補給 (タンクローリ⇒注水用の大容量送水ポンプ (タイプ I))	30 分
⑦	補給 (タンクローリ⇒注水用の大容量送水ポンプ (タイプ I))	30 分
⑧	移動 (タンクローリ (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 設置場所⇒軽油タンク))	10 分
⑨	補給 (軽油タンク⇒タンクローリ (4.0 kL))	105 分
⑩	移動 (タンクローリ (軽油タンク⇒注水用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 設置場所))	10 分
⑪	補給 (タンクローリ⇒注水用の大容量送水ポンプ (タイプ I))	30 分
⑫	移動 (タンクローリ (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 設置場所⇒原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 設置場所))	10 分
⑬	補給 (タンクローリ⇒原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I))	30 分
⑭	移動 (タンクローリ (原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 設置場所⇒原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット設置場所))	10 分
⑮	補給 (タンクローリ⇒原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット)	30 分
⑯	移動 (タンクローリ (原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット設置場所⇒軽油タンク))	5 分
【タンクローリ B を使用する場合】		
No.	作業内容	所要時間
①	移動 (重大事故等対応要員 (緊急時対策所⇒保管エリア))	20 分
②	移動 (タンクローリ (保管エリア⇒軽油タンク))	10 分
③	補給 (軽油タンク⇒タンクローリ (4.0 kL))	105 分
④	移動 (タンクローリ (軽油タンク⇒ガスタービン発電設備軽油タンク))	10 分
⑤	補給 (タンクローリ⇒ガスタービン発電設備軽油タンク)	40 分
⑥	移動 (タンクローリ (ガスタービン発電設備軽油タンク⇒軽油タンク))	10 分
⑦	補給 (軽油タンク⇒タンクローリ (4.0 kL))	105 分

VI-1-1-4-8-4-1-5 設定根拠に関する説明書  
(補機駆動用燃料設備 主配管(常設))

名 称		*1
		燃料移送ポンプ入口配管分岐点 ～ 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク払出口
最高使用圧力	MPa	0.98
最高使用温度	℃	66
外 径	mm	60.5
注記 *1：非常用電源設備の非常用発電装置（ガスタービン発電設備，可搬型代替交流電源設備，可搬型代替直流電源設備，可搬型窒素ガス供給装置発電設備）と兼用。		

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は、燃料移送ポンプ入口配管分岐点から非常用ディーゼル発電設備軽油タンク払出口までを接続する配管であり、重大事故等対処設備として非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの燃料をタンクローリに移送するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠  
 本配管を重大事故等時において使用する場合は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクが大気開放されているため、静水頭を上回る 0.98MPa とする。
2. 最高使用温度の設定根拠  
 本配管を重大事故等時において使用する場合は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクと同じ 66℃ とする。
3. 外径の設定根拠  
 本配管を重大事故等時において使用する場合は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクから供給される燃料は油であるため、エロージョン、圧力損失・施工性等を考慮し、先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し、60.5mm とする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速*2 E (m/s)	標準流速 (m/s)
60.5	5.5	50	0.00192	6	0.9	<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>

注記 \*2：流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

名 称		*1
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ入口配管分岐点 ~ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク払出口
最高使用圧力	MPa	0.98
最高使用温度	℃	66
外 径	mm	60.5

注記 \*1：非常用電源設備の非常用発電装置（ガスタービン発電設備，可搬型代替交流電源設備，可搬型代替直流電源設備，可搬型窒素ガス供給装置発電設備）と兼用。

**【設定根拠】**

(概要)

本配管は，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ入口配管分岐点から高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク払出口までを接続する配管であり，重大事故等対処設備として高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクの燃料をタンクローリに移送するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクが大気開放されているため，静水頭を上回る 0.98MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクと同じ 66℃ とする。

3. 外径の設定根拠

本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクから供給される燃料は油であるため，エロージョン，圧力損失・施工性等を考慮し，先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し，60.5mm とする。

外径	厚さ	呼び径	流路面積	流量	流速*2	標準流速
A	B		C	D	E	
(mm)	(mm)	(A)	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>3</sup> /h)	(m/s)	(m/s)
60.5	5.5	50	0.00192	6	0.9	

注記 \*2：流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

名 称		*1
		ガスタービン発電設備軽油タンク出口配管分岐点*1 ～ ガスタービン発電設備軽油タンク払出口
最高使用圧力	MPa	0.95
最高使用温度	℃	50
外 径	mm	60.5
注記 *1：非常用電源設備の非常用発電装置（可搬型代替交流電源設備，可搬型代替直流電源設備，可搬型窒素ガス供給装置発電設備）と兼用。		

**【設定根拠】**  
(概要)

本配管は，ガスタービン発電設備軽油タンク出口配管分岐点からガスタービン発電設備軽油タンク払出口までを接続する配管であり，重大事故等対処設備としてガスタービン発電設備軽油タンクの燃料をタンクローリに移送するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠  
本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は，ガスタービン発電設備軽油タンクが大気開放されているため，静水頭を上回る 0.95MPa とする。
2. 最高使用温度の設定根拠  
本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は，ガスタービン発電設備軽油タンクと同じ 50℃ とする。
3. 外径の設定根拠  
本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は，ガスタービン発電設備軽油タンクから供給される燃料は油であるため，エロージョン，圧力損失・施工性等を考慮し，先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し，60.5mm とする。

外径	厚さ	呼び径	流路面積	流量	流速*2	標準流速
A	B		C	D	E	
(mm)	(mm)	(A)	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>3</sup> /h)	(m/s)	(m/s)
60.5	5.5	50	0.00192	6	0.9	

注記 \*2：流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

VI-1-1-4-8-4-1-6 設定根拠に関する説明書  
(補機駆動用燃料設備 主配管(可搬型))



名 称	軽油払出用ホース(外径 63mm・2m)*1	
最高使用圧力	MPa	0.39
最高使用温度	℃	70
外 径	mm	63.0
個 数	—	14 (予備 1)
注記 *1: 非常用電源設備の非常用発電装置 (ガスタービン発電設備, 可搬型代替交流電源設備, 可搬型代替直流電源設備, 可搬型窒素ガス供給装置発電設備) と兼用。		

**【設定根拠】**

(概要)

本ホースは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクとタンクローリを接続するホースであり、重大事故等対処設備としてタンクローリ又はガスタービン発電設備に燃料を移送するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本ホースを重大事故等時において使用する場合の圧力は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの重大事故等時における使用圧力が静水頭であること及びタンクローリの重大事故等時における使用圧力が24kPaであることから、これらを上回る0.39MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本ホースを重大事故等時において使用する場合の温度は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの重大事故等時における使用温度を上回る70℃とする。

3. 外径の設定根拠

本ホースを重大事故等時において使用する場合の外径は、タンクローリへ供給される燃料及びタンクローリから供給される燃料は油であるため、エロージョン、圧力損失・施工性等を考慮し、先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し、63.0mmとする。

外径	内径	流路面積	流量	流速*2	標準流速
(mm)	A (mm)	B (m <sup>2</sup> )	C (m <sup>3</sup> /h)	D (m/s)	(m/s)
63.0	51.3	0.00207	6*2	0.8	
63.0	51.3	0.00207	18*3	2.4	

注記 \*2: 流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$B = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{A}{1000} \right\}^2$$

$$D = \frac{C}{3600 \cdot B}$$

\*2: タンクローリへ燃料を供給するときの流量を示す。

\*3: タンクローリから燃料を供給するときの流量を示す。

#### 4. 個数の設定根拠

本ホースは、重大事故等対処設備として非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクとタンクローリを接続するホースであり、タンクローリ又はガスタービン発電設備に燃料を移送するために必要な本数である、タンクローリ 1 個当たり 7 本を保管することとし、14 本（予備 1 本）を保管する。

名	称	給油用ホース(φ25:50m)*1
最高使用圧力	MPa	1.00
最高使用温度	℃	80
外	径	mm
		37.0
個	数	—
		2(予備1)

注記 \*1: 非常用電源設備の非常用発電装置(可搬型代替交流電源設備, 可搬型代替直流電設備, 可搬型窒素ガス供給装置発電設備)と兼用。

**【設定根拠】**

(概要)

本ホースは, タンクローリと電源車(燃料タンク), 可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク), 大容量送水ポンプ(タイプⅠ)(燃料タンク), 大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)(以下, 「燃料補給対象設備」という。)を接続するホースであり, 重大事故等対処設備として燃料補給対象設備に燃料を移送するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本ホースを重大事故等時において使用する場合の圧力は, 燃料補給対象設備の重大事故等時における使用圧力が静水頭であること及びタンクローリの重大事故等時における使用圧力が24kPaであることから, これらを上回る1.00MPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本ホースを重大事故等時において使用する場合の温度は, タンクローリの重大事故等時における使用温度が40℃であるため, それを上回る80℃とする。

3. 外径の設定根拠

本ホースを重大事故等対処設備として使用する場合の外径は, タンクローリから供給する燃料は油であるため, エロージョン, 圧力損失・施工性等を考慮し, 先行プラントの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し, 37.0mmとする。

外径	内径	流路面積	流量	流速*2	標準流速
(mm)	A (mm)	B (m <sup>2</sup> )	C (m <sup>3</sup> /h)	D (m/s)	(m/s)
37.0	25.4	0.00051	5.4	2.94	

注記 \*2: 流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$B = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{A}{1000} \right\}^2$$

$$D = \frac{C}{3600 \cdot B}$$

4. 個数の設定根拠

本ホースは, 重大事故等対処設備としてタンクローリと燃料補給対象設備を接続するホースであり, 燃料補給対象設備に燃料を移送するために必要な本数である, タンクローリ1個当たり1本を保管することとし, タンクローリの個数と同じ2本(予備1本)を保管する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-4-8-5 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
(その他発電用原子炉の附属施設 (非常用取水設備))

## 目 次

VI-1-1-4-8-5-1 取水設備に係る設定根拠に関する説明書

VI-1-1-4-8-5-1 取水設備に係る設定根拠に関する説明書

## 目 次

- VI-1-1-4-8-5-1-1 貯留堰
- VI-1-1-4-8-5-1-2 取水口
- VI-1-1-4-8-5-1-3 取水路
- VI-1-1-4-8-5-1-4 海水ポンプ室

VI-1-1-4-8-5-1-1 設定根拠に関する説明書  
(貯留堰(No. 1), (No. 2), (No. 3), (No. 4), (No. 5), (No. 6))



名 称		貯留堰(No. 1), (No. 2), (No. 3), (No. 4), (No. 5), (No. 6)
容 量	m <sup>3</sup>	2971 以上 (4300)
個 数	—	6
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計基準対象施設           <p>貯留堰は、設計基準対象施設として基準津波による水位低下に対し、非常用海水ポンプ*1が機能維持でき、かつ、発電用原子炉の冷却に必要な海水を確保する設計とする。</p> <p>なお、津波の引き波に対する貯留堰の必要海水量は、取水口、取水路及び海水ポンプ室とあわせて設計する。</p> </li> <li>・ 重大事故等対処施設           <p>重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用取水設備として使用する貯留堰の機能は、設計基準対象施設として使用する場合と同じである。</p> <p>貯留堰は、その他発電用原子炉の附属施設のうち、浸水防護施設の外郭浸水防護設備と兼用する。</p> </li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室の容量は、入力津波による引き波時において、海水面が貯留堰天端高さ (O.P. -6.3m*2) を下回った場合でも非常用海水ポンプが継続して取水可能な容量とする。容量の算定にあたっては、海水面が貯留堰天端高さ (O.P. -6.3m*2) を下回る時間は最大で約4分間 (図1) であることから、保守的に10分間にわたり非常用海水ポンプが全数運転を継続した場合に加え、常用海水ポンプである循環水ポンプのトリップからポンプ停止までに取水する水量*3も考慮した水量である2971m<sup>3</sup>を十分に確保できる設計*4とする。</p> <p>重大事故等時に使用する貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、2971m<sup>3</sup>を十分に確保できる設計とする。</p> <p>公称値については非常用海水ポンプが全数運転を継続した場合においても必要な水量である2971m<sup>3</sup>を確保する*4ため、貯留堰天端高さ (O.P. -6.3m*2) から非常用海水ポンプの設計取水可能水位 (O.P. -8.95m) の水深と貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室の各区分における対象面積を基に算出した有効貯留容量である4300m<sup>3</sup>とする。</p>		

$$V 1 = T 1 \times Q 1 = (10/60) \times 7850 = 1309 \text{ (m}^3\text{)}$$

V 1 : 容量 (m<sup>3</sup>)

T 1 : 非常用海水ポンプの運転時間 (h)

Q 1 : 非常用海水ポンプの取水容量 (m<sup>3</sup>/h)

原子炉補機冷却海水ポンプ : 1900 m<sup>3</sup>/h × 4 台 = 7600 m<sup>3</sup>/h

高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ : 250 m<sup>3</sup>/h × 1 台 = 250 m<sup>3</sup>/h

$$V 2 = T 2 \times Q 2 = (0.5/60) \times 199440 = 1662 \text{ (m}^3\text{)}$$

V 2 : 容量 (m<sup>3</sup>)

T 2 : 循環水ポンプの遊転時間 (h)

Q 2 : 循環水ポンプの取水容量 (m<sup>3</sup>/h)

循環水ポンプ : 99720 m<sup>3</sup>/h × 2 台 = 199440 m<sup>3</sup>/h

$$V 1 + V 2 = 2971 \text{ (m}^3\text{)} < 4300 \text{ (m}^3\text{)}$$

注記 \*1 : 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ。

\*2 : 東北地方太平洋沖地震による約 1m の沈降を考慮した値。

\*3 : 循環水ポンプは気象庁から発信される大津波警報や、海水ポンプ室水位低下警報をもとに運転員が手動で停止する手順となっており、手動停止前に所定の設定値まで海水ポンプ室水位が低下した場合は、自動でポンプが停止するインターロック (S s 機能維持) となっている。したがって、貯留堰高さを下回る引き波が発生した場合には、手動停止操作又はトリップインターロック (S s 機能維持) 動作により貯留堰高さ (O.P. -6.3m) 到達前にポンプは停止しているが、遊転時間分 (トリップからポンプ停止までの時間)、循環水ポンプ 2 台が定格流量で取水するものと仮定した。

\*4 : 詳細は、「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち「VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」に記載する。

## 2. 個数の設定根拠

貯留堰は、設計基準対象施設として海を水源とする非常用海水ポンプの水路として、津波による引き波時においても必要な海水を取水するのに必要な個数である 6 個設置 (6 連カルバート構造の取水口底盤に設置) する。

貯留堰は、設計基準対象施設として 6 個設置しているものを重大事故等対処施設として使用する。

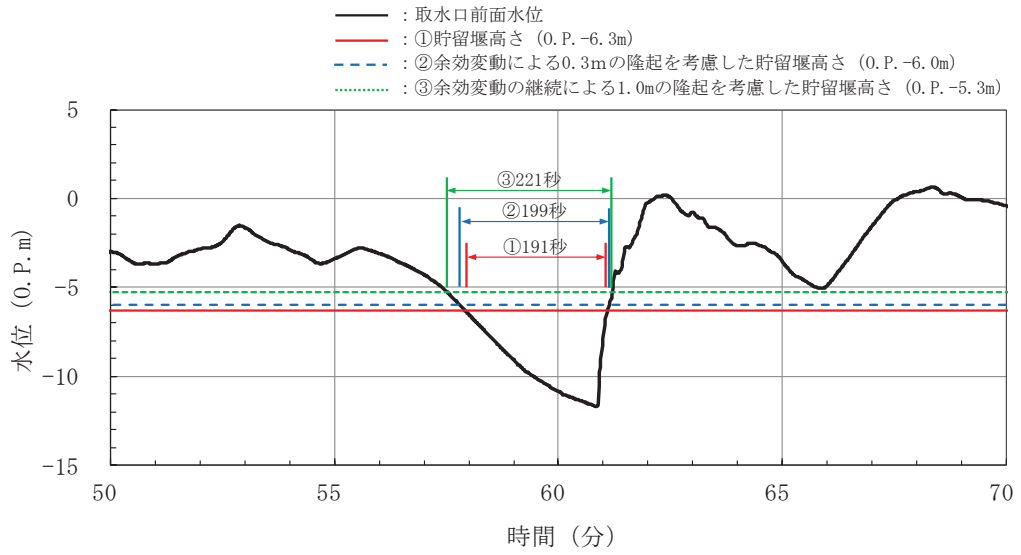


図1 取水口前面における入力津波による水位時刻歴波形 (水位下降側)

VI-1-1-4-8-5-1-2 設定根拠に関する説明書  
(取水口)

名 称		取水口
容 量	m <sup>3</sup>	2971 以上 (4300)
個 数	—	1
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設  取水口は、設計基準対象施設として基準津波による水位低下に対し、非常用海水ポンプ*1が機能維持でき、かつ、発電用原子炉の冷却に必要な海水を確保する設計とする。  なお、津波の引き波に対する取水口の必要海水量は、貯留堰、取水路及び海水ポンプ室とあわせて設計する。</li> <li>・重大事故等対処施設  重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用取水設備として使用する取水口の機能は、設計基準対象施設として使用する場合と同じである。</li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室の容量は、入力津波による引き波時において、海水面が貯留堰天端高さ (O.P. -6.3m<sup>*2</sup>) を下回った場合でも非常用海水ポンプが継続して取水可能な容量とする。容量の算定にあたっては、海水面が貯留堰天端高さ (O.P. -6.3m<sup>*2</sup>) を下回る時間は最大で約4分間 (図1) であることから、保守的に10分間にわたり非常用海水ポンプが全数運転を継続した場合に加え、常用海水ポンプである循環水ポンプのトリップからポンプ停止までに取水する水量*3も考慮した水量である2971m<sup>3</sup>を十分に確保できる設計*4とする。</p> <p>重大事故等時に使用する貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、2971m<sup>3</sup>を十分に確保できる設計とする。</p> <p>公称値については非常用海水ポンプが全数運転を継続した場合においても必要な水量である2971m<sup>3</sup>を確保する*4ため、貯留堰天端高さ (O.P. -6.3m<sup>*2</sup>) から非常用海水ポンプの設計取水可能水位 (O.P. -8.95m) の水深と貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室の各区分における対象面積を基に算出した有効貯留容量である4300m<sup>3</sup>とする。</p>		

$$V 1 = T 1 \times Q 1 = (10/60) \times 7850 = 1309 \text{ (m}^3\text{)}$$

V 1 : 容量 (m<sup>3</sup>)

T 1 : 非常用海水ポンプの運転時間 (h)

Q 1 : 非常用海水ポンプの取水容量 (m<sup>3</sup>/h)

原子炉補機冷却海水ポンプ : 1900 m<sup>3</sup>/h × 4 台 = 7600 m<sup>3</sup>/h

高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ : 250 m<sup>3</sup>/h × 1 台 = 250 m<sup>3</sup>/h

$$V 2 = T 2 \times Q 2 = (0.5/60) \times 199440 = 1662 \text{ (m}^3\text{)}$$

V 2 : 容量 (m<sup>3</sup>)

T 2 : 循環水ポンプの遊転時間 (h)

Q 2 : 循環水ポンプの取水容量 (m<sup>3</sup>/h)

循環水ポンプ : 99720 m<sup>3</sup>/h × 2 台 = 199440 m<sup>3</sup>/h

$$V 1 + V 2 = 2971 \text{ (m}^3\text{)} < 4300 \text{ (m}^3\text{)}$$

- 注記
- \*1 : 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ。
  - \*2 : 東北地方太平洋沖地震による約 1m の沈降を考慮した値。
  - \*3 : 循環水ポンプは気象庁から発信される大津波警報や、海水ポンプ室水位低下警報をもとに運転員が手動で停止する手順となっており、手動停止前に所定の設定値まで海水ポンプ室水位が低下した場合は、自動でポンプが停止するインターロック (S s 機能維持) となっている。したがって、貯留堰高さを下回る引き波が発生した場合には、手動停止操作又はトリップインターロック (S s 機能維持) 動作により貯留堰高さ (O.P. -6.3m) 到達前にポンプは停止しているが、遊転時間分 (トリップからポンプ停止までの時間)、循環水ポンプ 2 台が定格流量で取水するものと仮定した。
  - \*4 : 詳細は、「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち「VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」に記載する。

## 2. 個数の設定根拠

取水口は、設計基準対象施設として海を水源とする非常用海水ポンプの水路として、津波による引き波時においても必要な海水を取水するのに必要な個数である 1 個設置 (6 連カルバート構造) する。

取水口は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処施設として使用する。

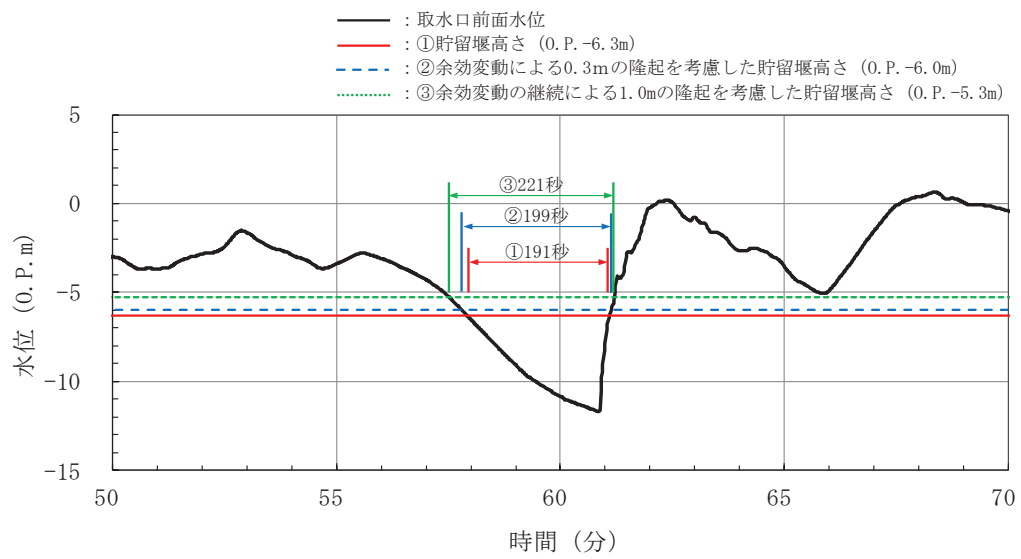


図1 取水口前面における入力津波による水位時刻歴波形（水位下降側）

VI-1-1-4-8-5-1-3 設定根拠に関する説明書  
(取水路)



名 称		取水路
容 量	m <sup>3</sup>	2971 以上 (4300)
個 数	—	1
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象施設            取水路は、設計基準対象施設として基準津波による水位低下に対し、非常用海水ポンプ*<sup>1</sup>が機能維持でき、かつ、発電用原子炉の冷却に必要な海水を確保する設計とする。            なお、津波の引き波に対する取水路の必要海水量は、貯留堰、取水口及び海水ポンプ室とあわせて設計する。</li> <li>重大事故等対処施設            重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用取水設備として使用する取水路の機能は、設計基準対象施設として使用する場合と同じである。</li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室の容量は、入力津波による引き波時において、海水面が貯留堰天端高さ (O.P. -6.3m<sup>*2</sup>) を下回った場合でも非常用海水ポンプが継続して取水可能な容量とする。容量の算定にあたっては、海水面が貯留堰天端高さ (O.P. -6.3m<sup>*2</sup>) を下回る時間は最大で約4分間 (図1) であることから、保守的に10分間にわたり非常用海水ポンプが全数運転を継続した場合に加え、常用海水ポンプである循環水ポンプのトリップからポンプ停止までに取水する水量*<sup>3</sup>も考慮した水量である2971m<sup>3</sup>を十分に確保できる設計*<sup>4</sup>とする。</p> <p>重大事故等時に使用する貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、2971m<sup>3</sup>を十分に確保できる設計とする。</p> <p>公称値については非常用海水ポンプが全数運転を継続した場合においても必要な水量である2971m<sup>3</sup>を確保する*<sup>4</sup>ため、貯留堰天端高さ (O.P. -6.3m<sup>*2</sup>) から非常用海水ポンプの設計取水可能水位 (O.P. -8.95m) の水深と貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室の各区分における対象面積を基に算出した有効貯留容量である4300m<sup>3</sup>とする。</p>		

$$V 1 = T 1 \times Q 1 = (10/60) \times 7850 = 1309 \text{ (m}^3\text{)}$$

V 1 : 容量 (m<sup>3</sup>)

T 1 : 非常用海水ポンプの運転時間 (h)

Q 1 : 非常用海水ポンプの取水容量 (m<sup>3</sup>/h)

原子炉補機冷却海水ポンプ : 1900 m<sup>3</sup>/h × 4 台 = 7600 m<sup>3</sup>/h

高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ : 250 m<sup>3</sup>/h × 1 台 = 250 m<sup>3</sup>/h

$$V 2 = T 2 \times Q 2 = (0.5/60) \times 199440 = 1662 \text{ (m}^3\text{)}$$

V 2 : 容量 (m<sup>3</sup>)

T 2 : 循環水ポンプの遊転時間 (h)

Q 2 : 循環水ポンプの取水容量 (m<sup>3</sup>/h)

循環水ポンプ : 99720 m<sup>3</sup>/h × 2 台 = 199440 m<sup>3</sup>/h

$$V 1 + V 2 = 2971 \text{ (m}^3\text{)} < 4300 \text{ (m}^3\text{)}$$

- 注記 \*1 : 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ。  
 \*2 : 東北地方太平洋沖地震による約 1m の沈降を考慮した値。  
 \*3 : 循環水ポンプは気象庁から発信される大津波警報や、海水ポンプ室水位低下警報をもとに運転員が手動で停止する手順となっており、手動停止前に所定の設定値まで海水ポンプ室水位が低下した場合は、自動でポンプが停止するインターロック (S s 機能維持) となっている。したがって、貯留堰高さを下回る引き波が発生した場合には、手動停止操作又はトリップインターロック (S s 機能維持) 動作により貯留堰高さ (O.P. -6.3m) 到達前にポンプは停止しているが、遊転時間分 (トリップからポンプ停止までの時間)、循環水ポンプ 2 台が定格流量で取水するものと仮定した。  
 \*4 : 詳細は、「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち「VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」に記載する。

## 2. 個数の設定根拠

取水路は、設計基準対象施設として海を水源とする非常用海水ポンプの水路として、津波による引き波時においても必要な海水を取水するのに必要な個数である 1 個設置 (2 連カルバート構造) する。

取水路は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処施設として使用する。

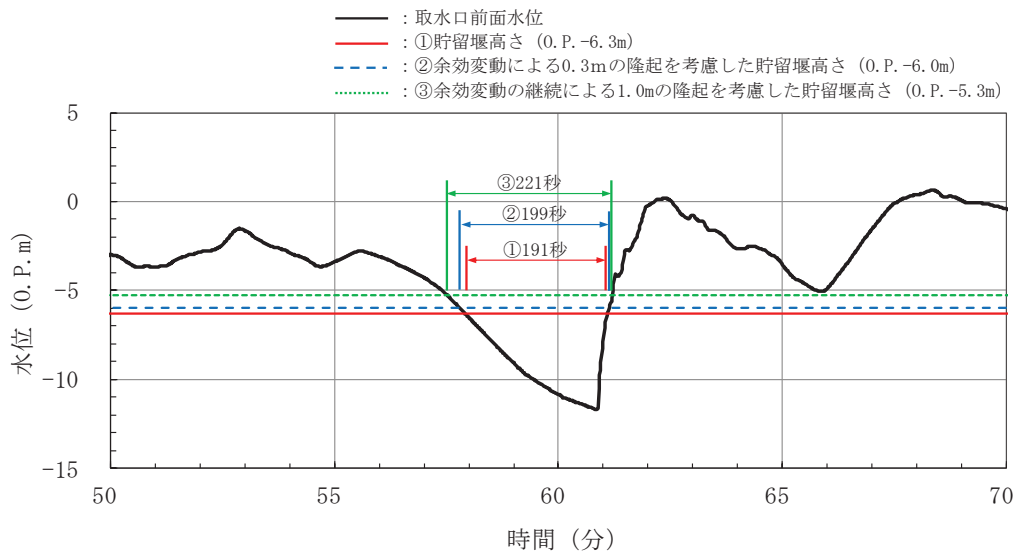


図1 取水口前面における入力津波による水位時刻歴波形 (水位下降側)

VI-1-1-4-8-5-1-4 設定根拠に関する説明書  
(海水ポンプ室)

名 称		海水ポンプ室	
容 量	m <sup>3</sup>	2971 以上 (4300)	
個 数	—	1	
<p><b>【設定根拠】</b></p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計基準対象施設            海水ポンプ室は、設計基準対象施設として基準津波による水位低下に対し、非常用海水ポンプ*1が機能維持でき、かつ、発電用原子炉の冷却に必要な海水を確保する設計とする。            なお、津波の引き波に対する海水ポンプ室の必要海水量は、貯留堰、取水口及び取水路とあわせて設計する。</li> <li>・ 重大事故等対処施設            重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用取水設備として使用する海水ポンプ室の機能は、設計基準対象施設として使用する場合と同じである。</li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室の容量は、入力津波による引き波時において、海水面が貯留堰天端高さ (O.P. -6.3m*2) を下回った場合でも非常用海水ポンプが継続して取水可能な容量とする。容量の算定にあたっては、海水面が貯留堰天端高さ (O.P. -6.3m*2) を下回る時間は最大で約4分間 (図1) であることから、保守的に10分間にわたり非常用海水ポンプが全数運転を継続した場合に加え、常用海水ポンプである循環水ポンプのトリップからポンプ停止までに取水する水量*3も考慮した水量である2971m<sup>3</sup>を十分に確保できる設計*4とする。</p> <p>重大事故等時に使用する貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、2971m<sup>3</sup>を十分に確保できる設計とする。</p> <p>公称値については非常用海水ポンプが全数運転を継続した場合においても必要な水量である2971m<sup>3</sup>を確保する*4ため、貯留堰天端高さ (O.P. -6.3m*2) から非常用海水ポンプの設計取水可能水位 (O.P. -8.95m) の水深と貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室の各区分における対象面積を基に算出した有効貯留容量である4300m<sup>3</sup>とする。</p>			

$$V 1 = T 1 \times Q 1 = (10/60) \times 7850 = 1309 \text{ (m}^3\text{)}$$

V 1 : 容量 (m<sup>3</sup>)

T 1 : 非常用海水ポンプの運転時間 (h)

Q 1 : 非常用海水ポンプの取水容量 (m<sup>3</sup>/h)

原子炉補機冷却海水ポンプ : 1900 m<sup>3</sup>/h × 4 台 = 7600 m<sup>3</sup>/h

高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ : 250 m<sup>3</sup>/h × 1 台 = 250 m<sup>3</sup>/h

$$V 2 = T 2 \times Q 2 = (0.5/60) \times 199440 = 1662 \text{ (m}^3\text{)}$$

V 2 : 容量 (m<sup>3</sup>)

T 2 : 循環水ポンプの遊転時間 (h)

Q 2 : 循環水ポンプの取水容量 (m<sup>3</sup>/h)

循環水ポンプ : 99720 m<sup>3</sup>/h × 2 台 = 199440 m<sup>3</sup>/h

$$V 1 + V 2 = 2971 \text{ (m}^3\text{)} < 4300 \text{ (m}^3\text{)}$$

注記 \*1 : 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ。

\*2 : 東北地方太平洋沖地震による約 1m の沈降を考慮した値。

\*3 : 循環水ポンプは気象庁から発信される大津波警報や、海水ポンプ室水位低下警報をもとに運転員が手動で停止する手順となっており、手動停止前に所定の設定値まで海水ポンプ室水位が低下した場合は、自動でポンプが停止するインターロック (S s 機能維持) となっている。したがって、貯留堰高さを下回る引き波が発生した場合には、手動停止操作又はトリップインターロック (S s 機能維持) 動作により貯留堰高さ (O.P. -6.3m) 到達前にポンプは停止しているが、遊転時間分 (トリップからポンプ停止までの時間)、循環水ポンプ 2 台が定格流量で取水するものと仮定した。

\*4 : 詳細は、「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち「VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」に記載する。

## 2. 個数の設定根拠

海水ポンプ室は、設計基準対象施設として海を水源とする非常用海水ポンプの水路として、津波による引き波時においても必要な海水を取水するのに必要な個数である 1 個設置 (箱型構造物) する。

海水ポンプ室は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処施設として使用する。

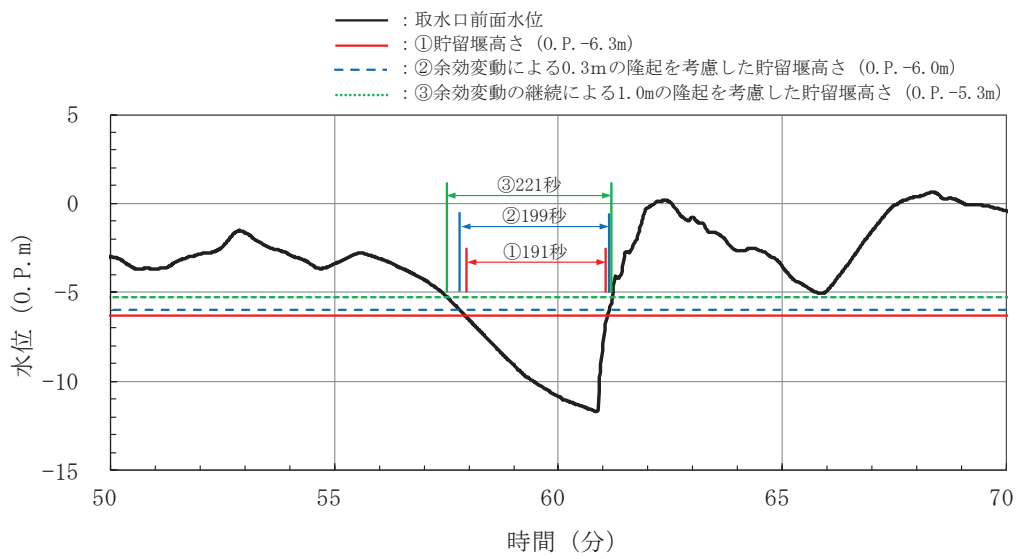


図1 取水口前面における入力津波による水位時刻歴波形（水位下降側）

## VI-1-1-4-別添 1 技術基準要求機器リスト



## 目 次

1. 概要 ..... 1
2. 技術基準要求機器リスト ..... 2

## 1. 概要

本資料は、基本設計方針にのみ記載する設備に対し、機能及び性能を明確に記載する必要がある設備を選定し、作成した「技術基準要求機器リスト」について説明するものである。

また、「技術基準要求機器リスト」にて選定された設備については、その根拠を別添2の「設定根拠に関する説明書（別添）」又は「個別の説明書」にて仕様設定根拠を説明する。

2. 技術基準要求機器リスト

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする必要がある仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
施設共通 (竜巻)	竜巻防護ネット (海水ポンプ室竜巻防護ネット)	防護措置として設置する防護対策施設としては、竜巻防護ネット（ネット（金網部）（硬鋼線材及び亜鉛めっき鋼線：線径φ4mm，網目寸法40mm），防護板（炭素鋼：板厚8mm以上）及び支持部材により構成する。）及び竜巻防護鋼板（防護鋼板（炭素鋼：板厚8mm以上）及び架構により構成する。）を設置し、内包する外部事象防護対象施設の機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設の機能喪失に至る可能性のある飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。	材料 線径 網目寸法 板厚	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
施設共通 (竜巻)	竜巻防護鋼板 (原子炉補機室換気空調系開口部竜巻防護鋼板)	同上	材料 板厚	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
施設共通 (アクセスルート)	ブルドーザ	屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊，周辺斜面の崩壊及び敷地地下斜面のすべり），その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物，積雪並びに火山の影響）を想定し，複数のアクセスルートの中から状況を確認し，早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため，障害物を除去可能なブルドーザ及びバックホウをそれぞれ1台（予備1台）保管，使用する。	台数	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
施設共通 (アクセスルート)	バックホウ	同上	台数	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
施設共通 (地震)	地下水位低下設備	<p>設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設は、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備(揚水ポンプ(個数8, 容量 375m<sup>3</sup>/h, 揚程 52m, 原動機出力 110kW), 水位計(個数 12, 計測範囲 0.P. -28.8m~0.P. -26.1mのものを6個, 計測範囲 0.P. -31.8m~0.P. -29.1mのものを6個))を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p>	<p>容量 揚程 原動機出力 個数 計測範囲</p>	<p>設定根拠に関する説明書(別添)</p>
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	サイフォンブレイク孔	<p>使用済燃料プールに接続する配管の破損等により、燃料プール冷却浄化系配管からサイフォン現象による水の漏えいが発生した場合に、原子炉建屋原子炉棟における線量率が放射線被ばくを管理する上で定めた線量率を満足できるよう、漏えいの継続を防止し、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要となる水位を維持するため、燃料プール冷却浄化系戻り配管上部にサイフォンブレイク孔を設ける設計とする。</p> <p>サイフォンブレイク孔は、耐震性も含めて機器、弁類等の故障及び誤操作等によりその機能を喪失することのない設計とする。</p>	—	<p>使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書</p>

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設	使用済燃料 プール監視 カメラ	<p>使用済燃料プール監視カメラ（個数1）は、想定される重大事故等時において使用済燃料プールの状態を監視できる設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」の「使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置」に示す重大事故等対処設備の他、使用済燃料プール監視カメラ（個数1）とする。</p>	個数	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする必要がある仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 (原子炉冷却系統施設及び原子炉格納施設と兼用)	ホース延長回収車	<p>燃料プール代替注水系(常設配管)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))により行う設計とする。</p> <p>燃料プール代替注水系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))により行う設計とする。</p> <p>燃料プールのスプレイ系(常設配管)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備のうち「4.3 燃料プールのスプレイ系」の設備として兼用)により行う設計とする。</p> <p>燃料プールのスプレイ系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備のうち「4.3 燃料プールのスプレイ系」の設備として兼用)により行う設計とする。</p> <p>放水設備(大気への拡散抑制設備)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備のうち「4.4 放射性物質拡散抑制系」の設備として兼用)により行う設計とする。</p>	台数	設定根拠に関する説明書(別添)
原子炉冷却系統施設 (その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設と兼用)	原子炉建屋ブローアウトパネル	<p>また、インターフェイスシステム LOCA 発生時の重大事故等対処設備として、原子炉建屋ブローアウトパネル(浸水防護施設と兼用)は、高圧の冷却材が原子炉建屋原子炉棟内へ漏えいして蒸気となり、原子炉建屋原子炉棟内の圧力が上昇した場合において、外気との差圧により自動的に開放し、原子炉建屋原子炉棟内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。</p>	設置枚数 開放差圧	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
原子炉冷却 系統施設	耐圧強化ベ ント系	耐圧強化ベント系の系統設計流量は 10.0kg/s (1Pdにおいて) であり、サプレ ッションチェンバ及びドライウエルと接 続し、いずれからも排気できる設計とす る。	系統設計流 量	原子炉格納 施設の設計 条件に関す る説明書
計測制御系 統施設	吸引ポンプ (格納容器 内雰囲気ガ スサンプリ ング装置)	格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容 器内雰囲気酸素濃度は、格納容器内雰 囲気ガスサンプリング装置(吸引ポンプ(容 量:0.05L/min/個以上, 吐出圧力:0.2MPa, 個数:2個), 排気ポンプ(容量:0.05L/min/ 個以上, 吐出圧力:0.854MPa以上, 個数: 2個), サンプル冷却器(個数:2個, 伝熱 面積:0.245m <sup>2</sup> /個以上))により原子炉格 納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子 炉棟内へ導き、検出器で測定することで、 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃 度を中央制御室より監視できる設計とす る。	容量 吐出圧力 個数	設定根拠に 関する説明 書(別添)
計測制御系 統施設	排気ポンプ (格納容器 内雰囲気ガ スサンプリ ング装置)	同上	容量 吐出圧力 個数	設定根拠に 関する説明 書(別添)
計測制御系 統施設	サンプル冷 却器(格納 容器内雰 囲気ガス サンプリ ング装 置)	同上	個数 伝熱面積	設定根拠に 関する説明 書(別添)

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする必要がある仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
計測制御系統施設	原子炉圧力容器温度	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度（個数5、計測範囲0～500℃）、フィルタ装置入口圧力（広帯域）（個数1、計測範囲-0.1～1MPa）、フィルタ装置出口圧力（広帯域）（個数1、計測範囲-0.1～1MPa）、フィルタ装置水位（広帯域）（個数3、計測範囲0～3650mm）、フィルタ装置水温度（個数3、計測範囲0～200℃）、フィルタ装置出口水素濃度（個数2、計測範囲0～30vol%のものを1個、計測範囲0～100vol%のものを1個）、原子炉補機冷却水系系統流量（個数2、計測範囲0～4000m <sup>3</sup> /h）、残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量（個数2、計測範囲0～1500m <sup>3</sup> /h）及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置（個数8、計測範囲0～500℃）とする。	個数 計測範囲	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
計測制御系統施設	フィルタ装置入口圧力（広帯域）	同上	個数 計測範囲	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
計測制御系統施設	フィルタ装置出口圧力（広帯域）	同上	個数 計測範囲	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書



申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
計測制御系 統施設	フィルタ装 置水位(広 帯域)	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度(個数5, 計測範囲0~500℃), フィルタ装置入口圧力(広帯域)(個数1, 計測範囲-0.1~1MPa), フィルタ装置出口圧力(広帯域)(個数1, 計測範囲-0.1~1MPa), フィルタ装置水位(広帯域)(個数3, 計測範囲0~3650mm), フィルタ装置水温度(個数3, 計測範囲0~200℃), フィルタ装置出口水素濃度(個数2, 計測範囲0~30vol%のものを1個, 計測範囲0~100vol%のものを1個), 原子炉補機冷却水系系統流量(個数2, 計測範囲0~4000m <sup>3</sup> /h), 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量(個数2, 計測範囲0~1500m <sup>3</sup> /h)及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置(個数8, 計測範囲0~500℃)とする。	個数 計測範囲	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
計測制御系 統施設	フィルタ装 置水温度	同上	個数 計測範囲	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
計測制御系 統施設	フィルタ装 置出口水素 濃度	<p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度（個数5、計測範囲0～500℃）、フィルタ装置入口圧力（広帯域）（個数1、計測範囲-0.1～1MPa）、フィルタ装置出口圧力（広帯域）（個数1、計測範囲-0.1～1MPa）、フィルタ装置水位（広帯域）（個数3、計測範囲0～3650mm）、フィルタ装置水温度（個数3、計測範囲0～200℃）、フィルタ装置出口水素濃度（個数2、計測範囲0～30vol%のものを1個、計測範囲0～100vol%のものを1個）、原子炉補機冷却水系系統流量（個数2、計測範囲0～4000m<sup>3</sup>/h）、残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量（個数2、計測範囲0～1500m<sup>3</sup>/h）及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置（個数8、計測範囲0～500℃）とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の排出経路における水素濃度を測定し、監視できるよう、フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口水素濃度（個数2、計測範囲0～30vol%のものを1個、計測範囲0～100vol%のものを1個）を設ける設計とする。</p>	個数 計測範囲	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
計測制御系 統施設	原子炉補機 冷却水系系 統流量	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度（個数5、計測範囲0～500℃）、フィルタ装置入口圧力（広帯域）（個数1、計測範囲-0.1～1MPa）、フィルタ装置出口圧力（広帯域）（個数1、計測範囲-0.1～1MPa）、フィルタ装置水位（広帯域）（個数3、計測範囲0～3650mm）、フィルタ装置水温度（個数3、計測範囲0～200℃）、フィルタ装置出口水素濃度（個数2、計測範囲0～30vol%のものを1個、計測範囲0～100vol%のものを1個）、原子炉補機冷却水系系統流量（個数2、計測範囲0～4000m <sup>3</sup> /h）、残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量（個数2、計測範囲0～1500m <sup>3</sup> /h）及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置（個数8、計測範囲0～500℃）とする。	個数 計測範囲	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
計測制御系 統施設	残留熱除去 系熱交換器 冷却水入口 流量	同上	個数 計測範囲	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
計測制御系 統施設	静的触媒式 水素再結合 装置動作監 視装置	<p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度（個数5、計測範囲0～500℃）、フィルタ装置入口圧力（広帯域）（個数1、計測範囲-0.1～1MPa）、フィルタ装置出口圧力（広帯域）（個数1、計測範囲-0.1～1MPa）、フィルタ装置水位（広帯域）（個数3、計測範囲0～3650mm）、フィルタ装置水温度（個数3、計測範囲0～200℃）、フィルタ装置出口水素濃度（個数2、計測範囲0～30vol%のものを1個、計測範囲0～100vol%のものを1個）、原子炉補機冷却水系系統流量（個数2、計測範囲0～4000m<sup>3</sup>/h）、残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量（個数2、計測範囲0～1500m<sup>3</sup>/h）及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置（個数8、計測範囲0～500℃）とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置（個数8、計測範囲0～500℃、検出器種類 熱電対）は、静的触媒式水素再結合装置の入口側及び出口側の温度により静的触媒式水素再結合装置の作動状態を中央制御室から監視できる設計とし、重大事故等時において測定可能なよう耐環境性を有した熱電対を使用する。</p>	<p>個数 計測範囲 検出器種類</p>	原子炉格納 施設の水素 濃度低減性 能に関する 説明書
計測制御系 統施設	可搬型計測 器	<p>また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する設備については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器（個数26（予備26））により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。</p>	<p>個数</p>	計測装置の 構成に関する 説明書並び に計測範囲 及び警報動 作範囲に関 する説明書

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
放射線管理 施設	可搬型ダスト・よう素 サンプラ	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、 $\gamma$ 線サーベイメータ、 $\beta$ 線サーベイメータ、 $\alpha$ 線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータを設け、測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ（個数2（予備1））、小型船舶（個数1（予備1））を保管する設計とする。	個数	管理区域の 出入管理設 備及び環境 試料分析装 置に関する 説明書
放射線管理 施設	小型船舶	同上	個数	設定根拠に 関する説明 書（別添）
放射線管理 施設	代替気象観 測設備	重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、代替気象観測設備（個数1（予備1））を保管する設計とする。	個数	環境測定装 置の構造図 及び取付箇 所を明示し た図面
放射線管理 施設	差圧計（中 央制御室待 避所用）	差圧計（中央制御室待避所用）（個数1、計測範囲0～200Pa）により、中央制御室待避所と中央制御室との間が正圧化に必要な差圧が確保できていることを把握できる設計とする。	個数 計測範囲	中央制御室 の居住性に 関する説明 書
放射線管理 施設	差圧計（緊 急時対策所 用）	差圧計（緊急時対策所用）（個数1、計測範囲-100～500Pa）は、緊急時対策所等が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。	個数 計測範囲	緊急時対策 所の居住性 に関する説 明書
原子炉格納 施設 （原子炉冷 却系統施設 と兼用）	サプレッ ションチェ ンバ	サプレッションチェンバ（容量2800m <sup>3</sup> 、個数1）は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である代替循環冷却系及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）並びに重大事故等対処設備（設計基準拡張）である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）及び残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）の水源として使用できる設計とする。	容量 個数	原子炉格納 施設の設計 条件に関す る説明書

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
原子炉格納 施設	泡消火薬剤 混合装置	<p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための重大事故等対処設備として、放水設備（泡消火設備）は、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）により泡消火薬剤混合装置（容量 1000L）を通して、海水を泡消火薬剤と混合しながらホース等を経由して放水砲から原子炉建屋周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>泡消火薬剤混合装置は、航空機燃料火災に対応するため、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）及び放水砲に接続することで、泡消火薬剤を混合して放水できる設計とする。また、泡消火薬剤混合装置の保有数は、航空機燃料火災に対応するため、1 台と故障時及び保守点検時の予備として 1 台の合計 2 台を保管する。</p>	台数 容量	設定根拠に関する説明書（別添）
原子炉格納 施設	原子炉建屋 ブローアウト パネル閉 止装置	<p>炉心の著しい損傷が発生し、非常用ガス処理系を起動する際に、原子炉建屋ブローアウトパネルを閉止する必要がある場合には、中央制御室から原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置（個数 1）を操作し、容易かつ確実に開口部を閉止できる設計とする。また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は現場においても、人力により操作できる設計とする。</p>	個数	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする必要がある仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
原子炉格納施設 (原子炉冷却系統施設と兼用)	原子炉格納容器フィルタベント系	<p>原子炉格納容器フィルタベント系は、フィルタ装置(フィルタ容器、スクラバ溶液、金属繊維フィルタ、放射性よう素フィルタ)、フィルタ装置出口側ラプチャディスク、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内雰囲気ガスを原子炉格納容器調気系等を経由して、フィルタ装置へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出(系統設計流量 10.0kg/s (1Pd において))することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内に滞留する水素及び酸素を大気へ排出するための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器フィルタベント系は、フィルタ装置(フィルタ容器、スクラバ溶液、金属繊維フィルタ、放射性よう素フィルタ)、フィルタ装置出口側ラプチャディスク、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内雰囲気ガスを原子炉格納容器調気系等を経由して、フィルタ装置へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出(系統設計流量 10.0kg/s (1Pd において))することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、ジルコニウム-水反応、水の放射線分解等により発生する原子炉格納容器内の水素及び酸素を大気に排出できる設計とする。</p>	系統設計流量	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書
原子炉格納施設 (原子炉冷却系統施設と兼用)	フィルタ装置	<p>フィルタ装置は3台を並列に設置し、排気中に含まれる粒子状放射性物質、ガス状の無機よう素及び有機よう素を除去できる設計とする。また、無機よう素をスクラバ溶液中に捕集・保持するためにアルカリ性の状態(待機状態において pH13 以上)に維持する設計とする。</p>	pH	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
原子炉格納施設 (原子炉冷却系統施設と兼用)	遠隔手動弁操作設備	<p>原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備（個数 4）（原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」、「4.3 耐圧強化ベント系」、原子炉格納施設のうち「3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系」と兼用）によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備（個数 4）（原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用）によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。</p>	個数	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書
原子炉格納施設 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設と兼用)	シルトフェンス	<p>シルトフェンスは、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。必要数は、各設置場所に必要な幅に対してシルトフェンスを二重に設置することとし、南側排水路排水柵に 2 組（高さ 5m, 幅 5m）、タービン補機放水ピットに 2 組（高さ 7m, 幅 5m）、北側排水路排水柵に 2 組（高さ 6m, 幅 11m）及び取水口に 2 組（高さ 12m, 幅 60m）の合計 8 組使用する設計とする。また、破損時及び保守点検時のバックアップ用として、設置場所毎に予備を 1 組確保し、合計 12 組を保管する。</p>	幅 高さ 個数	設定根拠に関する説明書（別添）



申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする必要がある仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
その他発電用原子炉の附属施設 (非常用電源設備)	メタルクラッドスイッチギア(非常用)	<p>非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッドスイッチギア(非常用)(6900V, 1200Aのものを2個), メタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)(6900V, 1200Aのものを1個), パワーセンタ(非常用)(600V, 5000Aのものを2個), モータコントロールセンタ(非常用)(600V, 800Aのものを14個), モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)(600V, 800Aのものを1個), 動力変圧器(非常用)(3300kVA, 6750/460Vのものを2個), 動力変圧器(高圧炉心スプレイ系用)(750kVA, 6900/460Vのものを1個), 460V原子炉建屋交流電源切替盤(非常用)(600V, 30Aのものを2個)及び中央制御室120V交流分電盤(非常用)(75kVA, 460/120Vのものを4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3系統のうち少なくとも2系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>これとは別に上記3系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を給電する代替所内電気設備として、ガスタービン発電機接続盤(7200V, 1200Aのものを2個), メタルクラッドスイッチギア(緊急用)(7200V, 1200Aのものを3個), 動力変圧器(緊急用)(500kVA, 6900/460Vのものを2個, 750kVA, 6750/460Vのものを1個), パワーセンタ(緊急用)(600V, 3000Aのものを1個), モータコントロールセンタ(緊急用)(600V, 800Aのものを4個), ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤(600V, 100Aのものを1個), 460V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(600V, 150Aのものを1個), 460V原子炉建屋交流電源切替盤(非常用)(600V, 30Aのものを2個), メタルクラッドスイッチギア(非常用)(6900V, 1200Aのものを2個), 120V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(120V, 30Aのものを1個)及び中央制御室120V交流分電盤(緊急用)(20kVA, 460/120Vのものを1個)を使用できる設計とする。</p>	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書(別添)

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする必要がある仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）	メタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等（メタルクラッドスイッチギア（非常用）（6900V, 1200A のものを2個）、メタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）（6900V, 1200A のものを1個）、パワーセンタ（非常用）（600V, 5000A のものを2個）、モータコントロールセンタ（非常用）（600V, 800A のものを14個）、モータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）（600V, 800A のものを1個）、動力変圧器（非常用）（3300kVA, 6750/460V のものを2個）、動力変圧器（高圧炉心スプレイ系用）（750kVA, 6900/460V のものを1個）、460V 原子炉建屋交流電源切替盤（非常用）（600V, 30A のものを2個）及び中央制御室 120V 交流分電盤（非常用）（75kVA, 460/120V のものを4個）により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3系統のうち少なくとも2系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書（別添）
その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）	パワーセンタ（非常用）	同上	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書（別添）
その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）	モータコントロールセンタ（非常用）	同上	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書（別添）
その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）	モータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）	同上	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書（別添）
その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）	動力変圧器（非常用）	同上	電圧 容量 個数	設定根拠に関する説明書（別添）
その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）	動力変圧器（高圧炉心スプレイ系用）	同上	電圧 容量 個数	設定根拠に関する説明書（別添）

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする必要がある仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
その他発電用原子炉の附属施設 (非常用電源設備)	460V 原子炉建屋交流電源切替盤 (非常用)	<p>非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッドスイッチギア(非常用)(6900V, 1200Aのものを2個), メタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)(6900V, 1200Aのものを1個), パワーセンタ(非常用)(600V, 5000Aのものを2個), モータコントロールセンタ(非常用)(600V, 800Aのものを14個), モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)(600V, 800Aのものを1個), 動力変圧器(非常用)(3300kVA, 6750/460Vのものを2個), 動力変圧器(高圧炉心スプレイ系用)(750kVA, 6900/460Vのものを1個), 460V原子炉建屋交流電源切替盤(非常用)(600V, 30Aのものを2個)及び中央制御室120V交流分電盤(非常用)(75kVA, 460/120Vのものを4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3系統のうち少なくとも2系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>これとは別に上記3系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を給電する代替所内電気設備として、ガスタービン発電機接続盤(7200V, 1200Aのものを2個), メタルクラッドスイッチギア(緊急用)(7200V, 1200Aのものを3個), 動力変圧器(緊急用)(500kVA, 6900/460Vのものを2個, 750kVA, 6750/460Vのものを1個), パワーセンタ(緊急用)(600V, 3000Aのものを1個), モータコントロールセンタ(緊急用)(600V, 800Aのものを4個), ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤(600V, 100Aのものを1個), 460V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(600V, 150Aのものを1個), 460V原子炉建屋交流電源切替盤(非常用)(600V, 30Aのものを2個), メタルクラッドスイッチギア(非常用)(6900V, 1200Aのものを2個), 120V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(120V, 30Aのものを1個)及び中央制御室120V交流分電盤(緊急用)(20kVA, 460/120Vのものを1個)を使用できる設計とする。</p>	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書(別添)

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	中央制御室 120V 交流 分電盤(非 常用)	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッドスイッチギア(非常用)(6900V, 1200Aのものを2個), メタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)(6900V, 1200Aのものを1個), パワーセンタ(非常用)(600V, 5000Aのものを2個), モータコントロールセンタ(非常用)(600V, 800Aのものを14個), モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)(600V, 800Aのものを1個), 動力変圧器(非常用)(3300kVA, 6750/460Vのものを2個), 動力変圧器(高圧炉心スプレイ系用)(750kVA, 6900/460Vのものを1個), 460V原子炉建屋交流電源切替盤(非常用)(600V, 30Aのものを2個)及び中央制御室120V交流分電盤(非常用)(75kVA, 460/120Vのものを4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3系統のうち少なくとも2系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	電圧 容量 個数	設定根拠に 関する説明 書(別添)
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	ガスタービ ン発電機接 続盤	これとは別に上記3系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を給電する代替所内電気設備として、ガスタービン発電機接続盤(7200V, 1200Aのものを2個), メタルクラッドスイッチギア(緊急用)(7200V, 1200Aのものを3個), 動力変圧器(緊急用)(500kVA, 6900/460Vのものを2個, 750kVA, 6750/460Vのものを1個), パワーセンタ(緊急用)(600V, 3000Aのものを1個), モータコントロールセンタ(緊急用)(600V, 800Aのものを4個), ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤(600V, 100Aのものを1個), 460V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(600V, 150Aのものを1個), 460V原子炉建屋交流電源切替盤(非常用)(600V, 30Aのものを2個), メタルクラッドスイッチギア(非常用)(6900V, 1200Aのものを2個), 120V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(120V, 30Aのものを1個)及び中央制御室120V交流分電盤(緊急用)(20kVA, 460/120Vのものを1個)を使用できる設計とする。	電圧 電流 個数	設定根拠に 関する説明 書(別添)

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	メタルクラ ッドスイッ チギア(緊 急用)	これとは別に上記3系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を給電する代替所内電気設備として、ガスタービン発電機接続盤(7200V, 1200Aのものを2個), メタルクラッドスイッチギア(緊急用)(7200V, 1200Aのものを3個), 動力変圧器(緊急用)(500kVA, 6900/460Vのものを2個, 750kVA, 6750/460Vのものを1個), パワーセンタ(緊急用)(600V, 3000Aのものを1個), モータコントロールセンタ(緊急用)(600V, 800Aのものを4個), ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤(600V, 100Aのものを1個), 460V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(600V, 150Aのものを1個), 460V原子炉建屋交流電源切替盤(非常用)(600V, 30Aのものを2個), メタルクラッドスイッチギア(非常用)(6900V, 1200Aのものを2個), 120V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(120V, 30Aのものを1個)及び中央制御室120V交流分電盤(緊急用)(20kVA, 460/120Vのものを1個)を使用できる設計とする。	電圧 電流 個数	設定根拠に 関する説明 書(別添)
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	動力変圧器 (緊急用)	同上	電圧 容量 個数	設定根拠に 関する説明 書(別添)
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	パワーセン タ(緊急用)	同上	電圧 電流 個数	設定根拠に 関する説明 書(別添)
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	モータコン トロールセ ンタ(緊急 用)	同上	電圧 電流 個数	設定根拠に 関する説明 書(別添)
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	ガスタービ ン発電設備 燃料移送ポ ンプ接続盤	同上	電圧 電流 個数	設定根拠に 関する説明 書(別添)

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	460V 原子 炉建屋交流 電源切替盤 (緊急用)	これとは別に上記 3 系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を給電する代替所内電気設備として、ガスタービン発電機接続盤 (7200V, 1200A のものを 2 個), メタルクラッドスイッチギア (緊急用) (7200V, 1200A のものを 3 個), 動力変圧器 (緊急用) (500kVA, 6900/460V のものを 2 個, 750kVA, 6750/460V のものを 1 個), パワーセンタ (緊急用) (600V, 3000A のものを 1 個), モータコントロールセンタ (緊急用) (600V, 800A のものを 4 個), ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤 (600V, 100A のものを 1 個), 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 (緊急用) (600V, 150A のものを 1 個), 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 (非常用) (600V, 30A のものを 2 個), メタルクラッドスイッチギア (非常用) (6900V, 1200A のものを 2 個), 120V 原子炉建屋交流電源切替盤 (緊急用) (120V, 30A のものを 1 個) 及び中央制御室 120V 交流分電盤 (緊急用) (20kVA, 460/120V のものを 1 個) を使用できる設計とする。	電圧 電流 個数	設定根拠に 関する説明 書 (別添)
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	120V 原子 炉建屋交流 電源切替盤 (緊急用)	同上	電圧 電流 個数	設定根拠に 関する説明 書 (別添)
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	中央制御室 120V 交流 分電盤 (緊 急用)	同上	電圧 容量 個数	設定根拠に 関する説明 書 (別添)

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする必要がある仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）	メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は、メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）（7200V, 1200A のものを2個）、動力変圧器（緊急時対策所用）（500kVA, 6900/460V のものを2個）、モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）（600V, 800A のものを3個）、105V 交流電源切替盤（緊急時対策所用）（460/210-105V, 225A のものを1個）、105V 交流分電盤（緊急時対策所用）（30kVA, 210-105V のものを1個）、120V 交流分電盤（緊急時対策所用）（10kVA, 460/120V のものを2個）、210V 交流分電盤（緊急時対策所用）（150kVA, 460/210V のものを2個）、125V 直流主母線盤（緊急時対策所用）（125V, 1800A のものを3個）を経由して緊急時対策所非常用送風機、衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及び IP-FAX）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）へ給電できる設計とする。	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書（別添）
その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）	動力変圧器（緊急時対策所用）	同上	電圧 容量 個数	設定根拠に関する説明書（別添）
その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）	モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）	同上	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書（別添）
その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）	105V 交流電源切替盤（緊急時対策所用）	同上	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書（別添）
その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）	105V 交流分電盤（緊急時対策所用）	同上	電圧 容量 個数	設定根拠に関する説明書（別添）

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	120V 交 流 分電盤 (緊 急時対策所 用)	緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車 (緊急時対策所用) は, メタルクラッドスイッチギア (緊急時対策所用) (7200V, 1200A のものを 2 個), 動力変圧器 (緊急時対策所用) (500kVA, 6900/460V のものを 2 個), モータコントロールセンタ (緊急時対策所用) (600V, 800A のものを 3 個), 105V 交流電源切替盤 (緊急時対策所用) (460/210-105V, 225A のものを 1 個), 105V 交流分電盤 (緊急時対策所用) (30kVA, 210-105V のものを 1 個), 120V 交流分電盤 (緊急時対策所用) (10kVA, 460/120V のものを 2 個), 210V 交流分電盤 (緊急時対策所用) (150kVA, 460/210V のものを 2 個), 125V 直流主母線盤 (緊急時対策所用) (125V, 1800A のものを 3 個) を経由して緊急時対策所非常用送風機, 衛星電話設備 (固定型), 無線連絡設備 (固定型), 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP 電話及び IP-FAX) 及び安全パラメータ表示システム (SPDS) へ給電できる設計とする。	電圧 容量 個数	設定根拠に 関する説明 書 (別添)
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	210V 交 流 分電盤 (緊 急時対策所 用)	同上	電圧 容量 個数	設定根拠に 関する説明 書 (別添)
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	125V 直 流 主 母 線 盤 (緊急時対 策所用)	同上	電圧 電流 個数	設定根拠に 関する説明 書 (別添)



申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	125V 充 電 器 2A 及び 2B	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池 2A 及び 2B, 125V 充電器 2A 及び 2B (125V, 700A のものを 2 個), 電路, 計測制御装置等で構成し, 125V 蓄電池 2A 及び 2B は, 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B(125V, 1800A のものを 2 個), 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 (125V, 1800A のものを 2 個), 125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4 (125V, 1200A のものを 7 個), 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B (125V, 60A のものを 2 個) 並びに 125V 直流 RCIC モータコントロールセンタ (125V, 800A のものを 1 個) へ電力を給電できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備の 125V 蓄電池 2A, 2B 及び 2H 並びに 125V 充電器 2A, 2B 及び 2H (125V, 700A のものを 2 個, 125V, 50A のものを 1 個) は, 想定される重大事故等時において, 重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として使用できる設計とする。</p>	電圧 電流 個数	設定根拠に 関する説明 書 (別添)
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	125V 直 流 主 母 線 盤 2A 及び 2B	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池 2A 及び 2B, 125V 充電器 2A 及び 2B (125V, 700A のものを 2 個), 電路, 計測制御装置等で構成し, 125V 蓄電池 2A 及び 2B は, 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B(125V, 1800A のものを 2 個), 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 (125V, 1800A のものを 2 個), 125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4 (125V, 1200A のものを 7 個), 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B (125V, 60A のものを 2 個) 並びに 125V 直流 RCIC モータコントロールセンタ (125V, 800A のものを 1 個) へ電力を給電できる設計とする。</p>	電圧 電流 個数	設定根拠に 関する説明 書 (別添)

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	125V 直 流 主 母 線 盤 2A-1 及 び 2B-1	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池 2A 及び 2B, 125V 充電器 2A 及び 2B (125V, 700A のものを 2 個), 電路, 計測制御装置等で構成し, 125V 蓄電池 2A 及び 2B は, 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B(125V, 1800A のものを 2 個), 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 (125V, 1800A のものを 2 個), 125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4 (125V, 1200A のものを 7 個), 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B (125V, 60A のものを 2 個) 並びに 125V 直流 RCIC モータコントロールセンタ (125V, 800A のものを 1 個) へ電力を給電できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池, 250V 蓄電池, 電源車, 125V 代替充電器 (125V, 700A のものを 1 個), 250V 充電器 (250V, 400A のものを 1 個), 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク, ガスタービン発電設備軽油タンク, タンクローリ, 電路, 計測制御装置等で構成し, 125V 代替蓄電池は 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 (125V, 1800A のものを 2 個) 並びに 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B (125V, 60A のものを 2 個) へ, 250V 蓄電池は 250V 直流主母線盤 (250V, 1800A のものを 1 個) へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	電圧 電流 個数	設定根拠に 関する説明 書 (別添)
その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	125V 直 流 分 電 盤 2A- 1, 2A-2, 2A- 3, 2B-1, 2B- 2, 2B-3 及 び 2B-4	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池 2A 及び 2B, 125V 充電器 2A 及び 2B (125V, 700A のものを 2 個), 電路, 計測制御装置等で構成し, 125V 蓄電池 2A 及び 2B は, 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B(125V, 1800A のものを 2 個), 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 (125V, 1800A のものを 2 個), 125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4 (125V, 1200A のものを 7 個), 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B (125V, 60A のものを 2 個) 並びに 125V 直流 RCIC モータコントロールセンタ (125V, 800A のものを 1 個) へ電力を給電できる設計とする。</p>	電圧 電流 個数	設定根拠に 関する説明 書 (別添)

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする必要がある仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
その他発電用原子炉の附属施設 (非常用電源設備)	125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、125V 蓄電池 2A 及び 2B, 125V 充電器 2A 及び 2B (125V, 700A のものを 2 個), 電路, 計測制御装置等で構成し, 125V 蓄電池 2A 及び 2B は, 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B(125V, 1800A のものを 2 個), 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 (125V, 1800A のものを 2 個), 125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4 (125V, 1200A のものを 7 個), 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B (125V, 60A のものを 2 個) 並びに 125V 直流 RCIC モータコントロールセンタ (125V, 800A のものを 1 個) へ電力を給電できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池, 250V 蓄電池, 電源車, 125V 代替充電器 (125V, 700A のものを 1 個), 250V 充電器 (250V, 400A のものを 1 個), 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク, ガスタービン発電設備軽油タンク, タンクローリ, 電路, 計測制御装置等で構成し, 125V 代替蓄電池は 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 (125V, 1800A のものを 2 個) 並びに 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B (125V, 60A のものを 2 個) へ, 250V 蓄電池は 250V 直流主母線盤 (250V, 1800A のものを 1 個) へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書 (別添)
その他発電用原子炉の附属施設 (非常用電源設備)	125V 直流 RCIC モータコントロールセンタ	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、125V 蓄電池 2A 及び 2B, 125V 充電器 2A 及び 2B (125V, 700A のものを 2 個), 電路, 計測制御装置等で構成し, 125V 蓄電池 2A 及び 2B は, 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B(125V, 1800A のものを 2 個), 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 (125V, 1800A のものを 2 個), 125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4 (125V, 1200A のものを 7 個), 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B (125V, 60A のものを 2 個) 並びに 125V 直流 RCIC モータコントロールセンタ (125V, 800A のものを 1 個) へ電力を給電できる設計とする。</p>	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書 (別添)

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする必要がある仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
その他発電用原子炉の附属施設 (非常用電源設備)	125V 充電器 2H	非常用直流電源設備の 125V 蓄電池 2A, 2B 及び 2H 並びに 125V 充電器 2A, 2B 及び 2H (125V, 700A のものを 2 個, 125V, 50A のものを 1 個) は, 想定される重大事故等時において, 重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として使用できる設計とする。	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書 (別添)
その他発電用原子炉の附属施設 (非常用電源設備)	125V 直流主母線盤 2H	非常用直流電源設備のうち, 125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H は, 125V 直流主母線盤 2H (125V, 1200A のものを 1 個) 及び 125V 直流分電盤 2H (125V, 1200A のものを 1 個) へ接続することで, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動信号及び初期励磁並びにメタルクラッドスイッチギア (高圧炉心スプレイ系用) の制御回路等の高圧炉心スプレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書 (別添)
その他発電用原子炉の附属施設 (非常用電源設備)	125V 直流分電盤 2H	同上	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書 (別添)
その他発電用原子炉の附属施設 (非常用電源設備)	125V 代替充電器	可搬型代替直流電源設備は, 125V 代替蓄電池, 250V 蓄電池, 電源車, 125V 代替充電器 (125V, 700A のものを 1 個), 250V 充電器 (250V, 400A のものを 1 個), 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク, ガスタービン発電設備軽油タンク, タンクローリ, 電路, 計測制御装置等で構成し, 125V 代替蓄電池は 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 (125V, 1800A のものを 2 個) 並びに 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B (125V, 60A のものを 2 個) へ, 250V 蓄電池は 250V 直流主母線盤 (250V, 1800A のものを 1 個) へ接続することで電力を供給できる設計とする。	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書 (別添)
その他発電用原子炉の附属施設 (非常用電源設備)	250V 充電器	同上	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書 (別添)

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする 必要がある 仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
その他発電用原子炉の附属施設 (非常用電源設備)	250V 直流主母線盤	可搬型代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池、250V 蓄電池、電源車、125V 代替充電器 (125V, 700A のものを 1 個)、250V 充電器 (250V, 400A のものを 1 個)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、電路、計測制御装置等で構成し、125V 代替蓄電池は 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 (125V, 1800A のものを 2 個) 並びに 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B (125V, 60A のものを 2 個) へ、250V 蓄電池は 250V 直流主母線盤 (250V, 1800A のものを 1 個) へ接続することで電力を供給できる設計とする。	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書 (別添)
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)	取水ピット水位計	津波監視設備のうち取水ピット水位計は、非常用電源から給電し、O. P. -11.25m ~ 0. P. +19.00m を測定範囲として、非常用海水ポンプが設置された海水ポンプ室補機ポンプエリアの上昇側及び下降側の水位を中央制御室から監視可能な設計とする。	計測範囲	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)	循環水系隔離システム (検知制御盤)	タービン建屋内における循環水系配管の破損による溢水量低減については、破損箇所からの溢水を早期に自動検知し、隔離を行うために、循環水系隔離システム (漏えい検知器、循環水ポンプ、復水器水室出入口弁及び検知制御盤) を設置する。循環水系隔離システムは、隔離信号発信後、180 秒以内に循環水ポンプ及び復水器水室出入口弁を自動隔離する設計とする。	自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)	循環水系隔離システム (漏えい検知器)	同上	自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)	循環水系隔離システム (循環水ポンプ)	同上	自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする必要がある仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)	循環水系隔離システム (復水器水室出入口弁)	タービン建屋内における循環水系配管の破損による溢水量低減については、破損個所からの溢水を早期に自動検知し、隔離を行うために、循環水系隔離システム(漏えい検知器、循環水ポンプ、復水器水室出入口弁及び検知制御盤)を設置する。循環水系隔離システムは、隔離信号発信後、180秒以内に循環水ポンプ及び復水器水室出入口弁を自動隔離する設計とする。	自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)	タービン補機冷却海水系隔離システム (検知制御盤)	タービン建屋内におけるタービン補機冷却海水系配管の破損による溢水量低減については、破損個所からの溢水を早期に自動検知し、隔離を行うために、タービン補機冷却海水系隔離システム(漏えい検知器、タービン補機冷却海水ポンプ、タービン補機冷却海水ポンプ出口弁及び検知制御盤)を設置する。タービン補機冷却海水系隔離システムは、隔離信号発生後、30秒以内にタービン補機冷却海水ポンプ及びタービン補機冷却海水ポンプ出口弁を自動隔離する設計とする。	自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)	タービン補機冷却海水系隔離システム (漏えい検知器)	同上	自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)	タービン補機冷却海水系隔離システム (タービン補機冷却海水ポンプ)	同上	自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)	タービン補機冷却海水系隔離システム (タービン補機冷却海水ポンプ出口弁)	同上	自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書

申請対象設備		基本設計方針記載内容	明確にする必要がある仕様	記載資料名
施設区分	機器名			
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)	保護カバー	漏えい蒸気の影響により、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある場合は、漏えい蒸気影響を緩和するための対策を実施する。 具体的には、防護すべき設備に対して、実機での蒸気条件を考慮しても安全機能を損なわないことを蒸気曝露試験により確認した保護カバーにより蒸気影響を緩和できる設計とする。	—	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
その他発電用原子炉の附属施設 (緊急時対策所)	酸素濃度計 (緊急時対策所用)	緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（緊急時対策所用）（個数1（予備1））及び二酸化炭素濃度計（緊急時対策所用）（個数1（予備1））を保管する設計とするとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧空気供給系による加圧判断のために使用する緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。	個数	緊急時対策所の居住性に関する説明書
その他発電用原子炉の附属施設 (緊急時対策所)	二酸化炭素濃度計 (緊急時対策所用)	同上	個数	緊急時対策所の居住性に関する説明書

VI-1-1-4-別添 2 設定根拠に関する説明書（別添）



## 目 次

1. 概要	1
2. 設定根拠に関する説明書（別添）	2
2.1 施設共通（地震）	2
2.1.1 地下水位低下設備	2
2.2 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	5
2.2.1 ホース延長回収車	5
2.3 計測制御系統施設	6
2.3.1 吸引ポンプ（格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置）	6
2.3.2 排気ポンプ（格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置）	7
2.3.3 サンプル冷却器（格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置）	8
2.4 放射線管理施設	9
2.4.1 小型船舶	9
2.5 原子炉格納施設	10
2.5.1 泡消火薬剤混合装置	10
2.5.2 シルトフェンス	12
2.6 その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）	15
2.6.1 メタルクラッドスイッチギア（非常用）	15
2.6.2 メタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）	16
2.6.3 パワーセンタ（非常用）	17
2.6.4 モータコントロールセンタ（非常用）	19
2.6.5 モータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）	21
2.6.6 動力変圧器（非常用）	23
2.6.7 動力変圧器（高圧炉心スプレイ系用）	25
2.6.8 460V 原子炉建屋交流電源切替盤（非常用）	27
2.6.9 中央制御室 120V 交流分電盤（非常用）	28
2.6.10 ガスタービン発電機接続盤	30
2.6.11 メタルクラッドスイッチギア（緊急用）	31
2.6.12 動力変圧器（緊急用）	33
2.6.13 パワーセンタ（緊急用）	36
2.6.14 モータコントロールセンタ（緊急用）	38
2.6.15 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤	41
2.6.16 460V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）	42
2.6.17 120V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）	43

2. 6. 18	中央制御室 120V 交流分電盤（緊急用）	44
2. 6. 19	メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）	45
2. 6. 20	動力変圧器（緊急時対策所用）	46
2. 6. 21	モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）	48
2. 6. 22	105V 交流電源切替盤（緊急時対策所用）	50
2. 6. 23	105V 交流分電盤（緊急時対策所用）	51
2. 6. 24	120V 交流分電盤（緊急時対策所用）	52
2. 6. 25	210V 交流分電盤（緊急時対策所用）	54
2. 6. 26	125V 直流主母線盤（緊急時対策所用）	55
2. 6. 27	125V 充電器 2A 及び 2B	57
2. 6. 28	125V 直流主母線盤 2A 及び 2B	59
2. 6. 29	125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1	60
2. 6. 30	125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4	61
2. 6. 31	125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B	63
2. 6. 32	125V 直流 RCIC モータコントロールセンタ	64
2. 6. 33	125V 充電器 2H	65
2. 6. 34	125V 直流主母線盤 2H	66
2. 6. 35	125V 直流分電盤 2H	67
2. 6. 36	125V 代替充電器	68
2. 6. 37	250V 充電器	69
2. 6. 38	250V 直流主母線盤	70

## 1. 概要

本資料は、別添 1 の「技術基準要求機器リスト」にて選定された設備について「設定根拠に関する説明書（別添）」を作成し、仕様設定根拠を説明するものである。

2. 設定根拠に関する説明書（別添）

2.1 施設共通（地震）

2.1.1 地下水位低下設備

ポンプ	名 称	地下水位低下設備（揚水ポンプ）	
	容 量	m <sup>3</sup> /h/個	375 以上（375）
	揚 程	m	52 以上（52）
	原動機出力	kW/個	110
	個 数	—	8
水位計	名 称	地下水位低下設備（水位計）	
	計測範囲	m	0. P. -28. 8m～0. P. -26. 1m（第2号機原子炉建屋東側及び第3号機海水熱交換器建屋東側揚水井戸） 0. P. -31. 8m～0. P. -29. 1m（第2号機原子炉建屋西側及び第3号機海水熱交換器建屋北側揚水井戸）
	個 数	—	12

【設定根拠】

（概要）

地下水位低下設備は、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、施設の設計の前提が確保されるよう地下水位を一定の範囲に保持するために設置する。また、地下水位低下設備は、地震後もその機能に期待することから、S s機能維持として設計する。地下水位低下設備のうち、揚水井戸は第2号機原子炉建屋東側及び西側、並びに第3号機海水熱交換器建屋東側及び北側に1箇所ずつ設置し、それぞれの揚水井戸に、地下水位低下設備（揚水ポンプ）（以下「揚水ポンプ」という。）2個、地下水位低下設備（水位計）（以下「水位計」という。）3個を設置する。

水位計は揚水井戸内の水位を計測し、第2号機原子炉建屋東側及び第3号機海水熱交換器建屋東側は水位 0. P. -26. 8m、第2号機原子炉建屋西側及び第3号機海水熱交換器建屋北側は水位 0. P. -29. 8m にて揚水ポンプが自動起動、並びに第2号機原子炉建屋東側及び第3号機海水熱交換器建屋東側は水位 0. P. -28. 3m、第2号機原子炉建屋西側及び第3号機海水熱交換器建屋北側は水位 0. P. -31. 3m にて揚水ポンプが自動停止するよう設計する。

地下水位低下設備が機能を喪失した場合は、速やかに予備品及び可搬型設備により復旧を図る。

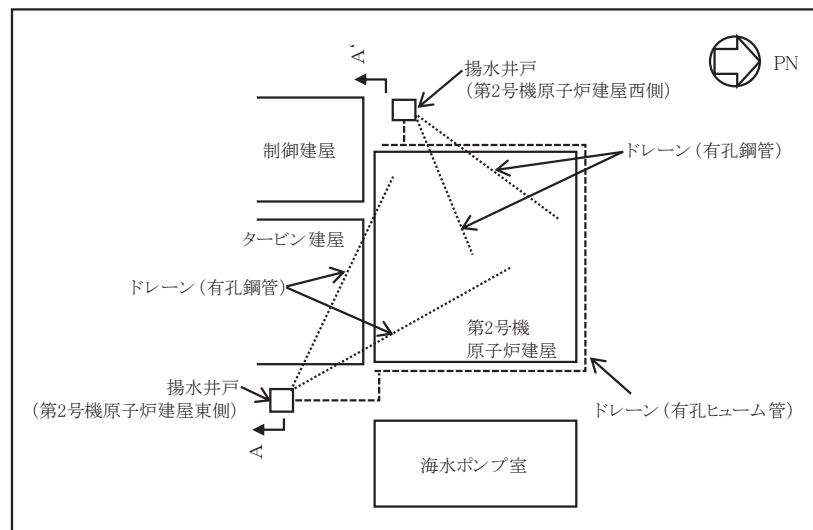


図1 地下水位低下設備（第2号機原子炉建屋エリア） 概要図

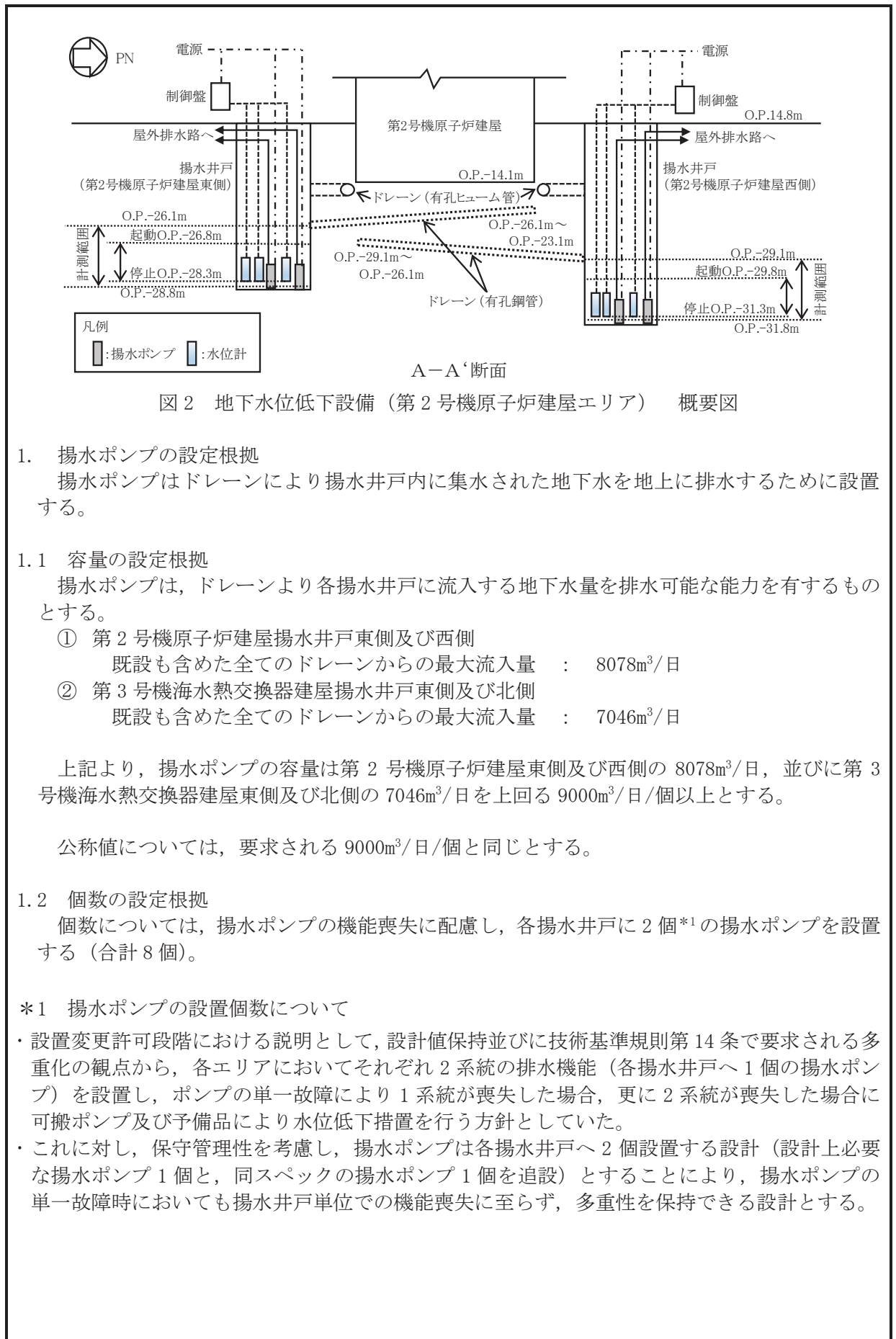


図2 地下水水位低下設備（第2号機原子炉建屋エリア） 概要図

1. 揚水ポンプの設定根拠

揚水ポンプはドレーンにより揚水井戸内に集水された地下水を地上に排水するために設置する。

1.1 容量の設定根拠

揚水ポンプは、ドレーンより各揚水井戸に流入する地下水量を排水可能な能力を有するものとする。

① 第2号機原子炉建屋揚水井戸東側及び西側

既設も含めた全てのドレーンからの最大流入量 : 8078m<sup>3</sup>/日

② 第3号機海水熱交換器建屋揚水井戸東側及び北側

既設も含めた全てのドレーンからの最大流入量 : 7046m<sup>3</sup>/日

上記より、揚水ポンプの容量は第2号機原子炉建屋東側及び西側の8078m<sup>3</sup>/日、並びに第3号機海水熱交換器建屋東側及び北側の7046m<sup>3</sup>/日を上回る9000m<sup>3</sup>/日/個以上とする。

公称値については、要求される9000m<sup>3</sup>/日/個と同じとする。

1.2 個数の設定根拠

個数については、揚水ポンプの機能喪失に配慮し、各揚水井戸に2個\*1の揚水ポンプを設置する（合計8個）。

\*1 揚水ポンプの設置個数について

- ・設置変更許可段階における説明として、設計値保持並びに技術基準規則第14条で要求される多重化の観点から、各エリアにおいてそれぞれ2系統の排水機能（各揚水井戸へ1個の揚水ポンプ）を設置し、ポンプの単一故障により1系統が喪失した場合、更に2系統が喪失した場合に可搬ポンプ及び予備品により水位低下措置を行う方針としていた。
- ・これに対し、保守管理性を考慮し、揚水ポンプは各揚水井戸へ2個設置する設計（設計上必要な揚水ポンプ1個と、同スペックの揚水ポンプ1個を追設）とすることにより、揚水ポンプの単一故障時においても揚水井戸単位での機能喪失に至らず、多重性を保持できる設計とする。



## 2.2 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

### 2.2.1 ホース延長回収車

名	称	ホース延長回収車
台	数	4 (予備1)
—		
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <p>重大事故等時に使用するホース延長回収車は、以下の機能を有する。</p> <p>ホース延長回収車は、重大事故等対処設備として、燃料プール代替注水系、燃料プールスプレイ系、放射性物質拡散抑制系、原子炉格納容器フィルタベント系、低圧代替注水系、代替水源移送系、原子炉補機代替冷却水系、原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系、放射性物質拡散抑制系(航空機燃料火災への泡消火)におけるホース、放水砲等を運搬・設置するために設置する。</p> <p>ホース延長回収車は、第2 保管エリア、第3 保管エリア、第4 保管エリアに分散配置することでホース、放水砲等を運搬・設置できる設計とする。</p> <p>1. 台数の設定根拠</p> <p>ホース延長回収車は、重大事故等対処設備としてホース、放水砲等の運搬・設置するために必要な台数が2 台であり、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設となることから、4 台が必要容量となる。これに加えて、故障時及び保守点検時のバックアップ用として予備1 台を保管する。</p>		

## 2.3 計測制御系統施設

### 2.3.1 吸引ポンプ（格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置）

名 称		吸引ポンプ (格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置)	
容 量	L/min/個	[ ]	
吐 出 圧 力	MPa	[ ]	
個 数	—	2	
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象施設 格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の吸引ポンプ（以下「吸引ポンプ」という。）は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を計測するため、原子炉格納容器内からのサンプリングガスを循環するために設置する。</li> <li>重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する吸引ポンプは、以下の機能を有する。  吸引ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止するために必要な設備として設置する。</li> </ul> <p>1. 容量 設計基準対象施設として使用する吸引ポンプの容量は、計測に必要な流量として、[ ]以上とする。  重大事故等対処設備として使用する吸引ポンプの容量は、設計基準対象施設と同仕様で設計し、[ ]以上とする。  公称値については [ ]とする。</p> <p>2. 吐出圧力 設計基準対象施設として使用する吸引ポンプの吐出圧力は、規定流量を流すために必要な圧力を得るため、サンプリングガスの流路中の圧力損失を考慮し、[ ]とする。  重大事故等対処設備として使用する吸引ポンプの吐出圧力は、設計基準対象施設と同仕様で設計し、[ ]とする。</p> <p>3. 個数 吸引ポンプは、設計基準対象施設として原子炉格納容器内からのサンプリングガスを循環するために必要な個数であり、2個設置する。  吸引ポンプは、設計基準対象施設として2個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>			



2.3.2 排気ポンプ（格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置）

名 称		排気ポンプ (格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置)
容 量	L/min/個	□
吐 出 圧 力	MPa	□以上 (□)
個 数	—	2

【設定根拠】

(概要)

・設計基準対象施設

格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の排気ポンプ（以下「排気ポンプ」という。）は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を計測するため、原子炉格納容器内からのサンプリングガスを循環するために設置する。

・重大事故等対処設備

重大事故等時に使用する排気ポンプは、以下の機能を有する。

排気ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止するために必要な設備として設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用する排気ポンプの容量は、計測に必要な流量として、□以上とする。

重大事故等対処設備として使用する排気ポンプの容量は、設計基準対象施設と同仕様で設計し、□以上とする。

公称値については□とする。

2. 吐出圧力

設計基準対象施設として使用する排気ポンプの吐出圧力は、原子炉格納容器内の圧力（最高使用圧力）0.427MPaを考慮し、□以上とする。

重大事故等対処設備として使用する排気ポンプの吐出圧力は、原子炉格納容器内の圧力（重大事故等時の使用圧力）0.854MPaを考慮し、□以上とする。

公称値については□とする。

3. 個数

排気ポンプは、設計基準対象施設として原子炉格納容器内からのサンプリングガスを循環するために必要な個数であり、2個設置する。

排気ポンプは、設計基準対象施設として2個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

2.3.3 サンプル冷却器（格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置）

名 称	サンプル冷却器 (格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置)	
個 数	—	2
伝 熱 面 積	m <sup>2</sup> /個	□以上 (□)

【設定根拠】

(概要)

・設計基準対象施設

格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置のサンプル冷却器(以下「サンプル冷却器」という。)は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を計測するため、原子炉格納容器内からのサンプリングガスを冷却するために設置する。

・重大事故等対処設備

重大事故等時に使用するサンプル冷却器は、以下の機能を有する。

サンプル冷却器は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止するために必要な設備として設置する。

1. 個数

サンプル冷却器は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内からのサンプリングガスを冷却するために必要な個数であり、2個設置する。

サンプル冷却器は、重大事故等対処設備として2個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

2. 伝熱面積

設計基準対象施設として使用するサンプル冷却器の伝熱面積は、原子炉格納容器内からのサンプリングガスを40℃以下とするために必要な容量□を満足するために必要な最小伝熱面積を基に設定する。

必要な最小伝熱面積は、設計熱交換量、伝熱管熱通過率及び高温側と低温側の温度差の平均値である対数平均温度差を用いて求められる。

サンプル冷却器の伝熱面積は、必要な最小伝熱面積がサンプル冷却器への原子炉補機冷却水系の設計流量である□において□であることから、これを上回る伝熱面積として□以上とする。

サンプル冷却器を重大事故等時ににおいて使用する場合の伝熱面積は、重大事故等時の原子炉格納容器内からのサンプリングガスを40℃以下とするために必要な容量□を満足するために必要な最小伝熱面積を基に設定する。

必要な最小伝熱面積は、設計熱交換量、伝熱管熱通過率及び高温側と低温側の温度差の平均値である対数平均温度差を用いて求められる。

サンプル冷却器の伝熱面積は、必要な最小伝熱面積がサンプル冷却器への原子炉補機代替冷却水系の設計流量である□において□であることから、これを上回る伝熱面積として□以上とする。

公称値については□とする。

## 2.4 放射線管理施設

### 2.4.1 小型船舶

名	称	小型船舶
個	数	1 (予備1)
—		
<p>【設定根拠】 (概要) 小型船舶は、重大事故等対処設備として、重大事故等時において発電所の周辺海域にて発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定するために使用する。</p> <p>1. 個数の設定根拠 小型船舶の保有数については1個とする。故障時及び保守点検時のバックアップ用として1個の合計2個を分散して保管する。</p>		

## 2.5 原子炉格納施設

### 2.5.1 泡消火薬剤混合装置

名	称	泡消火薬剤混合装置	
容	量	L/個	1,000
台	数	—	1 (予備1)
—			
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための泡消火薬剤混合装置は、以下の機能を有する。</p> <p>泡消火薬剤混合装置は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、重大事故等対処設備として原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災への泡消火として、屋外に配備した大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を用い、海を水源として、放水砲により、泡消火薬剤混合装置にて泡消火薬剤を混合した海水を原子炉建屋周辺へ放水可能な設計とする。</p> <p>系統概要を図1に示す。</p> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>泡消火薬剤の容量は、空港に配備されるべき防災レベル等について記載されている国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアル（第1部）（以下「空港業務マニュアル」という。）を基に設定する。</p> <p>設定にあたっては、空港業務マニュアルで離発着機の大きさにより空港カテゴリーが定められており、最大であるカテゴリー10を適用する。また、保有する泡消火薬剤は、1%水成膜泡消火薬剤であり、空港業務マニュアルでは性能レベルBに該当する。</p> <p>空港カテゴリー10かつ性能レベルBの泡消火薬剤に要求される泡混合溶液の放射量は、11,200L/min (672m<sup>3</sup>/h) であり、発泡のために必要な水の量は、32,300L (32.3m<sup>3</sup>) である。</p> <p>必要な泡消火薬剤の量は 32,300L×1%=323L (0.323m<sup>3</sup>) であり、空港業務マニュアルでは、2倍の泡消火薬剤 (323L×2=646L (0.646m<sup>3</sup>)) を保有することが規定されている。</p> <p>以上より、必要保有量 646L に対して、1,000L を保有する。</p> <p>2. 台数の設定根拠</p> <p>泡消火薬剤混合装置の保有数は、重大事故等対処設備として航空機燃料火災に対応するために必要な台数である 1セット 1台並びに故障時及び保守点検時のバックアップ用として予備 1台の合計 2台を保管する。</p>			

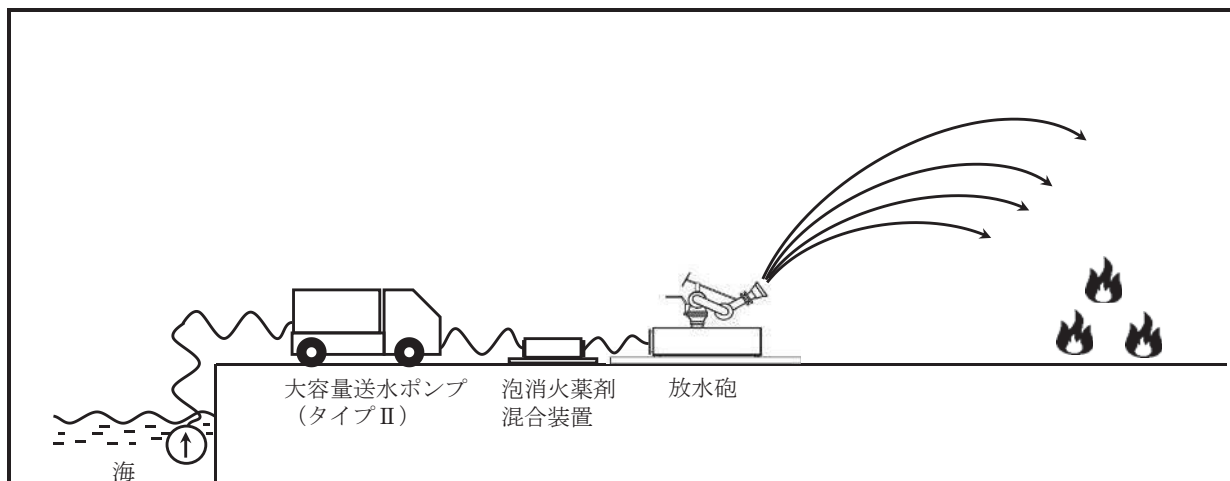


図 1 放射性物質拡散抑制系(航空機燃料火災への泡消火) 系統概要図

2.5.2 シルトフェンス

名 称		シルトフェンス	
高さ	南側排水路排水柵用	m	約5
	タービン補機放水ピット用	m	約7
	北側排水路排水柵用	m	約6
	取水口用	m	約12
幅	南側排水路排水柵用	m	約5
	タービン補機放水ピット用	m	約5
	北側排水路排水柵用	m	約11
	取水口用	m	約60
個 数		—	8 (予備4)
—			
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち放射性物質拡散抑制系として使用するシルトフェンスは、以下の機能を有する。</p> <p>シルトフェンスは、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、重大事故等対処設備として海洋への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>シルトフェンスは、汚染水が発電所から海洋に流出する4箇所（南側排水路排水柵、タービン補機放水ピット、北側排水路排水柵及び取水口）に設置することで、大気への放射性物質の拡散を抑制するための放水砲による放水を実施した場合において、放水によって取り込まれた放射性物質の海洋への拡散を抑制できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち放射性物質拡散抑制系として使用するシルトフェンスは、以下の機能を有する。</p> <p>シルトフェンスは、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、重大事故等対処設備として海洋への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>シルトフェンスは、汚染水が発電所から海洋に流出する4箇所（南側排水路排水柵、タービン補機放水ピット、北側排水路排水柵及び取水口）に設置することで、大気への放射性物質の拡散を抑制するための放水砲による放水を実施した場合において、放水によって取り込まれた放射性物質の海洋への拡散を抑制できる設計とする。</p> <p>シルトフェンスの設置位置を図1に示す。</p>			
<p>1. 高さの設定根拠</p> <p>1.1 南側排水路排水柵用</p> <p>重大事故等時に南側排水路排水柵に設置するシルトフェンスの高さは、フロート式（カーテン付）であることから、排水柵の水深を考慮し、南側排水路排水柵の底部まで届く高さである約5mとする。</p>			

- 1.2 タービン補機放水ピット用  
重大事故等時にタービン補機放水ピットに設置するシルトフェンスの高さは、フロート式（カーテン付）であることから、放水ピットの水深を考慮し、タービン補機放水ピットの底部まで届く高さである約7mとする。
- 1.3 北側排水路排水柵用  
重大事故等時に北側排水路排水柵に設置するシルトフェンスの高さは、フロート式（カーテン付）であることから、排水柵の水深を考慮し、北側排水路排水柵の底部まで届く高さである約6mとする。
- 1.4 取水口用  
重大事故等時に取水口に設置するシルトフェンスの高さは、フロート式（カーテン付）であることから、取水口の水深を考慮し、排水口の底部まで届く高さである約12mとする。
2. 幅の設定根拠
- 2.1 南側排水路排水柵用  
重大事故等時に南側排水路排水柵に設置するシルトフェンスの幅は、南側排水路排水柵の幅を考慮し、南側排水路排水柵1箇所に対し約5mとする。
- 2.2 タービン補機放水ピット用  
重大事故等時にタービン補機放水ピットに設置するシルトフェンスの幅は、タービン補機放水ピットの幅を考慮し、タービン補機放水ピット1箇所に対し約5mとする。
- 2.3 北側排水路排水柵用  
重大事故等時に北側排水路排水柵に設置するシルトフェンスの幅は、北側排水路排水柵の幅を考慮し、北側排水路排水柵1箇所に対し約11mとする。
- 2.4 取水口用  
重大事故等時に取水口に設置するシルトフェンスの幅は、一つの水路を閉止することのできる幅を考慮し、取水口1箇所に対し約60mとする。
3. 個数の設定根拠  
シルトフェンスは、放射性物質拡散抑制機能の信頼性向上のため、それぞれの排水路排水柵、タービン補機放水ピット及び取水口に対して二重に計2組設置することとし、排水路排水柵2箇所の設置場所に計4組、タービン補機放水ピット1箇所の設置場所に計2組、取水口1箇所の設置場所に計2組の合計8組使用する設計とする。  
予備については、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として、各設置場所に対して1組の計4組を保管することとし、予備を含めた保有数として、設置場所4箇所分の合計12組を保管する。  
シルトフェンスの個数の内訳について表1に示す。

表1 シルトフェンスの個数

名 称	設置箇所数 (箇所)	個数(組)		
		必要本数	予備	合計
南側排水路排水柵用	1	2	1	3
タービン補機放水ピット用	1	2	1	3
北側排水路排水柵用	1	2	1	3
取水口用	1	2	1	3
合 計	4	8	4	12

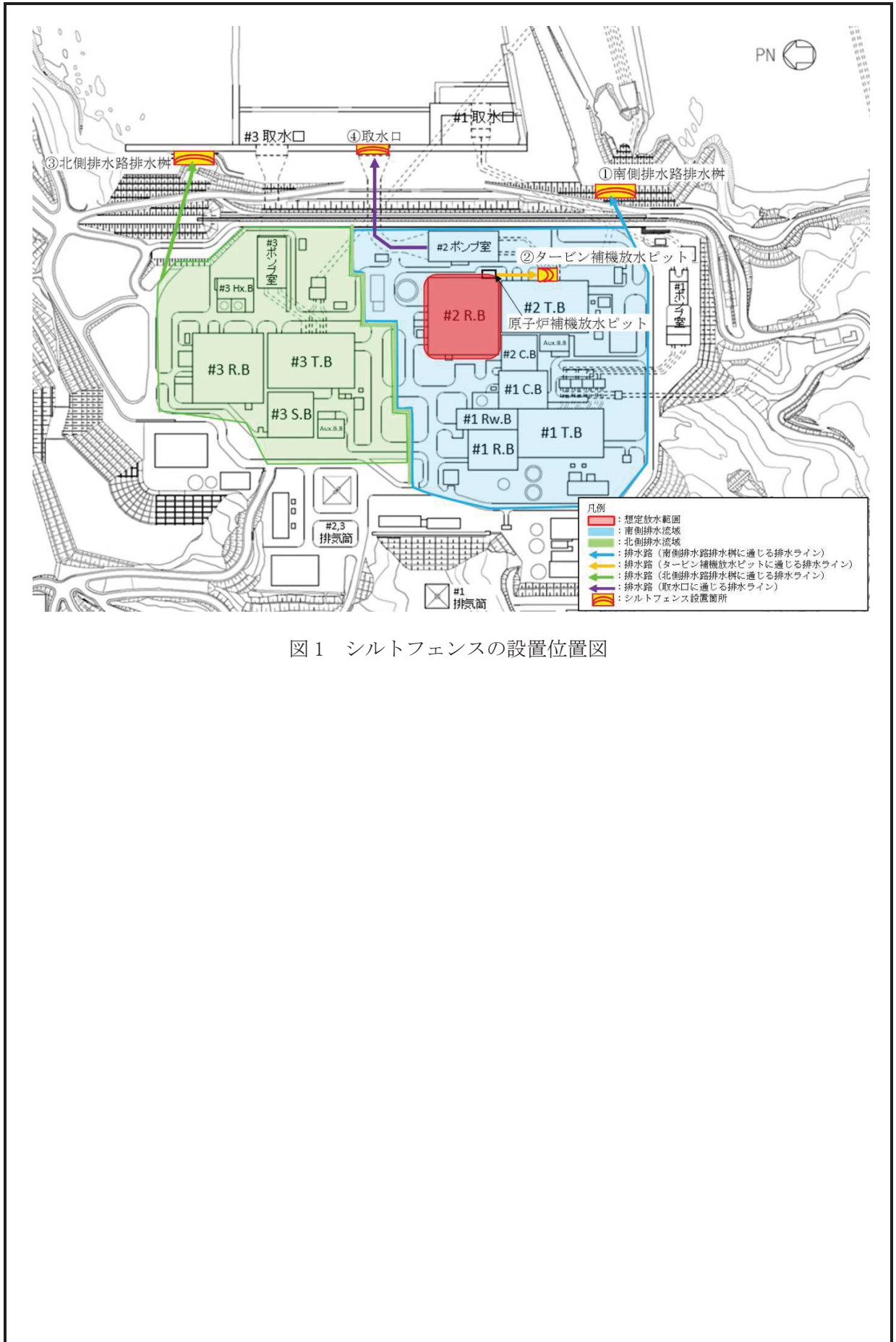


図1 シルトフェンスの設置位置図



## 2.6 その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）

### 2.6.1 メタルクラッドスイッチギア（非常用）

名	称	メタルクラッドスイッチギア（非常用）	
容	量	A/個	1200(定格電圧6900V)
個	数	—	2
—			
<p><b>【設定根拠】</b>            (概要)</p> <p>重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するメタルクラッドスイッチギア（非常用）は、以下の機能を有する。</p> <p>メタルクラッドスイッチギア（非常用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、3系統（メタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）の1系統を含む。）のメタルクラッドスイッチギアで構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3系統のうち2系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>メタルクラッドスイッチギア（非常用）の母線電圧は、上流に設置されている各変圧器及び非常用ディーゼル発電機の電圧と同じ6900Vとする。</p>			
<p>1. 容量の設定根拠</p> <p>メタルクラッドスイッチギア（非常用）の母線容量は、発電所を安全に停止するために必要な負荷容量、工学的安全施設作動時に必要な負荷容量及び重大事故等時の対応に必要な負荷容量に基づき設計した非常用ディーゼル発電機の容量を基に設計する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機の電流は、添付書類「VI-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて示す非常用ディーゼル発電機の容量7625kVAに対し、以下のとおり639Aである。</p> $I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{7625}{\sqrt{3} \times 6.9} = 638.1 \div 639$ <p>I：電流(A)            Q：非常用ディーゼル発電機の容量(kVA) = 7625            V：電圧(kV) = 6.9</p> <p>したがって、メタルクラッドスイッチギア（非常用）の母線容量は、639Aに対し、十分な余裕を有する1200A/個とする。</p>			
<p>2. 個数の設定根拠</p> <p>メタルクラッドスイッチギア（非常用）は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に1個とし、合計2個設置する。</p>			

## 2.6.2 メタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）

名 称	メタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）		
容 量	A/個	1200(定格電圧6900V)	
個 数	—	1	

### 【設定根拠】

#### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するメタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）は、以下の機能を有する。

メタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、3系統（メタルクラッドスイッチギア(非常用)の2系統を含む。）のメタルクラッドスイッチギアで構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3系統のうち2系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。

メタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）の母線電圧は、上流に設置されている各変圧器及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の電圧と同じ6900Vとする。

#### 1. 容量の設定根拠

メタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）の母線容量は、工学的安全施設作動時に必要な負荷容量及び重大事故等時の対応に必要な負荷容量に基づき設計した高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の容量を基に設計する。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の電流は、添付書類「VI-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて示す高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の容量3750kVAに対し、以下のとおり314Aである。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{3750}{\sqrt{3} \times 6.9} = 313.8 \approx 314$$

I：電流(A)

Q：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の容量(kVA) = 3750

V：電圧(kV) = 6.9

したがって、メタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）の母線容量は、314Aに対し、十分な余裕を有する1200A/個とする。

#### 2. 個数の設定根拠

メタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である1個設置する。

### 2.6.3 パワーセンタ（非常用）

名	称	パワーセンタ（非常用）
容	量	A/個
個	数	—
		5000(定格電圧600V)
		2

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するパワーセンタ（非常用）は、以下の機能を有する。

パワーセンタ（非常用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、2系統のパワーセンタ（非常用）で構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。

パワーセンタ（非常用）の母線電圧は、下流に設置されている低圧負荷の電圧に電圧降下を考慮して460Vとする。

#### 1. 容量の設定根拠

パワーセンタ（非常用）の母線容量は、上流に設置されている動力変圧器（非常用）から供給される容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

発電所を安全に停止するために必要な負荷容量、工学的安全施設の作動時に必要な負荷容量及び重大事故等時の対応に必要な負荷容量のうち、最も多くの容量を要する発電所を安全に停止するために必要な負荷容量を表1及び表2に示す。

表1及び表2のうち、パワーセンタ（非常用）から供給される容量が最も大きくなるのは、原子炉補機冷却水ポンプA、原子炉補機冷却水ポンプC、非常用照明、非常用ガス処理装置、ディーゼル室換気設備、蓄電池充電器、モニタリングポスト及びその他の負荷に供給する2C系のパワーセンタ（非常用）であり、その合計容量は2934.9kWであることから、容量は以下のとおり3261kVAとなる。

$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{2934.9}{0.9} = 3261.0 \approx 3261$$

Q : パワーセンタ（非常用）の容量(kVA)

P : 必要負荷(kW) = 2934.9

p f : 力率(平均) = 0.9

したがって、パワーセンタ(非常用)の容量である 3261kVA に対し、電流は以下のとおり 4093A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{3261}{\sqrt{3} \times 0.46} = 4092.9 \approx 4093$$

I : 電流(A)

Q : パワーセンタ(非常用)の容量(kVA) = 3261

V : 電圧(kV) = 0.46

以上により、パワーセンタ(非常用)の母線容量は、4093A に対し、十分な余裕を有する 5000A/個とする。

表 1 発電所を安全に停止するために必要な負荷 (パワーセンタ(非常用)2C)

設備・機器名	負荷容量(kW)
原子炉補機冷却水ポンプ A	235.0
原子炉補機冷却水ポンプ C	235.0
非常用照明	120.0
非常用ガス処理装置	50.4
ディーゼル室換気設備	135.0
蓄電池充電器	118.0
蓄電池充電器	130.0
モニタリングポスト	5.0
その他の負荷	1906.5
負荷合計	2934.9

表 2 発電所を安全に停止するために必要な負荷 (パワーセンタ(非常用)2D)

設備・機器名	負荷容量(kW)
原子炉補機冷却水ポンプ B	235.0
原子炉補機冷却水ポンプ D	235.0
非常用照明	120.0
非常用ガス処理装置	50.4
ディーゼル室換気設備	135.0
蓄電池充電器	118.0
モニタリングポスト	5.0
その他の負荷	1741.6
負荷合計	2640.0

## 2. 個数の設定根拠

パワーセンタ(非常用)は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし、合計 2 個設置する。

2.6.4 モータコントロールセンタ（非常用）

名	称	モータコントロールセンタ（非常用）	
容	量	A/個	800(定格電圧600V)
個	数	—	14
—			

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するモータコントロールセンタ（非常用）は、以下の機能を有する。

モータコントロールセンタ（非常用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、3系統（モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)の1系統を含む。）のモータコントロールセンタで構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3系統のうち2系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。

モータコントロールセンタ（非常用）の母線電圧は、上流に設置されているパワーセンタ（非常用）の電圧と同じ460Vとする。

1. 容量の設定根拠

モータコントロールセンタ（非常用）の母線容量は、上流に設置されているパワーセンタ（非常用）から供給される容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

各モータコントロールセンタ（非常用）について、発電所を安全に停止するために必要な負荷容量、工学的安全施設の作動時に必要な負荷容量及び重大事故等時の対応に必要な負荷容量のうち、最大となる負荷容量を表1に示す。

表1 モータコントロールセンタ（非常用）負荷容量一覧表

名称	原子炉建屋					制御建屋	
	2C-1	2C-2	2C-3	2C-4	2C-5	2C-1	2C-2
負荷容量 (kVA)	181.7	229.3	233.4	166.0	164.2	600.2	209.7
名称	2D-1	2D-2	2D-3	2D-4	2D-5	2D-1	2D-2
負荷容量 (kVA)	136.9	303.2	251.6	171.8	158.1	334.6	229.8

表 1 に示すモータコントロールセンタ（非常用）のうち、負荷容量が最も大きくなるのは、制御建屋モータコントロールセンタ 2C-1 の 600.2kVA であり、本負荷容量から算出した電流は以下のとおりである。

制御建屋モータコントロールセンタ 2C-1

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{600.2}{\sqrt{3} \times 0.46} = 753.4 \div 754$$

I : 電流 (A)

Q : 制御建屋モータコントロールセンタ 2C-1 の負荷容量 (kVA) = 600.2

V : 電圧 (kV) = 0.46

したがって、モータコントロールセンタ（非常用）の母線容量は、754A の電流に対し、十分な余裕を有する 800A/個とする。

## 2. 個数の設定根拠

モータコントロールセンタ（非常用）は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 7 個とし、合計 14 個設置する。

2.6.5 モータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）

名	称	モータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）
容	量	A/個
個	数	—
		800(定格電圧600V)
		1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するモータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）は、以下の機能を有する。

モータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、3系統（モータコントロールセンタ（非常用）の2系統を含む。）のモータコントロールセンタで構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3系統のうち2系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。

モータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）の母線電圧は、下流に設置されている低圧負荷の電圧に電圧降下を考慮して460Vとする。

1. 容量の設定根拠

モータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）の母線容量は、上流に設置されている動力変圧器（高圧炉心スプレイ系用）の容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

工学的安全施設の作動時に必要な負荷容量及び重大事故等時の対応に必要な負荷容量のうち、最も多くの容量を要する工学的安全施設の作動時に必要な負荷容量を表1に示す。

表1のうち、モータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）から供給される負荷は、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ、ディーゼル室換気設備、蓄電池充電器及びその他の負荷であり、その合計容量は282.3kWであることから、容量は以下のとおり314kVAとなる。

$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{282.3}{0.9} = 313.7 \div 314$$

Q : モータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）の容量(kVA)

P : 必要負荷(kW) = 282.3

p f : 力率(平均) = 0.9

したがって、モータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）の容量である314kVAに対し、電流は以下のとおり395Aである。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{314}{\sqrt{3} \times 0.46} = 394.1 \div 395$$

I : 電流(A)

Q : モータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）の容量(kVA) = 314

V : 電圧(kV) = 0.46

以上により、モータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）の母線容量は 395A に対し、十分な余裕を有する 800A/個とする。

表 1 工学的安全施設の作動時に必要な負荷  
(モータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）)

設備・機器名	負荷容量(kW)
高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	60.0
高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ	40.0
ディーゼル室換気設備	90.0
蓄電池充電器	10.0
その他の負荷	82.3
負荷合計	282.3

2. 個数の設定根拠

モータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。



### 2.6.6 動力変圧器（非常用）

名	称	動力変圧器（非常用）
容	量	kVA/個
個	数	—
		3300(定格電圧6750/460V)
		2

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する動力変圧器（非常用）は、以下の機能を有する。

動力変圧器（非常用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、3系統（動力変圧器(高圧炉心スプレイ系用)の1系統を含む。）の動力変圧器で構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3系統のうち2系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。

動力変圧器（非常用）の電圧は、上流に設置されているメタルクラッドスイッチギア（非常用）の母線電圧 6900V を下流に設置されているパワーセンタ（非常用）に応じて降圧するため、6750/460V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

動力変圧器（非常用）の容量は、上流に設置されているメタルクラッドスイッチギア（非常用）の容量を下流に設置されているパワーセンタ（非常用）へ供給できる設計とする。

発電所を安全に停止するために必要な負荷容量、工学的安全施設の作動時に必要な負荷容量及び重大事故等時の対応に必要な負荷容量のうち、最も多くの容量を要する発電所を安全に停止するために必要な負荷容量を表1及び表2に示す。

表1及び表2のうち、動力変圧器（非常用）から供給される容量が最も大きくなるのは、原子炉補機冷却水ポンプA、原子炉補機冷却水ポンプC、非常用照明、非常用ガス処理装置、ディーゼル室換気設備、蓄電池充電器、モニタリングポスト及びその他の負荷に供給する2C系の動力変圧器（非常用）であり、その合計容量は2934.9kWとなることから、容量は以下のとおり3261kVAとなる。

$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{2934.9}{0.9} = 3261.0 \div 3261$$

Q : 動力変圧器（非常用）の容量(kVA)

P : 必要負荷(kW) = 2934.9

p f : 力率(平均) = 0.9

したがって、動力変圧器（非常用）の容量は、3261kVAに対し、十分な余裕を有する3300kVA/個とする。

表1 発電所を安全に停止するために必要な負荷（動力変圧器(非常用)2C)

設備・機器名	負荷容量(kW)
原子炉補機冷却水ポンプ A	235.0
原子炉補機冷却水ポンプ C	235.0
非常用照明	120.0
非常用ガス処理装置	50.4
ディーゼル室換気設備	135.0
蓄電池充電器	118.0
蓄電池充電器	130.0
モニタリングポスト	5.0
その他の負荷	1906.5
負荷合計	2934.9

表2 発電所を安全に停止するために必要な負荷（動力変圧器(非常用)2D)

設備・機器名	負荷容量(kW)
原子炉補機冷却水ポンプ B	235.0
原子炉補機冷却水ポンプ D	235.0
非常用照明	120.0
非常用ガス処理装置	50.4
ディーゼル室換気設備	135.0
蓄電池充電器	118.0
モニタリングポスト	5.0
その他の負荷	1741.6
負荷合計	2640.0

2. 個数の設定根拠

動力変圧器（非常用）は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に1個とし、合計2個設置する。

2.6.7 動力変圧器（高圧炉心スプレイ系用）

名	称	動力変圧器（高圧炉心スプレイ系用）
容	量	kVA/個
個	数	—
		750(定格電圧6900/460V)
		1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する動力変圧器（高圧炉心スプレイ系用）は、以下の機能を有する。

動力変圧器（高圧炉心スプレイ系用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、3系統（動力変圧器(非常用)の2系統を含む。）の動力変圧器で構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3系統のうち2系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。

動力変圧器（高圧炉心スプレイ系用）の電圧は、上流に設置されているメタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）の母線電圧6900Vを下流に設置されているモータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）に応じて降圧するため、6900/460Vとする。

1. 容量の設定根拠

動力変圧器（高圧炉心スプレイ系用）の容量は、上流に設置されているメタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）の容量を下流に設置されているモータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）へ供給できる設計とする。

工学的安全施設の作動時に必要な負荷容量及び重大事故等時の対応に必要な負荷容量のうち、最も多くの容量を要する工学的安全施設の作動時に必要な負荷容量を表1に示す。

表1のうち、動力変圧器（高圧炉心スプレイ系用）から供給される負荷は、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ、ディーゼル室換気設備、蓄電池充電器及びその他の負荷であり、その合計容量は282.3kWとなることから、容量は以下のとおり314kVAとなる。

$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{282.3}{0.9} = 313.7 \approx 314$$

Q : 動力変圧器（高圧炉心スプレイ系用）の容量(kVA)

P : 必要負荷(kW)=282.3

p f : 力率(平均)=0.9

したがって、動力変圧器（高圧炉心スプレイ系用）の容量は、314kVAに対し、十分な余裕を有する750kVA/個とする。

表1 工学的安全施設の作動時に必要な負荷（動力変圧器(高圧炉心スプレイ系用)）

設備・機器名	負荷容量(kW)
高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	60.0
高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ	40.0
ディーゼル室換気設備	90.0
蓄電池充電器	10.0
その他の負荷	82.3
負荷合計	282.3

2. 個数の設定根拠

動力変圧器（高圧炉心スプレイ系用）は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である1個設置する。

2.6.8 460V 原子炉建屋交流電源切替盤（非常用）

名 称	460V 原子炉建屋交流電源切替盤（非常用）	
容 量	A/個	30(定格電圧600V)
個 数	—	2
—		
<p><b>【設定根拠】</b>            (概要)            重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 460V 原子炉建屋交流電源切替盤（非常用）は、以下の機能を有する。</p> <p>460V 原子炉建屋交流電源切替盤（非常用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）、モータコントロールセンタ（緊急用）及び 460V 原子炉建屋交流電源切替盤（非常用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>また、可搬型代替交流電源設備である電源車を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）、モータコントロールセンタ（緊急用）及び 460V 原子炉建屋交流電源切替盤（非常用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>460V 原子炉建屋交流電源切替盤（非常用）の電圧は、下流に設置されている低圧負荷の電圧に電圧降下を考慮して 460V とする。</p>		
<p>1. 容量の設定根拠</p> <p>460V 原子炉建屋交流電源切替盤（非常用）は、下流に設置されている電動弁及び電動機の容量を供給できる設計とする。</p> <p>460V 原子炉建屋交流電源切替盤（非常用）の容量は、電動弁及び電動機に電力を供給する電磁接触器 1 個当たりの容量であることから、負荷のうち、電磁接触器 1 個当たりの最大電流を基に設計する。</p> <p>電磁接触器 1 個当たりの負荷電流が最大となるのは、RHR A 系 LPCI 注入隔離弁及び RHR B 系 LPCI 注入隔離弁の 18A である。</p> <p>したがって、460V 原子炉建屋交流電源切替盤（非常用）の容量は 18A に対し十分な余裕を有する 30A/個とする。</p>		
<p>2. 個数の設定根拠</p> <p>460V 原子炉建屋交流電源切替盤（非常用）は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし、合計 2 個設置する。</p>		

2.6.9 中央制御室 120V 交流分電盤（非常用）

名 称	中央制御室 120V 交流分電盤（非常用）	
容 量	kVA/個	75(定格電圧460/120V)
個 数	—	4

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する中央制御室 120V 交流分電盤（非常用）は、以下の機能を有する。

中央制御室 120V 交流分電盤（非常用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、2 系統の中央制御室 120V 交流分電盤（非常用）で構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも 1 系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。

中央制御室 120V 交流分電盤（非常用）の電圧は、上流に設置されているモータコントロールセンタ(非常用)の母線電圧 460V を下流に設置されている低圧負荷に応じて降圧するため、460/120V とする。

1. 容量の設定根拠

中央制御室 120V 交流分電盤（非常用）の容量は、下流に設置されている低圧負荷の容量を供給できる設計とする。

中央制御室 120V 交流分電盤（非常用）の負荷容量を表 1 及び表 2 に示す。

表 1 及び表 2 により、中央制御室 120V 交流分電盤(非常用)の容量は、最大負荷容量 43.24kVA に対し、十分な余裕を有する 75kVA/個とする。

表 1 中央制御室 120V 交流分電盤 2A 及び 2A-1 の負荷容量

負荷	容量(kVA)
SFP カメラ画像制御装置	1.20
原子炉建屋内水素モニタ盤(A)	0.72
フィルタ装置出口水素濃度計	3.00
FCVS pH 測定装置中継盤	0.04
安全パラメータ表示システム(SPDS)	3.84
その他の負荷	29.48
合計	38.28

表 2 中央制御室 120V 交流分電盤 2B 及び 2B-1 の負荷容量

負荷	容量(kVA)
SFP 水位・水温監視盤	3.24
原子炉建屋内水素モニタ盤(B)	0.72
安全パラメータ表示システム(SPDS)	3.84
その他の負荷	35.44
合計	43.24

2. 個数の設定根拠

中央制御室 120V 交流分電盤（非常用）は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 2 個とし、合計 4 個設置する。

2.6.10 ガスタービン発電機接続盤

名	称	ガスタービン発電機接続盤
容	量	A/個
個	数	—
		1200(定格電圧7200V)
		2

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するガスタービン発電機接続盤は、以下の機能を有する。

ガスタービン発電機接続盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）からメタルクラッドスイッチギア（非常用）を介して残留熱除去系ポンプへ電力を供給できる設計とする。また、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）及びモータコントロールセンタ（緊急用）を介して復水移送ポンプ、代替循環冷却ポンプ及び低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

ガスタービン発電機接続盤の電圧は、下流に設置されているメタルクラッドスイッチギア（緊急用）の電圧と同じ6900Vとする。

1. 容量の設定根拠

ガスタービン発電機接続盤は、重大事故等時に必要な容量に基づき設計した常設代替交流電源設備の容量を基に設計する。

常設代替交流電源設備の電流は、添付書類「VI-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて示す常設代替交流電源設備 1 台分の容量 4500kVA に対し、以下のとおり 377A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{4500}{\sqrt{3} \times 6.9} = 376.6 \approx 377$$

I : 電流(A)

Q : 常設代替交流電源設備 1 台分の容量(kVA) = 4500

V : 電圧(kV) = 6.9

したがって、ガスタービン発電機接続盤の母線容量は、377A に対し、十分な余裕を有する 1200A/個とする。

2. 個数の設定根拠

ガスタービン発電機接続盤は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 2 個設置する。



2.6.11 メタルクラッドスイッチギア（緊急用）

名	称	メタルクラッドスイッチギア（緊急用）
容	量	A/個
個	数	—
—		
<p><b>【設定根拠】</b>  <b>(概要)</b>            重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するメタルクラッドスイッチギア（緊急用）は、以下の機能を有する。</p> <p>メタルクラッドスイッチギア（緊急用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備として設置するメタルクラッドスイッチギア(緊急用)は、メタルクラッドスイッチギア(緊急用)2F 及びメタルクラッドスイッチギア(緊急用)2G から構成される。各メタルクラッドスイッチギア(緊急用)の系統構成は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2F                系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2F からメタルクラッドスイッチギア（非常用）を介して残留熱除去系ポンプへ電力を供給できる設計とする。また、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2F からメタルクラッドスイッチギア（緊急用）2G、動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）及びモータコントロールセンタ（緊急用）を介して復水移送ポンプ、代替循環冷却ポンプ及び低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。                メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2F の母線電圧は、接続先であるメタルクラッドスイッチギア（緊急用）2G、メタルクラッドスイッチギア（非常用）及び下流に設置されている動力変圧器(緊急用)の一次電圧と同じ 6900V とする。</li> <li>・メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2G                系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2F からメタルクラッドスイッチギア（緊急用）2G、動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）及びモータコントロールセンタ（緊急用）を介して復水移送ポンプ、代替循環冷却ポンプ及び低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。また、可搬型代替交流電源設備である電源車を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2G からメタルクラッドスイッチギア（非常用）、動力変圧器(非常用)、パワーセンタ(非常用)及びモータコントロールセンタ(非常用)を介して復水移送ポンプ及び低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。さらに、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2G から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）及びモータコントロールセンタ（緊急用）を介して復水移送ポンプ及び低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。                メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2G の母線電圧は、接続先であるメタルクラッドスイッチギア(非常用)及び下流に設置されている動力変圧器(緊急用)の一次電圧と同じ 6900V とする。</li> </ul>		

1. 容量の設定根拠

1.1 メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2F

メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2F の母線容量は，重大事故等時に必要な容量に基づき設計した常設代替交流電源設備の容量を基に設計する。

常設代替交流電源設備の電流は，添付書類「VI-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて示す常設代替交流電源設備 2 台分の容量 9000kVA に対し，以下のとおり 754A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{9000}{\sqrt{3} \times 6.9} = 753.1 \approx 754$$

I : 電流 (A)

Q : 常設代替交流電源設備 2 台分の容量 (kVA) = 9000

V : 電圧 (kV) = 6.9

したがって，メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2F の母線容量は，754A に対し，十分な余裕を有する 1200A/個とする。

1.2 メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2G

メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2G の母線容量は，重大事故等時に必要な容量に基づき設計した常設代替交流電源設備の容量を基に設計する。

常設代替交流電源設備の電流は，添付書類「VI-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて示す常設代替交流電源設備 2 台分の容量 9000kVA に対し，以下のとおり 754A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{9000}{\sqrt{3} \times 6.9} = 753.1 \approx 754$$

I : 電流 (A)

Q : 常設代替交流電源設備 2 台分の容量 (kVA) = 9000

V : 電圧 (kV) = 6.9

したがって，メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2G の母線容量は，754A に対し，十分な余裕を有する 1200A/個とする。

2. 個数の設定根拠

2.1 メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2F

メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2F は，重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 2 個設置する。

2.2 メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2G

メタルクラッドスイッチギア（緊急用）2G は，重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

2.6.12 動力変圧器（緊急用）

名	称	動力変圧器（緊急用）		
容	量	kVA/個	500(定格電圧6900/460V)	750(定格電圧6750/460V)
個	数	—	2	1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する動力変圧器（緊急用）は、以下の機能を有する。

動力変圧器（緊急用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

重大事故等対処設備として設置する動力変圧器（緊急用）は、動力変圧器（緊急用）2F 及び動力変圧器（緊急用）2G から構成される。各動力変圧器（緊急用）の系統構成は以下のとおり。

・動力変圧器（緊急用）2F

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）2F、モータコントロールセンタ（緊急用）及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤を介してガスタービン発電設備燃料移送ポンプへ電力を供給できる設計とする。

動力変圧器（緊急用）2F の電圧は、上流に設置されているメタルクラッドスイッチギア（緊急用）の母線電圧 6900V を下流に設置されているモータコントロールセンタ（緊急用）に応じて降圧するため、6900/460V とする。

・動力変圧器（緊急用）2G

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）2G、パワーセンタ（緊急用）及びモータコントロールセンタ（緊急用）を介して復水移送ポンプ、代替循環冷却ポンプ及びその他の負荷へ電力を供給できる設計とする。また、可搬型代替交流電源設備である電源車を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）2G、パワーセンタ（緊急用）及びモータコントロールセンタ（緊急用）を介して復水移送ポンプ及びその他の負荷へ電力を供給できる設計とする。

動力変圧器（緊急用）2G の電圧は、上流に設置されているメタルクラッドスイッチギア（緊急用）の母線電圧 6900V を下流に設置されているパワーセンタ（緊急用）に応じて降圧するため、6750/460V とする。

1. 容量の設定根拠

1.1 動力変圧器（緊急用）2F

動力変圧器（緊急用）2F は、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを負荷として含むモータコントロールセンタ（緊急用）の容量を供給できる設計とする。

動力変圧器（緊急用）2F の負荷容量を表 1 及び表 2 に示す。

表 1 及び表 2 のうち、動力変圧器（緊急用）2F から供給される容量が最も大きくなるのは、モータコントロールセンタ（緊急用）2F-2 に供給する動力変圧器（緊急用）2F-2 であり、その容量は 175.8kW となることから、容量は以下のとおり 196kVA となる。

$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{175.8}{0.9} = 195.4 \approx 196$$

Q : 動力変圧器（緊急用）の容量(kVA)

P : 必要負荷(kW) = 175.8

p f : 力率(平均) = 0.9

したがって、動力変圧器（緊急用）2F の容量は、196kVA に対し、十分な余裕を有する 500kVA/個とする。

表 1 動力変圧器（緊急用）2F-1 の負荷

モータコントロールセンタ	設備・機器名	負荷容量(kW)
2F-1	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ A	1.5
	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ B	1.5
	照明設備	18.0
	緊急用電気品建屋換気設備	92.3
	その他の負荷	55.0
負荷合計		168.3

表 2 動力変圧器（緊急用）2F-2 の負荷

モータコントロールセンタ	設備・機器名	負荷容量(kW)
2F-2	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ A	1.5
	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ B	1.5
	照明設備	18.0
	緊急用電気品建屋換気設備	99.8
	その他の負荷	55.0
負荷合計		175.8

1.2 動力変圧器（緊急用）2G

動力変圧器（緊急用）2G は、復水移送ポンプ、代替循環冷却ポンプ及び低圧負荷の容量を供給できる設計とする。

動力変圧器（緊急用）2G の負荷容量を表 3 に示す。

表 3 より、負荷容量の合計は 495.9kW となることから、容量は以下のとおり 551kVA となる。

$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{495.9}{0.9} = 551$$

Q : 動力変圧器（緊急用）の容量(kVA)  
P : 必要負荷(kW) = 495.9  
p f : 力率(平均) = 0.9

したがって、動力変圧器(緊急用)2Gの容量は、551kVAに対し、十分な余裕を有する750kVA/個とする。

表3 動力変圧器（緊急用）2Gの負荷

モータコントロールセンタ	設備・機器名	負荷容量(kW)
2G-1	復水移送ポンプ	45.0
	代替循環冷却ポンプ	90.0
	その他の負荷	270.6
2G-2	復水移送ポンプ	45.0
	復水移送ポンプ	45.0
	その他の負荷	0.3
負荷合計		495.9

## 2. 個数の設定根拠

### 2.1 動力変圧器（緊急用）2F

動力変圧器（緊急用）2Fは、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に1個とし、合計2個設置する。

### 2.2 動力変圧器（緊急用）2G

動力変圧器（緊急用）2Gは、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である1個設置する。

2.6.13 パワーセンタ（緊急用）

名	称	パワーセンタ（緊急用）
容	量	A/個
個	数	—
		3000(定格電圧600V)
		1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するパワーセンタ（緊急用）は、以下の機能を有する。

パワーセンタ（緊急用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギヤ（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）及びモータコントロールセンタ（緊急用）を介して復水移送ポンプ、代替循環冷却ポンプ及びその他の負荷へ電力を供給できる設計とする。また、可搬型代替交流電源設備である電源車を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギヤ（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）及びモータコントロールセンタ（緊急用）を介して復水移送ポンプ及びその他の負荷へ電力を供給できる設計とする。

パワーセンタ（緊急用）の母線電圧は、下流に設置されている低圧負荷の電圧に電圧降下を考慮して 460V とする。

1. 容量の設定根拠

パワーセンタ（緊急用）の母線容量は、上流に設置されている動力変圧器（緊急用）の容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

動力変圧器（緊急用）の負荷容量を表 1 に示す。

表 1 より負荷容量の合計は 495.9kW となることから、容量は以下のとおり 551kVA となる。

$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{495.9}{0.9} = 551$$

Q : パワーセンタ（緊急用）の容量(kVA)

P : 必要負荷(kW) = 495.9

p f : 力率(平均) = 0.9

したがって、パワーセンタ（緊急用）の容量である 551kVA に対し、電流は以下のとおり 692A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{551}{\sqrt{3} \times 0.46} = 691.6 \div 692$$

I : 電流(A)

Q : パワーセンタ（緊急用）の容量(kVA) = 551

V : 電圧(kV) = 0.46

以上により、パワーセンタ（緊急用）の母線容量は、692A に対し、十分な余裕を有する 3000A/個とする。

表 1 パワーセンタ（緊急用）4-2G の負荷

モータコントロールセンタ	設備・機器名	負荷容量(kW)
2G-1	復水移送ポンプ	45.0
	代替循環冷却ポンプ	90.0
	その他の負荷	270.6
2G-2	復水移送ポンプ	45.0
	復水移送ポンプ	45.0
	その他の負荷	0.3
負荷合計		495.9

2. 個数の設定根拠

パワーセンタ（緊急用）は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

## 2.6.14 モータコントロールセンタ（緊急用）

名 称		モータコントロールセンタ（緊急用）	
容 量	A/個	800(定格電圧600V)	
個 数	—	4	
—			
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <p>重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するモータコントロールセンタ（緊急用）は、以下の機能を有する。</p> <p>モータコントロールセンタ（緊急用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備として設置するモータコントロールセンタ（緊急用）は、モータコントロールセンタ（緊急用）2F 及びモータコントロールセンタ（緊急用）2G から構成される。各モータコントロールセンタ（緊急用）の系統構成は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モータコントロールセンタ（緊急用）2F           <p>系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、モータコントロールセンタ（緊急用）2F 及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤を介してガスタービン発電設備燃料移送ポンプへ電力を供給できる設計とする。</p> <p>モータコントロールセンタ（緊急用）2F の母線電圧は、上流に設置されている動力変圧器（緊急用）の電圧と同じ 460V とする。</p> </li> <li>・モータコントロールセンタ（緊急用）2G           <p>系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）及びモータコントロールセンタ（緊急用）2G を介して復水移送ポンプ、代替循環冷却ポンプ及びその他の負荷へ電力を供給できる設計とする。また、可搬型代替交流電源設備である電源車を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）及びモータコントロールセンタ（緊急用）2G を介して復水移送ポンプ及びその他の負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>モータコントロールセンタ（緊急用）2G の母線電圧は、上流に設置されているパワーセンタ（緊急用）の電圧と同じ 460V とする。</p> </li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>1.1 モータコントロールセンタ（緊急用）2F</p> <p>モータコントロールセンタ（緊急用）2F の母線容量は、上流に設置されている動力変圧器（緊急用）から供給される容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。</p> <p>モータコントロールセンタ（緊急用）2F の負荷を表 1 及び表 2 に示す。</p> <p>表 1 及び表 2 に示すモータコントロールセンタ（緊急用）2F のうち、負荷容量が最大となるのは、モータコントロールセンタ（緊急用）2F-2 の 175.8kW であることから、容量は以下のとおり 196kVA となる。</p>			



$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{175.8}{0.9} = 195.4 \approx 196$$

Q : モータコントロールセンタ (緊急用) 2F の容量(kVA)

P : 必要負荷(kW)=175.8

p f : 力率(平均)=0.9

したがって、モータコントロールセンタ (緊急用) 2F の容量である 196kVA に対し、電流は以下のとおり 246A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{196}{\sqrt{3} \times 0.46} = 246.0 \approx 246$$

I : 電流(A)

Q : モータコントロールセンタ (緊急用) 2F の容量(kVA) = 196

V : 電圧(kV) = 0.46

以上により、モータコントロールセンタ (緊急用) 2F の母線容量は、246A に対し、十分な余裕を有する 800A/個とする。

表1 モータコントロールセンタ (緊急用) 2F-1 の負荷

設備・機器名	負荷容量(kW)
ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ A	1.5
ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ B	1.5
照明設備	18.0
緊急用電気品建屋換気設備	92.3
その他の負荷	55.0
負荷合計	168.3

表2 モータコントロールセンタ (緊急用) 2F-2 の負荷

設備・機器名	負荷容量(kW)
ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ A	1.5
ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ B	1.5
照明設備	18.0
緊急用電気品建屋換気設備	99.8
その他の負荷	55.0
負荷合計	175.8

### 1.2 モータコントロールセンタ (緊急用) 2G

モータコントロールセンタ (緊急用) 2G の母線容量は、上流に設置されているパワーセンタ (緊急用) から供給される容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。モータコントロールセンタ (緊急用) 2G の負荷を表 3 及び表 4 に示す。

表 3 及び表 4 に示すモータコントロールセンタ (緊急用) 2G のうち、負荷容量が最大となるのは、モータコントロールセンタ (緊急用) 2G-1 の 405.6kW であることから、容量は以下のとおり 451kVA となる。

$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{405.6}{0.9} = 450.7 \doteq 451$$

Q : モータコントロールセンタ (緊急用) 2G の容量(kVA)

P : 必要負荷(kW)=405.6

p f : 力率(平均)=0.9

したがって、モータコントロールセンタ (緊急用) 2G の容量である 451kVA に対し、電流は以下のとおり 567A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{451}{\sqrt{3} \times 0.46} = 566.1 \doteq 567$$

I : 電流(A)

Q : モータコントロールセンタ (緊急用) 2G の容量(kVA) = 451

V : 電圧(kV) = 0.46

以上により、モータコントロールセンタ (緊急用) 2G の母線容量は、567A に対し、十分な余裕を有する 800A/個とする。

表3 モータコントロールセンタ (緊急用) 2G-1 の負荷

設備・機器名	負荷容量(kW)
復水移送ポンプ	45.0
代替循環冷却ポンプ	90.0
その他の負荷	270.6
負荷合計	405.6

表4 モータコントロールセンタ (緊急用) 2G-2 の負荷

設備・機器名	負荷容量(kW)
復水移送ポンプ	45.0
復水移送ポンプ	45.0
その他の負荷	0.3
負荷合計	90.3

## 2. 個数の設定根拠

### 2.1 モータコントロールセンタ (緊急用) 2F

モータコントロールセンタ (緊急用) 2F は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし、合計 2 個設置する。

### 2.2 モータコントロールセンタ (緊急用) 2G

モータコントロールセンタ (緊急用) 2G は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 2 個設置する。

2.6.15 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤

名	称	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤	
容	量	A/個	100(定格電圧600V)
個	数	—	1
—			
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <p>重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤は、以下の機能を有する。</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、モータコントロールセンタ（緊急用）及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤を介してガスタービン発電設備燃料移送ポンプへ電力を供給できる設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤の電圧は、上流に設置されているモータコントロールセンタ（緊急用）の電圧と同じ 460V とする。</p> <p>1. 容量の設定根拠 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤の容量は、上流に設置されているモータコントロールセンタ（緊急用）から供給される容量を下流に設置されているガスタービン発電設備燃料移送ポンプへ供給できる設計とする。 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの容量は、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの負荷容量 2.9A に対し、十分な余裕を有する 100A/個とする。</p> <p>2. 個数の設定根拠 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。</p>			

2.6.16 460V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）

名 称	460V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）		
容 量	A/個	150(定格電圧600V)	
個 数	—	1	
—			
<p><b>【設定根拠】</b>  <b>(概要)</b>            重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 460V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）は、以下の機能を有する。</p> <p>460V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）、モータコントロールセンタ（緊急用）及び 460V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>また、可搬型代替交流電源設備である電源車を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）、モータコントロールセンタ（緊急用）及び 460V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>460V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）の電圧は、下流に設置されている低圧負荷の電圧に電圧降下を考慮して 460V とする。</p>			
<p>1. 容量の設定根拠</p> <p>460V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）は、下流に設置されている電動弁及び電動機の容量を供給できる設計とする。</p> <p>460V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）の容量は、電動弁及び電動機に電力を供給する電磁接触器 1 個当たりの容量であることから、負荷のうち、電磁接触器 1 個当たりの最大電流を基に設計する。</p> <p>電磁接触器 1 個当たりの負荷電流が最大となるのは、代替循環冷却ポンプの 140A である。したがって、460V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）の容量は 140A に対し十分な余裕を有する 150A/個とする。</p>			
<p>2. 個数の設定根拠</p> <p>460V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。</p>			

2.6.17 120V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）

名 称	120V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）		
容 量	A/個	30(定格電圧120V)	
個 数	—	1	

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 120V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）は、以下の機能を有する。

120V 原子炉建屋電源切替盤（緊急用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）、モータコントロールセンタ（緊急用）、中央制御室 120V 交流分電盤（緊急用）及び 120V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

また、可搬型代替交流電源設備である電源車を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）、モータコントロールセンタ（緊急用）、中央制御室 120V 交流分電盤（緊急用）及び 120V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

120V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）の電圧は、下流に設置されている低圧負荷の電圧に電圧降下を考慮して 120V とする。

1. 容量の設定根拠

120V 原子炉建屋電源切替盤（緊急用）は、下流に設置されている低圧負荷の容量を供給できる設計とする。

120V 原子炉建屋電源切替盤（緊急用）の容量は、低圧負荷に電力を供給する電磁接触器 1 個当たりの容量であることから、負荷のうち、電磁接触器 1 個当たりの最大電流を基に設計する。

電磁接触器 1 個当たりの負荷電流が最大となるのは、フィルタ装置出口水素濃度計の 25A である。

したがって、120V 原子炉建屋電源切替盤（緊急用）の容量は 25A に対し十分な余裕を有する 30A/個とする。

2. 個数の設定根拠

120V 原子炉建屋電源切替盤（緊急用）は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

2.6.18 中央制御室 120V 交流分電盤（緊急用）

名 称	中央制御室 120V 交流分電盤(緊急用)		
容 量	kVA/個	20(定格電圧460/120V)	
個 数	—	1	

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する中央制御室 120V 交流分電盤（緊急用）は、以下の機能を有する。

中央制御室 120V 交流分電盤（緊急用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）、モータコントロールセンタ（緊急用）、中央制御室 120V 交流分電盤(緊急用)及び 120V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

また、可搬型代替交流電源設備である電源車を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）、モータコントロールセンタ（緊急用）、中央制御室 120V 交流分電盤(緊急用)及び 120V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

中央制御室 120V 交流分電盤(緊急用)の電圧は、上流に設置されているモータコントロールセンタ(緊急用)の母線電圧 460V を下流に設置されている低圧負荷に応じて降圧するため、460/120V とする。

1. 容量の設定根拠

中央制御室 120V 交流分電盤(緊急用)の容量は、下流に設置されている低圧負荷の容量を供給できる設計とする。

中央制御室 120V 交流分電盤(緊急用)の負荷容量を表 1 に示す。

表 1 より、中央制御室 120V 交流分電盤（緊急用）の容量は、負荷容量 4.48kVA に対し、十分な余裕を有する 20kVA/個とする。

表 1 中央制御室 120V 交流分電盤（緊急用）の負荷容量

負荷	容量 (kVA)
フィルタ装置出口水素濃度計	3.00
原子炉建屋内水素モニタ盤(A)	0.72
原子炉建屋内水素モニタ盤(B)	0.72
FCVS pH 測定装置中継盤	0.04
合計	4.48

2. 個数の設定根拠

中央制御室 120V 交流分電盤（緊急用）は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

2.6.19 メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）

名 称	メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）		
容 量	A/個	1200(定格電圧7200V)	
個 数	—	2	

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するメタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）は、以下の機能を有する。

メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）からメタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）、動力変圧器（緊急時対策所用）及びモータコントロールセンタ（緊急時対策所用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

また、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）から動力変圧器（緊急時対策所用）及びモータコントロールセンタ（緊急時対策所用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）の母線電圧は、接続元であるメタルクラッドスイッチギア（緊急用）及び下流に設置されている動力変圧器（緊急時対策所用）の一次電圧と同じ6900Vとする。

1. 容量の設定根拠

メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）の母線容量は、重大事故等時に必要な容量に基づき設計した電源車（緊急時対策所用）の容量を基に設計する。電源車（緊急時対策所用）の電流は、添付書類「VI-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて示す電源車（緊急時対策所用）の容量400kVAに対し、以下のとおり35Aである。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{400}{\sqrt{3} \times 6.9} = 33.4 \div 35$$

I：電流(A)

Q：電源車（緊急時対策所用）の容量(kVA)=400

V：電圧(kV)=6.9

したがって、メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）の母線容量は、35Aに対し、十分な余裕を有する1200A/個とする。

2. 個数の設定根拠

メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）は、重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である2個設置する。

2.6.20 動力変圧器（緊急時対策所用）

名	称	動力変圧器（緊急時対策所用）
容	量	kVA/個
個	数	—
		500(定格電圧6900/460V)
		2

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する動力変圧器（緊急時対策所用）は、以下の機能を有する。

動力変圧器（緊急時対策所用）は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）からメタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）、動力変圧器（緊急時対策所用）及びモータコントロールセンタ（緊急時対策所用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

また、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）から動力変圧器（緊急時対策所用）及びモータコントロールセンタ（緊急時対策所用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

動力変圧器（緊急時対策所用）の電圧は、上流に設置されているメタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）の母線電圧 6900V を下流に設置されているモータコントロールセンタ（緊急時対策所用）に応じて降圧するため、6900/460V とする。

1. 容量の設定根拠

動力変圧器（緊急時対策所用）の容量は、モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）の容量を供給できる設計とする。

動力変圧器（緊急時対策所用）の負荷容量を表 1 及び表 2 に示す。

表 1 及び表 2 のうち、動力変圧器（緊急時対策所用）から供給される容量が最も大きくなるのは、モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）J-1 に供給する動力変圧器（緊急時対策所用）J-1 であり、その容量は 296.9kW となることから、容量は以下のとおり 330kVA となる。

$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{296.9}{0.9} = 329.9 \div 330$$

Q : 動力変圧器（緊急時対策所用）の容量(kVA)

P : 必要負荷(kW) = 296.9

p f : 力率(平均) = 0.9

したがって、動力変圧器（非常用）の容量は、330kVA に対し、十分な余裕を有する 500kVA/個とする。



表1 動力変圧器（緊急時対策所用）J-1の負荷容量

設備・機器名	容量(kW)
換気空調設備*	164.3
照明設備	40.1
通信連絡設備	5.0
蓄電池充電器	77.0
その他の負荷	10.5
負荷合計	296.9

注記\* : モータコントロールセンタ（緊急時対策所）J-3の負荷容量を含む。

表2 動力変圧器（緊急時対策所用）J-2の負荷容量

設備・機器名	容量(kW)
換気空調設備*	37.1
照明設備	40.1
通信連絡設備	5.0
蓄電池充電器	77.0
その他の負荷	5.2
負荷合計	164.4

注記\* : モータコントロールセンタ（緊急時対策所）J-3の負荷容量を含む。

2. 個数の設定根拠

動力変圧器（緊急時対策所用）は、重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である2個設置する。

2.6.21 モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）

名	称	モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）	
容	量	A/個	800(定格電圧600V)
個	数	—	3

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するモータコントロールセンタ（緊急時対策所用）は、以下の機能を有する。

モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）からメタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）、動力変圧器（緊急時対策所用）及びモータコントロールセンタ（緊急時対策所用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

また、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）から動力変圧器（緊急時対策所用）及びモータコントロールセンタ（緊急時対策所用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）の母線電圧は、上流に設置されている動力変圧器（緊急時対策所用）の電圧と同じ460Vとする。

1. 容量の設定根拠

モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）の母線容量は、上流に設置されている動力変圧器（緊急時対策所用）から供給される容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）の負荷を表1～表3に示す。

表1～表3に示すモータコントロールセンタ（緊急時対策所用）のうち、負荷容量が最大となるのは、モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）J-1の296.9kWであることから、容量は以下のとおり330kVAとなる。

$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{296.9}{0.9} = 329.9 \approx 330$$

Q : モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）の容量(kVA)

P : 必要負荷(kW) = 296.9

p f : 力率(平均) = 0.9

したがって、モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）の容量は330kVAに対し、電流は以下のとおり415Aである。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{330}{\sqrt{3} \times 0.46} = 414.2 \div 415$$

I : 電流 (A)

Q : モータコントロールセンタ (緊急時対策所用) の容量 (kVA) = 330

V : 電圧 (kV) = 0.46

以上により、モータコントロールセンタ (緊急時対策所用) の母線容量は、415A に対し、十分な余裕を有する 800A/個とする。

表 1 モータコントロールセンタ (緊急時対策所用) J-1 の負荷容量

設備・機器名	容量 (kW)
換気空調設備*	164.3
照明設備	40.1
通信連絡設備	5.0
蓄電池充電器	77.0
その他の負荷	10.5
負荷合計	296.9

注記\* : モータコントロールセンタ (緊急時対策所) J-3 の負荷容量を含む。

表 2 モータコントロールセンタ (緊急時対策所用) J-2 の負荷容量

設備・機器名	容量 (kW)
換気空調設備*	37.1
照明設備	40.1
通信連絡設備	5.0
蓄電池充電器	77.0
その他の負荷	5.2
負荷合計	164.4

注記\* : モータコントロールセンタ (緊急時対策所) J-3 の負荷容量を含む。

表 3 モータコントロールセンタ (緊急時対策所用) J-3 の負荷容量

設備・機器名	容量 (kW)
換気空調設備	2.3
負荷合計	2.3

## 2. 個数の設定根拠

モータコントロールセンタ (緊急時対策所用) は、重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし、合計 3 個設置する。

2.6.22 105V 交流電源切替盤（緊急時対策所用）

名 称	105V 交流電源切替盤（緊急時対策所用）		
容 量	A/個	225(定格電圧460/210-105V)	
個 数	—	1	

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 105V 交流電源切替盤（緊急時対策所用）は、以下の機能を有する。

105V 交流電源切替盤（緊急時対策所用）は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）からメタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）、動力変圧器（緊急時対策所用）、モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）及び 105V 交流電源切替盤（緊急時対策所用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

また、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）から動力変圧器（緊急時対策所用）、モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）及び 105V 交流電源切替盤（緊急時対策所用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

105V 交流電源切替盤（緊急時対策所用）の電圧は、下流に設置されている低圧負荷の電圧に電圧降下を考慮して 460/210-105V とする。

1. 容量の設定根拠

105V 交流電源切替盤（緊急時対策所用）の容量は、上流に設置されているモータコントロールセンタ（緊急時対策所用）の容量を下流に設置されている 105V 交流分電盤（緊急時対策所用）へ供給できる設計とする。

105V 交流分電盤（緊急時対策所用）の容量 30kVA に対し、電流は以下のとおり 66A である。

$$I = \frac{Q}{V} = \frac{30}{0.46} = 65.2 \div 66$$

I : 電流(A)

Q : 105V 交流電源切替盤（緊急時対策所用）の容量(kVA) = 30

V : 電圧(kV) = 0.46

したがって、105V 交流電源切替盤（緊急時対策所用）の容量は、66A に対し、十分な余裕を有する 225A/個とする。

2. 個数の設定根拠

105V 交流電源切替盤（緊急時対策所用）は、重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

2.6.23 105V 交流分電盤（緊急時対策所用）

名	称	105V 交流分電盤（緊急時対策所用）	
容	量	kVA/個	30(定格電圧210-105V)
個	数	—	1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 105V 交流分電盤（緊急時対策所用）は、以下の機能を有する。

105V 交流分電盤（緊急時対策所用）は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）からメタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）、動力変圧器（緊急時対策所用）、モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）及び 105V 交流分電盤（緊急時対策所用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

また、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）から動力変圧器（緊急時対策所用）、モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）及び 105V 交流分電盤（緊急時対策所用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

105V 交流分電盤（緊急時対策所用）の電圧は、上流に設置されているモータコントロールセンタ（緊急時対策所用）の母線電圧 460V を下流に設置されている低圧負荷に応じて降圧するため、210-105V とする。

1. 容量の設定根拠

105V 交流分電盤（緊急時対策所用）の容量は、上流に設置されているモータコントロールセンタ（緊急時対策所用）の容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

105V 交流分電盤（緊急時対策所用）の負荷を表 1 に示す。

表 1 より、105V 交流分電盤（緊急時対策所用）の容量は、負荷容量 4.26kVA に対し、十分な余裕を有する 30kVA/個とする。

表 1 105V 交流分電盤（緊急時対策所用）J-3 の負荷

負荷	容量(kVA)
制御盤	0.14
火災防護設備	4.12
合計	4.26

2. 個数の設定根拠

105V 交流分電盤（緊急時対策所用）は、重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

2.6.24 120V 交流分電盤（緊急時対策所用）

名 称	120V 交流分電盤（緊急時対策所用）		
容 量	kVA/個	10(定格電圧460/120V)	
個 数	—	2	

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 120V 交流分電盤（緊急時対策所用）は、以下の機能を有する。

120V 交流分電盤（緊急時対策所用）は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）からメタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）、動力変圧器（緊急時対策所用）、モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）及び 120V 交流分電盤（緊急時対策所用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

また、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）から動力変圧器（緊急時対策所用）、モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）及び 120V 交流分電盤（緊急時対策所用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

120V 交流分電盤（緊急時対策所用）の電圧は、上流に設置されているモータコントロールセンタ（緊急時対策所用）の母線電圧 460V を下流に設置されている低圧負荷に応じて降圧するため、460/120V とする。

1. 容量の設定根拠

120V 交流分電盤（緊急時対策所用）の容量は、上流に設置されているモータコントロールセンタ（緊急時対策所用）の容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

120V 交流分電盤（緊急時対策所用）の負荷を表 1 及び表 2 に示す。

表 1 及び表 2 より 120V 交流分電盤（緊急時対策所用）の容量は、最大負荷容量 6.13kVA に対し、十分な容量を有する 10kVA とする。

表 1 120V 交流分電盤（緊急時対策所用）J-1 の負荷

負荷	容量(kVA)
制御盤	6.01
その他の負荷	0.12
合計	6.13

表 2 120V 交流分電盤（緊急時対策所用）J-2 の負荷

負荷	容量(kVA)
制御盤	0.73
その他の負荷	0.12
合計	0.85

2. 個数の設定根拠

120V 交流分電盤（緊急時対策所用）は，重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし，合計 2 個設置する

2.6.25 210V 交流分電盤（緊急時対策所用）

名	称	210V 交流分電盤（緊急時対策所用）	
容	量	kVA/個	150(定格電圧460/210V)
個	数	—	2

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 210V 交流分電盤（緊急時対策所用）は、以下の機能を有する。

210V 交流分電盤（緊急時対策所用）は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）からメタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）、動力変圧器（緊急時対策所用）、モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）及び 210V 交流分電盤（緊急時対策所用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

また、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）から動力変圧器（緊急時対策所用）、モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）及び 210V 交流分電盤（緊急時対策所用）を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

210V 交流分電盤（緊急時対策所用）の電圧は、上流に設置されているモータコントロールセンタ（緊急時対策所用）の母線電圧 460V を下流に設置されている低圧負荷に応じて降圧するため、460/210V とする。

1. 容量の設定根拠

210V 交流分電盤（緊急時対策所用）の容量は、上流に設置されているモータコントロールセンタ（緊急時対策所用）の容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

210V 交流分電盤（緊急時対策所用）の負荷を表 1 及び表 2 に示す。

表 1 及び表 2 より 210V 交流分電盤（緊急時対策所用）の容量は、最大負荷容量 101.2kVA に対し、十分な余裕を有する 150kVA とする。

表 1 210V 交流分電盤（緊急時対策所用）J-1 の負荷容量

負荷	容量(kVA)
空調設備	97.3
その他の負荷	3.9
合計	101.2

表 2 210V 交流分電盤（緊急時対策所用）J-2 の負荷容量

負荷	容量(kVA)
空調設備	97.3
合計	97.3

2. 個数の設定根拠

210V 交流分電盤（緊急時対策所用）は、重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし、合計 2 個設置する。



2.6.26 125V 直流主母線盤（緊急時対策所用）

名 称	125V 直流主母線盤（緊急時対策所用）	
容 量	A/個	1800(定格電圧125V)
個 数	—	3

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 125V 直流主母線盤（緊急時対策所用）は、以下の機能を有する。

125V 直流主母線盤（緊急時対策所用）は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、緊急時対策所の直流電源設備である 125V 直流主母線盤（緊急時対策所用）から直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

125V 直流主母線盤（緊急時対策所用）の母線電圧は、下流に設置されている低圧負荷の電圧に電圧降下を考慮して 125V とする。

1. 容量の設定根拠

125V 直流主母線盤（緊急時対策所用）は、下流に設置されている直流負荷へ供給できる設計とする。

125V 直流主母線盤（緊急時対策所用）の母線容量は、設計基準事故対処設備の電源が喪失後、連続的に給電される直流負荷のうち、最大となる直流負荷の容量を基に設計する。

125V 直流主母線盤（緊急時対策所用）の母線容量は、表 1-1 及び表 1-2 にて示す設計基準事故対処設備の電源が喪失後 1 分以降、連続的に給電される最大負荷電流である 277.5A に対し十分な余裕を有する 1800A/個とする。

表 1 125V 蓄電池 J-1 負荷リスト

負荷名称	負荷電流 (A) と運転時間 (分)	
	0~1 分	1~1440 分
メタルクラッドスイッチギアの投入及び引外し	30.0	0
安全パラメータ表示システム (SPDS)	77.5	77.5
SA 通信 (A)	77.0	77.0
その他の負荷	123.0	123.0
合計	307.5	277.5

表 2 125V 蓄電池 J-2 負荷リスト

負荷名称	負荷電流 (A) と運転時間 (分)	
	0~1 分	1~1440 分
メタルクラッドスイッチギアの投入及び引外し	30.0	0
安全パラメータ表示システム (SPDS)	77.5	77.5
SA 通信 (B)	77.0	77.0
その他の負荷	118.5	118.5
合計	303.0	273.0

2. 個数の設定根拠

125V 直流主母線盤（緊急時対策所用）は，重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし，合計 3 個設置する。

2.6.27 125V 充電器 2A 及び 2B

名	称	125V 充電器 2A 及び 2B
容	量	A/個
個	数	—
		700(定格電圧125V)
		2

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 125V 充電器 2A 及び 2B は、以下の機能を有する。

125V 充電器 2A 及び 2B は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、所内常設蓄電式直流電源設備である 125V 蓄電池 2A 及び 2B による電源供給後、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機をガスタービン発電機接続盤に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）からメタルクラッドスイッチギア（非常用）、動力変圧器（非常用）、パワーセンタ（非常用）及びモータコントロールセンタ（非常用）を介して 125V 充電器 2A 及び 2B へ接続することにより、125V 直流主母線盤 2A 及び 2B 並びに 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 へ電力を供給できる設計とする。また、可搬型代替交流電源設備である電源車を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）からメタルクラッドスイッチギア（非常用）、動力変圧器（非常用）、パワーセンタ（非常用）及びモータコントロールセンタ（非常用）を介して 125V 充電器 2A 及び 2B へ接続することにより、125V 直流主母線盤 2A 及び 2B 並びに 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 へ電力を供給できる設計とする。

125V 充電器 2A 及び 2B の電圧は、下流に設置されている 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B 並びに 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 の電圧と同じ 125V とする。

1. 容量の設定根拠

1.1 125V 充電器 2A

125V 充電器 2A は、上流に設置されるモータコントロールセンタ（非常用）の容量を下流に設置される 125V 直流主母線盤 2A 及び 2A-1 へ供給できる設計とする。

125V 充電器 2A の容量は、125V 蓄電池 2A による 24 時間給電以降において、負荷切離しを行わずに供給できる容量を基に設計する。

125V 充電器 2A の容量は、添付書類「VI-1-1-4-8-1-2-1-1 設定根拠に関する説明書（電力貯蔵装置 125V 蓄電池）」の表 1-1 に示す、125V 蓄電池 2A による 24 時間給電以降において連続的に給電される負荷電流 216.5A と充電電流 400A の合計 616.5A に対し十分な余裕を有する 700A/個とする。

1.2 125V 充電器 2B

125V 充電器 2B は、上流に設置されるモータコントロールセンタ（非常用）の容量を下流に設置される 125V 直流主母線盤 2B 及び 2B-1 へ供給できる設計とする。

125V 充電器 2B の容量は、125V 蓄電池 2B による 24 時間給電以降において、負荷切離しを行わずに供給できる容量を基に設計する。

125V 充電器 2B の容量は、添付書類「VI-1-1-4-8-1-2-1-1 設定根拠に関する説明書（電力貯蔵装置 125V 蓄電池）」の表 1-5 に示す、125V 蓄電池 2B による 24 時間給電以降において連続的に給電される負荷電流 133.3A と充電電流 300A の合計 433.3A に対し十分な余裕を

有する 700A/個とする。

2. 個数の設定根拠

2.1 125V 充電器 2A

125V 充電器 2A は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

2.2 125V 充電器 2B

125V 充電器 2B は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

2.6.28 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B

名	称	125V 直流主母線盤 2A 及び 2B
容	量	A/個
個	数	—
		1800(定格電圧125V)
		2

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B は、以下の機能を有する。

125V 直流主母線盤 2A 及び 2B は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、所内常設蓄電式直流電源設備である 125V 蓄電池 2A 及び 2B を 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B 並びに 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 へ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

125V 直流主母線盤 2A 及び 2B の母線電圧は、接続される 125V 蓄電池 2A 及び 2B の電圧と同じ 125V とする。

1. 容量の設定根拠

125V 直流主母線盤 2A 及び 2B は、125V 蓄電池 2A 及び 2B の容量を直流負荷へ供給できる設計とする。

125V 直流主母線盤 2A 及び 2B の母線容量は、設計基準事故対処設備の電源が喪失後、連続的に給電される直流負荷のうち、最大となる直流負荷の容量を基に設計する。

125V 直流主母線盤 2A 及び 2B の母線容量は、添付書類「VI-1-1-4-8-1-2-1-1 設定根拠に関する説明書（電力貯蔵装置 125V 蓄電池）」の表 1-1 及び表 1-5 に示す、設計基準事故対処設備の電源が喪失後 1 分以降、連続的に給電される最大負荷電流の 702.7A に対し十分な余裕を有する 1800A/個とする。

2. 個数の設定根拠

125V 直流主母線盤 2A 及び 2B は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし、合計 2 個設置する。

2.6.29 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1

名	称	125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1
容	量	A/個
個	数	—
		1800 (定格電圧125V)
		2

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 は、以下の機能を有する。

125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、所内常設蓄電式直流電源設備である 125V 蓄電池 2A 及び 2B を 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B 並びに 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 へ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

また、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び直流電源喪失）した場合に、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備である 125V 代替蓄電池を 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 へ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とし、その後、可搬型代替交流電源設備である電源車を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギヤ（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）、モータコントロールセンタ（緊急用）、125V 代替充電器、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 を介して直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 の母線電圧は、接続される 125V 代替蓄電池の電圧と同じ 125V とする。

1. 容量の設定根拠

125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 は、125V 代替蓄電池の容量を直流負荷へ供給できる設計とする。

125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 の母線容量は、設計基準事故対処設備の電源が喪失後、連続的に給電される直流負荷のうち、最大となる直流負荷の容量を基に設計する。

125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 の母線容量は、添付書類「VI-1-1-4-8-1-2-1-2 設定根拠に関する説明書（電力貯蔵装置 125V 代替蓄電池）」の表 1-1 に示す、設計基準事故対処設備の電源が喪失後 1 分以降、連続的に給電される最大負荷電流の 77.3A に対し十分な余裕を有する 1800A/個とする。

2. 個数の設定根拠

125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし、合計 2 個設置する。

2. 6. 30 125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4

名 称	125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4	
容 量	A/個	1200 (定格電圧125V)
個 数	—	7

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4 は、以下の機能を有する。

125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4 は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、所内常設蓄電式直流電源設備である 125V 蓄電池 2A 及び 2B から 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B を介して 125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4 へ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4 の電圧は、下流に設置されている直流負荷の電圧と同じ 125V とする。

1. 容量の設定根拠

125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4 は、下流に設置されている直流負荷の容量を供給できる設計とする。

125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4 の負荷を表 1～表 7 に示す。

125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4 の容量は、表 1～表 7 に示す最大負荷電流 77.0A に対し、十分な余裕を有する 1200A/個とする。

表 1 125V 直流分電盤 2A-1 の負荷

負荷	負荷電流(A)
残留熱除去系(A)論理	0.3
原子炉隔離時冷却系制御	3.0
非常用ガス処理系(A)制御	0.7
その他の負荷	16.3
合計	20.3

表 2 125V 直流分電盤 2A-2 の負荷

負荷	負荷電流(A)
タービン系制御	6.1
原子炉再循環流量制御	3.0
その他の負荷	56.6
合計	65.7

表3 125V 直流分電盤 2A-3 の負荷

負荷	負荷電流(A)
原子炉系多重伝送	12.0
所内変圧器 2A 冷却制御	0.3
その他の負荷	17.7
合計	30.0

表4 125V 直流分電盤 2B-1 の負荷

負荷	負荷電流(A)
残留熱除去系(B)論理	0.3
非常用ガス処理系(B)制御	0.7
その他の負荷	13.8
合計	14.8

表5 125V 直流分電盤 2B-2 の負荷

負荷	負荷電流(A)
タービン系制御	13.8
励磁制御盤	0.8
その他の負荷	62.4
合計	77.0

表6 125V 直流分電盤 2B-3 の負荷

負荷	負荷電流(A)
原子炉系多重伝送	5.0
所内変圧器 2B 冷却制御	0.2
その他の負荷	14.5
合計	19.7

表7 125V 直流分電盤 2B-4 の負荷

負荷	負荷電流(A)
廃棄物処理系制御	1.2
廃棄物処理系多重伝送	33.4
その他の負荷	15.5
合計	50.1

2. 個数の設定根拠

125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2, 2B-3 及び 2B-4 は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に3個(A系)及び4個(B系)とし、合計7個設置する。



2.6.31 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B

名 称	125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B		
容 量	A/個	60(定格電圧125V)	
個 数	—	2	

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B は、以下の機能を有する。

125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、所内常設蓄電式直流電源設備である 125V 蓄電池 2A 及び 2B から 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B を介して 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B へ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

また、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備である 125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 を介して 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B へ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B の電圧は、下流に設置されている直流負荷の電圧に電圧降下を考慮して 125V とする。

1. 容量の設定根拠

125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B は、下流に設置されている直流負荷の容量を供給できる設計とする。

125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B の容量は、直流負荷に電力を供給する電磁接触器 1 個当たりの容量であることから、負荷のうち、電磁接触器 1 個当たりの最大電流を基に設計する。

電磁接触器 1 個当たりの負荷電流が最大となるのは、D/W ベント用出口隔離弁及び S/C ベント用出口隔離弁の 46A である。

したがって、125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B の容量は 46A に対し十分な余裕を有する 60A/個とする。

2. 個数の設定根拠

125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし、合計 2 個設置する。

2.6.32 125V 直流 RCIC モータコントロールセンタ

名	称	125V 直流 RCIC モータコントロールセンタ
容	量	A/個
個	数	—
		800(定格電圧125V)
		1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 125V 直流 RCIC モータコントロールセンタは、以下の機能を有する。

125V 直流 RCIC モータコントロールセンタは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、所内常設蓄電式直流電源設備である 125V 蓄電池 2A から 125V 直流主母線盤 2A を介して 125V 直流 RCIC モータコントロールセンタへ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

125V 直流 RCIC モータコントロールセンタの母線電圧は、上流に設置されている 125V 直流主母線盤 2A の電圧と同じ 125V とする。

1. 容量の設定根拠

125V 直流 RCIC モータコントロールセンタは、下流に設置されている直流負荷の容量を供給できる設計とする。

125V 直流 RCIC モータコントロールセンタの母線容量は、設計基準事故対処設備の電源が喪失後、連続的に給電される直流負荷のうち、最大となる直流負荷の容量を基に設計する。

125V 直流 RCIC モータコントロールセンタの母線容量は、添付書類「VI-1-1-4-8-1-2-1-1 設定根拠に関する説明書（電力貯蔵装置 125V 蓄電池）」の表 1-1 に示す、設計基準事故対処設備の電源が喪失後 1 分以降、連続的に給電される最大負荷電流の 702.7A のうち、原子炉隔離時冷却系真空ポンプ 45.0A 及び原子炉隔離時冷却系復水ポンプ 57.0A の合計 102.0A に対し十分な余裕を有する 800A/個とする。

2. 個数の設定根拠

125V 直流 RCIC モータコントロールセンタは、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

2.6.33 125V 充電器 2H

名	称	125V 充電器 2H
容	量	A/個
個	数	—
		50(定格電圧125V)
		1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 125V 充電器 2H は、以下の機能を有する。

125V 充電器 2H は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、非常用直流電源設備である 125V 蓄電池 2H による電力供給後、非常用交流電源設備である高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機をメタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）に接続し、動力変圧器（高圧炉心スプレイ系用）及びモータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）を介して 125V 充電器 2H へ接続することにより、125V 直流主母線盤 2H へ電力を供給できる設計とする。

125V 充電器 2H の電圧は、下流に設置されている 125V 直流主母線盤 2H の電圧と同じ 125V とする。

1. 容量の設定根拠

125V 充電器 2H は、上流に設置されるモータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）の容量を下流に設置される 125V 直流主母線盤 2H へ供給できる設計とする。

125V 充電器 2H の容量は、125V 蓄電池 2H による 8 時間給電以降において、負荷切離しを行わずに供給できる容量を基に設計する。

125V 充電器 2H の容量は、添付書類「VI-1-1-4-8-1-2-1-1 設定根拠に関する説明書（電力貯蔵装置 125V 蓄電池）」の表 1-9 に示す、125V 蓄電池 2H による 8 時間給電以降において連続的に給電される負荷電流 5A と充電電流 40A の合計 45A に対し十分な余裕を有する 50A/個とする。

2. 個数の設定根拠

125V 充電器 2H は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

2.6.34 125V 直流主母線盤 2H

名	称	125V 直流主母線盤 2H
容	量	A/個
個	数	—
		1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 125V 直流主母線盤 2H は、以下の機能を有する。

125V 直流主母線盤 2H は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、非常用直流電源設備である 125V 蓄電池 2H を 125V 直流主母線盤 2H へ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

125V 直流主母線盤 2H の母線電圧は、接続される 125V 蓄電池 2H の電圧と同じ 125V とする。

1. 容量の設定根拠

125V 直流主母線盤 2H は、125V 蓄電池 2H の容量を直流負荷へ供給できる設計とする。

125V 直流主母線盤 2H の母線容量は、設計基準事故対処設備の電源が喪失後、連続的に給電される直流負荷の容量を基に設計する。

125V 直流主母線盤 2H の母線容量は、添付書類「VI-1-1-4-8-1-2-1-1 設定根拠に関する説明書（電力貯蔵装置 125V 蓄電池）」の表 1-9 に示す、設計基準事故対処設備の電源が喪失後 1 分以降、連続的に給電される最大負荷電流の 5A に対し十分な余裕を有する 1200A/個とする。

2. 個数の設定根拠

125V 直流主母線盤 2H は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

2.6.35 125V 直流分電盤 2H

名	称	125V 直流分電盤 2H
容	量	A/個
個	数	—
		1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 125V 直流分電盤 2H は、以下の機能を有する。

125V 直流分電盤 2H は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、非常用直流電源設備である 125V 蓄電池 2H から 125V 直流主母線盤 2H を介して 125V 直流分電盤 2H へ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

125V 直流分電盤 2H の電圧は、下流に設置されている直流負荷の電圧と同じ 125V とする。

1. 容量の設定根拠

125V 直流分電盤 2H は、下流に設置されている直流負荷の容量を供給できる設計とする。

125V 直流分電盤 2H の負荷を表 1 に示す。

125V 直流分電盤 2H の容量は、表 1 に示す負荷電流 5.0A に対し、十分な余裕を有する 1200A/個とする。

表 1 125V 直流分電盤 2H の負荷

負荷	負荷電流(A)
トリップチャンネル(Ⅲ)計装	1.6
高圧炉心スプレイ系論理	0.7
その他の負荷	2.7
合計	5.0

2. 個数の設定根拠

125V 直流分電盤 2H は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

2.6.36 125V 代替充電器

名	称	125V 代替充電器
容	量	A/個
個	数	—
		700(定格電圧125V)
		1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 125V 代替充電器は、以下の機能を有する。

125V 代替充電器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び直流電源喪失）した場合に、可搬型代替交流電源設備である電源車を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギヤ（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）及びモータコントロールセンタ（緊急用）を介して 125V 代替充電器へ接続することにより、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 へ電力を供給できる設計とする。

125V 代替充電器の電圧は、下流に設置されている 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 の電圧と同じ 125V とする。

1. 容量の設定根拠

125V 代替充電器は、上流に設置されるモータコントロールセンタ（緊急用）の容量を下流に設置される 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 へ供給できる設計とする。

125V 代替充電器の容量は、125V 代替蓄電池による 24 時間給電以降において、負荷切離しを行わずに供給できる容量を基に設計する。

125V 代替充電器の容量は、添付書類「VI-1-1-4-8-1-2-1-2 設定根拠に関する説明書（電力貯蔵装置 125V 代替蓄電池）」の表 1-1 に示す、125V 代替蓄電池による 24 時間給電以降において連続的に給電される負荷電流 55.3A と充電電流 100A の合計 155.3A に対し十分な余裕を有する 700A/個とする。

2. 個数の設定根拠

125V 代替充電器は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

2.6.37 250V 充電器

名	称	250V 充電器
容	量	A/個
個	数	—
		400(定格電圧250V)
		1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 250V 充電器は、以下の機能を有する。

250V 充電器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合に、可搬型代替交流電源設備である電源車を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギヤ（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）及びモータコントロールセンタ（緊急用）を介して 250V 充電器へ接続することにより、250V 直流主母線盤へ電力を供給できる設計とする。

250V 充電器の電圧は、下流に設置されている 250V 直流主母線盤の電圧と同じ 250V とする。

1. 容量の設定根拠

250V 充電器は、上流に設置されるモータコントロールセンタ（緊急用）の容量を下流に設置される 250V 直流主母線盤へ供給できる設計とする。

250V 充電器の容量は、250V 蓄電池による 24 時間給電以降において、負荷切離しを行わずに供給できる容量を基に設計する。

250V 充電器の容量は、添付書類「VI-1-1-4-8-1-2-1-3 設定根拠に関する説明書（電力貯蔵装置 250V 蓄電池）」の表 1-1 に示す、250V 蓄電池による 24 時間給電以降において連続的に給電される負荷電流 206A と充電電流 150A の合計 356A に対し十分な余裕を有する 400A/個とする。

2. 個数の設定根拠

250V 充電器は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

2.6.38 250V 直流主母線盤

名	称	250V 直流主母線盤
容	量	A/個
個	数	—
		1800 (定格電圧250V)
		1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 250V 直流主母線盤は、以下の機能を有する。

250V 直流主母線盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び直流電源喪失）した場合に、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備である 250V 蓄電池を 250V 直流主母線盤へ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とし、その後、可搬型代替交流電源設備である電源車を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギヤ（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）、モータコントロールセンタ（緊急用）、250V 充電器及び 250V 直流主母線盤を介して直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

250V 直流主母線盤の母線電圧は、接続される 250V 蓄電池の電圧と同じ 250V とする。

1. 容量の設定根拠

250V 直流主母線盤は、250V 蓄電池の容量を直流負荷へ供給できる設計とする。

250V 直流主母線盤の母線容量は、設計基準事故対処設備の電源が喪失後、連続的に給電される直流負荷の容量を基に設計する。

250V 直流主母線盤の母線容量は、添付書類「VI-1-1-4-8-1-2-1-3 設定根拠に関する説明書（電力貯蔵装置 250V 蓄電池）」の表 1-1 に示す、設計基準事故対処設備の電源が喪失後 1 分以降、連続的に給電される最大負荷電流の 977A に対し十分な余裕を有する 1800A/個とする。

2. 個数の設定根拠

250V 直流主母線盤は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。